

秩父別町史

続三卷





町花「バラ」



町花木「つつじ」



町木「さくら」



町章

秩父別町章は、昭和28年に設定された紋章の糸を十字に配し、米作地秩父別を表していたものを現代的に表現したもので、きびしい風雪に耐えながら千古不斧の大密林を開拓された先人の屯田魂と理想に向かって雄々しく伸びる秩父別の未来を表徴したものである。三角形は秩父別の地形を象り、町民の安定と飛躍的發展を表し、糸は屯田魂と郷土愛を意味し、全体の形を秩父別の「チ」とする。旗の地色は白とし町民の清純を、青（紺）は、不屈の精神と安定、黄（きだいだい）は、郷土愛と發展を表徴する。



チーベルくん



秩父別町長 澁谷信人

## 発刊の辞

本町は、明治二八・二九年の両年にわたる屯田兵の開拓以来、脈々と一三〇年の歴史を重ね、令和六年六月二七日には、ファミリースポーツセンターにおきまして、開村一三〇年・町制施行六五周年・綾川町姉妹町締結四五周年記念式典を、町内外多数の皆様のご来臨を賜りまして、全町民の喜びの中、挙行することができました。

開拓以来の歴史を記録するため、過去に『秩父別村史』（昭和二九年）及び『秩父別町史』（昭和三九年・六二年・平成六年・二二年）を数度にわたり発行してまいりました。

今般、開村一三〇年を記念いたしましたして、平成二一年から令和五年に至る一五年間の歩みを収録・編纂し、「続三巻」として、この過程を後世に伝えることといたしました。



副町長 竹内 剛

教育長 早川 聡

先人が不撓不屈の開拓精神をもって、艱難辛苦を乗り越え、  
広遠な歲月の中で築き上げてこられた本町の歴史と文化を大切  
にしつつ、町民の皆様とともに英知を結集し、創意工夫を重ね  
「住んでよかった・生まれてよかったと思えるまちづくり」の  
実現に向け、いっそう努力を重ねてまいります。

「故郷秩父別」を、深い郷土愛のもと守り、発展させていく  
決意を新たにし、これからの町政を担わせていただきますこと  
は、私にとりまして大きな喜びであるとともに、大きな責任を  
感じているところであります。

本史の編集に携わられました各位に心から感謝を申し上げ、  
発刊の辞といたします。

令和八年二月

北海道秩父別町長 澁谷 信人



議長 大野 敬



副議長 藤岡浩文



町議会議員

歴代首長



第6代町長  
神 薮 武

歴代議長



第14代議長  
柴 田 壹 隆



第13代議長  
早 川 正 剛



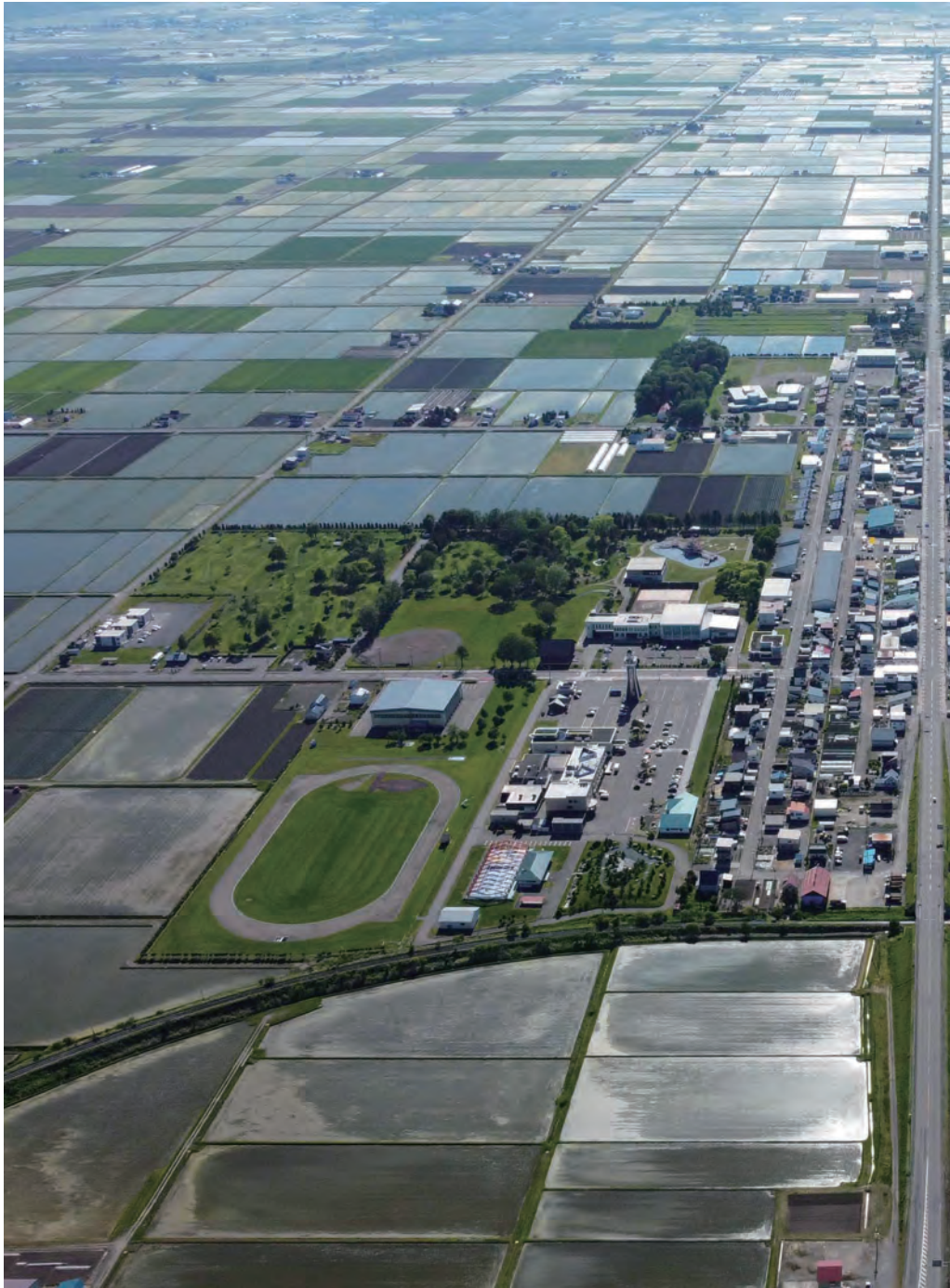
第16代議長  
寺 迫 公 裕



第15代議長  
土 井 享



秩父別町市街全景





子ども子育て応援宣言のまち（役場屋上看板）



認定こども園くるみ（運動会）



キッズスクエアちっくる



キュービックコネクション



新米普及マラソン大会



開村120年記念事業ウインターフェスティバル (花火)



開村130年・町制施行65周年・綾川町姉妹町締結45周年記念式典



ちっぷべつ夏まつり



キュービクワンダーランド



定住促進団地「いなほ団地」



稲刈り風景



田植え風景



トマトジュース「あかぎんちゃん」



緑のナポリタン



お米（ななつぼし・ゆめぴりか）



ブロッコリー

## 凡 例

一、本町史は、『秩父別町史 続二巻』（平成二二年一月発行）で記述されている内容以降の、おおむね平成二一年度から令和五年度までとしたが、掲載できる内容については最新のものを取り入れることとし、主な行政・民間の出来事を収録したものである。

一、常用漢字及び現代仮名遣いを用いた。ただし、固有名詞、歴史用語、専門用語などについては必ずしもこの原則によらず常用漢字の表外漢字や難読と思われる漢字には適宜ルビ（ふりがな）を付した。

一、資料の引用は、本文中はかぎかっこ（「」）で示し、長文の場合は改行の上、二字下げにして区別した。

一、本文の和数字は「万」「億」を単位として使い、四けたの表記とした。ただし統計表は算用数字を採用している。

一、文中の人名は、他の史書の前例にならない敬称を省略した。

一、図・表については、図表4-1-1-1のように編・章ごとにそれぞれ通し番号を付した。

一、単位の表記は、カタカナによる表記とした。

例えば、五ミリ、一〇（キ、平方メートル）、ムグラ、キムグラ、ヘク、センチ等

一、本町史執筆に参考として使用した資料は、巻末に一括して掲載している。

秩父別町史 続三卷 目次

発刊の辞

口 絵

凡 例

秩父別町長 澁谷 信人

第一編 概 説

第一章 道政と道内の動き	三
第一節 道政の動き	三
第二節 北海道経済の推移	六
第二章 北海道空知総合振興局の概況	八
第一節 進行する過疎化	八
第二節 地方自治の推移	九
第三節 産業構造の変化	一一
第四節 北海道空知総合振興局	一三

目次

第二編 行財政・町議会・選挙

第一章 地域構造と町民生活の変化……………一七

第一節 自然と環境……………一七

第二節 世帯数・人口の変遷……………一九

第三節 産業構造の変化……………二四

第四節 町民生活の変化……………二五

第二章 行 政……………二八

第一節 歴代町長の足跡……………二八

一 歴代町長・副町長……………二八

二 第一期神薮町政（平成一九年三月～二三年三月）……………二九

三 第二期神薮町政（平成二三年三月～二七年三月）……………三〇

四 第三期神薮町政（平成二七年三月～三一年三月）……………三二

五 第一期澁谷町政（平成三一年三月～令和五年三月）……………三五

六 第二期澁谷町政（令和五年三月～現在）……………三九

第二節 まちづくりの推進……………四一

一 秩父別町総合計画……………四一

二 秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略……………四二

三	秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画	四六
四	自主的・自発的なまちづくりと地域おこし協力隊	四九
五	広域行政の推進	五〇
六	行財政改革の推進	五六
七	住民基本台帳ネットワークシステム	五八
八	広報・広聴	五九
九	姉妹町交流	六二
一〇	町内会の活動	六五
一一	公社	六七
一二	行政委員会	六八
第三節	財政	七一
一	一般会計	七一
二	特別会計と企業会計	八三
三	町税等の収納状況とふるさと納税制度	一〇〇
四	町有財産	一〇九
第三章	町議会	一一五
第一節	町議会の役割	一一五

目次

第二節 町議会の開催と議員の活動	一六
第四章 選 挙	二五
第一節 選挙制度の改正	二五
第二節 選挙管理委員会	二九
第三節 選挙の執行状況と投票状況	三〇
第四節 有権者数	三三
第五章 記念式典と顕彰	三五
第一節 記念式典	三五
第二節 叙勲と褒章	三九
一 叙 勲	三九
二 褒 章	四〇
第三節 名誉町民	四一
第四節 町政功労者	四三
第六章 生活基盤の整備	四六
第一節 上水道事業	四六
第二節 下水道事業	四九
一 農業集落排水事業	四九

## 第三編 産業経済と労働

### 第一章 農 業

二 合併処理浄化槽	一五二
第三節 ごみ処理	一五三
第四節 住宅施策の展開	一五七
一 町営住宅	一五七
二 分譲住宅団地	一五八
三 住宅取得・改修支援と空き家対策	一五九
第一節 農業政策の流れ	一六三
第二節 農業経営の推移	一六五
第三節 農業振興事業	一七一
一 農業関係計画等の策定	一七一
二 町の農業振興施策等	一七三
三 各種補助事業による機械等の整備	一八一
四 日本型直接支払制度	一八二
五 土地改良事業	一八四

目次

第四節 稲作	一八五
一 北海道と秩父別町の米づくり	一八五
二 作付けと収量	一八九
三 産米改良	一九〇
第五節 畑作と果樹	一九九
一 畑作	一九九
二 野菜	二〇〇
三 花き	二〇二
第六節 畜産	二〇二
第七節 六次産業化	二〇三
第八節 農業被害	二〇六
第九節 農業関係機関と団体	二〇八
一 農業委員会	二〇八
二 北いぶき農業協同組合	二一一
三 農協関係団体	二二五
四 その他の農業関係団体	二二六
第二章 林業	二二二

第一節	森林資源	二二二
第二節	林業の振興	二二三
第三章	商工業	二二七
第一節	商工業を取り巻く環境	二二七
第二節	商工業の概況	二二八
第三節	商工業の振興	二二九
第四節	金融	二三九
第五節	秩父別町商工会	二四一
第六節	関係団体	二四七
第四章	観光・レジャーと物産	二五一
第一節	観光概況	二五一
第二節	秩父別町の観光振興策	二五二
第三節	観光施設	二五五
一	秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」	二五五
二	バラの庭園「ローズガーデンちっぶべつ」	二五八
三	秩父別町交流体験農園「なつみの里」	二六〇
四	秩父別町観光体験牧場「めえーめえーランド」	二六一

目次

五	道の駅「鐘のなるまち・ちつぶべつ」	二六二
六	開基百年記念塔と世界の鐘	二六三
七	キッズスクエアちつくる	二六四
八	キュービックコネクション	二六五
九	こども冒険の森公園	二六六
一〇	日本庭園「百禄園」 <small>ひゃくろくえん</small>	二六六
一一	その他の公園	二六七
第四節 観光・レジャーイベント		
一	秩父別とんでんまつり	二六八
二	ちつぶフェスティバル in ローズガーデン	二六九
三	ちつぶ納涼盆踊り大会	二七〇
四	キュービックワンダーランド@ちつぶべつ	二七〇
五	ちつぶべつ冬のアクティビティ	二七一
第五節 物産		
一	秩父別町の特産品	二七二
二	特産品の研究開発	二七四
三	販売促進	二七五

第六節	観光入り込み客数	二七六
第七節	秩父別町観光協会	二七七
第五章	労働	二七八
第一節	労働関係法令の変遷	二七八
第二節	最低賃金の保証	二八〇
第三節	労働組合	二八一

## 第四編 教育

第一章	教育行政	二八五
第一節	教育制度の変遷	二八五
第二節	教育委員会と教育振興	二八九
一	教育委員会	二八九
二	教育振興	二九一
第二章	学校教育	二九八
第一節	秩父別小学校	二九八
第二節	秩父別中学校	三〇一
第三節	特別支援教育	三〇六

目次

第四節	学校給食	三〇八
第五節	教育関係機関・団体	三〇九
第三章	社会教育	三一〇
第一節	社会教育委員	三一〇
第二節	社会教育推進計画の策定	三一二
第三節	生涯学習	三一三
一	生涯学習事業の推進	三一三
二	生涯学習施設の整備と活用	三一九
三	生涯学習関係の機関・団体	三二三
第四節	体育・スポーツ	三二四
一	体育・スポーツ振興事業の推進	三二四
二	体育・スポーツ大会の開催・関係機関	三二六
1	スポーツ大会	三二六
2	陸上競技	三二七
3	球 技	三二九
三	体育・スポーツ施設の整備	三三二
四	体育・スポーツ関係機関・団体	三三七

第五節 文 化	三三九
一 文化事業の推進	三三九
二 文化施設の整備と事業推進	三四〇
三 文化財の保護	三四三
四 文化関係団体と文化活動	三四四
1 文化連盟	三四四
2 町民の文化活動	三四六

## 第五編 社会福祉

第一章 概 説	三五一
第一節 福祉制度	三五一
第二節 町の福祉政策	三五五
第二章 福祉事業の推進	三五八
第一節 福祉事業	三五八
一 生活保護と生活福祉資金	三五八
二 児童福祉	三五九
三 母子福祉	三六三

目次

四 障がい児(者)福祉	三六四
五 高齢者福祉	三七〇
第二節 国民年金	三七五
第三章 福祉施設	三七九
第一節 児童施設	三七九
第二節 高齢者福祉施設	三八一
第四章 福祉関係機関・団体	三八六

第六編 保健衛生と環境保全

第一章 医療機関と保健予防	三九三
第一節 医療制度の変遷と医療施設	三九三
第二節 疾病の状況	三九五
第三節 保健・予防活動	四〇三
第四節 機関・団体	四〇八
第二章 国民健康保険	四〇九
第三章 生活環境	四二六
第一節 墓地と火葬	四二六

第二節	生活環境の緑地と美化	四二七
第三節	環境保全	四二八

## 第七編 治安と防災

第一章	警    察	四三三
-----	--------	-----

第一節	司法に関わる法改正	四三三
-----	-----------	-----

第二節	機構・組織	四三六
-----	-------	-----

第三節	犯罪と防犯活動	四三七
-----	---------	-----

第四節	交通安全	四三九
-----	------	-----

第二章	消    防	四四三
-----	--------	-----

第一節	消防法の変遷	四四三
-----	--------	-----

第二節	深川地区消防組合深川消防署秩父別支署	四四四
-----	--------------------	-----

第三節	秩父別消防団	四四六
-----	--------	-----

第四節	火災と救急	四四七
-----	-------	-----

第五節	消防水利と消防機械設備	四四八
-----	-------------	-----

第六節	自然災害	四四九
-----	------	-----

第七節	関係団体	四五一
-----	------	-----

第八編 交通・運輸と通信

第一章 交通・運輸	四五五
第一節 鉄道	四五五
第二節 バスとハイヤー	四五八
第三節 自動車	四五九
第二章 道路	四六一
第一節 道路の概況	四六一
第二節 町道	四六二
第三節 国道	四六五
第四節 国道	四六七
第五節 橋梁	四六九
第六節 除排雪	四七〇
第三章 通信	四七三
第一節 郵便	四七三
第二節 電気通信	四七四

第九編 宗 教

第一章 神社と教会……………四七九

第一節 神 社……………四七九

第二節 教 会……………四八二

第二章 寺院と祠堂……………四八三

第一節 寺 院……………四八三

秩父別町年表（平成二三年一月一日以降）

年 表……………四八九

主な参考文献……………五一二

あとがき……………五一四

秩父別町史 続三巻 校閲・担当者一覧……………五一五



第一編  
概  
說



# 第一章 道政と道内の動き

## 第一節 道政の動き

高橋道政から鈴木道政へ  
北海道では昭和二二年に都道府県知事の公選が導入されてから、統一地方選挙の日程に北海道知事の選挙が行われることとなった。

平成二三年四月一日の知事選挙は四人が立候補を表明し、自民党推薦、公明党支持の高橋はるみが当選となった。高橋知事は平成二三年の選挙では四期目の再選となった。

高橋知事の任期満了に伴う平成三一年四月七日の北海道知事選挙では、元東京都職員で夕張市長であった鈴木直道が初当選した。これは、全国から注目された最年少である三八歳での北海道知事の誕生であった。

その後、令和五年四月九日の知事選挙で再選となり、この時の秩父別町の総投票数は一二六八票であったが、うち一〇六九票が鈴木直道へ投票された。

鈴木知事は、地域の課題を共有し、道の政策に反映することを目的に全道をくまなく回る取り組みを行い、全道一七九市町村の訪問も令和五年時点で、四巡目に突入した。

北海道の行政組織改革  
平成二二年四月一日、「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」が施行された。これにより、明治五年に北海道開拓使の出先機関として札幌に開拓使本庁、函館、根室、

宗谷、浦河及び樺太にそれぞれ支庁が設置されて以来続いてきた「支庁」の名称が消滅し、九つの「総合振興局」と五つの「振興局」に再編された。

同時に、幌加内町が空知支庁から上川総合振興局に移行、幌延町が留萌支庁から宗谷総合振興局に移行した。

**市町村合併の推進** 人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化に対応し、また、地方分権改革の進展に伴い市町村が行政の主役として住民に多様な行政サービスを提供し続けていくために、平成一年に

「市町村の合併の特例に関する法律」（旧合併特例法）が改正された。また、平成一七年には「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併新法）が制定され、いわゆる「平成の合併」として全国的に市町村合併が積極的に推進された。全国より早く人口減少が始まり、全国を上回る早さで少子高齢化が加速してきた北海道は、市町村の行財政基盤の充実・強化が課題となっていた。

このため、道としては、旧合併特例法に基づく「北海道市町村合併推進要綱」の策定、合併新法に基づく「北海道市町村合併推進構想」の策定をはじめ、市町村や住民に対して様々な情報を提供するとともに、市町村とのきめ細かな意見交換や地域の実情に応じた助言を行うなど、地域における自主的な合併に向けた話し合いのための環境づくりに努めた。

このような状況の中で、多くの市町村において合併に向けた議論が行われ、その結果として、平成一一年三月末時点で二二二（三四市、一五四町、二四村）あった北海道の市町村数は、一七九（三五市、一二九町、一五村）となった。

合併前後における人口規模別市町村数を見ると、北海道は、人口一万人未満の市町村の数が一一七（平成二一年一二月三一日）と、道内全市町村の六五・四割を占めていた。全国の人口一万人未満の四五八市町村（平成二二年

図表 1-1-1 北海道の市町村数

時 点	市	町	村	計
平11・3・31現在	34	154	24	212 (218)
18・3・31現在	35	130	15	180 (186)
21・10・5 現在	35	129	15	179 (185)

※括弧内は北方領土6村を含めた数

参考：北海道ホームページ

図表 1-1-2 北海道の市町村合併の状況（平成16年以降）

合併期日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
平16・12・1	函館市	函館市・戸井町・恵山町・ 榎法華村・南茅部町	編入
17・4・1	森町	森町・砂原町	新設
17・9・1	せたな町	大成町・瀬棚町・北檜山町	新設
17・9・1	士別市	士別市・朝日町	新設
17・10・1	遠軽町	生田原町・遠軽町・丸瀬布 町・白滝村	新設
17・10・1	石狩市	石狩市・厚田村・浜益村	編入
17・10・1	八雲町	八雲町・熊石町	新設
17・10・11	釧路市	釧路市・阿寒町・音別町	新設
18・2・1	北斗市	上磯町・大野町	新設
18・2・6	幕別町	幕別町・忠類村	編入
18・3・1	伊達市	伊達市・大滝村	編入
18・3・1	日高町	日高町・門別町	新設
18・3・5	北見市	北見市・端野町・常呂町・ 留辺蘂町	新設
18・3・20	枝幸町	枝幸町・歌登町	新設
18・3・27	岩見沢市	岩見沢市・北村・栗沢町	編入
18・3・27	名寄市	名寄市・風連町	新設
18・3・27	安平町	早来町・追分町	新設
18・3・27	むかわ町	鶴川町・穂別町	新設
18・3・27	洞爺湖町	虻田町・洞爺村	新設
18・3・31	大空町	東藻琴村・女満別町	新設
18・3・31	新ひだか町	静内町・三石町	新設
21・10・5	湧別町	上湧別町・湧別町	新設

資料：北海道ホームページ

三月五日総務省告示ベース）のうち四分の一以上を北海道が占めている状況にあった。  
市町村合併により、道内市町村の平均人口は、三万一四三九人となったが、全国市町村の平均人口六万九〇二六人の二分の一以下となっている。

一方、道内市町村の平均面積は、平成二二年三月末には四三八平方<sup>キロメートル</sup>となり、全国市町村の平均面積二二五平方<sup>キロメートル</sup>の約二倍となっている。市町村合併の進展により、他都府県と北海道の面積規模の差は縮小した。

## 第二節 北海道経済の推移

### 人口の推移

総務省「国勢調査」「人口統計」によると全国的に人口が減少傾向にある。北海道では平成九年の約五七〇万人をピークとして減少に転じ、令和四年には約五一四万人まで減少した。これは少子化の傾向に歯止めがかからないことが原因である。

平成一四年の合計特殊出生率は一・三二であり前年の一・三三を〇・〇一<sup>ポイント</sup>下回り、過去最低を更新した。我が国の合計特殊出生率は、昭和二二年には四・五四であったが、昭和三五年頃にかけて低下し、昭和三〇年代から四〇年半ばの高度成長期には、昭和四一年の丙午（ひのえうま）を挟んで、二・〇前後で安定していた。その後、再び低下傾向となり、平成元年のいわゆる「一・五七ショック」を経て、平成一四年の一・三二に至っている。これは、人口水準を維持するために必要とされる二・〇七をはるかに下回っている。こうした出生率の実績は、五年ごとに行われる「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」において見通しされた出生率を下回っており、予想を超える勢いで少子化が進んできた。令和三〇年頃には一・一〇に到達すると見込まれている。

### 経済規模と成長率

令和二年度の北海道の総生産は一九兆七二五六億円で、経済成長率はマイナス五・二<sup>パーセント</sup>である。

また、産業別構成比は、第一次産業が四・〇割（全国一・〇割）、第二次産業が一八・〇割（全国二五・八割）、第三次産業が七七・二割（全国七二・七割）である。このことから、全国に比べて第一次産業と第三次産業の割合が高いことが分かる。一方、第二次産業の割合は低く、特に製造業では北海道は九・九割（全国二〇・〇割）である。

令和二年には新型コロナウイルスの影響もあり経済は低迷したが、今後の道内経済は、半導体製造の量産化を目指し本格化するラピダス社の工場建設を受けて設備投資は大幅な増加を見込んでいるほか、脱炭素やデジタル化に関連した投資も支援材料となりそうである。また着実に持ち直しているインバウンドによる観光消費も、サービス輸出の増加を通じて道内経済を後押しする見込みである。

## 第二章 北海道空知総合振興局の概況

### 第一節 進行する過疎化

#### 人口と世帯数の推移

令和二年の国勢調査では、北海道の総人口は五二万四六一四人で、前回調査（平成二十七年国勢調査）の五三万八七一七三三人と比較すると、一五万七二一九人減少（△二・九割）している。昭和六〇年までは増加してきたが、平成二年に初めて減少した（平成二年国勢調査）。その後、平成七年に一旦増加し平成九年には約五七〇万人となったが、平成一二年には再度減少に転じた。その後も減少が続いている。

一方、空知総合振興局を見ると、平成二二年の国勢調査では人口三三万六二五四人、平成二七年三〇万八三三六人、令和二年二八万一九六四人であり、平成二二年から令和二年の一〇年間で五万四二九〇人減少し、減少推移をたどっている。

また、世帯数は、平成二二年一四万一一七四世帯、平成二七年一三万三八七三世帯、令和二年一二万七七一一八世帯であり、過疎化が進んでいる。

**少子高齢化と生産 年齢別の人口構成を見ると、平成二二年の年少人口（〇歳～一四歳）は三万五一一六人、生産年齢人口の減少 年齢人口（一五歳～六四歳）は一九万三一五七人、高齢人口（六五歳以上）は一〇万七八六三人であった。これが平成二七年には年少人口二万九四五九人、生産年齢人口一六万四七三三人、高齢人口一二万三三**

六四人へと推移し、令和二年には、年少人口二万五〇四四人、生産年齢人口一四万二〇六六人、高齢人口一二万三二四二人へと推移した。この一〇年間で、年少人口は二九割の減少、生産年齢人口は二七割の減少に対し、高齢人口は四・八割の増加となり少子高齢化の現象が起きている。

## 第二節 地方自治の推移

### 管内の市町村合併

平成一八年三月二七日、岩見沢市と栗沢町、北村の三市町村による岩見沢市への編入合併が行われた。名称は岩見沢市のままで、空知管内では最初の合併となったが、その後、空知管内では合併は行われてない。

地方自治体の 令和五年七、一〇月に北海道の職員訪問による空知管内の市町村・地域住民意見聴取が行われた。課題と現状 対象は各振興局地域の一次産業の従事者、団体、商工会議所、商工会、観光団体、医療、介護福祉等の役職者、職員、地域づくりを担っている住民であった。

調査目的は、「新たな総合計画」及び「次期北海道創生総合戦略」の検討であった。北海道の将来や目指す姿、直面する重要課題、各地域の持続的発展に向けた潜在力などについて、様々な世代や地域、職種から幅広く丁寧な道民の意見を把握するため、意見聴取等を行った。

空知管内の市町村、地域住民からの地域への課題は、次のとおりであった。

### 〈市町村〉

## 課題

- ・ 地域おこし協力隊の応募がない状況が続いており、受け入れのためより魅力のある環境を作るなどして、今後も活用していきたい。
- ・ コロナ禍の影響で、ふるさと納税の返礼品として米の定期便を選択するリピーターが増え、寄付額の増加につながったが、徐々にコロナが終息しつつあることから、外出機会が増えることにより米の定期便を選択しないことも考えられ、これまでの寄付額が維持できるか危惧している。

## 地域の強み・今後の方向性

- ・ 地域おこし協力隊は関係人口の創出につながるなど、良い制度であると認識しており、この制度を活用して移住定住者の増加につなげていきたい。
- ・ ふるさと納税に力を入れており、ものづくりの町の強みを活かした返礼品を揃えPRした結果、件数、金額とも伸びており、特にリピーターの力が大きいと考えている。

## 〈地域住民〉

## 課題

- ・ 地域農業における女性活躍の場の拡大が必要である。
- ・ 地元では二〇年後に人口は半分になると予測され、都市部の工場では他業種と競合し人材の確保が難しいことから、会社を継続できる人材が確保できるか不安である。
- ・ 看護師不足が深刻であり、看護体制維持のため病棟を閉鎖する診療科が生じている。

- ・道が設定する連携地域と実際の生活圏が一致していない状況であり、新しい生活圏や振興局を越えた単位で様々なビジョンを考える必要がある。

#### 地域の強み・今後の方向性

- ・外国人は北海道の食べ物、特に刺身や寿司が魅力的という声が多いことから、生食ができない国に向け、北海道として食の安全性をもっとPRするとよい。
- ・環境に配慮した取り組みを評価され、世界的企業からの受注を相次いで受けることができたことから、ゼロカーボン推進は木材産業にとって追い風であると感じている。
- ・地域が価値と考えるものを育てることが大事であり、地域への誇りと愛着があれば解決できることも多いことから、シビックプライドも重要である。

一方、全国の地方自治体の課題として、人口減少による生活利便性の低下、高齢化による労働力不足、働き口の減少、経営者の後継者不足などが挙げられる。

### 第三節 産業構造の変化

#### 農 業

空知管内の農業は、耕地面積が一万三六〇〇畝（令和三年）と全道の約一〇割を占めている。広大な農地と豊かな水資源を活用し、全道一の作付を誇る稲作を主体として地域の特色を活かし、小麦・大豆など土地利用型の畑作や野菜・花きなどの園芸を取り入れた多様な水田農業を展開している。

北海道空知総合振興局によると販売農家戸数、自給的農家数を合わせた総農家数は、平成二二年に九一六五戸を数えたが、令和二年には六六〇〇戸と約二八割減少している。また、農業就業人口（販売農家）では、平成二二年に一七八九二人を数えたが、平成二七年には一万六四一三人と約一割減少している。

これは、高齢化の進行や後継者不足などが要因とされている。農業産出額は、水稲や野菜を中心に平成二七年一〇二九億九〇〇万円であったが、令和三年には一〇一八億五〇〇〇万円と約一・二割の減少である。

## 商 業

平成二八年の空知管内の卸・小売業を合わせた事業所数は二七六〇（全道の六割）、従業者数は一万八六二人（全道の五割）、年間商品販売額は五〇〇一億円（全道の三割）となっているが、その後令和三年には事業所数は二四七二、従業者数は一万七八四四人で事業所数は約一一割の減少、従業者数は約二割の減少となった。

原因として、大規模小売店の郊外への進出や後継者不在等を理由に商店が減少し、中心市街地の空洞化や商店街の衰退、買い物弱者の発生など、地域のコミュニティ維持に様々な問題が生じていることから、現在、各市町では商店街などに人を呼び戻すための取り組みを進めているところである。

## 工 業

空知管内の令和三年の製造品出荷額等は約二五〇一億円である。これは、本道全体の製造品出荷額等五兆五二〇八億円の四・五割を占めていることになる。業種別では、「食品製造業」が七六六億円（構成比三〇・六割）と最も多い。次に「金属製品製造業」三七二億円（同一四・九割）、「プラスチック製品製造業」一八一億円（同七・二割）、「化学工業」一六五億円（同六・六割）、「窯業・土石製品」一六二億円（同六・五割）の

順である。これら上位五業種で管内製造品出荷額等の六五・八割を占めている。石炭産業から培ったものづくり技術の蓄積や地域の豊かな農産物を活用して付加価値を高める企業が、空知地域の工業を支えていることが分かる。

## 第四節 北海道空知総合振興局

機構・組織  
令和六年四月一日現在の空知総合振興局の組織は、次のとおりである。

総合振興局直轄

総務課／課税課／納税課／深川道税事務所

地域創生部

地域政策課

保健環境部

保健行政室（岩見沢保健所）／社会福祉課／環境生活課／滝川地域保健室（滝川保健所）／深川地域保健室（深

川保健所）／児童相談室

産業振興部

商工労働観光課・空知ワイン室／農務課・空知スマート農業推進室／空知農業改良普及センター／調整課／整備

課／東部耕地出張所／南部耕地出張所／北部耕地出張所／林務課

森林室

森林室

建設管理部

札幌建設管理部

出先機関

空知家畜保健衛生所／岩見沢食肉衛生検査所

平成二一年以降の空知総合振興局長は、次のとおりである。

坂井秀利(平21・4・1～22・3・31)、羽貝敏彦(22・4・1～23・5・31)、武田裕二(23・6・1～25・3・31)、山根康徳(25・4・1～27・5・31)、金田幸一(27・6・1～29・3・31)、佐々木誠也(29・4・1～令元・5・31)、青木誠雄(元・6・1～2・3・31)、高野瑞洋(2・4・1～3・3・31)、白石俊哉(3・4・1～5・5・31)、鈴木賢一(5・6・1～7・3・31)

第二編 行財政・町議会・選挙



# 第一章 地域構造と町民生活の変化

## 第一節 自然と環境

**地 勢** 秩父別町は、北海道空知総合振興局管内の東経一四一度五七分、北緯四三度四五分に位置する。石狩平野の北端にあり、面積は四七・一八平方キロメートルを有している。面積の七〇割を農地が占める純農村地帯であり、町域の東部に標高約一二〇メートルの丘陵地があるほかは、おおむね平坦地となる。市街地の周辺部には水田が広がり、北部から西部にかけて雨竜川が流れる、恵み豊かな田園の町である。

**気 象** 空知地方北部にある秩父別町は、海には一切面しておらず、北海道の内陸部にあることから、気象は内陸型である。夏と冬では寒暖の差が激しく、夏期は高温多湿で、基幹作物となる水稻栽培に適している。冬期は特別豪雪地帯に指定されるなど、積雪が多い。年間降雪量は平成三〇年以降減少傾向にあるが、令和四年は再び増加した。

令和四年一月には、気象庁が町内五条一丁目（東栄会館敷地）に気象観測用機器（アメダス）を設置し、気温、降水量、積雪量などの観測を開始した。今後



アメダス

は、農作業での活用はもとより、水害予測などにも役立てることが期待される。

土地の利用状況

秩父別町は、明治二八、二九年に先人たちのたくましい精神や努力によって築かれた町である。開拓以来発展を遂げた、道内有数の良質米産地として現在に至る。農用地面積は近年ほぼ変わらず、土地全体の約七〇割を占めている。

秩父別町は、明治二八、二九年に先人たちのたくましい精神や努力によって築かれた町である。開拓以来発展を遂げた、道内有数の良質米産地として現在に至る。農用地面積は近年ほぼ変わらず、土地全体の約七〇割を占めている。

図表 2-1-1 年次別気象状況

年	気温			年間 降水量 (mm)	年間 降雪量 (cm)	最大 積雪深 (cm)	年間 日照時間 (h)
	平均	最高	最低				
平21	6.7	31.2	-23.2	1,162.5	735	112	欠測
22	7.2	32.9	-23.5	597.0	746	111	欠測
23	6.8	31.2	-22.5	1,355.0	983	104	1,635.6
24	6.8	31.3	-24.1	1,173.0	850	142	1,601.6
25	6.8	31.7	-24.3	998.0	747	138	1,513.2
26	6.7	33.6	-26.6	1,113.0	722	121	1,830.2
27	7.5	29.7	-25.0	891.0	707	100	1,674.1
28	6.8	31.4	-22.7	1,032.5	885	82	1,637.0
29	6.6	32.2	-26.5	963.0	603	83	1,637.1
30	7.0	33.4	-23.4	1,189.0	675	138	1,589.9
令元	7.2	32.6	-21.3	931.5	661	100	1,713.9
2	7.5	33.4	-28.7	861.0	567	60	1,614.8
3	7.7	36.1	-24.0	842.0	554	122	1,615.4
4	7.6	31.2	-23.9	893.5	712	122	1,676.7
5	8.1	35.1	-29.9	1,429.5	832	160	1,557.3

資料：秩父別町勢要覧

図表 2-1-2 土地利用別面積の推移

(単位：ha、%)

利用状況		年度	平22	27	30	令4	5
総面積	実数	4,726	4,718	4,718	4,718	4,718	4,718
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農用地	実数	3,335	3,312	3,314	3,311	3,313	3,313
	比率	70.5	70.2	70.2	70.2	70.2	70.2
林地	実数	348	346	326	332	331	331
	比率	7.4	7.4	6.9	7.0	7.0	7.0
宅地	実数	161	165	170	170	170	170
	比率	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.6
沼・原野	実数	155	157	134	133	127	127
	比率	3.3	3.3	2.8	2.8	2.7	2.7
その他	実数	727	738	774	772	777	777
	比率	15.4	15.6	16.5	16.4	16.5	16.5

資料：土地に関する概要調査報告書

林地が増少の傾向を見せる中、宅地面積は僅かではあるが増加傾向にある。また、林地と同様に、沼・原野は減少傾向を示している。

## 第二節 世帯数・人口の変遷

### 過疎化の進行

過疎化の原因は、地元産業の停滞や衰退による労働者の受け皿が小さくなってきたことや、少子高齢化などが考えられる。加えて、生活環境や産業構造の変化などによる都市と地方との地域間格差が、都市への一極集中を生み出した結果ともいえる。

人口動態で分析すると、人口の減少は、ほぼ毎年死亡が出生を、転出が転入を上回っていたことによる。出生については、近年では平成二六年が最高数、平成一七年が最低数となるが、自然動態における出生は、昭和時代までは死亡を上回っていた。しかし、平成時代に入り増減にばらつきはあるものの、死亡が出生を超えるようになった。社会動態で見ても、戦後の高度経済成長期から令和二年度まで一部の年度を除き、転出が転入より多いため、人口の減少は加速度を増した。

秩父別町の人口は、昭和一五年以降に急増し、昭和三〇年に七〇四八人を数え、人口のピークは、昭和三二年の七一三三人であった。以降は都市部への人口流出など、高度経済成長に伴って昭和五〇年まで大幅な減少が続いたが、その後は減少の幅が小さくなっていった。

日本の人口減少は平成二〇年から始まったとされ、秩父別町では、人口減少対策として移住定住対策、子育て支援をこれまでも進めていたが、人口減少は年を追うごとに進行しているのが現状である。国が平成二六年一月に公布

した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少問題を克服し、自立的で持続的な活力あるまちを維持するため、平成二十七年一〇月に「秩父別町人口ビジョン」及び「秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。平成三〇年一月一日付の人口は前年よりも三人増えて、二四三六人となった。これは実に三四年ぶりの増加である。この一年間で人口が増加となった自治体は、空知管内では秩父別町のみであった。

増加の要因としては、まちづくりにおける人口減少対策を最重要課題に掲げ、国の方針や他に先駆けた子育て支援の取り組みが奏功したものと考えられる。具体的には、これまで実施してきた「高校三年生までの医療費の無料化」「第一子から第三子までの出産祝い金の支給」「子育て世帯の水道基本料金全額助成」などの施策に加えて、平成二九年四月からは新婚・子育て世帯を対象とする家賃助成や引っ越し費用の助成制度の新設、さらには、屋内遊戯場「キッズスクエアちつくる」がオープンするなど、各種移住定住支援や子育て支援の充実が挙げられる。令和時代を迎え、令和二年一月一日付の人口は二四〇一人まで落ち込んでいるが、秩父別町では人口動態の現状を分析し、これから目指すべき将来を見据えた展望に向け、実践中である。

### 少子高齢化と核家族化

日本社会の背景にある少子高齢化によって、人口の年齢構成が大きな変化を見せるようになって久しい。総人口の四人に一人が六五歳以上の高齢者となり、生産年齢人口（一五～六四歳）や一四歳以下の年少人口は減少を続けている。秩父別町でも生産年齢人口を中心に人口は流出し、出生数の減少も相まって、少子高齢化は進んでいる。町内の高校・大学卒業者の就業動向をとってみても、町内で働くのは農業や自営業の後継者、若しくは地元や近隣市町の企業に雇用される一部の者のみである。

また、世帯構成については全国的な傾向ではあるが、秩父別町でも昭和三〇年代後半に世帯構成人員数が五人台に

図表 2-1-3 世帯数と人口の推移

年	世帯数	人 口			1 戸平均 人口
		総数	男	女	
平21	1,170	2,855	1,367	1,488	2.44
22	1,161	2,792	1,338	1,454	2.40
23	1,168	2,769	1,333	1,436	2.37
24	1,154	2,727	1,315	1,412	2.36
25	1,153	2,682	1,280	1,402	2.33
26	1,142	2,646	1,255	1,391	2.32
27	1,138	2,614	1,232	1,382	2.30
28	1,127	2,537	1,200	1,337	2.25
29	1,097	2,433	1,152	1,281	2.22
30	1,119	2,436	1,142	1,294	2.18
令元	1,125	2,424	1,136	1,288	2.15
2	1,123	2,401	1,122	1,279	2.14
3	1,122	2,365	1,100	1,265	2.11
4	1,118	2,331	1,082	1,249	2.08
5	1,097	2,297	1,079	1,218	2.09

※各年1月1日現在

資料：秩父別町

減り、四〇年代に四人台へ、五〇年代に三人台へと急減し、「核家族化」が進んだ。世帯構成は減少をたどり続け、人口は減少する反面、時代が平成、令和へと変わっても、世帯数がほぼ二一〇〇前後で安定していることも、核家族化による現象といえる。核家族化の傾向に加えて、生活の利便性からも、農家地区から市街地区への移入が増加傾向にある。

図表 2-1-4 人口動態の推移

年	自然動態			社会動態				外国人	人口 増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	その他	増減		
平21	18	55	△37	69	128	1	△58	1	△94
22	13	48	△35	79	102	△2	△25	△3	△63
23	16	47	△31	87	75	△4	8	0	△23
24	19	47	△28	62	79	2	△15	1	△42
25	11	52	△41	75	79	1	△3	△1	△45
26	19	57	△38	71	68	△1	2		△36
27	17	41	△24	81	91	2	△8		△32
28	18	39	△21	51	107		△56		△77
29	10	45	△35	57	126		△69		△104
30	13	46	△33	99	64	1	36		3
令元	12	36	△24	88	76		12		△12
2	19	31	△12	73	85	1	△11		△23
3	14	37	△23	67	80		△13		△36
4	8	46	△38	69	65		4		△34
5	15	45	△30	81	85		△4		△34

※各年1月1日現在

※平成26年以降は、住民基本台帳に外国人の動態も含む。

資料：秩父別町

図表 2-1-5 年齢（5歳）別男女人口構成の推移

年齢 構成	平23			28			令3			5		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～4	31	44	75	41	46	87	31	36	67	36	34	70
5～9	35	34	69	34	41	75	41	48	89	39	45	84
10～14	65	47	112	29	31	60	31	42	73	37	40	77
15～19	67	61	128	58	45	103	26	32	58	21	37	58
20～24	61	46	107	45	40	85	50	47	97	43	36	79
25～29	61	38	99	47	47	94	39	25	64	48	34	82
30～34	61	56	117	56	45	101	51	50	101	42	35	77
35～39	71	63	134	60	58	118	55	55	110	63	68	131
40～44	72	76	148	64	57	121	60	58	118	55	47	102
45～49	66	82	148	73	75	148	60	55	115	63	52	115
50～54	100	81	181	66	77	143	71	74	145	70	75	145
55～59	99	92	191	98	82	180	68	82	150	65	74	139
60～64	113	124	237	101	91	192	96	83	179	84	92	176
65～69	98	113	211	109	124	233	95	84	179	96	83	179
70～74	91	122	213	92	107	199	103	121	224	98	99	197
75～79	126	138	264	76	111	187	84	106	190	82	108	190
80～	116	219	335	151	260	411	139	267	406	137	259	396
合 計	1,333	1,436	2,769	1,200	1,337	2,537	1,100	1,265	2,365	1,079	1,218	2,297

※各年1月1日現在

資料：秩父別町

### 第三節 産業構造の変化

業種別事業所と 秩父別町の基幹産業である農業は、後継者不足や高齢化に伴う離農によって農家戸数が減少し、従業員数の推移 農地の集約化が進んだが、昭和四五年に施行された過疎地域対策緊急措置法から令和三年施行の

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき実施した、産業基盤、交通通信体系、生活環境等の整備や作業の機械化・大型機械の導入、ICTを活用した自動操舵技術・ドローンなど、新たな省力化生産技術の普及により、経営面積を拡大することが可能となった。また、多数の農家が大規模経営を望んでいたことも相まって、一戸当たりの経営面積が拡大していった。しかし、総農家戸数の減少に伴い、農地の引き受け意向を示す農家戸数は減少傾向にあるのが現状である。今後はさらに省力化技術の普及、基盤整備、低コスト化、農用地の利用集積と集約化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保していくことが必要不可欠といえる。

商業については、過疎化の進行や交通網の整備により、消費経済圏が広がったことなどから、地域内における経済活動が停滞している。農作物や特産品など、地元の資源を有効活用できる商工業の振興が今後の課題ともいえる。将来的には、福祉の面から見ても町内の高齢者が買い物をしやすい商店を維持、確保できる環境づくりを遂行する必要がある。

事業所数やその従業員数について、業種別に比較すると、平成二一年度と二八年度では、農林水産業及び建設業は、微減ではあるがいずれの数値も減少している。金融・保険業は一事業所減り、従業員数は激減している。製造業は二事業所が増加、従業員数は倍増した。サービス業においては事業所数同数にもかかわらず、従業員は四一人も増えて

いる。運輸・通信業が事業所、従業員ともにほぼ横ばいであることを除いては、全体的な減少傾向を認めざるを得ない（図表2-1-6参照）。

#### 第四節 町民生活の変化

##### 住環境の向上

近年では生活水準の向上などを背景に、住環境に関してはより快適な環境を求める声が多くなってきた。

秩父別町では平成二八年に策定した「第六次秩父別町総合計画」において五つのまちづくりの施策の一つに、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を挙げている。基本目標の一つに「住環境の整備・向上の推進」をうたい、住環境向上のための主要施策として、住宅の新築・建替などの推進や、住宅の団地化及び周辺の景観づくりを掲げた。

よりよい住生活に向けて快適な生活環境を求める町民の声を、以下のアンケート結果からも伺い知ることがで

図表 2-1-6 事業所の状況

年度・事業所・職種	平21		24		26		28		令3	
	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数	事業所数	従業員数
農林水産業	10	113	10	116	8	118	6	97	15	119
建設業	12	92	14	117	11	90	11	89	9	113
製造業	6	63	6	56	7	96	8	127	7	102
卸売・小売業	35	161	34	149	37	182	32	119	29	120
金融・保険業	4	68	3	6	3	7	3	6	2	5
運輸・通信業	6	52	5	49	5	82	5	54	5	43
電気・ガス・水道業	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-
不動産・物品賃貸業	4	20	3	14	4	20	5	15	3	5
飲食店・宿泊業	17	100	14	92	13	76	13	74	12	64
教育・学習支援業	5	47	1	10	5	50	3	20	1	1
サービス業	27	118	32	283	26	125	27	159	27	136
医療・福祉	9	127	9	121	13	152	10	122	13	174
公務等	7	74	*	*	8	64	*	*	*	*
総数	143	1,036	131	1,013	141	1,063	123	882	123	882

\*は調査対象外又は他項目に分類

資料：秩父別町町要覧

きる。

令和元年七月から八月に行った「まちづくりに関する町民アンケート調査」によれば、「生活環境で行政に望むこと」の問いに対する回答は、複数回答の上位三位が「冬期間の除排雪体制の充実（三八・四割）」、「交通便利性の充実（三四・九割）」、「スーパーなどの商業施設の充実（三二・二割）」となった。

### 住宅事情

町民のよりよい生活に欠かせないのが住環境であるが、個人住宅建設志向の高まりに応えるべく、宅地分譲事業として平成二三年から定住促進団地の宅地分譲を行っている。

いなほ団地は一平方メートル一円の低価格で宅地を分譲し、過疎化の防止と町の活性化を目的とした定住促進団地である。

購入条件は、「定住を目的として住宅を建設するために宅地を購入する者。契約後三年以内に床面積六五平方メートル以上の住宅を新築し入居する者。住宅等の建設後、本町に住民登録し、五年以上定住する者。地方税等の公租公課を滞納していない者。暴力団等、反社会的な組織に加入していない者」と定められている。

造成期間は平成二三〜二七年、区画数は三八。好評により平成二八年一〇月に完売した。

また、令和元年調査の町民アンケート結果によると、持ち家世帯が七六・七割と極めて多い。次に多いのが公営住宅世帯一五・八割で、合わせると全体の九割強を占める。賃貸住宅は一軒家とアパートが各二・七割で、計五・四割であった。なお、居住年数は四〇年以上が四一・一割を占め、三〇〜三九年の一四・四割と合わせると町民の五割以上がこの町を暮らしやすいと感じ、長く住み続けていると推察される。居住区としては、農家地区三三・三割に対し、市街地区七五・三割であった。

令和五年度末の時点で、秩父別町内には九団地二三七戸の公営住宅があり、公共賃貸住宅再生計画等によって、順次建て替えを進めている。今後は公営住宅の入居状況等を考慮した住宅建設を推進していく必要がある。

町内会別世帯数 戸籍・住民基本台帳によれば、平成二二年三月と令和四年三月の町内会別の世帯数と人口を比較・人口の推移 すると、この間に世帯数、人口いずれも増加したのは中央西、駅前のみであった。

中央西は、世帯数二七一から三三〇へと四九世帯、人口六六二人から七一五人へと五三人が増加した。人口減少が進行する中、中央西の町内会だけは、平成二二年以前からも増加の一途をたどっている。駅前も、世帯数六九から七三へと四世帯、人口一五〇人から一五六人へと六人が増加し、微増とはいえ増加へと転じた。

日の出（一七四人から一五〇人へ）と、中央東（二六〇人から二一五人へ）は人口減少したものの、世帯数は日の出（六二から六九へ）、中央東（一〇二から一〇五へ）とも増加した。これらの町内会以外はいずれも世帯数、人口ともに減少を続けている。ちなみに令和三年度の前年度比は、世帯数が一八世帯減少、人口が三五人減少となっている。

また、人口、世帯数の減少等に伴い、町内会の合併に向けての協議や設立準備が行われた。平成二八年一月一日には「北部町内会」「新盛町内会」が合併し、「北新町内会」が発足。平成二九年一月一日には、「東町内会」「協栄町内会」が合併し「東栄町内会」が発足した。

## 第二章 行 政

### 第一節 歴代町長の足跡

#### 一 歴代町長・副町長

##### 町長と副町長

平成二二年度から令和七年度にかけて町長は二名、副町長は四名がそれぞれ就任した。

町長は、町の最高責任者であり町の代表者として、町議会や他の自治体、国との連絡調整を行い、町の発展や住民福祉の向上のために様々な業務を遂行する。

副町長は、町長の補佐役として町政の運営や町長の業務をサポートする。また、町長の代理としての機能も持ち、町長が不在の場合や業務負担が大きい場合には、副町長が町政を代行することもある。

平成二二年度から令和七年度の町長・副町長は、図表2-2-1のとおりである。

図表2-2-1 歴代町長と副町長

町 長		副 町 長	
神薮 武 澁谷信人	平19・3・26～31・3・25	岡崎 稔	平19・4・2～23・3・31
	31・3・26～現在	澁谷信人	23・4・1～29・3・31
		高鶴公人	29・4・1～令5・3・31
		竹内 剛	5・4・1～現在

資料：秩父別町

## 二 第一期神薮町政（平成一九年三月～二三年三月）

### 町政執行の基本方針

二〇年ぶりに投票が実施された町長選挙で、神薮武前助役が新町長に当選した。神薮町長は就任のあいさつで、「私に課せられた使命はあくまでも町民サービスと健全財政を維持し、すべての町民が幸せになること」と決意を述べ、まちづくりのスローガンとして「安全安心で活気に満ちたまち」を掲げた。

平成一九年度～二一年度に実施した事業については、『秩父別町史続二巻』に記述しているため、本書では二二年度から記述する。

### 主な事業の推進

一期四年目に当たる平成二二年度は、国政や道政の情報をいち早く入手するために機構改革を行い「企画課」を新設した。まちづくり、まちおこしの各施策を洗い出し、調査、立案、さらには企業誘致、秩父別町の特産品の販路拡大や温泉施設の集客の向上を図った。また、町のホームページのデザインを一新し、更新を担当課でできるようにしたこと、効率よく町民へ情報提供ができるようになった。

がん検診、予防接種については、乳がんの発がん年齢が低下していることから、対象を四〇歳から二〇歳以上に拡大した。国の制度の創設により、秩父別町でも中学生以下の子どもに対して一人月額一万三〇〇〇円の子ども手当が支給された。ごみ処理問題については、平成二三年度から深川市にあるリサイクルプラザを利用する計画のため、七月から翌三月までの九か月間の試行期間を設け、深川市と同じごみ分別方式を導入した。

農業では、長雨と低温等による冷湿害による大幅な減収を補うため、低金利での融資支援制度を創設した。また、平成二二年度は商工会設立五〇周年の節目であることから、記念誌の発行、プレミアム付き商品券の発行等に係る事業の支援など、商工業の振興と活性化を図った。秩父別温泉が平成二年のオープン以来二〇周年を迎え、町内すべての家庭に三〇〇〇円分の温泉利用券を配布した。また、JR留萌本線が開業一〇〇年を迎えることから、沿線二市三町（留萌市・深川市・秩父別町・沼田町・増毛町）による記念ツアールイベントを複数回開催した。

### 三 第二期神薮町政（平成二三年三月～二七年三月）

#### 町政執行の基本方針

一期目の実績が評価され、二期目の選挙を無投票で当選した神薮町長は、選挙期間中に「協働の力で築く、安全安心で活気に満ちたまちづくり」をスローガンに掲げ、職員一丸となり、誠心誠意努力する決意を述べた。

第二期町政の基本方針は「農業及び商工業の安定化」「子育て支援の拡大及び高齢者福祉の充実」「定住の促進」「生涯学習の推進」「協働の一層の推進」の五つを掲げ、秩父別町が未永く安定的に自立するため、町財政の健全化と人口減少の抑制を最重要課題と位置付けた。

#### 主な事業の推進

平成二三年度は、持ち家の取得を促進させることが移住定住に直結することから、七月一二日から定住促進団地「いなほ団地」の応募の受付を始めるとともに、移住・定住促進事業として、東京・大阪で開催された「北海道暮らしフェア」への参加や、移住定住用ポスターの作成等を行い、積極的に町をPR

した。

地域保健・医療の充実に力を入れており、町独自対策として医療費助成を中学生まで拡大、新規に妊婦検診交通費助成事業や、妊婦検診費用助成事業を一回上限一万円から二万円に拡大した。

また、町長・町議会議員の改選であることから、新たに町勢要覧を発行した（全二四頁、一五〇〇部）。

二年目の二四年度は、秩父別町農業振興計画をスタートさせ、町が実施する農業・農村の振興に関する施策の方向性を明らかにした。四月一日から、秩父別町立秩父別保育所を、教育・保育を一体的に行い、子育て支援も行う保育所型認定こども園「秩父別町認定こども園くるみ」として開設した。新たなイベントとしては、秩父別町産「ゆめびりか」の新米周知と参加者の健康増進を目的に「第一回秩父別産新米普及馬拉ソン大会」を開催した。内部の損傷により一五年から全面通行止めとしていた滝の上隧道が平成二〇年からの整備事業が完了し、四月から再開通した。

三年目の二五年度は、人口減少の抑制を二期目の最重要課題に掲げていた神薮町政において空知管内で唯一の転入超過団体となった。

新たに出産祝金交付事業や、同窓会に要する経費の一部を補助するふるさと帰郷同窓会開催補助金制度を創設した。同補助金制度の初年度は四六万一〇〇〇円（全二三件四八〇人、うち町内一五四人、町外三二六人）の申請があった。

このほか、一〇月に各関係機関・団体の代表者と住民代表者を委員とした組織、秩父別町高齢者見守り協議会を発足させ、一二月には北空知一市四町災害時相互応援協定（深川市・妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町）を締結した。

一月には「開村一二〇年記念事業ウインターフェスティバル」を開催し、冬の焼肉や花火大会が行われた。

二六年度は、開村一二〇年、町制施行五五周年、綾川町姉妹町締結三五周年の記念の年であり、六月二八日に記念式典が挙行された。記念事業として、五月二四日にNHK「おかあさんといっしょ ポコポツタイト小劇場」がファ

リリースポーツセンターで公演されたほか、九月には開村二二〇年記念アルバム「出会いⅡ」が発刊された。

このほか、四月一日から地域おこし協力隊員一名を雇用し、なつみの里での野菜栽培や加工品づくり等を通じた地域活性化の取り組みを実施した。移住定住促進策の一環として、市街地区の空き家を購入した入居者に対する市街地区空き家改修事業補助金制度を創設した。また、二七年一月には深川地区消防組合秩父別支署庁舎が完成、移転を行い、消防デジタル無線の整備を進めた。

#### 四 第三期神薮町政（平成二七年三月～三二年三月）

##### 町政執行の基本方針

二期八年の実績が評価され、二期目に続き三期目の選挙も無投票で当選した神薮町長は、「協働の力で築く、安全安心で活気に満ちたまちづくり」というスローガンを継承し、「『この町に住んでよかった。これからも住み続けたい』と思っただけのよう誠心誠意努力する」ことを強調した。財政の健全化、人口減少の抑制が町政運営の最重要課題であるとの認識の下、引き続き様々な施策、対策を講じる決意を語った。

##### 主な事業の推進

平成二七年度は、秩父別町子ども子育て支援事業計画・第六期介護保険事業計画がスタートした年であり、「子育て支援の拡大」に力を注いだ年でもあった。

出産一年後祝い金制度では、第三子以降の家庭に対する補助金を増額し、多子世帯に対する支援の充実を行うとともに、乳幼児等の日本脳炎、B型肝炎予防接種の全額助成を行った。

認定こども園の保育料は、子育て世代の保育料負担を軽減するため第一子については、町独自に国の基準から最大で七〇割の減額とし、第二子以降の無料化を実施した。

中学生までの子どもを養育している家庭に助成していた水道基本料助成事業は対象を高校生まで拡大した。

教育に関しては、小学四・五年生が、北海道の教職員定数配置基準により複式学級になるところを、町独自で小学校教諭一名を採用し、各学年一学級体制を維持した。給食費については、前年より年間で六〇〇〇円程度低く設定し、子育て世代の経済的負担を軽減した。

また、自宅から高速るもい号バス停までのタクシー代の全額助成を行い、Ｕターンに伴う住宅改修費用を助成する「ふるさと回帰リフォーム補助金」と、移住者の引越しの負担軽減を図る「移住者引越補助金」制度を創設した。住宅関係では、移住定住に大きな役割を果たす定住促進団地「いなほ団地」の第三期分譲に向けて造成工事を行ったほか、老朽化した中央西Ｂ団地一棟四戸を取り壊し、跡地に地域優良賃貸住宅一棟二戸を建設して、住環境の整備に努めた。ふるさと納税では返礼品を充実し、クレジット決済を開始したところ、初めて納税額一億円を突破した。

二八年度は、第六次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートした年である。

新規事業として、持ち家・空き家いづれも三〇万円以上の工事を補助対象とした、住宅リフォーム補助金交付事業を新設し、町内すべての住宅を対象とした。

外国人観光客を誘致することにより国際交流を推進し、町民の国際感覚をかん養するとともに町の活性化を図ることを目的として、四月一日に秩父別町国際交流推進委員会を設置した。さらに、観光客の利便性の向上を図るため、秩父別温泉ちっぷ・ゆう&ゆに公衆無線LANを整備した。

また、地方公務員法の改正により人事評価の実施が義務付けられたことから、秩父別町でも人事評価制度を導入し

た。

二九年度は、交流の拠点・安心して子どもを産み育てるための環境整備として、こども屋内遊戯場「キッズスクエアちっくる」を四月にオープンさせた。七月からは国、地方公共団体においてオンラインによる、マイナンバーを活用した情報の連携が行われた。また、地方自治体に対して、個人情報保護のための、情報セキュリティの強化が求められたため、必要な安全措施を講じた。

高齢者タクシークケット助成事業の仕組みを変更し、対象を温泉助成券と同様に六〇歳以上に引き下げ、「悠々タクシーク」とした。これは、利用券を使うことで、最大で九割補助になるよう制度を変更したものである。

介護・福祉関係の働き手不足対策として、介護職員初任者研修に対する補助金の交付や、町内の介護施設が新規雇用に就業祝金を出す場合、秩父別町への転入、入居を条件に同額の補助を行うことで介護スタッフの確保に努めた。農業に関しては、次代を担う農業に携わる若者が、国内外における研修へ参加する場合、費用の一部を助成した。

三〇年度は、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て包括支援センター」を四月に開設し、七月にはベルパークちっぷべつ内の「キッズスクエアちっくる」に隣接して三世代公園として日本一の「キュービックコネクション」をオープンさせた。

また、日本文化を体験できる滞在交流型の観光に重点を置き、町のインバウンド事業の専門職員として、タイ人のペミカ・カンチャノータイが着任した。ペミカは、人的ネットワークとSNSを活用した情報発信による外国人観光客の誘致に努めた。訪日外国人の来町を促すため、七か国語の観光パンフレットも制作した。

一方、移住・定住対策では、吉本興業株式会社に所属する若手芸人による移住体験モニター動画の制作し、秩父別町の魅力と観光資源をPRした。さらに、新築住宅建設に必要な費用の一部助成制度を創設した。

三十二年一月一日には、子どもを安心して産み育てることのできる環境、子どもたちが確かな学力を身に付けることのできる環境、子どもたちが元気いっぱい遊ぶことのできる環境を目指し、子どもと子育てを全力で応援する「子ども子育て応援宣言」を行った。

## 五 第一期澁谷町政（平成三十二年三月～令和五年三月）

### 町政執行の基本方針

平成三十一年三月二十五日の任期満了に伴う秩父別町長選挙は二月二三日に告示され、前副町長の澁谷信人のほかに届出がなく、新町長への無投票当選が決定した。

澁谷町長は、「この町に住んでよかった、生まれてよかったと思えるまちづくり」をスローガンとして掲げ、行政のみでまちづくりを進めるのではなく、町民と一緒に同じ価値観を共有しながら進めていく決意を語った。

### 主な事業の推進

任期初年度は、開村一二五年、町政施行六〇周年、綾川町姉妹町締結四〇周年の記念の年であり、九月四日に式典及び記念講演として三遊亭円楽の講演を行った。防災関連の事業として、避難所で使用する間仕切りを一〇セット、ストーブ八台（スポーツセンター四台・庁舎四台）を購入し、防災意識の高揚に努めるとともに、防災行政無線のアナロ



開村125年記念式典

グ方式の無線局の使用期限が近づいていることから、令和二年度の機器更新に向けて実施設計を行った。また、非常用の電源として、発電機四台を認定こども園、小中学校、デイサービスセンターに配備した。

移住定住対策として、東京圏から秩父別町へ移住して就業、起業、テレワークを行う者を対象に、「ＵＩＪターン新規就業支援事業における秩父別町移住支援金」を新設した。

また、町民・町外への周知として町勢要覧を刷新し（全二四頁、一五〇〇部、全戸に配布）、町のホームページは平成二二年度の更新から年数が経過していることから、スマートフォンやタブレット端末へのウェブアクセスシビリティに対応するなど、情報提供機能の充実を図るとともに、セキュリティ対策の強化を行った。町のホームページのほか、秩父別温泉、(株)秩父別振興公社のホームページも更新している。

保育の無償化について、国は令和元年一〇月から幼児教育・保育の無償化を実施したが、国の実施する無償化に加えて、秩父別町ではこれまで行ってきた保育料の独自軽減、食料費の無償化を継続実施し、利用者の負担の軽減を図った。高齢者福祉については、地域包括ケアシステムの構築と介護予防の推進に加えて、地域で高齢者を見守る活動を充実した。高齢者をターゲットにした特殊詐欺被害の未然防止を図ることを目的として迷惑電話対策機器の購入に対する助成を行った。農業については、労働力不足が問題となっていることから、経営の法人化と新規就農対策を推進するため、ICTを活用したスマート農業の動向を調査し、今後の可能性についての検討を進めた。

同年一〇月から消費税が増税されることで消費活動が低下するおそれがあることから、秩父別町プレミアム付商品券事業として、ちっぷ・プレミアム付商品券一冊五〇〇〇円の商品券を一人当たり五冊まで四〇〇〇円で購入可能とした。

令和二年度は、第二期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略・第二期人口ビジョン・教育振興基本計画がスター

トした年である。新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、各施設に消毒液等の設置及び防護服等の必需物品購入等、様々な対策に追われた。

町民に対しては、全世帯を対象に一人当たり一〇枚の不織布マスクを四月二二日、五月二〇日の二回にわたって発送、配布した。外出自粛要請により自宅で過ごす時間が増加し、水道の利用が増えていることから、六、八月には水道使用量のうち基本料金の減免を行ったほか、停滞した経済活動を回復させるため、地域振興券交付事業や、町内飲食店等利用促進補助金を交付した。

教育では、新型コロナウイルス感染症拡大により、入学式・卒業式を来賓なしで入場制限を行って実施した。運動会・体育大会の中止・国の緊急事態宣言発令期間中の臨時休校と様々な影響がある中、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、全児童にタブレットを配布して、無線LAN整備を行った。

そのほか、平成二年に導入したアナログ方式の防災行政無線をデジタル方式に変更するとともに、戸別受信機を全戸配布した。健康増進・子育て支援・介護予防事業に参加した町民にポイントを付与し、自らの健康は自ら作るという意識啓発を行った。秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」が開館三〇周年を迎えることから、町内全世帯に「開館三〇周年記念・特別優待券」を配布した。

三年度、澁谷町長は感染拡大防止対策を最優先課題として、ポストコロナを見据えた持続可能なまちづくりに取り組む決意を町政執行方針で語った。

新型コロナウイルス感染症の予防接種については、すべて予約制とし、役場の窓口・電話・ファックスに加え、コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した予約システムを構築し、予防接種会場となる町立診療所については老朽化した電子カルテシステム機器を更新した。

役場の体制としては、グループ制に代わり、従前の係制を復活させ、課長・局長・室長の下に課長補佐や主幹・係長・主査などを配置し、誰がどの担当なのかを明確にすることにより、町民に対して責任の所在を分かりやすくした。

この年は、空き家対策計画がスタートした年でもあり、秩父別町空き家等対策協議会を設置するとともに、崩壊の危険性が高い空き家等を所有者が除去する際の費用の一部を助成した。また、ローズガーデンの駐車場の北側に、飼い犬を自由に運動させられる「ドッグラン」を造設した。東山・南山地域の増圧ポンプ場には発電機二台を設置し、停電等の非常時にも安定した水が供給できるようにした。

また、四年三月に策定した秩父別町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に先立ち、澁谷町長は三年一二月秩父別町議会第四回定例会の一般質問の中で、二〇五〇年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を掲げ、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを進めていくことを表明した。

四年度は、三回目の新型コロナウイルスワクチン接種につき、希望するすべての町民が接種できるよう体制の整備に努めた。北海道における新型コロナウイルス感染症対策により、商工業の多くが売上の減少に直面し疲弊していることから、地域振興券の配布に加え、道の事業継続支援金の給付者で商工会に加入する事業者に対して、町で追加支援を実施した。

六五歳以上の町民がサポートカーを購入するときに受けられる国の「サポカー補助金」が令和三年一月で終了したことから、国の制度とほぼ同様のサポカー補助金を秩父別町独自の事業として交付することとした。

農業では、北いぶき農業協同組合（JA北いぶき）とともに、ケイ酸資材の施肥に係る費用の一部を助成し、農家負担の軽減と良品質米の生産を促した。

学校教育では、中学校の普通教室にエアコンを設置するとともに、前年小学校にて導入が完了した電子黒板機能付

きプロジェクトを中学校にも設置し、ICT教育の推進に努めた。さらに、児童生徒の学力向上と高等学校への進学援助を図ることを目的に、小学校三年生から中学校三年生までを対象にした「放課後学習塾」を開設した。

秩父別産新米普及馬拉ソン大会は、新たにハーフの部を追加したほか、水田地帯の景観を楽しみつつ、国道や市街地区沿道での声援をよりしやすくするようコースを変更し開催した。

また、気象庁が気象観測システム「アメダス」を町内五条一丁目に設置したほか、ベルパークちつぶつを会場としたイベント「キュービックワンダーランド」が初開催された。

## 六 第二期澁谷町政（令和五年三月～現在）

### 町政執行の基本方針

令和五年三月二十五日の任期満了に伴う秩父別町長選挙は二月二二日に告示され、一期目の実績が評価され、現職の澁谷信人町長が二期目の選挙も無投票で当選した。

澁谷町長は、「この町に住んでよかった、生まれてよかったと思えるまちづくり」というスローガンを継承するとともに、「今、秩父別町に住んでいる人が、生き生きと元気に暮らすことができる町を目指す」と決意を述べた。

### 主な事業の推進

令和五年度は、水防法の改正による浸水想定区域の見直しや、指定緊急避難場所・指定避難所の変更に伴い、平成二八年に作成した防災マップの情報を更新し、町内会へ全戸配布するなど防災意識の高揚に努めた。

また、町長・町議会議員の改選であることから、町勢要覧を一新し（全二四頁、一五〇〇部、全戸に配布）、秩父

別町の魅力を町内外に発信した。

秩父別温泉周辺の複数の公共施設を自管線で結び、陸上競技場跡地に太陽光パネルと日本ガイシ株式会社から寄贈された蓄電池を設置して、ゼロカーボンの推進と災害レジリエンスの強化を図るためのマイクログリッド構築事業に着手した。また、街路灯については、中央西町内会の街路灯のLED化をもって町内すべての工事を完了した。

ふるさと納税については、一部ポータルサイトのリニューアルを行い魅力ある情報発信に努めた。

新型コロナウイルスワクチン接種について現行の特例臨時接種の実施期間が一年延長されることになり、希望するすべての町民が接種できるよう必要な体制整備を行った。その他の予防接種では、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成対象を、従来の六五歳以上で一回の定期接種に加え、初回接種から五年以上経過した方の追加接種も対象とし、二〇〇〇円の自己負担で接種できるよう助成額の拡大を行った。また新たに、五〇歳以上の町民を対象に、带状疱疹ワクチン接種の費用の半額を助成し、各年齢層に応じた疾病予防と接種者の負担軽減に努めた。

子育て世帯を支援するため、四月から自転車ヘルメットの着用が努力義務になったことから、中学生のヘルメットの購入費用の一部を助成したほか、児童生徒の学校給食費を全額助成し、保護者の負担軽減を図った。

施設関係では、キュービックスイッチャーやキャンプ場に監視カメラを設置し、防犯や事故防止対策を進め、安全・安心で快適な施設を目指し適切な管理・運営に努めた。

## 第二節 まちづくりの推進

### 一 秩父別町総合計画

計画の経過 秩父別町がまちづくりの基本として位置付けているのは、昭和四五年度に制定した町民憲章であり、その精神を具現化するのが総合計画である。総合計画は、秩父別町の将来の目指すべき姿を展望し、

まちづくりの基本理念や目指すべき将来像などの目標を達成するための基本方針を示した「基本構想」、基本構想の実現に向けて部門別に施策を示した「基本計画」、基本計画を実行するための事務事業などを示した「実施計画」で構成されている。

第一次計画は総合振興計画（昭和四六～五〇年度）であり、その後、第二次総合開発計画（昭和五一～六〇年度）、第三次総合計画（昭和六一～平成七年度）、第四次総合計画（平成八～一七年度）、第五次総合計画（平成一八～二七年度）を策定した。

総合計画は、地方自治法第二条第四項により「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」とされていたが、平成二三年の一部改正により、策定義務がなくなり市町村の独自の判断にゆだねられることとなった。秩父別町では、人口減少や少子高齢化の進行、安全・安心に対する関心の高まりなど、解決しなければならぬ課題が数多くある中で、まちづくりの基本方向に沿って町の将来の姿を明らかにし、これを総合的かつ計画

的に実現するため、町の最高規範である「秩父別町自治基本条例」に基づき平成二八年四月から第六次総合計画をスタートさせた。

### 第六次総合計画

この計画の期間は、平成二八年～令和七年までの一〇か年である。基本計画については、実効性のある計画とするために中間年度で見直しを行い、実施計画についてもローリング方式により事業の推進を図っている。

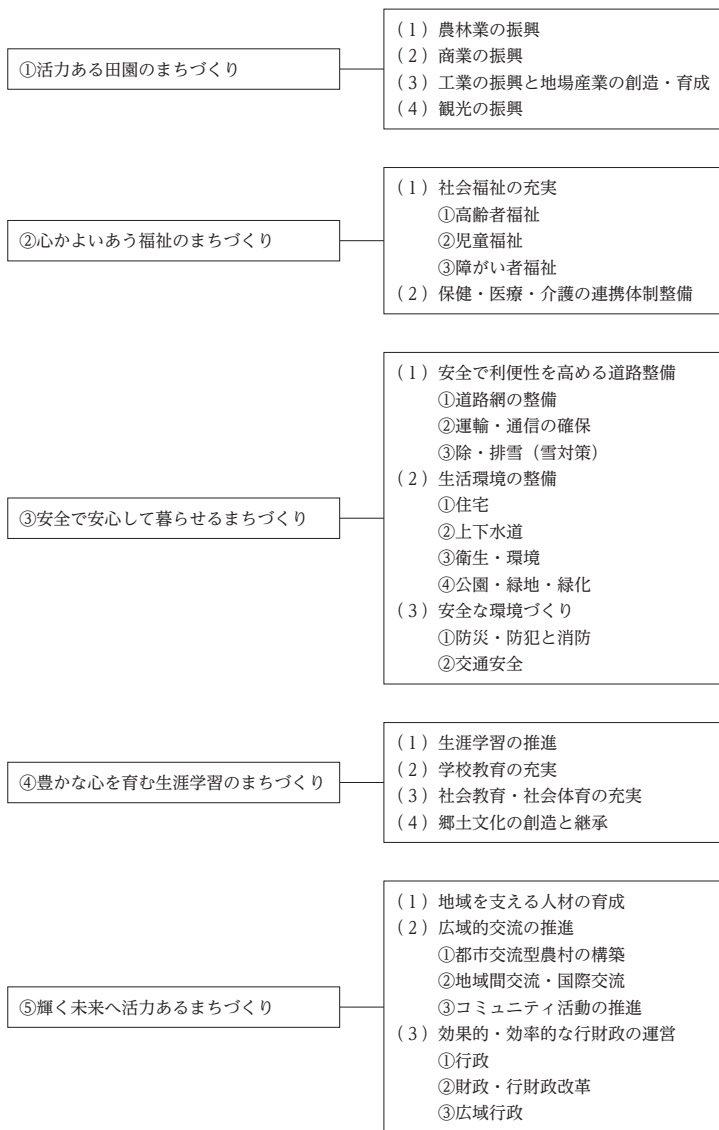
計画策定時は、人口減少と少子高齢化の進行、高度情報化社会の進展、地方分権の進展など秩父別町を取り巻く環境が大変厳しい状況の中にあり、今後も予想される様々な環境の変化に対応しなければならない状況であり、現在もその状況は変わっていない。

第六次総合計画では、「協働の力で築く、安全安心で活気に満ちたまち」を将来像に掲げ、分野ごとに五つのまちづくりの基本目標をもとに基本施策が体系づけられた(図表2-2-2参照)。

## 二 秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略

**第一期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定** 国は、急速な少子高齢化による人口の減少や東京への一極集中が大きな課題となっており、このことから、平成二六年一月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定した。この法律に基づき国は、人口の将来像を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、今後五年間の施策を示した「まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、人口減少問題の解決に取り組むこととされた。

図表 2-2-2 まちづくりの基本目標



資料：第六次秩父別町総合計画

これを受けて秩父別町では、「まち・ひと・しごと創生推進本部」を設置し、地方人口ビジョンと地方版総合戦略の取りまとめ作業を行った。そして、二四名の町民で構成する「ちっぷべつの明日を語る会」や町議会との意見交換及び「まち・ひと・しごと創生会議」の審議を経て、「秩父別町人口ビジョン」と「秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

「秩父別町人口ビジョン」は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口のほかに二種類の独自推計を実施し、将来展望として、平成三二（令和二）年の総人口二四四一人を掲げ、二〇四〇年の総人口を一八六一人と将来人口を展望した。

一方、「秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たっては、国や道が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策五原則等を踏まえ、「秩父別町人口ビジョン」で示した将来展望（目標人口）を実現するために必要な施策・事業を体系的に整理し、「秩父別町総合計画」を基本とする四つの基本目標を定めた。

- 一 ちっぷべつにしごとをつくり、安心して働けるようにする
- 二 ちっぷべつに転入者、交流人口を増やし、転出者を減らす
- 三 婚姻数、出生数を増やし、安心して子育てできるようにする
- 四 地域と地域をつなぎ、安心なくらしを守る

「秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、基本目標及び重要業績評価指標（KPI）の達成度の検証を定期的にを行い、各施策の事業効果を明らかにし、効果が薄い場合は事業を見直し、基本目標及び重要業績評価指標（KPI）の設定に問題があれば指標値の設定を変更するなど必要に応じ改訂を行うこととした。検証については、町内各組織代表が参画する「秩父別町まち・ひと・しごと創生会議」において審議することとした。

第一期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、令和二年の総人口二四四一人を維持する目標は達成できなかったが、平成二九年は三四年ぶりに三人の人口増となり、人口減少を抑制することができた。

第二期秩父別町まち・ひと・「第二期秩父別町人口ビジョン」で示す将来の展望を目標として、人口減少や少子高

しごと創生総合戦略策定 齢化が急速に進む中、次世代に向けてさらなる発展を遂げ、いつまでもこの秩父別町で暮らすことに幸せを感じられるまちになるよう、基本目標や具体的な施策をまとめ、秩父別町の創生を総合的かつ計画的に推進することを目指して策定した。計画期間は、令和二年度から六年度までの五か年間であり、第二期では次の四つの基本目標を定めた。

- 一 しごとをつくり、安心して働けるようにする
- 二 新しい人の流れをつくり、転入者を増やし、人の流出を防ぐ
- 三 結婚・出産・子育てを安心してできるようにする
- 四 将来にわたり安心して暮らせるまちづくり

また、第二期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標値として、令和七年一月一日の総人口二二二六人を維持するとした。

### 三 秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画

過疎地域持続的発展 国は、過去に過疎地域の対策として次の四法を制定した。

市町村計画の策定 ・ 過疎地域対策緊急措置法（昭和四五年度～五四年度）

・ 過疎地域振興特別措置法（昭和五五年度～平成元年度）

・ 過疎地域活性化特別措置法（平成二年度～一一年度）

・ 過疎地域自立促進特別措置法（平成一二年度～令和二年度）

これらの法律の目的は、人口の過度の減少防止、過疎地域の振興、活性化、自立促進などであった。

「過疎地域自立促進特別措置法」（旧法）については令和三年三月末で期限を迎えたため、過疎地域の総合的かつ計画的な対策を実施するため、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」を制定した。施行期日は令和三年四月一日で、一三年三月三十一日までの一〇年間の時限立法である。

これに伴い秩父別町では、令和三年度から七年度までの五か年を計画期間とした過疎地域持続的発展市町村計画を策定した。過疎地域持続的発展市町村計画とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域に指定された市町村が、地域の持続的発展を図るため必要な事業計画を策定し、国の承認を得て目的達成のための事業を行うための計画である。

秩父別町はこれまで、産業や観光の振興をはじめ、産業基盤、交通通信体系、生活環境、福祉施設等の整備に取り組んできた。しかし、こうした施策にもかかわらず、人口の減少や高齢化率の上昇には歯止めがかからず、地域の担

い手不足が課題となっている。今後は、これまでに整備してきた施設を有効に活用し、都市住民との交流事業を促進することで、関係人口の創出や移住促進を図るとともに、住民が住み続けたいと思えるまちを目指し、様々な対策を実施し人口減少抑制を図らなければならない。そこで地域の持続的発展のため次の取り組みを推し進めることとした。

#### ①農産物加工商品開発

地場産業の創設を進めており、地域経済の振興を図る。さらに、地域の特性を生かした起業を促進するため、商業と農業が関係を密にして、六次産業への取り組みを推進し、新産業の創出を促進している。

#### ②観光振興

温泉施設、ローズガーデン施設を核とした観光・レクリエーション施設の整備を進め、都市住民との交流を拡大し、地域の活性化を図ってきた。今後は、幅広い利用者のニーズに応え得る施設整備とホスピタリティの向上を目指し、ハード・ソフトの両面からさらなる充実を図り、SNS等を活用した情報発信を強化する。インバウンド観光や関係人口創出を視野に入れた取り組みを推進していくこととした。

#### ③人口減少問題

経済的支援やサービス充実による子育て世帯等の移住・定住促進、U・I・ターン者への支援や地域おこし協力隊の受入れを行うとともに、交流体験農園や観光施設を活用した交流人口・関係人口の創出、企業誘致による雇  
用促進など総合的な取り組みを行い、人口減少抑制を図っていくことが課題である。

#### ④児童福祉

「子ども子育て応援宣言」のまちとして、子どもの健康を守り、子育て、生き抜く力を育むことができる環境づくりを行うこととした。

### ⑤ 高齢化社会

高齢者が健康で安全・安心に暮らせるような生活環境を整える必要があり、住居、食生活、見守りや介護従事者の確保など、ハード・ソフト両面からきめ細かな施策を推進する。また、安心な暮らしを確保するため、広域連携等により地域医療・介護体制を確立する。

### ⑥ 教育文化

従来のファミリースポーツセンターを中心とした社会教育施設に加え、「生涯学習センター生き生き館」のさらなる施設の充実を図り、「生涯学習の町」宣言に基づく各種の施策を展開している。今後、多種多様な学習ニーズや団体活動を施設整備や人的支援等の面でバックアップし、学習環境と文化水準の向上に努めることとした。

地域の持続的発展 秩父別町の持続的発展のための基本目標は、「第二期秩父別町人口ビジョン」の将来展望で掲げるための基本目標 げている「二〇二五年の総人口 二二一六人を維持」することである。

また、持続的発展を遂げるため、次の目標を設定した。

- ① 農業や商工業活性化、企業誘致への取り組みにより、しごとをつくり、安心して働けるようにする。
- ② 移住・定住の促進、教育環境等の充実や観光振興を図り、町へ向けての新しい人の流れをつくり、転入者を増やすとともに、町外への流出を防ぐ。
- ③ 安心して子どもを産み育てる環境づくりや切れ目のない支援により若い世代の希望の実現を図ることで、結婚、出産、子育てを安心してできるようにする。

④人口減少、少子高齢化の進行を見越した長期的な視点で、定住環境整備、地域医療の確保、高齢者福祉対策、防災対策、公共交通確保など総合的な取り組みにより、「このまちに住んでよかった、生まれてよかったと思えるまちづくり」を目指す。

#### 四 自主的・自発的なまちづくりと地域おこし協力隊

まちづくり・秩父別町では、町内に住所を有する五人以上で地域活動を行っている団体などに対して事業の経費を補助している。これにより、新たな「協働」を創出し、地域の活性化や課題の解決に向けた取り組みが推進されることを目的としている。平成二二年度から「提案型まちづくり事業」として、事業を開始したが、二四年五月に「まちづくり・まちおこし事業」と名称を変更した。当初の補助の金額は対象経費の九割で上限三〇万円であったが、令和元年度から対象経費の七割、上限三〇万円までを原則とし、新規で取り組むまちづくり・まちおこし事業における補助金額は対象経費の一〇割まで引き上げることができるとした。補助金の交付回数、原則として同一事業での交付を年一回としている。

図表 2-2-3 過疎地域持続的発展市町村計画 目標値

数 値 目 標	基準値 (平成31年度末)	目標値 (令和6年度)
農業従事者数	419人	356人 (85% 維持)
耕作放棄地面積	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
町内事業所数	97事業所	97事業所
社会増減数	5年平均：-17人	± 0
観光客入込数	年間630,000人 (見込)	640,000人
婚姻数 (40歳未満)	7組 (5年平均)	7組 (5年平均)
出生数	14人 (5年平均)	14人 (5年平均)
住みよいまちと感じている人 (アンケート)	64.40%	65%

資料：秩父別町

補助対象事業は、地域の安全安心活動や環境整備、地域の活性化を目的としたイベントや講演会、団体の活性化を目的とした活動、町民や団体等が協働して行うイベントなどがあり、提案型まちづくり事業から合わせると、令和六年三月現在までに一八件が補助を受けている。

### 地域おこし協力隊

総務省は、人口減少や少子高齢化等の課題を抱える地方への人材確保の方策として、平成二一年度に「地域おこし協力隊」の事業を制度化した。同事業は、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を通じて、その地域への定住・定着を図る取り組みである。任期は原則一年以上、三年以下で一年ごとの更新制となっている。

秩父別町においても、平成二六年三月に地域おこし協力隊設置要綱を制定し、平成二六年度から地域おこし協力隊員を雇用し、なつみの里での野菜栽培や加工品づくり等を通じた地域活性化に取り組んだ。以後、特産品開発や国際交流を通じた地域活性化の取り組みや道の駅の運営等様々な分野で実施している。

## 五 広域行政の推進

### 広域行政の推進

昭和四〇年代から広域市町村圏制度が提唱され、全国的に広域行政体制の整備と広域市町村計画の推進が重要視されてきた。その中心となったのが広域行政機構（一部事務組合など）である。

空知管内には全市町村で構成する空知地方総合開発期成会がある。必要に応じて全管内に係る行政課題について意

見を調整し、道や国などに意見具申や要望活動を行っている。

### 北空知圏振興協議会

北空知圏振興協議会は、昭和四十六年八月一七日に自治省（現総務省）から「北空知地区広域市町村圏」の指定を受け、深川市、沼田町、妹背牛町、秩父別町、北竜町、幌加内町の一市五町で構成されていたが、平成二三年に幌加内町が退会した。事務局は深川市にある。

同協議会は、北空知圏に係る総合的な計画の策定及びこれに基づく施策の推進、並びに地域の振興整備に関する事業を行うことを目的としている。

一市四町を合わせると、人口は二万九千九百四十四人（令和二年国勢調査人口）、面積は一〇六七・二九平方キロメートルである。

### 北空知衛生センター組合

昭和四一年に設立され、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町、幌加内町の一市五町で構成されていたが、令和二年三月末をもって幌加内町が退会した。事務局は深

川市にある。

事業は生ごみを含むごみの処理やし尿・浄化槽汚泥の処理だが生ごみはバイオガス化施設で処理し、メタンガスを回収して、電気や熱エネルギーとして再利用している。

また、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町で火葬業務を行っていた北空知葬斎組合が、平成三十一年三月三十一日に一部事務組合を解散し、同年四月に「北空知衛生センター組合」と組織統合することとなり、沼田町も加わることとなった。

葬斎場は、老朽化により令和四年に建替工事に着手し、令和七年四月に新葬斎場の供用を開始する。新施設は前施

設敷地内であり、火葬場がRC造、待合室などがW造の平屋で、火葬炉は前施設と同数の三基とする。

また、バリアフリーに対応し、環境に配慮した施設となっており、建設事業費は約九億五〇〇万円。

#### 北空知衛生施設組合

北空知衛生センター組合と同様にごみ処分とし尿・汚物処理を実施しており、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町で構成され、事務局は妹背牛町にある。最終処分場は埋立面積一萬三九五〇平方メートル、埋立容量は五萬五四〇〇平方メートル、埋立対象廃棄物は、不燃ごみ、粗大ごみ、焼却灰、上水道污泥である。

中・北空知廃棄 赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、妹背物処理広域連合 牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町の五市九町で構成されている広域連合である。平成九年一二月に北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」を受けて、一〇年三月三十一日に「中・北空知地域ごみ処理広域化検討協議会」を設立した。ここではごみ処理について検討を行い、一一年三月に「中・北空知地域ごみ処理広域基本計画」を策定、その後広域で共同処理を行っている。

中・北空知地域のごみ収集は、区域を三組合（北空知衛生センター組合・中空知衛生施設組合・砂川地区保健衛生組合）に分けて集約している。生ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみは、組合ごとに中間処理を行い、可燃ごみは、それぞれの組合が民間企業である㈱エコバレー歌志内へ委託し焼却処分を行っていた。

平成二二年二月、㈱エコバレー歌志内から三組合に対し、コストの高額負担及び運営リスク等による事業撤退の意向が示され、協議の結果、平成二五年三月三十一日をもって事業から撤退することとなった。

そのため、五市九町及び三組合では、(株)エコパレー歌志内の代替施設について検討を行い、引き続き共同で焼却処分をすることとした。二一年一月三〇日の「中・北空知地域ごみ処理施設整備準備会」において、五市九町による「中・北空知廃棄物処理広域連合」を設置することとした。ごみ焼却施設の設置、運営及び管理に関する事務を行うことが合意され、平成二二年一月一八日に北海道知事に設立許可申請を行い、二月二日に設立が許可された。事務局は、歌志内市にある。

#### 北空知圏学校給食組合

北空知圏の学校給食は、深川市と妹背牛町の小中学校へ供給する深川市学校給食センターと、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町へ供給する北空知学校給食組合でまかなっていた。しかし、この両給食施設の老朽化が指摘され改築を検討してきた結果、深川市、秩父別町、妹背牛町、北竜町、沼田町の一市四町による一部事務組合を立ち上げ、共同による給食センターの運営を進めることとした。平成二五年三月一九日に北海道知事より設立認可が下り、施設供用開始に向け基本設計・実施設設計が始まった。その後給食センターの工事に着工し、二七年四月六日から給食の提供を開始した。深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町の一市四町の小中学校一六校に安心安全なおいしい給食の提供を行っている。

#### 深川地区消防組合

深川市、秩父別町、妹背牛町、北竜町、沼田町で組織される一部事務組合であり、消防本部は深川市にある。圏域の防火、防災、消防、救急活動に当たり、秩父別町には消防支署が設置され、消防団とともに活動している。

### 北空知広域水道企業団

北海道空知管内北部に位置する深川市、秩父別町、沼田町、北竜町、妹背牛町の一市四町で構成される企業団である。昭和五三年に水事情の悪化と今後の水需要の増大に対処することが各自治体の共通の課題となり共同で一つの浄水場をつくり、水道用水を各市町に供給する広域的な地方公営企業として一市三町（深川市・秩父別町・北竜町・沼田町）で設立された。

その後、昭和五六年に妹背牛町が加わり、一市四町によって運営され、六〇年には北空知広域浄水場が完成し、水道用水の暫定供給を開始した。その後、沼田ダムが完成した平成四年から本格供給を開始した。事務所は沼田町にある。

### 定住自立圏構想

定住自立圏構想とは、圏域の中心的な役割を担う中心市と近隣市町村が、相互に役割を分担して連携・協力することにより、地域の持つ様々な資源と地域力を高め、圏域全体が魅力あふれる地域づくりと安全で安心して暮らせる地域社会を形成することを目的とした自治体連携の取り組みであり、「定住自立圏構想推進要綱」（総務省）により平成二二年度にスタートした。

これは、地方圏において安心して暮らせる地域を形成し、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するために、圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基つき、一定の都市機能を有する市が、周辺の町村と互いに連携・協力し、圏域全体の活性化を図ることとした広域行政の新たな取り組みである。北空知地域は、人口などの条件により定住自立圏に該当していなかったが、平成二九年一〇月に、国の「定住自立圏構想推進要綱」が改正され、人口の要件が二七年度の国勢調査の数値を用いることとなったため、定住自立圏に該当することとなった。

定住自立圏形成協定 深川市と秩父別町を含む北空知圏域四町（妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町）が、人口と合同調印式 定住のため必要な都市機能及び生活機能の確保、充実に向け連携して取り組む事項について定める協定であり、各町と深川市とが、それぞれ一対一で協定を締結した。定住自立圏形成協定の締結については、各市町議会の議決が必要であり、北空知一市四町の議会において、協定の締結について議会の議決を求め提案され、平成三〇年第二回定例会で議決されており、秩父別町は、三〇年六月一日に原案どおり議決された。

同三〇年六月二十八日には、深川市役所にて、北空知一市四町の市長・町長が集まり形成協定書の合同調印式を行った。来賓には、空知総合振興局長、一市四町の市議会・町議会議長が出席した。

以降は、この協定に基づき、医療・福祉・教育・産業振興などの分野について、各市町からの代表者により構成される「北空知定住自立圏共生ビジョン懇談会」を開催し、定住自立圏の将来像や具体的な取組内容について検討を進めることとし、平成三〇年度から令和四年度までの北空知定住自立圏共生ビジョンを策定した。共生ビジョンでは、圏域人口目標、高齢化率の目標を示すとともに、農業振興、医療・福祉体制の確保、教育環境の充実など圏域で連携することができ的事业について具体的に示し取り組みを進めた。

その後、さらに連携した取り組みを深化させるべく、新たな共生ビジョンを策定することとなり、令和五年度から九年度までの五年間を期間とする第二次北空知定住自立圏共生ビジョンを策定した。第一期共生ビジョンについては、平成二七年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の理念が共生ビジョンの取り組みの方向性と整合することから、「住み続けられるまちづくりを」及び「パートナーシップで目標を達成しよう」を一貫する目標と位置付け、連携事業に取り組んでいる。

## 六 行財政改革の推進

### 行財政改革の経過

平成八年、秩父別町は秩父別町行政改革大綱を策定し、同大綱に基づく行財政改革を進め、行政、町議会、町民が一体となってまちづくりを進めてきた。平成八年以降も改革は継続され、主な取り組みとして、文書の電子決裁、電子保存システムの導入などにより行政内部の業務の効率化が図られた。住民サービスでは、農産物加工センターの外壁、屋根等の改修。道の駅の「さわやかトイレ」の洋式化など町民や来訪者が快適に利用することができるよう環境整備が進められた。また、中央コミュニティ会館及び商工会館の老朽化に加え、JR留萌本線の廃止決定に伴い、地域の活性化と交通の利便性のため、コミュニティ会館・バス待合所・商工会の事務所を兼ねた複合施設の整備を行った。人口減少対策としては、結婚祝い金、住宅用地や新築住宅の取得補助など、町民が長く住み続けられるような施策に注力した。施設の管理運営については、指定管理者制度を導入し経費削減に努めた。また、多様化する行政課題に対応するために、職員の実務研修や派遣研修を行い、職員の能力の向上を図った。

**組織機構と** 平成一七年四月、秩父別町役場の組織を、総務課・企画振興課・保険介護課・町民生活課・農業振  
**職員数の推移** 興課・建設課の六課から、総務企画課・町民生活課・産業振興課・建設課の四課に集約する機構改革を行った。その後、二一年四月から新たにグループ制を導入し、各係を廃止しグループでの事務作業の推進を図ることとして、各課の名称を総務課、住民課、産業課、建設課に変更した。

二二年四月には、企画課を新設し、総務課・企画課・住民課・産業課・建設課の五課となった。

また、この時にグループの統合及び新設を行い、総務課の総務企画グループと税務財政グループを総務グループに統合し、企画課に企画グループを新設した。

さらに、令和三年四月には、グループ制を係制に変更した。

平成二三年以降の職員数の推移は、図表2-2-4のとおりである。

図表2-2-4 職員数の推移

(単位：人)

部門別 年度	一般 行政	教育	普通 会計	公営企業 等会計	総合計
平23	40	7	47	4	51
24	39	7	46	4	50
25	40	7	47	4	51
26	40	7	47	4	51
27	37	7	44	4	48
28	39	6	45	4	49
29	41	6	47	4	51
30	42	7	49	4	53
令元	43	8	51	4	55
2	44	8	52	4	56
3	44	4	48	4	52
4	47	6	53	4	57
5	47	6	53	4	57
6	46	6	52	4	56

資料：秩父別町

職員給与の推移  
秩父別町職員の給与の額は、人事院  
勧告に基づく国家公務員の給与に準

じて条例案が作られ、町議会の議決を経て決定されている。

秩父別町のラスパイルズ指数は、次のとおりである。

平成二四年九七・九、平成二五年九七・四、平成二六年九八・三、平成二七年九八・〇、  
平成二八年九七・八、平成二九年九八・四、平成三〇年九八・八、令和元年九八・七、  
令和二年九九・二、令和三年九八・六、令和四年九七・五

ラスパイルズ指数とは、地方公務員と国家公務員の給料水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経

職年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を一〇〇とした場合の地方公務員の給料水準を指数で示したものである。ラスパイレース指数が一〇〇を超えるほど、国家公務員の給料水準より地方公務員の給料水準が高いということになる。

#### 特別職の給与削減

秩父別町では、特別職の給与、期末手当について、特例により平成二七年四月一日から令和五年三月三十一日まで減額された。

#### 七 住民基本台帳ネットワークシステム

##### マイナンバー制度

行政手続等における特定の個人を識別するための制度であり、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために、マイナンバー制度が導入され、平成二七年一〇月から国民一人ひとりに一桁の番号が通知された。制度導入のポイントは次のとおりである。

##### ①国民の利便性の向上

マイナンバー制度の導入後は、社会保障、税関係の申請時に課税証明書などの添付が削減されるなど手続きが簡略化される。また、マイナポータルから子育てや介護などの行政手続の検索やオンラインでの申請ができるなど、ワンストップのサービス提供が開始される。行政機関等が保有する自身の情報を確認することや、行政機関

等からのお知らせ内容を確認することも可能となる。

## ②行政の効率化

マイナンバー制度の導入後は、国や地方公共団体等での手続きの際、個人番号の提示や申請書への記載などが求められることとなった。これにより国や地方公共団体の間で情報の連携が可能となり、これまで時間がかかっていた情報の照合、転記に要する時間が削減され手続きがスムーズになる。

## ③公平・公正な社会の実現

国民の所得状況が把握しやすくなり、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止、困っている方への支援が可能となる。

マイナンバーカードは本人の申請により交付されるが、令和六年三月現在、秩父別町でのマイナンバーカードの普及率は七九割（七九パーセント）となっている。

## 八 広報・広聴

広報に求められている役割は三つある。

### 広 報

一つは行政サービスの周知や利用促進のために「地域住民に正しい情報を伝えること」である。二つ目は移住者や企業誘致のために「地域外の方に地域や秩父別町の魅力を伝えること」、そして三つ目は、地域の魅力発信のために「地域住民や企業・団体をつなぐ役割」もあると言われている。

① 広報ちっぷべつ

「広報ちっぷべつ」は毎月一回発行され、令和二年八月号で六〇号を迎えた。仕様はA四判、二色刷り（一月号については、表裏表紙二ページ分はカラー印刷）で、月によって一六〇二八ページでの発行である。

年に四回「議会だより」も統合しており、四月号には町長の行政執行方針、教育長の教育行政方針を掲載（町長改選期は五月号に掲載）し、町の予算の概要、職員配置図も掲載している。また、各号ともお知らせや町内の出来事などを写真やイラストを用いて読みやすい紙面づくりを心掛けており、近年では地域おこし協力隊員の活動内容についても盛り込まれている。

② 町勢要覧

秩父別町の概要や魅力を町内外に紹介するために、写真や文章、統計、図などを用いて町の現況をコンパクトに分かりやすくまとめた冊子である。

町内の豊かな大自然、町民の生き生きとした暮らし、活力に満ちた地域産業、観光、レジャー、保健・医療・福祉、教育、商工業、防災の状況などをキャッチフレーズや簡潔で分かりやすい文章と写真で取り上げている。

資料編には人口、財政状況、農家戸数、学校の概要など具体的なデータを収録している。近年では、平成二四年、二八年、令和二年、六年に発行しており、本編はいずれも二四〇ページ、A四判、四色刷りとなっており、一目で



節目の広報誌（500・550・600号、議会だより100号、ちっくる・キュービックコネクションオープン記念号）

秩父別町の内容が分かるように作られている。

③なるほど・なっとくことしの仕事

写真や図表を用いて、誰でも理解できるように編集された予算説明書である。平成一一年度から発行し、全戸配布を行っていた。A四判、八〇×一〇〇<sup>ページ</sup>でその年度の当初予算の概要を説明しているが、三〇年度に発行を終了し、町広報誌や町ホームページなどに必要な情報を集約し、積極的な情報公開に努めている。

④ホームページ

町内、町外に向けた秩父別町の広報の役割も担う秩父別町ホームページをインターネット上に開設したのは、平成一〇年四月一日からである。町の紹介、町政情報、くらし・手続き、子育て・教育、健康・福祉、しごと・産業、観光・あそびなどのPRも兼ねた情報をいち早く発信している。平成二二年、令和二二年にホームページをリニューアルしており、令和二年のリニューアルでは、スマートフォンやタブレット端末への対応や、ウェブアクセスビリティに対応するなど、情報提供機能を強化するとともに、外部からの攻撃に対応できるセキュリティ対策の強化を行った。

令和三年度の年間訪問者は一二万七〇〇〇件を超えており、インターネットを通じての意見や要望も寄せられ、広報だけでなく、広聴の役割も果たしている。

広聴

住民の意見・要望を聴く場として、古くから町政懇談会が設けられ、毎年一〇月から一月にかけて町内会ごとに地区コミュニティ会館にて開催されていた。現在は二年に一度、交流会館等で実施しており、町長と役場の実務担当者が出席して地域住民に町の施策について説明し、住民からの要望・意見を聴取して、

翌年度の予算編成や将来のまちづくり施策に反映させている。懇談会で出される意見は、道路など生活基盤の整備や生活環境の改善、社会福祉、衛生・医療、教育など幅広い内容にわたっている。

## 九 姉妹町交流

### 綾川町との交流

江戸時代中期の元禄期に、私財を投じて水田用水を確保するための用水路等を造り、偉人として慕われている久保太郎右衛門の末孫が秩父別町に屯田兵として入植しており、その子孫の久保清が秩父別町に住んでいることが縁で、香川県旧綾南町と秩父別町の交流が始まった。

昭和五四年四月に旧綾南町から村山町長、大野議長ほか二名が秩父別町を訪れた。同五四年五月には秩父別町から梅澤町長、議員一行が旧綾南町を表敬訪問し、同五四年九月八日、両町の間で友好関係が結ばれた。以来、様々な交流活動が行われている。

その後、綾南町は平成一八年三月に隣接する綾上町と合併し綾川町となった。同一八年七月一日に藤井賢綾川町長が秩父別町を来訪し、姉妹町提携書に調印、活発な交流推進への再スタートとなった。

平成二二年以降の綾川町との交流の歩みは、図表2-2-5のとおりである。



綾川町交流歓迎式

図表 2-2-5 秩父別町と綾川町との交流の歩み

年度	綾川町から秩父別町への訪問	秩父別町から綾川町への訪問
平22	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 7月 綾川町児童・生徒親善交流団来町</li> <li>▶ 7月 綾川藤井町長・議員・事務局、行政視察</li> </ul>	
23		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 7月 秩父別町児童・生徒親善交流団訪問</li> <li>▶ 7月 秩父別神薮町長・議員・事務局、行政視察</li> <li>▶ 3月 秩父別神薮町長・議長・職員1名生涯学習センター落成式典出席</li> </ul>
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 7月 綾川町児童・生徒親善交流団来町</li> </ul>	
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 7月 綾川町議会厚生常任委員会来町</li> <li>▶ 8月 綾川町長・教育長来町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 7月 秩父別町児童・生徒親善交流団訪問</li> <li>▶ 8月 秩父別神薮町長・議員・事務局、行政視察</li> </ul>
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 7月 綾川町児童・生徒親善交流団来町</li> <li>▶ 7月 綾川藤井町長・議員・事務局、行政視察</li> </ul>	
27	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 6月 綾川町農業委員会来町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 6月 秩父別神薮町長・土井議長 主基斎田100周年記念お田植まつり出席</li> <li>▶ 7月 秩父別町児童・生徒親善交流団訪問</li> </ul>
28	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 7月 綾川町児童・生徒親善交流団来町</li> <li>▶ 3月 綾川藤井町長 キッズスクエアちっくる落成式参列</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 10月 秩父別神薮町長・土井議長 綾川町合併10周年記念式典参列</li> </ul>
29		<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 7月 秩父別町児童・生徒親善交流団訪問</li> <li>▶ 2月 秩父別神薮町長表敬訪問</li> </ul>

30	<p>▶ 7月 綾川前田町長・教育長・議員一行 屋外遊戯場キュービック コネクションオープニン グセレモニーに併せて来 町</p> <p>▶ 7月 綾川町児童・生徒親善交 流団来町</p>	<p>▶ 10月 秩父別神薮町長 藤井前 町長の逝去に伴い葬儀に 参列</p> <p>▶ 11月 秩父別副町長（町長代 理）、土井議長が藤井前 町長のお別れの会に参列</p> <p>▶ 3月 退任に伴い秩父別神薮町 長が訪問</p>
令元	<p>▶ 9月 綾川町関係者 開村125 年、町制施行60周年、綾 川町姉妹町締結40周年記 念式典に参列</p>	<p>▶ 5月 秩父別澁谷町長・議員一 行・事務局が表敬訪問</p> <p>▶ 7月 秩父別町児童・生徒親善 交流団訪問</p>
2	新型コロナウイルス感染症対策により中止	
3	新型コロナウイルス感染症対策により中止	
4	<p>▶ 7月 綾川町児童・生徒親善交 流団来町</p> <p>▶ 7月 綾川前田町長・河野議長・ 事務局、就任表敬訪問来 町</p>	
5		<p>▶ 7月 秩父別町児童・生徒親善 交流団訪問</p> <p>▶ 8月 秩父別澁谷町長・議員・ 事務局、行政視察</p>
6	<p>▶ 6月 綾川町関係者 開村130 年、町制施行65周年、綾 川町姉妹町締結45周年記 念式典に参列</p> <p>▶ 7月 綾川町児童・生徒親善交 流団来町</p> <p>▶ 8月 綾川町関係者 第1回ち っぶべつ夏まつりで讃岐 うどん無償提供（谷岡副 町長外4名来町）</p>	

## 一〇 町内会の活動

### 住民自治の推進

町内会は、地域住民による任意の組織・団体である。住民自治の推進という観点から行政と連携して、行政広報、防災、防犯、交通安全、環境美化、福祉など幅広い活動を展開している。

秩父別町では、とんでんまつりや運動会などのイベント、防犯パトロール、清掃などボランティア活動、防災訓練、防犯パトロールへの参加、子どもや高齢者への見守りを実施している。

平成二一年以降の歴代町内会会長は、図表2-2-16のとおりである。

地域コミュニティ 秩父別町には、町民が広く交流を深めるための施設として、コミュニティ会館がある。各町内会  
ティ会館の整備 のコミュニティ会館は、昭和五三年度から建設され、令和五年一月現在、次の七館のコミュニティ  
会館がある。

日の出コミュニティ会館、東栄コミュニティ会館、北新コミュニティ会館、屯田コミュニティ会館、西栄コミュニ  
ニティ会館、筑紫コミュニティ会館、南コミュニティ会館

図表 2-2-6 平成21年以降の歴代町内会会長

町内年	日の出	東	協栄	東栄	南	屯田	新盛	北部	
平21	渡部俊英	吉澤邦世	岡田隆俊		斉藤雅博	小笠原喜一	山田憲正	五島勝司	
22	〃	〃	〃		〃	山田貴門	篠原裕治	川原秀明	
23	澤田義一	〃	〃		東 敏治	〃	永守廣吉	久保吉雄	
24	中西輝行	森 秀夫	〃		〃	渡辺正昭	山田康文	辻 義春	
25	〃	〃	〃		藤岡浩文	〃	〃	安井賢治	
26	得能 修	〃	平瀬雄敏		〃	畑山茂美	谷田 剛	岡内敏夫	
27	〃	〃	〃		藤岡和正	〃	〃	山本順一	
28	〃	〃	〃		北垣一弘	坂下 勉			
29	〃				岡田隆俊	〃			〃
30	遠藤正幸				〃	〃			北垣 修
令元	〃				吉澤 淳	造田 聡			〃
2	〃				〃	〃			宮本壽光
3	土井 享				〃	中西俊治			〃
4	〃				〃	高橋清治			畑山茂美
5	竹内常雄			〃	石黒忠則	〃			
6	〃			〃	〃	〃	坂下 勉		

町内年	北新	西栄	中央西	中央東	筑紫	旭	駅前	
平21		得能敏幸	山下英樹	四十坊尚	鈴木 清	早川正雄	飯尾一男	
22		〃	〃	〃	〃	〃	〃	
23		〃	〃	〃	〃	〃	〃	
24		佐藤兵治	〃	〃	〃	〃	〃	
25		〃	佐々木弘	〃	〃	〃	〃	高田勝之
26		宮島 敏	〃	岡崎 稔	〃	〃	〃	
27		〃	〃	岡田征夫	〃	〃	〃	
28	我部山豊春	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
29	〃	吉田 徹	戸田 保	〃	〃	〃	稲澤 実	
30	山田 肇	〃	〃	辻村成光	〃	蓑口隆則	〃	
令元	〃	本村修二	〃	〃	溝口 慧	〃	〃	
2	下地輝雄	〃	〃	柴田壹隆	〃	〃	〃	
3	宮森一弘	〃	西田康二	〃	早川 勇	〃	〃	
4	沼田 忠	〃	〃	瀬戸宣夫	〃	〃	紺野 明	
5	植田孝典	田中康雄	〃	〃	〃	井上尚史	〃	
6	岡崎丈司	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

### 土地開発公社

秩父別町土地開発公社は、公共用地や公用地等の取得、管理処分等を行い、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進を目的として昭和四八年八月一三日に設立され、宅地の分譲などに取り組んできた。平成二〇年代には事業効果が一定の達成をみせたことに加え、国の財政改革による公共サービスへの民間活力の推進方針の下、秩父別町の行財政改革、指定管理者制度の積極的な活用など業務のスリム化を要因として、平成二二年九月一六日に公有地の拡大の推進に関する法律第二二条第一項の規定に基づき、秩父別町土地開発公社は解散した。

株式会社秩父 第三セクターの株式会社秩父別振興公社は、昭和四八年に株式会社として設立された。産業基盤と別振興公社 生活環境の整備を促進し、町民生活の向上に寄与することを目的としている。また、地産地消を意識した「地域と密着したものの作り」を基本理念としている。これまで大切にしてきたものを次の世代に伝えていき、新たに生まれたものを地域とともに育むこと、そして生活を第一に考えた商品開発を目指している。

主な業務内容は、次の七つである。

- ① 公共のため必要とする不動産の取得、売却、貸借、斡旋、管理
- ② 住宅の建設、工場の立地に必要な土地の取得、造成、分譲、売却、斡旋
- ③ 住宅、店舗、事務所とそれに関する施設の建設、分譲、売却、賃貸
- ④ 観光事業の経営として、電気自動車コース、自転車コース、原動機付自転車コース、乗馬・幌馬車コース、遊

覧、遊具の貸し付け

⑤畜産事業の経営として、家畜の売買、施設の建設

⑥農作物等の販売、直売店の設置

⑦保養施設、公共公園の美装管理・運営

令和六年は、地元特産のトマトジュース「あかずきんちゃん」の製造販売、秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」、道の駅「鐘のなるまちちっぷべつ」、農産物加工センター「くるり」、秩父別町交流体験農園「なつみの里」、日本一の規模を誇る屋外遊戯場「キュービックコネクション」、「こども屋内遊戯場キッズスクエアちっくる」の管理運営を中心に事業を展開しており、代表取締役社長には町長が就任している。

## 一一一 行政委員会

### 監査委員

監査委員は、地方自治法によって設置が定められている執行機関で、町の財務事務の執行や経営に係る事業の管理、行政事務一般についての監査を職務としており、不正がないかなど幅広い観点から監査を実施し、その結果を公表するなど重要な役割を果たしている。

監査委員の定数は二人で、任期は四年であり、選任は有識者と町議会議員から一人ずつ、町長の推薦により町議会が同意の上選任する。

監査には一般監査、特別監査、例月出納監査、公金収納監査、基金運用状況審査、住民監査請求に基づく監査、職員賠償責任に関する監査などがある。このうち特別監査には、住民直接請求、議会請求、町長要求によるものなど

がある。

平成一九年以降の代表監査委員・委員は、図表2-2-7のとおりである。

**公平委員会**  
公平委員会は、地方自治法及び地方公務員法に基づき、人口一五万人未満の市町村に設置される行政委員会である。

これは市町村に勤務する職員の利益の保護と、公平な人事権の行使を保障することを目的に置かれている機関であり、町長やその他の任命権者からは独立した組織となっている。

公平委員の仕事は、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する措置を審査・判定し、必要な措置をとること、職員からの不利益処分の審査請求に対する処理を行う（請求を受理したときは、その内容について調査・審理を行い、裁決を行う）こと、また、職員からの苦情相談等を処理することなどがある。

定数は三人で、任期は四年である。委員選任については町議会議員や町職員は除かれ、町議会の同意を得て町長が選任するが、三人のうち二人が同一政党に属することを禁じている。

平成一八年以降の歴代委員長・委員は、図表2-2-8のとおりである。

図表2-2-7 平成19年以降の代表監査委員・委員

代表監査委員		委員	
氏名	在任期間	氏名	在任期間
戸田 保	平21・4・1～25・3・31	柴田 壹隆	平19・4・2～23・3・30
〃	25・4・1～29・3・31	早川 正剛	23・3・31～27・3・30
藤岡 和正	29・4・1～令3・3・31	柴田 壹隆	27・3・31～31・3・30
〃	令3・4・1～7・3・31	岡崎 稔	31・4・1～令5・3・30
		中西 伴浩	令5・3・31～9・3・30

資料：秩父別町

**固定資産評価 固定資産評価審査委員会** 員会は、地方自治法及び地方税法によって町に置かれている行政委員会である。

固定資産税の納税者が、固定資産課税台帳に登録された価格に関して不服がある場合、固定資産評価審査委員会に対して「審査の申出」をすることができる。

委員会は不服の審査、決定を行うが、審査が必要な場合、審査の申請者や町長の出席を求め、公開の口頭審理もできる。委員は、町内在住で徴税の納税義務を負う者の中から町議会の同意を得て町長が選任する。定数は三人、任期は三年である。

平成一九年以降の歴代委員長・委員は、図表2-2-9のとおりである。

図表2-2-8 平成18年以降の歴代公平委員会委員長・委員

委員長		委員	
氏名	在任期間	氏名	在任期間
山森 勝美	平18・3・22～25・12・19	山田 憲正	平18・3・22～26・3・21
山田 憲正	26・3・22～令4・3・21	東 恵美	20・12・11～30・3・21
竹内 常雄	令4・3・22～現在	竹内 常雄	25・12・20～令4・3・21
		塩谷 一美	平30・3・22～令2・3・31
		宮吉智恵美	令2・4・1～現在
		早川 譲二	4・3・22～現在

資料：秩父別町

図表2-2-9 平成19年以降の歴代固定資産評価審査委員会委員長・委員

委員長		委員	
氏名	在任期間	氏名	在任期間
広田 一征	平10・3・23～22・3・22	北守 公子	平14・9・22～23・9・21
山田 貴門	22・3・23～25・9・20	山田 貴門	19・9・21～22・3・22
田中 康雄	26・3・19～令7・3・22	田中 康雄	22・3・23～26・3・18
		永守 礼子	23・9・22～29・9・21
		河瀬 晋	25・9・21～28・9・20
		安部 了一	28・9・21～現在
		吉澤真由美	29・9・22～令5・9・21
		安藤 聡美	令5・9・22～現在

※平成25年9月21日～平成26年3月18日まで委員長不在

資料：秩父別町

## 第三節 財 政

### 一 一般会計

#### 財政規模

地方自治体が一般的に経理する一般会計は、産業、福祉、教育、衛生、人件費など町民や町職員などに広く関わる事業や管理における歳入・歳出の合計である。

秩父別町の平成二一年以降の歳入歳出の決算状況は、図表2-2-10のとおりである。

#### 歳 入

行政需要を満たすための支払いの財源となるべき現金を収納する一連の行為を「収入」といい、地方公共団体の一般会計年度における一切の収入を「歳入」という。秩父別町の歳入は、図表2-2-11の一般会計款別歳入歳出決算状況のとおり、年々増加している。特に令和元年から二年にかけては、一年間で約一〇億円増えている。

国庫支出金と町債については増加傾向が顕著であり、令和元年と二年を比較すると、国庫支出金三三三<sup>が</sup>増、町債二四一<sup>が</sup>増となっている。

国庫支出金とは、地方団体が行わなければならない事務事業のうち、主として国の事務的性格を有するものや国と利害関係があるもの及び国の施策や道の財政上特別の必要があるものなどについて、その費用の一部又は全部を国が支出する資金のことである。

図表 2-2-10 一般会計の推移

(単位：千円)

年度	歳入	歳出	残額	基金積立等	
平21	2,821,785	2,755,992	65,793	翌年度繰越し	7,234
				財政調整基金積立	58,559
22	2,983,023	2,897,866	85,157	翌年度繰越し	23,194
				財政調整基金積立	61,963
23	2,879,309	2,806,359	72,950	翌年度繰越し	172
				財政調整基金積立	72,778
24	2,927,997	2,843,290	84,707	翌年度繰越し	7,055
				財政調整基金積立	77,652
25	2,985,981	2,862,070	123,911	翌年度繰越し	55,579
				財政調整基金積立	68,332
26	3,018,933	2,919,911	99,022	翌年度繰越し	5,735
				財政調整基金積立	93,287
27	3,217,982	3,109,304	108,678	翌年度繰越し	23,731
				財政調整基金積立	84,947
28	3,748,612	3,682,732	65,880	財政調整基金積立	65,880
29	3,018,832	2,933,711	85,121	翌年度繰越し	10
				財政調整基金積立	85,111
30	3,535,908	3,434,459	101,449	翌年度繰越し	10,000
				財政調整基金積立	91,449
令元	3,158,534	3,087,324	71,210	財政調整基金積立	71,210
2	4,179,685	4,108,649	71,036	翌年度繰越し	676
				財政調整基金積立	70,360
3	4,252,244	4,142,484	109,760	翌年度繰越し	900
				財政調整基金積立	108,860
4	4,118,075	4,062,780	55,295	翌年度繰越し	14,541
				財政調整基金積立	40,754
5	4,795,009	4,644,816	150,193	翌年度繰越し	75,464
				財政調整基金積立	74,729

資料：秩父別町

また、町債とは、国などから長期に借り入れる資金のことをいう。

これに対して、自主財源の柱である町税は、令和元年と二年を比較すると、約六割の伸びにとどまっている。これは人口の減少、地域経済の停滞などの影響によるものと考えられる。

**歳 出** 地方公共団体の一会計年度における一切の支出を「歳出」という。その性質別と目的別を見ることにより、歳出全体の状況を知ることができる。

歳入同様に令和元年から二年にかけて、総務費が六三割、民生費が九八割、商工費が一四割の増加となっている。

**差引残高** 平成二一年～令和五年の一五年間は、各年度とも歳入と歳出の差額がプラスの黒字会計である。この間黒字額が多かったのは、令和五年の一億五〇一九万円、次に多かったのは平成二五年の一億二三

九一万円である。一方で町債の発行も比較的多い。

**町 債** 町債は、事業を行うに当たり、町民が幅広く利用する福祉施設の建設や道路の整備、建設など単年度に多額の経費を必要とする場合、その財源を確保するために町が借り入れる借金である。

外部（政府・地方公共団体金融機構・民間金融機関）から資金調達することとなるが、地方自治体にとって欠かさない財源である。

平成二一年以降の町債の状況、目的別地方債借入状況は、図表2-2-12、2-2-13のとおりである。

図表 2-2-11 一般会計款別歳入歳出決算状況

(単位：円)

科目		年度	平21	22	23	24
歳入	1. 町 税		237,218,748	218,844,447	214,554,349	238,560,341
	2. 地 方 譲 与 税		55,183,350	53,438,037	51,945,063	48,452,065
	3. 利 子 割 交 付 金		844,000	866,000	702,000	547,000
	4. 配 当 割 交 付 金		159,000	220,000	235,000	228,000
	5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		72,000	72,000	61,000	62,000
	6. 法 人 事 業 税 交 付 金					
	7. 地 方 消 費 税 交 付 金		27,508,000	27,461,000	26,246,000	25,448,000
	8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		1,781,876	1,688,207	1,641,978	1,386,943
	9. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		10,831,000	10,427,000	8,509,000	10,146,000
	10. 環 境 性 能 割 交 付 金					
	11. 地 方 特 例 交 付 金		3,645,000	5,712,000	5,681,000	686,000
	12. 地 方 交 付 税		1,571,448,000	1,700,033,000	1,700,999,000	1,689,237,000
	13. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		771,000	730,000	693,000	681,000
	14. 分 担 金 及 び 負 担 金		18,912,705	18,649,310	18,509,264	19,102,487
	15. 使 用 料 及 び 手 数 料		73,799,942	77,366,692	75,904,707	73,446,626
	16. 国 庫 支 出 金		384,805,750	277,079,039	144,303,286	96,586,744
	17. 道 支 出 金		90,114,221	104,334,301	141,653,001	106,079,056
	18. 財 産 取 入		19,244,590	13,030,950	13,830,104	8,767,003
	19. 寄 付 金		26,249,860	19,057,000	18,555,000	31,012,400
	20. 繰 入 金		45,617,110	40,048,931	8,586,148	2,969,426
	21. 諸 取 入		72,123,502	57,460,100	64,602,034	35,271,562
	22. 町 債		175,371,000	349,271,000	358,904,000	539,155,000
	23. 繰 越 金		6,084,000	7,234,000	23,194,000	172,000
歳 入 合 計			2,821,784,654	2,983,023,014	2,879,308,934	2,927,996,653
歳出	1. 議 会 費		31,108,583	31,159,197	43,728,831	36,875,529
	2. 総 務 費		214,603,079	374,450,546	247,405,545	208,752,055
	3. 民 生 費		319,739,691	263,182,422	334,501,114	304,519,190
	4. 衛 生 費		155,787,464	137,658,536	166,284,264	157,241,041
	5. 労 働 費		2,000	4,000	9,300	14,190
	6. 農 林 水 産 業 費		218,210,567	269,237,557	199,873,579	158,615,275
	7. 商 工 費		365,965,858	190,145,562	194,818,193	468,901,213
	8. 土 木 費		140,958,862	376,527,318	223,541,638	246,312,907
	9. 消 防 費		79,934,000	73,095,000	126,720,000	73,554,888
	10. 教 育 費		177,009,586	139,786,338	182,470,489	146,920,599
	11. 災 害 復 旧 費		5,000	5,000	13,452,350	5,000
	12. 公 債 費		634,132,797	622,966,371	669,103,867	635,261,304
	13. 職 員 費		418,534,037	419,648,375	404,449,520	406,316,878
歳 出 合 計			2,755,991,524	2,897,866,222	2,806,358,690	2,843,290,069
差 引 残 高			65,793,130	85,156,792	72,950,244	84,706,584

(単位：円)

## 第二章 行政

科目		年度	25	26	27	28
歳入	1. 町 税		255,967,433	251,317,328	229,653,706	250,311,550
	2. 地方譲与税		46,128,000	43,846,000	45,851,000	45,288,000
	3. 利子割交付金		534,000	469,000	394,000	254,000
	4. 配当割交付金		465,000	1,013,000	814,000	468,000
	5. 株式等譲渡所得割交付金		637,000	547,000	686,000	279,000
	6. 法人事業税交付金					
	7. 地方消費税交付金		25,231,000	31,056,000	52,344,000	46,668,000
	8. ゴルフ場利用税交付金		1,264,705	1,213,802	1,181,164	939,892
	9. 自動車取得税交付金		11,565,000	5,308,000	6,794,000	7,544,000
	10. 環境性能割交付金					
	11. 地方特例交付金		610,000	578,000	572,000	531,000
	12. 地方交付税		1,648,248,000	1,557,053,000	1,592,149,000	1,574,600,000
	13. 交通安全対策特別交付金		662,000	523,000	0	0
	14. 分担金及び負担金		18,188,917	20,673,326	15,450,282	14,918,094
	15. 使用料及び手数料		74,830,696	77,674,744	75,088,562	70,087,781
	16. 国庫支出金		261,264,365	187,822,869	204,956,872	114,971,657
	17. 道支出金		130,131,349	109,100,948	208,571,920	386,429,784
	18. 財産収入		16,243,380	9,947,610	9,347,889	8,764,919
	19. 寄付金		29,013,310	14,295,000	165,964,628	160,232,512
	20. 繰入金		33,642	148,155,444	107,801,000	95,048,003
	21. 諸収入		39,772,975	50,147,449	151,796,786	29,744,741
	22. 町債		418,135,000	452,613,000	342,830,000	917,800,000
	23. 繰越金		7,055,000	55,579,000	5,735,000	23,731,000
歳入合計			2,985,980,772	3,018,933,520	3,217,981,809	3,748,611,933
歳出	1. 議会費		36,180,081	36,306,985	44,711,617	40,576,515
	2. 総務費		298,587,331	196,977,604	368,912,961	1,009,626,591
	3. 民生費		310,207,500	328,730,257	378,122,955	353,188,836
	4. 衛生費		128,167,958	131,024,280	138,614,259	137,725,498
	5. 労働費		7,300	7,300	9,300	9,300
	6. 農林水産業費		173,762,505	174,147,382	308,992,675	642,687,174
	7. 商工費		147,688,805	137,779,016	368,037,692	173,181,670
	8. 土木費		341,945,658	307,492,545	255,410,100	210,742,515
	9. 消防費		101,791,000	406,550,482	71,157,728	76,019,195
	10. 教育費		291,461,971	244,084,701	261,874,655	138,951,197
	11. 災害復旧費		5,000	5,000	5,000	5,000
	12. 公債費		627,250,181	537,046,389	512,580,802	494,750,997
	13. 職員費		405,014,162	419,759,327	400,873,839	405,267,600
歳出合計			2,862,069,452	2,919,911,268	3,109,303,583	3,682,732,088
差引残高			123,911,320	99,022,252	108,678,226	65,879,845

(単位：円)

科目		年度	29	30	令元	2
歳入	1. 町 税		250,514,991	258,057,334	238,228,285	251,925,010
	2. 地 方 譲 与 税		45,239,000	45,590,000	45,366,004	45,008,000
	3. 利 子 割 交 付 金		433,000	347,000	181,000	215,000
	4. 配 当 割 交 付 金		612,000	468,000	603,000	519,000
	5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		616,000	404,000	399,000	627,000
	6. 法 人 事 業 税 交 付 金					666,000
	7. 地 方 消 費 税 交 付 金		48,732,000	49,528,000	46,856,000	57,354,000
	8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		780,935	724,376	808,133	922,334
	9. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		11,063,000	9,958,000	4,949,528	
	10. 環 境 性 能 割 交 付 金				1,428,000	3,093,000
	11. 地 方 特 例 交 付 金		879,000	839,000	9,262,000	2,568,000
	12. 地 方 交 付 税		1,531,490,000	1,493,373,000	1,482,213,000	1,585,263,000
	13. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		483,000	0	0	0
	14. 分 担 金 及 び 負 担 金		15,193,883	15,024,668	10,626,456	8,684,968
	15. 使 用 料 及 び 手 数 料		70,366,054	73,272,153	71,677,727	68,258,673
	16. 国 庫 支 出 金		118,625,428	103,472,806	131,566,873	570,017,694
	17. 道 支 出 金		217,212,533	218,485,696	202,544,115	194,665,043
	18. 財 産 収 入		9,465,627	12,981,994	13,217,870	8,646,975
	19. 寄 付 金		182,555,520	582,905,355	393,368,000	454,410,000
	20. 繰 入 金		107,425,153	163,132,259	195,724,770	184,134,007
	21. 諸 収 入		53,211,029	34,877,396	91,391,026	33,318,475
	22. 町 債 金		353,934,000	472,457,000	208,123,000	709,389,000
	23. 繰 越 金		0	10,000	10,000,000	0
歳 入 合 計			3,018,832,153	3,535,908,037	3,158,533,787	4,179,685,179
歳出	1. 議 会 費		40,288,803	40,655,146	41,086,502	38,381,484
	2. 総 務 費		453,123,038	943,677,925	557,416,442	909,066,793
	3. 民 生 費		359,926,798	364,984,415	326,351,349	645,600,396
	4. 衛 生 費		127,865,077	132,079,756	128,444,288	143,104,763
	5. 労 働 費		9,300	11,300	9,300	7,300
	6. 農 林 水 産 業 費		246,590,280	257,446,135	245,985,659	225,123,296
	7. 商 工 費		248,814,966	236,789,516	272,728,331	584,922,220
	8. 土 木 費		204,752,923	205,771,532	237,077,973	241,196,092
	9. 消 防 費		80,037,869	89,070,833	82,358,439	91,587,713
	10. 教 育 費		215,043,768	191,605,597	213,103,075	254,945,058
	11. 災 害 復 旧 費		5,000	22,920,440	16,115,700	5,000
	12. 公 債 費		552,864,595	523,859,478	522,786,022	538,334,851
	13. 職 員 費		404,388,328	425,586,472	443,860,827	436,374,107
歳 出 合 計			2,933,710,745	3,434,458,545	3,087,323,907	4,108,649,073
差 引 残 高			85,121,408	101,449,492	71,209,880	71,036,106

(単位：円)

科目		年度	3	4	5
歳入	1. 町 税		250,342,527	244,559,282	248,857,506
	2. 地方譲与税		45,692,000	45,574,000	45,914,000
	3. 利子割交付金		156,000	98,000	87,000
	4. 配当割交付金		811,000	721,000	822,000
	5. 株式等譲渡所得割交付金		992,000	581,000	952,000
	6. 法人事業税交付金		2,296,000	3,613,000	4,472,000
	7. 地方消費税交付金		61,783,000	62,263,000	61,429,000
	8. ゴルフ場利用税交付金		894,270	797,672	632,829
	9. 自動車取得税交付金				385,248
	10. 環境性能割交付金		3,103,000	3,964,000	4,637,000
	11. 地方特例交付金		3,419,000	1,927,000	1,791,000
	12. 地方交付税		1,769,628,000	1,762,524,000	1,798,333,000
	13. 交通安全対策特別交付金		0	0	0
	14. 分担金及び負担金		11,065,839	10,118,081	4,212,053
	15. 使用料及び手数料		69,287,227	72,037,650	70,153,447
	16. 国庫支出金		413,585,669	394,622,447	379,539,126
	17. 道支 出 金		212,611,459	224,025,064	291,218,308
	18. 財 産 収 入		10,705,611	8,506,501	8,454,485
	19. 寄 付 金		764,336,000	879,398,697	1,022,828,000
	20. 繰 入 金		108,974,153	132,997,000	174,440,479
	21. 諸 収 入		63,769,135	51,031,448	118,742,002
	22. 町 債		458,117,000	217,816,000	542,568,000
	23. 繰 越 金		676,000	900,000	14,541,000
歳入合計			4,252,244,890	4,118,074,842	4,795,009,483
歳出	1. 議 会 費		37,287,070	36,818,865	38,391,303
	2. 総 務 費		1,231,229,887	1,128,185,913	1,659,678,899
	3. 民 生 費		434,070,390	378,966,011	410,844,803
	4. 衛 生 費		170,086,789	162,156,250	172,533,377
	5. 労 働 費		7,300	11,300	7,300
	6. 農 林 水 産 業 費		340,316,934	297,333,564	349,486,563
	7. 商 工 費		248,940,690	267,286,847	254,743,585
	8. 土 木 費		431,622,982	441,143,278	284,259,975
	9. 消 防 費		81,982,906	80,189,342	168,822,070
	10. 教 育 費		216,092,341	229,761,508	308,661,114
	11. 災 害 復 旧 費		5,000	5,000	5,000
	12. 公 債 費		522,160,368	584,877,897	548,702,637
	13. 職 員 費		428,682,125	456,043,752	448,679,000
歳出合計			4,142,484,782	4,062,779,527	4,644,815,626
差引残高			109,760,108	55,295,315	150,193,857

資料：秩父別町

図表 2-2-12 町債の状況

(単位：千円)

科目 \ 年度	平21	22	23	24	25
歳入総額	2,821,785	2,983,023	2,879,309	2,927,997	2,985,981
歳出総額	2,755,992	2,897,866	2,806,359	2,843,290	2,862,070
歳入上の地方債額	175,371	349,271	358,904	539,155	418,135
地方債の歳入に占める割合	6.21%	11.71%	12.47%	18.41%	14.00%
歳出上の公債費額	634,133	622,966	669,104	635,261	627,250
公債費比率	13.5%	11.0%	11.4%	10.0%	8.5%
年度末総現債額	4,744,130	4,556,740	4,324,908	4,299,630	4,154,219

科目 \ 年度	26	27	28	29	30
歳入総額	3,018,933	3,217,982	3,748,612	3,018,832	3,535,908
歳出総額	2,919,911	3,109,304	3,682,732	2,933,711	3,434,459
歳入上の地方債額	452,613	342,830	917,800	353,934	472,457
地方債の歳入に占める割合	14.99%	10.65%	24.48%	11.72%	13.36%
歳出上の公債費額	537,046	512,581	494,751	552,865	523,859
公債費比率	7.1%	6.3%	6.7%	7.9%	6.8%
年度末総現債額	4,125,551	4,005,035	4,469,664	4,305,050	4,280,587

科目 \ 年度	令元	2	3	4	5
歳入総額	3,158,534	4,179,685	4,252,244	4,118,075	4,795,009
歳出総額	3,087,324	4,108,649	4,142,484	4,062,780	4,644,816
歳入上の地方債額	208,123	709,389	458,117	217,816	542,568
地方債の歳入に占める割合	6.59%	16.97%	10.77%	5.29%	11.32%
歳出上の公債費額	522,786	538,335	522,160	584,878	548,703
公債費比率	7.1%	7.4%	5.8%	6.4%	6.6%
年度末総現債額	3,987,004	4,173,380	4,121,087	3,764,803	3,768,581

資料：秩父別町

図表 2-2-13 目的別地方債借入状況

(単位：千円)

科目	年度				
	平21	22	23	24	25
1 一般会計					
一 普通債	1,760,029	1,538,239	1,329,490	1,208,807	1,191,541
総務					3,200
民生	4,567	3,060	1,538		
保健衛生	205,784	190,140	173,438	156,605	139,693
農林	355,094	281,495	206,435	130,882	55,627
土木	324,397	291,928	239,383	268,338	251,184
公営住宅	570,786	516,476	466,969	419,823	444,439
教育	299,401	255,140	241,727	233,159	297,398
二 災害復旧	2,884	2,394	13,297	12,792	12,279
土木	2,884	2,394	13,297	12,792	12,279
三 その他	2,981,217	3,016,107	2,982,121	3,078,031	2,950,399
過疎債	1,876,861	1,891,494	1,855,891	1,982,025	1,903,720
財源対策債	261,329	209,989	169,208	151,185	125,048
調整債	856	657	449	230	
地域総合整備事業債	51,650	40,840	30,290	19,910	14,530
臨時税収補てん債	11,332	10,012	8,666	7,293	5,892
減収補てん債					
減税補てん債	24,121	22,186	20,221	18,219	16,186
臨時経済対策債	2,800	2,100	1,400	700	
臨時財政対策債	724,068	828,529	895,996	898,469	879,923
地域再生事業債	28,200	10,300			
全国防災事業債					
緊急防災・減災事業債					5,100
小計	4,744,130	4,556,740	4,324,908	4,299,630	4,154,219
2 特別会計					
一 簡易水道	88,954	80,248	71,411	62,625	53,706
二 農業集落排水	377,545	361,076	341,992	320,182	322,645
小計	466,499	441,324	413,403	382,807	376,351
合計	5,210,629	4,998,064	4,738,311	4,682,437	4,530,570

(単位：千円)

科目 \ 年度	26	27	28	29	30
1 一般会計					
一 普通債	1,010,723	833,585	720,871	622,677	525,918
総務	29,400	26,200	31,400	31,400	28,655
民生					
保健衛生	122,729	105,039	86,286	66,487	45,614
農林	10,025	684	344		
土木	160,278	130,951	79,789	55,188	36,527
公営住宅	405,628	303,061	270,699	239,554	207,720
教育	282,663	267,650	252,353	230,048	207,402
二 災害復旧	10,364	8,601	7,189	5,768	6,639
土木	10,364	8,601	7,189	5,768	6,639
三 その他	3,104,464	3,162,849	3,741,604	3,676,605	3,748,030
過疎債	2,017,178	2,006,662	2,703,504	2,741,372	2,902,278
財源対策債	93,323	77,502	65,901	54,804	44,734
調整債					
地域総合整備事業債	9,150	3,770	540		
臨時税収補てん債	4,462	3,004	1,517		
減収補てん債					
減税補てん債	14,115	12,009	9,861	7,681	5,476
臨時経済対策債					
臨時財政対策債	927,436	967,031	901,741	814,841	734,872
地域再生事業債					
全国防災事業債		33,600	33,600	33,600	33,600
緊急防災・減災事業債	38,800	59,271	24,940	24,307	27,070
小計	4,125,551	4,005,035	4,469,664	4,305,050	4,280,587
2 特別会計					
一 簡易水道	48,543	44,543	41,724	38,840	35,891
二 農業集落排水	295,134	265,803	243,860	214,591	186,532
小計	343,677	310,346	285,584	253,431	222,423
合計	4,469,228	4,315,381	4,755,248	4,558,481	4,503,010

(単位：千円)

## 第二章 行政

科目	年度	令元	2	3	4	5
1 一般会計						
一 普通債		433,064	344,958	285,386	248,259	229,201
総務		25,899	23,131	20,351	18,860	17,356
民生						
保健衛生		23,472	93	200	500	450
農林						
土木		24,103	18,751	13,330	24,782	55,463
公営住宅		175,182	141,923	114,153	90,838	67,100
教育		184,408	161,060	137,352	113,279	88,832
二 災害復旧		8,001	6,555	4,813	4,175	3,538
土木		8,001	6,555	4,813	4,175	3,538
三 その他		3,545,939	3,821,867	3,830,888	3,512,369	3,535,842
過疎債		2,802,864	2,987,459	3,070,331	2,914,443	3,064,255
財源対策債		36,666	30,505	25,466	20,330	15,097
調整債						
地域総合整備事業債						
臨時税収補てん債						
減収補てん債			2,897	2,897		
減税補てん債		4,146	3,004	2,064	1,319	744
臨時経済対策債						
臨時財政対策債		642,885	562,026	501,643	365,827	251,374
地域再生事業債						
全国防災事業債		29,882	26,159	22,434	18,704	14,971
緊急防災・減災事業債		29,496	209,817	206,053	191,746	189,401
小計		3,987,004	4,173,380	4,121,087	3,764,803	3,768,581
2 特別会計						
一 簡易水道		32,873	37,784	34,624	38,816	75,856
二 農業集落排水		174,888	188,394	280,828	372,401	439,698
小計		207,761	226,178	315,452	411,217	515,554
合計		4,194,765	4,399,558	4,436,539	4,176,020	4,284,135

資料：秩父別町

義務的経費と 義務的経費とは、歳出において支出が義務付けられ、容易に削減することができない経費をいう。投資的経費 人件費、扶助費、公債費などがこれにあたり、その増加は財政構造の硬直化を招く恐れがあると言われている。一方、投資的経費は、建設事業費や災害復旧事業費などがあたる。物件費、維持補修費、補助費、積立金、投資・出資・貸付金、繰出金はその他経費に分類される。

経常収支比率 経常収支比率とは、歳出のうち人件費や公債費などの経常的な支出に、町税などの経常的収入がどと公債費比率 の程度充当されているかを示すものであり、財政構造の弾力性を判断する際の指標の一つである。この比率が低いほど使い道が自由な資金が多く、財政構造が弾力性に富んでいることを示し、町村においては、八五〇<sup>〇</sup>程度が妥当とされている。

一方、公債費比率とは、公債費に充てる一般財源の額が、標準財政規模に対してどの程度の割合かを表す指標である。この比率が高いほど財政の使途の自由度が乏しいことを示す。通常、比率が一〇<sup>〇</sup>未満であることが望ましいとされているが、地方財政の窮迫に伴い、地方交付税で補てん措置される地方債の発行が多くなり、比率は全国的に高くなる傾向にある。

秩父別町の場合、公債費比率は、平成二一年度に一三・五<sup>〇</sup>であったが、三〇年度には六・八<sup>〇</sup>、令和五年度には六・六<sup>〇</sup>にまで減少している。

### 財政力指数

財政力指数は、地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、標準的な行政活動に必要な財源をどの程度自力で調達できるかを表す数値である。普通交付税の算定基礎となる基準財政収入額を、基準財

政需要額で除して得た数値であり、この指数が大きいほど、財政力が強いと考えられている。財政力指数が「一・〇」を下回る場合は、それを補うために国から普通交付税が交付される。しかし、基準額を上回り普通交付税が交付されない不交付団体は、令和四年度では、東京都、北海道泊村、青森県六ヶ所村、茨城県つくば市など七三にとどまっており、ほとんどの道府県、市町村は普通交付税がないと行政の運営ができない。

秩父別町の場合、近年五年ごとの財政力指数は、平成二二年度で〇・一四六、二七年度で〇・一四七、令和元年度で〇・一六一である。令和五年度では〇・一四六となっており、全道平均の〇・四六七を下回っている。

## 二 特別会計と企業会計

特別会計とは、特定の目的や事業に関連する収入や支出を独立して管理するために設けられる会計で、一般会計とは別に設けられる。

秩父別町には、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計がある。いずれの会計も単一予算・経理主義を原則とし、歳入には一般会計からの繰入金や町債が充てられる場合もあるが、いずれの会計も収支がマイナスになったことはない。なお、農業集落排水事業は令和六年度から地方公営企業法の一部を適用し企業会計になった。老人保健特別会計は、平成二〇年四月から老人保健制度が後期高齢者医療制度へ移行したことから、二二年度で終了した。

図表 2-2-14 特別会計の推移

(単位：円)

会計別 年度	国民健康保険事業特別会計			後期高齢者医療特別会計		
	歳入	歳出	残額	歳入	歳出	残額
平21	423,871,218	405,514,833	18,356,385	36,544,570	36,544,570	0
22	407,662,160	407,249,459	412,701	38,951,780	38,951,780	0
23	403,903,861	403,524,266	379,595	39,187,305	39,185,605	1,700
24	400,756,738	379,295,237	21,461,501	41,265,199	41,265,199	0
25	390,333,987	377,172,493	13,161,494	41,630,336	41,620,936	9,400
26	377,126,380	372,286,835	4,839,545	42,801,194	42,799,994	1,200
27	442,417,530	441,893,706	523,824	41,754,323	41,751,123	3,200
28	354,395,695	353,681,412	714,283	40,262,291	40,262,291	0
29	388,600,730	362,538,221	26,062,509	42,739,577	42,737,177	2,400
30	376,196,533	375,943,404	253,129	48,850,785	48,850,785	0
令元	365,698,684	365,501,026	197,658	45,281,928	45,281,928	0
2	374,815,822	374,677,759	138,063	50,021,190	50,021,190	0
3	350,737,290	349,007,982	1,729,308	47,535,989	47,535,989	0
4	340,602,046	338,733,177	1,868,869	47,414,932	47,414,932	0
5	386,431,514	384,290,949	2,140,565	50,477,820	50,464,920	12,900

会計別 年度	介護保険特別会計			農業集落排水事業特別会計		
	歳入	歳出	残額	歳入	歳出	残額
平21	294,264,113	292,722,161	1,541,952	105,999,759	97,463,471	8,536,288
22	299,609,636	299,526,388	83,248	99,801,268	97,307,450	2,493,818
23	293,646,394	293,231,380	415,014	112,240,548	111,345,084	895,464
24	291,846,142	291,796,174	49,968	101,533,488	100,856,992	676,496
25	284,881,348	280,728,719	4,152,629	120,624,936	120,310,382	314,554
26	294,821,257	290,018,643	4,802,614	93,020,246	89,530,768	3,489,478
27	303,225,577	302,218,772	1,006,805	108,588,661	107,498,347	1,090,314
28	280,106,985	269,892,107	10,214,878	107,782,075	106,507,063	1,275,012
29	291,449,912	283,949,349	7,500,563	99,640,681	98,041,838	1,598,843
30	309,404,689	300,013,742	9,390,947	93,392,079	91,700,061	1,692,018
令元	313,938,312	308,443,802	5,494,510	95,571,278	93,322,103	2,249,175
2	392,448,793	388,821,041	3,627,752	143,889,304	142,666,414	1,222,890
3	348,564,667	337,932,910	10,631,757	309,965,400	308,860,581	1,104,819
4	359,409,292	314,557,937	44,851,355	318,628,006	310,530,269	8,097,737
5	371,865,339	338,151,636	33,713,703	256,970,698	253,446,896	3,523,802

資料：秩父別町

図表 2-2-15 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算状況

(単位：円)

科目	年度					
	平21	22	23	24	25	
歳入	1. 国民健康保険料	99,282,851	96,851,160	101,842,840	111,015,479	105,829,011
	2. 一部負担金	0	0	0	0	0
	3. 国庫支出金	72,669,097	95,115,165	75,237,223	71,091,887	64,192,858
	4. 療養給付費等交付金	17,298,371	10,657,000	16,784,173	15,484,540	13,069,828
	5. 前期高齢者交付金	115,240,754	79,377,528	119,145,776	110,848,944	107,219,901
	6. 道支出金	34,878,677	19,337,783	28,567,735	22,781,228	32,409,730
	7. 共同事業交付金	29,161,455	52,730,617	32,263,177	53,087,869	30,160,286
	8. 財産収入	860,106	595,763	293,747	203,678	168,527
	9. 繰入金	17,991,803	33,572,355	28,721,829	15,694,822	15,766,542
	10. 繰越金	35,924,888	18,356,385	412,701	379,595	21,461,501
	11. 諸収入	276,642	909,429	634,660	168,696	55,803
	12. 連合会支出金	286,574	158,975	—	—	—
	歳入合計	423,871,218	407,662,160	403,903,861	400,756,738	390,333,987
歳出	1. 総務費	3,153,125	4,081,203	2,959,349	2,777,918	3,707,458
	2. 保険給付費	269,062,070	276,278,858	276,811,164	253,854,780	242,540,905
	3. 後期高齢者支援金等	44,404,397	41,037,274	43,889,491	47,028,775	49,100,396
	4. 前期高齢者納付金等	126,259	71,234	130,149	47,969	49,267
	5. 老人保健拠出金	7,912,237	3,042	2,898	2,463	2,173
	6. 介護納付金	17,867,705	20,813,463	21,492,765	22,526,789	23,974,841
	7. 共同事業拠出金	52,626,187	51,736,929	49,389,143	49,054,376	45,882,897
	8. 保健事業費	3,209,789	4,731,893	3,427,854	3,758,489	3,667,013
	9. 基金積立金	860,106	595,763	293,747	203,678	168,527
	10. 諸支出金	6,292,958	7,899,800	5,127,706	40,000	8,079,016
	11. 予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	405,514,833	407,249,459	403,524,266	379,295,237	377,172,493	
差引残額	18,356,385	412,701	379,595	21,461,501	13,161,494	

(単位：円)

科目		年度			
		26	27	28	29
入	1. 国民健康保険料	102,733,323	89,001,440	93,545,050	94,532,980
	2. 一部負担金	0	0	0	0
	3. 国庫支出金	75,278,462	94,706,018	71,935,069	90,980,327
	4. 療養給付費等交付金	4,923,837	2,823,781	6,098,818	4,781,435
	5. 前期高齢者交付金	98,488,753	71,810,736	102,583,751	131,571,881
	6. 道支出金	22,074,683	24,230,737	28,508,337	34,212,000
	7. 共同事業交付金	43,134,425	109,601,585	8,423,400	10,699,237
	8. 財産収入	168,957	169,036	116,353	127,576
	9. 繰入金	17,105,461	45,214,463	42,661,093	20,957,004
	10. 繰越金	13,161,494	4,839,545	523,824	714,283
	11. 諸収入	56,985	20,189	0	24,007
	12. 連合会支出金	—	—	—	—
	歳入合計	377,126,380	442,417,530	354,395,695	388,600,730
出	1. 総務費	3,633,540	4,628,080	5,564,157	29,086,001
	2. 保険給付費	243,670,531	262,830,628	252,002,405	249,958,612
	3. 後期高齢者支援金等	46,707,875	43,699,365	44,947,660	45,957,585
	4. 前期高齢者納付金等	35,769	27,555	32,372	164,703
	5. 老人保健拠出金	2,028	2,028	1,593	1,014
	6. 介護納付金	22,744,304	18,956,770	18,836,132	18,389,078
	7. 共同事業拠出金	48,431,599	99,777,042	17,206,111	11,390,910
	8. 保健事業費	3,496,366	4,168,688	4,516,195	4,001,719
	9. 基金積立金	168,957	169,036	116,353	127,576
	10. 諸支出金	3,395,866	7,634,514	10,458,434	3,461,023
	11. 予備費	0	0	0	0
	歳出合計	372,286,835	441,893,706	353,681,412	362,538,221
	差引残額	4,839,545	523,824	714,283	26,062,509

(単位：円)

科目	年度						
	平30	令元	2	3	4	5	
歳入	1. 国民健康保険料	93,034,936	85,851,987	94,373,949	94,105,294	94,898,100	95,982,534
	2. 一部負担金	0	0	0	0	0	0
	3. 道支出金	231,255,240	240,933,297	240,515,643	230,372,958	219,427,544	256,691,102
	4. 財産収入	92,631	103,546	81,247	50,359	38,219	31,395
	5. 繰入金	25,560,844	38,556,725	37,860,294	25,076,725	24,454,734	32,612,280
	6. 繰越金	26,062,509	253,129	197,658	138,063	1,729,308	0
	7. 諸収入	190,373	0	31,031	37,891	54,141	1,109,203
	8. 国庫支出金	0	0	1,756,000	956,000	0	5,000
	歳入合計	376,196,533	365,698,684	374,815,822	350,737,290	340,602,046	386,431,514
歳出	1. 総務費	6,601,143	6,742,383	6,837,681	5,787,440	6,322,938	4,751,181
	2. 保険給付費	216,046,613	221,234,091	223,369,547	214,784,358	207,802,455	245,170,789
	3. 国民健康保険事業費納付金	123,323,000	132,175,000	135,398,000	124,747,000	120,135,000	129,025,000
	4. 共同事業拠出金	—	50	15	7	0	20
	5. 財政安定化基金拠出金	—	—	383	142	0	0
	6. 保健事業費	4,141,771	5,191,756	4,205,780	2,994,604	2,823,274	5,036,364
	7. 基金積立金	9,924,000	103,546	81,247	50,359	38,219	31,395
	8. 諸支出金	15,906,877	54,200	4,785,106	644,072	1,611,291	276,200
	9. 予備費	0	0	0	0	0	0
	歳出合計	375,943,404	365,501,026	374,677,759	349,007,982	338,733,177	384,290,949
差引残額	253,129	197,658	138,063	1,729,308	1,868,869	2,140,565	

資料：秩父別町

図表 2-2-16 老人保健特別会計歳入歳出決算状況  
(単位：円)

科目	年度		
	平21	22	
歳入	1. 支払基金交付金	4,000	962
	2. 国庫支出金	106,312	3,270
	3. 道支出金	100,000	0
	4. 繰入金	2,852,715	2,730
	5. 繰越金	0	99,183
	6. 諸収入	99,183	0
	歳入合計	3,162,210	106,145
歳出	1. 総務費	33,177	2,730
	2. 医療諸費	9,867	0
	3. 諸支出金	2,814,488	99,183
	4. 繰出金	106,312	4,232
	歳出合計	2,963,844	106,145
	差引残額	198,366	0
	翌年度繰越	198,366	0

資料：秩父別町

図表 2-2-17 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算状況

(単位：円)

科目		年度				
		平21	22	23	24	25
歳入	1. 後期高齢者医療保険料	22,312,300	24,172,900	22,698,300	23,753,100	25,696,800
	2. 繰入金	14,223,670	14,758,740	16,472,555	17,176,089	15,890,694
	3. 諸収入	400	400	0	304,700	9,200
	4. 繰越金	8,200	0	0	1,700	0
	5. 広域連合支出金	—	19,740	16,450	29,610	33,642
	歳入合計	36,544,570	38,951,780	39,187,305	41,265,199	41,630,336
歳出	1. 総務費	1,205,865	1,066,668	2,530,405	1,006,354	1,002,530
	2. 後期高齢者医療広域連合納付金	35,338,305	37,538,872	36,638,750	39,924,535	40,575,564
	3. 諸支出金	400	326,500	0	304,700	9,200
	4. 繰出金	—	19,740	16,450	29,610	33,642
	5. 予備費	0	0	0	0	0
	歳出合計	36,544,570	38,951,780	39,185,605	41,265,199	41,620,936
差引残額		0	0	1,700	0	9,400

科目		年度				
		26	27	28	29	30
歳入	1. 後期高齢者医療保険料	25,045,800	23,415,700	23,123,600	26,240,600	30,337,700
	2. 繰入金	17,337,184	18,308,723	17,006,191	16,467,677	18,500,485
	3. 諸収入	377,700	28,700	129,300	31,300	10,200
	4. 繰越金	9,400	1,200	3,200	0	2,400
	5. 広域連合支出金	31,110	—	—	—	—
	歳入合計	42,801,194	41,754,323	40,262,291	42,739,577	48,850,785
歳出	1. 総務費	1,161,210	1,793,393	975,108	800,768	1,710,200
	2. 後期高齢者医療広域連合納付金	41,229,974	39,929,030	39,137,283	41,925,709	47,130,385
	3. 諸支出金	377,700	28,700	149,900	10,700	10,200
	4. 繰出金	31,110	—	—	—	—
	5. 予備費	0	0	0	0	0
	歳出合計	42,799,994	41,751,123	40,262,291	42,737,177	48,850,785
差引残額		1,200	3,200	0	2,400	0

(単位：円)

	科目	年度				
		令元	2	3	4	5
歳入	1. 後期高齢者医療保険料	28,108,000	31,657,800	29,147,600	29,117,400	31,668,700
	2. 繰入金	17,128,428	18,230,490	18,350,489	18,202,932	18,809,120
	3. 諸収入	45,500	132,900	37,900	94,600	0
	4. 繰越金	0	0	0	0	0
	5. 広域連合支出金	—	—	—	—	—
	歳入合計	45,281,928	50,021,190	47,535,989	47,414,932	50,477,820
歳出	1. 総務費	1,061,408	1,585,981	977,675	1,232,040	988,863
	2. 後期高齢者医療広域連合納付金	44,175,020	48,302,309	46,520,414	46,088,292	49,476,057
	3. 諸支出金	45,500	132,900	37,900	94,600	0
	4. 繰出金	—	—	—	—	—
	5. 予備費	0	0	0	0	0
	歳出合計	45,281,928	50,021,190	47,535,989	47,414,932	50,464,920
	差引残額	0	0	0	0	12,900

資料：秩父別町

図表 2-2-18 介護保険特別会計歳入歳出決算状況

(単位：円)

第二章  
行政

科目	年度					
	平21	22	23	24	25	
歳入	1. 介護保険料	44,690,324	44,015,412	44,033,600	48,908,700	48,890,400
	2. 国庫支出金	70,248,130	73,655,406	74,949,432	72,230,888	72,386,140
	3. 支払基金交付金	84,128,465	85,912,798	84,344,722	80,181,336	79,109,582
	4. 道支出金	45,459,061	45,600,060	43,742,240	45,116,933	43,022,646
	5. 財産収入	78,662	63,275	23,711	8,188	5,674
	6. 繰入金	47,492,013	48,820,333	45,809,869	44,985,083	41,416,938
	7. 繰越金	2,167,458	1,541,952	83,248	415,014	49,968
	8. 諸収入	0	400	659,572	0	0
	歳入合計	294,264,113	299,609,636	293,646,394	291,846,142	284,881,348
歳出	1. 総務費	4,563,871	2,889,718	7,681,505	3,406,043	3,678,511
	2. 保険給付費	277,140,993	285,774,739	275,203,692	278,550,974	267,428,950
	3. 地域支援事業費	10,330,335	10,249,882	10,253,356	9,561,341	9,581,909
	4. 財政安定化基金 拠出金	0	0	0	0	0
	5. 基金積立金	78,662	63,275	22,787	129,188	5,674
	6. 諸支出金	608,300	548,774	70,040	148,628	33,675
	7. 予備費	0	0	0	0	0
	歳出合計	292,722,161	299,526,388	293,231,380	291,796,174	280,728,719
差引残額	1,541,952	83,248	415,014	49,968	4,152,629	

(単位：円)

	科目	年度				
		26	27	28	29	30
歳入	1. 介護保険料	48,840,600	54,106,400	53,676,400	53,739,600	56,382,300
	2. 国庫支出金	77,334,790	76,302,113	70,678,913	72,383,791	80,600,265
	3. 支払基金交付金	79,530,000	77,997,073	74,822,438	72,886,000	77,901,000
	4. 道支出金	45,555,705	44,644,731	41,018,065	41,380,206	45,022,069
	5. 財産収入	2,906	6,989	7,318	7,363	7,463
	6. 繰入金	39,404,627	45,365,657	38,897,046	40,836,803	41,991,029
	7. 繰越金	4,152,629	4,802,614	1,006,805	10,214,878	7,500,563
	8. 諸収入	0	0	0	1,271	0
	歳入合計	294,821,257	303,225,577	280,106,985	291,449,912	309,404,689
歳出	1. 総務費	6,123,713	8,215,223	4,071,811	6,918,534	5,304,558
	2. 保険給付費	272,438,184	281,681,603	252,128,676	253,196,318	273,214,064
	3. 地域支援事業費	7,302,095	7,435,070	11,190,059	13,612,256	15,646,917
	4. 財政安定化基金 拠出金	0	0	0	0	0
	5. 基金積立金	3,384,906	521,123	667,608	5,781,455	2,631,000
	6. 諸支出金	769,745	4,365,753	1,833,953	4,440,786	3,217,203
	7. 予備費	0	0	0	0	0
	歳出合計	290,018,643	302,218,772	269,892,107	283,949,349	300,013,742
	差引残額	4,802,614	1,006,805	10,214,878	7,500,563	9,390,947

(単位：円)

科目	年度					
	令元	2	3	4	5	
歳入	1. 介護保険料	54,128,200	51,169,400	53,998,100	53,906,100	53,983,200
	2. 国庫支出金	81,892,915	94,082,147	99,558,741	110,830,857	105,071,293
	3. 支払基金交付金	79,221,000	91,539,000	86,917,180	85,583,648	81,279,000
	4. 道支出金	44,767,357	52,375,799	51,404,985	50,001,217	48,903,665
	5. 財産収入	13,806	13,663	11,036	36,114	32,009
	6. 繰入金	44,126,712	97,774,274	53,046,873	48,410,799	49,089,545
	7. 繰越金	9,390,947	5,494,510	3,627,752	10,631,757	33,502,227
	8. 諸収入	397,375	0	0	8,800	4,400
	歳入合計	313,938,312	392,448,793	348,564,667	359,409,292	371,865,339
歳出	1. 総務費	4,257,303	5,627,833	5,204,919	3,209,343	5,237,489
	2. 保険給付費	281,691,259	321,878,326	310,108,961	285,923,302	280,231,261
	3. 地域支援事業費	16,036,644	18,376,994	19,007,542	18,669,028	19,313,602
	4. 財政安定化基金 拠出金	0	0	0	0	0
	5. 基金積立金	458,000	40,013,663	11,036	36,114	32,009
	6. 諸支出金	6,000,596	2,924,225	3,600,452	6,720,150	33,337,275
	7. 予備費	0	0	0	0	0
	歳出合計	308,443,802	388,821,041	337,932,910	314,557,937	338,151,636
差引残額	5,494,510	3,627,752	10,631,757	44,851,355	33,713,703	

資料：秩父別町

図表 2-2-19 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算状況

(単位:円)

科目 \ 年度		年度				
		平21	22	23	24	25
歳入	1. 使用料及び手数料	37,660,700	38,824,780	39,472,830	39,108,624	38,569,040
	2. 国庫支出金					
	3. 財産収入	353,100	340,200	288,900	329,400	248,400
	4. 繰入金	35,000,000	23,000,000	48,385,000	43,000,000	40,731,000
	5. 繰越金	385,959	8,536,288	2,493,818	895,464	676,496
	6. 諸収入	0	0	0	0	0
	7. 町債	32,600,000	29,100,000	21,600,000	18,200,000	40,400,000
	歳入合計	105,999,759	99,801,268	112,240,548	101,533,488	120,624,936
歳出	1. 農業集落排水事業費	39,055,823	40,612,667	60,545,417	51,842,698	74,544,011
	2. 公債費	58,407,648	56,694,783	50,799,667	49,014,294	45,766,371
	3. 予備費	0	0	0	0	0
	歳出合計	97,463,471	97,307,450	111,345,084	100,856,992	120,310,382
差引残額		8,536,288	2,493,818	895,464	676,496	314,554

科目 \ 年度		年度				
		26	27	平28	29	30
歳入	1. 使用料及び手数料	38,268,696	38,483,883	36,930,815	37,523,414	38,003,830
	2. 国庫支出金			1,922,400	2,700,000	2,015,820
	3. 財産収入	316,200	315,300	282,300	272,700	322,500
	4. 繰入金	40,663,000	54,000,000	49,570,000	50,725,000	51,280,000
	5. 繰越金	314,554	3,489,478	1,090,314	1,275,012	1,598,843
	6. 諸収入	557,796	0	886,246	844,555	171,086
	7. 町債	12,900,000	12,300,000	17,100,000	6,300,000	—
	歳入合計	93,020,246	108,588,661	107,782,075	99,640,681	93,392,079
歳出	1. 農業集落排水事業費	42,292,074	60,320,307	63,230,946	59,359,742	61,375,421
	2. 公債費	47,238,694	47,178,040	43,276,117	38,682,096	30,324,640
	3. 予備費	0	0	0	0	0
	歳出合計	89,530,768	107,498,347	106,507,063	98,041,838	91,700,061
差引残額		3,489,478	1,090,314	1,275,012	1,598,843	1,692,018

(単位：円)

		年度				
科目		令和元	2	3	4	5
歳入	1. 使用料及び手数料	39,172,909	33,400,291	37,917,788	32,516,725	36,614,000
	2. 国庫支出金	10,560,000	34,477,300	115,962,000	93,157,900	0
	3. 財産収入	327,700	321,300	454,900	420,500	60,500
	4. 繰入金	32,900,000	36,203,000	37,000,000	56,700,000	112,270,000
	5. 繰越金	1,692,018	2,249,175	1,222,890	1,104,819	8,097,737
	6. 諸収入	518,651	638,238	1,307,822	21,428,062	10,428,461
	7. 町債	10,400,000	36,600,000	116,100,000	113,300,000	89,500,000
	歳入合計	95,571,278	143,889,304	309,965,400	318,628,006	256,970,698
歳出	1. 農業集落排水事業費	69,503,576	118,073,057	283,956,287	287,556,414	229,573,239
	2. 公債費	23,818,527	24,593,357	24,904,294	22,973,855	23,873,657
	3. 予備費	0	0	0	0	0
	歳出合計	93,322,103	142,666,414	308,860,581	310,530,269	253,446,896
差引残額		2,249,175	1,222,890	1,104,819	8,097,737	3,523,802

資料：秩父別町

## 企業会計

企業会計は、秩父別町が直接経営する事業について、その成績を取引記録に基づいて明らかにし、歳入、歳出を経理する会計である。

秩父別町には簡易水道事業会計がある。

秩父別町の水道事業は、経営規模が小さいために、公営企業の原則である独立採算での事業運営は難しい。そのために、水道料金の収入のほかに、簡易水道事業に定められた繰出基準に基づく一般会計からの繰入を行い事業の運営を行っている。令和三年度は、地方公営企業繰出基準により、一般会計から企業債利息・元利償還金の二分の一相当額について、補助金二七万九一五三円、出資金一五八万四一六円の繰入を行った。

図表 2-2-20 簡易水道事業会計決算状況

(単位：千円)

科目		年度						
		平21	22	23	24	25		
入	収益的収入	給水収益（水道料金収益）	57,502	68,701	58,885	58,284	57,346	
		受託工事収益（工事受託収益）	6,936	958	0	840	0	
		その他営業収益	525	832	1,345	1,074	1,489	
		他会計補助金	851	897	722	655	589	
		預金利息	160	80	70	87	91	
		長期前受金戻入	—	—	—	—	—	
		雑収益	0	0	0	0	0	
	資本的収入	企業債	—	—	—	—	—	
		一般会計出資金	4,288	4,353	4,419	4,393	4,459	
		工事負担金	622	—	—	—	—	
		国庫補助金						
	出	収益的支出	原水及び浄水費	27,236	27,905	23,814	23,318	23,265
			配水及び給水費	2,047	2,840	4,203	2,623	7,459
			受託工事費	6,969	1,395	0	840	0
総係費			9,607	9,137	8,539	8,929	8,805	
減価償却費			18,374	18,314	19,108	19,327	19,405	
資産消耗費（資産減耗費）			285	331	411	366	338	
企業債利息			1,703	1,574	1,444	1,324	1,179	
雑支出			358	0	0	0	0	
資本的収入		配水設備改良費	3,269	1,699	7,367	11,523	4,221	
		メーター費（材料費）	1,827	1,639	3,285	6,012	3,029	
		企業債元利償還金	8,578	8,706	8,837	8,786	8,919	
		資産購入費	—	—	—	—	—	

(単位：千円)

科目		年度	26	27	28	29	30	
入	収益的収入	給水収益（水道料金収益）	54,876	54,506	52,684	53,256	52,908	
		受託工事収益（工事受託収益）	0	0	0	0	0	
		その他営業収益	951	2,808	828	1,035	2,511	
		他会計補助金	527	482	447	415	2,099	
		預金利息	91	91	84	77	77	
		長期前受金戻入	85,859	4,852	4,798	4,783	4,782	
		雑収益	0	0	0	1	1	
	資本的収入	企業債	—	—	—	—	—	
		一般会計出資金	2,581	2,000	1,409	1,441	1,474	
		工事負担金	—	—	—	—	—	
		国庫補助金						
	出	収益的支出	原水及び浄水費	23,190	23,725	25,523	25,513	25,272
			配水及び給水費	8,702	3,252	3,303	8,910	8,060
			受託工事費	0	0	0	0	0
総係費			9,470	10,056	9,666	10,232	9,906	
減価償却費			94,138	22,668	22,935	23,174	22,985	
資産消耗費（資産減耗費）			260	1,224	1,477	991	1,666	
企業債利息			1,056	966	895	831	765	
雑支出			0	0	0	3	0	
資本的収入		配水設備改良費	3,834	9,731	11,417	1,858	8,102	
		メーター費（材料費）	3,826	3,585	2,379	2,026	4,001	
		企業債元利償還金	5,162	4,001	2,819	2,883	2,950	
		資産購入費	972	0	2,880	—	3,111	

(単位：千円)

科目		年度	令元	2	3	4	5	
入	収益的収入	給水収益（水道料金収益）	53,607	44,770	51,727	44,096	49,089	
		受託工事収益（工事受託収益）	0	0	700	650	0	
		その他営業収益	849	455	1,025	716	944	
		他会計補助金	348	7,705	279	7,523	237	
		預金利息	77	63	49	43	21	
		長期前受金戻入	3,753	4,143	6,113	8,638	8,556	
		雑収益	0	1	0	0	0	
	資本的収入	企業債	—	8,000	0	7,000	40,400	
		一般会計出資金	1,508	1,544	1,580	1,404	1,680	
		工事負担金	—	—	—	—	—	
		国庫補助金				1,796	20,203	
	出	収益的支出	原水及び浄水費	26,840	25,558	27,306	27,774	29,568
			配水及び給水費	6,357	7,076	4,906	3,243	3,552
受託工事費			0	0	700	650	0	
総係費			10,027	9,718	9,821	7,073	10,799	
減価償却費			19,795	20,455	20,427	21,192	21,468	
資産消耗費（資産減耗費）			2,403	1,563	2,350	1,676	1,373	
企業債利息			698	626	558	489	470	
雑支出			0	258	27	930	1,851	
資本的収入		配水設備改良費	6,648	10,043	5,070	11,649	60,780	
		メーター費（材料費）	3,989	2,479	3,942	2,724	3,128	
		企業債元利償還金	3,018	3,088	3,161	2,807	3,360	
		資産購入費	1,288	1,740	2,399	—	—	

### 三 町税等の収納状況とふるさと納税制度

#### 収納状況の推移

町税には、町民税、固定資産税、軽自動車税がある。平成二十一年から令和三年までの納入状況は非常に高い収納率を維持している。国民健康保険料についても高い収納率である。

ふるさと納税 平成二〇年五月の「地方税法等の一部を改正する法律」の施行により、ふるさと納税制度が創設された。ふるさと納税は、税制を通じて生まれ故郷やお世話になった地域、これから応援したい地域を自由選択し、納付先を自らの意思で決めることを可能とする制度である。納税という言葉はついているが、都道府県や市町村への寄附制度の一つである。所得金額に応じて、納税できる金額は異なるが、原則として自己負担額二〇〇〇円を差し引いた額が、所得税及び住民税から控除される。

ふるさと納税は、秩父別町にとって歳入の貴重な財源である。平成二七年度には、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除が受けられる「ワンストップ特例制度」が始まり、返礼品の充実やクレジット決済の開始もあり寄附件数が急増し、寄附額が一億円を突破した。その後も寄附件数・寄附金額ともに大幅に増加し、令和五年度に一〇億円を突破した。

平成二〇年度以降のふるさと納税寄附実績は、図表2-2-22のとおりである。

図表 2-2-21 町税等徴収率の推移

(単位：円)

年度・収納状況 科目		平21			22		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
町民税 個人	現年度分	93,579,136	93,232,275	99.62%	74,862,792	74,630,756	99.69%
	滞納分	507,260	91,082	17.95%	602,539	174,532	28.96%
法人税	現年度分	12,658,800	12,658,800	100.00%	10,374,500	10,374,500	100.00%
	滞納分	0	0		0	0	
固定 資産税	現年度分	89,482,600	86,071,100	96.18%	87,303,100	86,802,600	99.42%
	滞納分	2,517,412	10,500	0.41%	5,918,412	75,800	1.28%
軽自動 車税	現年度分	7,293,700	7,281,500	99.83%	7,492,000	7,483,800	99.89%
	滞納分	23,100	11,900	51.51%	23,400	7,200	30.76%
町税の 合計	現年度分	203,014,236	199,243,675	98.14%	180,032,392	179,291,656	99.58%
	滞納分	3,047,772	113,482	3.72%	6,544,351	257,532	3.93%
国保料	現年度分	99,564,200	98,676,676	99.10%	97,503,800	96,366,111	98.83%
	滞納分	5,966,071	606,175	10.16%	6,247,420	485,049	7.76%
国保料内 一般分	現年度分	95,613,663	94,726,139	99.07%	92,446,494	91,323,805	98.78%
	滞納分	5,604,071	594,375	10.60%	5,897,220	446,077	7.56%
国保料 退職分	現年度分	3,950,537	3,950,537	100.00%	5,057,306	5,042,306	99.70%
	滞納分	362,000	11,800	3.25%	350,200	38,972	11.12%
保育料		7,988,810	7,906,200	98.97%	8,234,700	8,196,900	99.54%
住宅料		60,067,798	59,020,428	98.26%	63,590,508	62,234,538	97.87%
水道料	現年度分	60,678,756	60,355,567	99.47%	61,959,460	61,607,049	99.43%
下水道料	現年度分	37,743,530	37,578,100	99.56%	38,783,890	38,653,850	99.66%
	滞納分	92,670	60,580	65.37%	197,520	141,570	71.67%

(単位：円)

年度・収納状況 科目		23			24		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
町民税 個人	現年度分	68,797,069	68,561,154	99.60%	91,909,564	91,727,107	99.80%
	滞納分	660,043	82,878	12.56%	813,080	197,221	24.26%
法人税	現年度分	11,086,900	11,086,900	100.00%	13,942,600	13,942,600	100.00%
	滞納分	0	0		0	0	
固定 資産税	現年度分	87,091,200	85,972,500	98.72%	81,898,300	81,002,400	98.91%
	滞納分	6,343,112	360,400	5.68%	7,101,412	410,400	5.78%
軽自動 車税	現年度分	7,519,600	7,515,600	99.95%	7,582,900	7,575,700	99.91%
	滞納分	24,400	7,200	29.51%	14,000	4,000	28.57%
町税の 合計	現年度分	174,494,769	173,136,154	99.22%	195,333,364	194,247,807	99.44%
	滞納分	7,027,555	450,478	6.41%	7,928,492	611,621	7.71%
国保料	現年度分	102,225,500	101,016,252	98.82%	109,932,200	109,581,200	99.68%
	滞納分	6,900,060	826,588	11.98%	6,955,420	1,434,279	20.62%
国保料内 一般分	現年度分	95,787,950	94,804,902	98.97%	104,813,548	104,554,131	99.75%
	滞納分	6,573,832	784,288	11.93%	6,445,292	1,242,779	19.28%
国保料 退職分	現年度分	6,437,550	6,211,350	96.49%	5,118,652	5,027,069	98.21%
	滞納分	326,228	42,300	12.97%	510,128	191,500	37.54%
保育料		8,278,230	8,113,090	98.01%	9,911,690	9,883,340	99.71%
住宅料		63,362,198	62,673,761	98.91%	65,079,895	64,793,125	99.56%
水道料	現年度分	62,181,440	61,817,721	99.42%	61,562,303	61,196,290	99.41%
下水道料	現年度分	39,380,770	39,269,670	99.72%	39,083,400	38,964,494	99.70%
	滞納分	185,990	159,120	85.55%	137,970	111,100	80.52%

(単位：円)

年度・収納状況 科目		25			26		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
町民税 個人	現年度分	102,872,489	102,744,730	99.88%	95,376,862	94,982,862	99.59%
	滞納分	798,316	456,547	57.19%	469,528	73,317	15.62%
法人税	現年度分	12,723,500	12,723,500	100.00%	14,952,300	14,952,300	100.00%
	滞納分	0	0		0	0	
固定 資産税	現年度分	82,524,600	82,464,100	99.93%	84,250,300	84,099,200	99.82%
	滞納分	7,586,912	260,700	3.44%	7,386,712	442,400	5.99%
軽自動 車税	現年度分	7,684,400	7,684,400	100.00%	7,750,100	7,750,100	100.00%
	滞納分	17,200	15,200	88.37%	2,000	0	0.00%
町税の 合計	現年度分	205,804,989	205,616,730	99.91%	202,329,562	201,784,462	99.73%
	滞納分	8,402,428	732,447	8.72%	7,858,240	515,717	6.56%
国保料	現年度分	104,811,700	104,805,000	99.99%	102,830,100	102,355,820	99.54%
	滞納分	5,786,341	1,024,011	17.70%	4,493,830	377,503	8.40%
国保料内 一般分	現年度分	101,944,207	101,937,507	99.99%	100,807,760	100,403,500	99.60%
	滞納分	5,376,130	822,383	15.30%	4,285,247	377,503	8.81%
国保料 退職分	現年度分	2,867,493	2,867,493	100.00%	2,022,340	1,952,320	96.54%
	滞納分	410,211	201,628	49.15%	208,583	0	0.00%
保育料		9,153,470	9,153,470	100.00%	12,242,790	12,242,790	100.00%
住宅料		64,567,847	64,318,077	99.61%	67,776,175	67,259,905	99.24%
水道料	現年度分	60,644,491	60,213,081	99.29%	59,720,763	59,388,373	99.44%
下水道料	現年度分	38,535,320	38,429,260	99.72%	38,239,926	38,159,496	99.79%
	滞納分	145,776	88,400	60.64%	138,126	75,180	54.43%

(単位：円)

科目		27			28		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
町民税 個人	現年度分	79,932,179	79,558,428	99.53%	98,388,571	98,242,667	99.85%
	滞納分	695,181	136,510	19.64%	835,880	208,097	24.90%
法人税	現年度分	11,185,300	11,185,300	100.00%	11,083,700	11,083,700	100.00%
	滞納分	0	0		0	0	
固定 資産税	現年度分	81,892,200	81,746,700	99.82%	85,301,300	85,158,700	99.83%
	滞納分	6,950,412	387,100	5.57%	6,708,812	358,000	5.34%
軽自動 車税	現年度分	7,791,200	7,784,000	99.91%	9,254,300	9,234,200	99.78%
	滞納分	2,000	0	0.00%	7,200	7,200	100.00%
町税の 合計	現年度分	180,800,879	180,274,428	99.71%	204,027,871	203,719,267	99.85%
	滞納分	7,647,593	523,610	6.85%	7,551,892	573,297	7.59%
国保料	現年度分	89,078,800	88,479,200	99.33%	94,005,000	93,326,100	99.28%
	滞納分	3,986,605	522,240	13.10%	4,063,965	218,950	5.39%
国保料内 一般分	現年度分	88,603,360	88,003,760	99.32%	93,759,000	93,080,100	99.28%
	滞納分	3,708,002	303,895	8.20%	4,003,707	218,791	5.46%
国保料 退職分	現年度分	475,440	475,440	100.00%	246,000	246,000	100.00%
	滞納分	278,603	218,345	78.37%	60,258	159	0.26%
保育料		8,143,570	8,127,070	99.80%	8,347,740	8,347,740	100.00%
住宅料		66,158,455	65,427,785	98.90%	60,296,403	59,660,503	98.95%
水道料	現年度分	59,175,572	58,908,666	99.55%	57,165,141	56,568,942	98.96%
下水道料	現年度分	38,398,712	38,354,726	99.89%	37,025,009	36,833,890	99.48%
	滞納分	111,612	27,097	24.28%	128,501	66,685	51.89%

(単位：円)

年度・収納状況 科目		29			30		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
町民税 個人	現年度分	96,886,024	96,653,720	99.76%	110,628,615	110,000,681	99.43%
	滞納分	773,687	192,194	24.84%	813,797	311,713	38.30%
法人税	現年度分	13,178,100	13,178,100	100.00%	12,763,400	12,763,400	100.00%
	滞納分	0	0		0	0	
固定 資産税	現年度分	85,724,300	85,556,500	99.80%	81,664,500	81,561,400	99.87%
	滞納分	6,493,412	362,000	5.57%	6,299,212	346,000	5.49%
軽自動 車税	現年度分	9,269,700	9,250,900	99.80%	9,510,100	9,437,600	99.24%
	滞納分	20,100	20,100	100.00%	18,800	5,000	26.60%
町税の 合計	現年度分	205,058,124	204,639,220	99.80%	214,566,615	213,763,081	99.63%
	滞納分	7,287,199	574,294	7.88%	7,131,809	662,713	9.29%
国保料	現年度分	94,776,200	93,970,900	99.15%	93,697,600	92,613,912	98.84%
	滞納分	4,523,915	562,080	12.42%	4,767,135	799,024	16.76%
国保料内 一般分	現年度分	94,558,038	93,752,738	99.15%	93,613,200	92,529,512	98.84%
	滞納分	4,463,816	501,981	11.25%	4,767,135	799,024	16.76%
国保料 退職分	現年度分	218,162	218,162	100.00%	84,400	84,400	100.00%
	滞納分	60,099	60,099	100.00%	0	0	
保育料		8,656,490	8,656,490	100.00%	8,961,410	8,908,210	99.41%
住宅料		61,222,632	60,265,632	98.44%	64,320,562	62,749,762	97.56%
水道料	現年度分	58,112,321	57,563,511	99.06%	57,689,933	56,903,656	98.64%
下水道料	現年度分	37,582,707	37,355,843	99.40%	38,126,803	37,803,378	99.15%
	滞納分	252,935	129,771	51.31%	350,028	109,732	31.35%

(単位：円)

科目		令元			2		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
町民税 個人	現年度分	89,386,048	88,965,439	99.53%	106,341,503	105,249,558	98.97%
	滞納分	1,130,018	510,294	45.16%	953,477	76,699	8.04%
法人税	現年度分	13,786,900	13,786,900	100.00%	13,295,400	13,295,400	100.00%
	滞納分	0	0		0	0	
固定 資産税	現年度分	84,191,300	84,092,900	99.88%	85,506,600	85,485,600	99.98%
	滞納分	6,056,312	377,100	6.23%	5,486,600	4,869,300	88.75%
軽自動 車税	現年度分	9,531,900	9,499,800	99.66%	9,681,800	9,637,800	99.55%
	滞納分	86,300	84,300	97.68%	34,100	3,000	8.80%
町税の 合計	現年度分	196,896,148	196,345,039	99.72%	214,825,303	213,668,358	99.46%
	滞納分	7,272,630	971,694	13.36%	6,474,177	4,948,999	76.44%
国保料	現年度分	86,045,800	85,469,737	99.33%	94,552,000	93,524,786	98.91%
	滞納分	5,429,799	382,250	7.04%	3,540,684	849,163	23.98%
国保料内 一般分	現年度分	86,045,800	85,469,737	99.33%	94,552,000	93,524,786	98.91%
	滞納分	5,429,799	382,250	7.04%	3,540,684	849,163	23.98%
国保料 退職分	現年度分	0	0		0	0	
	滞納分	0	0		0	0	
保育料		4,606,070	4,606,070	100.00%	2,357,360	2,357,360	100.00%
住宅料		63,063,135	60,545,335	96.01%	60,185,427	57,420,527	95.41%
水道料	現年度分	59,006,632	57,996,576	98.29%	50,998,057	50,206,371	98.45%
下水道料	現年度分	39,164,402	38,946,993	99.44%	33,302,210	33,178,152	99.63%
	滞納分	563,721	191,826	34.03%	589,304	214,439	36.39%

(単位：円)

年度・収納状況 科目		3			4		
		調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
町民税 個人	現年度分	103,865,045	103,500,303	99.65%	97,161,700	96,821,786	99.65%
	滞納分	2,016,458	719,421	35.68%	1,662,524	330,457	19.88%
法人税	現年度分	16,756,900	16,756,900	100.00%	12,643,700	12,643,700	100.00%
	滞納分	0	0		0	0	
固定 資産税	現年度分	83,374,700	83,330,000	99.95%	85,345,200	85,328,700	99.98%
	滞納分	638,300	83,400	13.07%	599,600	211,700	35.31%
軽自動 車税	現年度分	9,623,000	9,615,800	99.93%	9,598,000	9,596,600	99.99%
	滞納分	75,100	51,300	68.31%	31,000	7,200	23.23%
町税の 合計	現年度分	213,619,645	213,203,003	99.80%	204,748,600	204,390,786	99.83%
	滞納分	2,729,858	854,121	31.29%	2,293,124	549,357	23.96%
国保料	現年度分	93,926,400	93,351,252	99.39%	94,931,200	93,945,000	98.96%
	滞納分	3,718,735	754,042	20.28%	3,514,841	953,100	27.12%
国保料内 一般分	現年度分	93,926,400	93,351,252	99.39%			
	滞納分	3,718,735	754,042	20.28%			
国保料 退職分	現年度分	0	0				
	滞納分	0	0				
保育料		3,283,440	3,283,440	100.00%	2,434,350	2,434,350	100.00%
住宅料		62,915,956	58,885,083	93.59%	66,171,637	60,879,169	92.00%
水道料	現年度分	56,990,716	56,283,058	98.76%	49,210,608	48,322,898	98.20%
下水道料	現年度分	37,911,598	37,760,518	99.60%	32,605,676	32,422,010	99.44%
	滞納分	456,113	126,470	27.73%	480,723	83,165	17.30%

(単位：円)

科目		年度・収納状況		
		5		
		調定額	収入額	収納率
町民税 個人	現年度分	97,890,248	97,735,188	99.84%
	滞納分	1,611,032	378,140	23.47%
法人税	現年度分	12,584,700	12,584,700	100.00%
	滞納分	0	0	
固定 資産税	現年度分	85,863,400	85,632,100	99.73%
	滞納分	404,400	103,300	25.54%
軽自動 車税	現年度分	9,691,800	9,654,000	99.61%
	滞納分	25,200	1,400	5.56%
町税の 合計	現年度分	206,030,148	205,605,986	99.79%
	滞納分	2,040,632	482,840	23.66%
国保料	現年度分	96,484,400	95,537,700	99.02%
	滞納分	3,507,441	444,834	12.68%
国保料内 一般分	現年度分			
	滞納分			
国保料 退職分	現年度分			
	滞納分			
保育料		2,407,590	2,407,590	100.00%
住宅料		65,259,021	59,945,679	91.86%
水道料	現年度分	54,885,152	54,216,064	98.78%
下水道料	現年度分	36,621,150	36,363,320	99.30%
	滞納分	544,264	223,730	41.11%

資料：秩父別町

**町有財産の種類** 町有財産（公有財産）とは、地方公共団体が所有する財産のことで、地方自治法第二三八条に規定されている。秩父別町の町有財産には、土地、建物、有価証券、出資、車両、基金がある。基金は、公共施設の建設、財政調整、減債、災害などに備えて積み立てられている。

#### 四 町有財産

図表 2-2-22  
ふるさと納税寄附実績

年度	入金件数（件）	入金金額（円）
平20	16	653,600
21	11	1,526,860
22	11	507,000
23	11	555,000
24	18	12,390,000
25	17	1,800,500
26	165	2,365,000
27	9,919	148,834,628
28	8,255	147,382,512
29	9,992	179,355,520
30	29,786	559,705,355
令和元	16,008	392,234,000
2	16,936	453,690,000
3	26,039	763,136,000
4	26,867	866,945,000
5	27,649	1,021,628,000
合計	171,700	4,552,708,975

資料：秩父別町

図表 2-2-23 公有財産の状況

科目		年度		22		23	
		平21		増減	年度末	増減	年度末
会計	項目	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末
一般会計	土地 (m <sup>2</sup> )	-1,501	1,447,068	-12,532	1,434,536	-3,430	1,431,106
	建物 (m <sup>2</sup> )	114	66,713	-1,400	65,313	-115	65,198
	有価証券 (千円)	0	9,700	0	9,700	280	9,980
	出資 (千円)	3,913	396,639	74,158	470,797	99,891	570,688
	車両 (台)	0	40	1	41	-1	40
	現金 (千円)	73,870	1,149,298	73,935	1,223,233	203,935	1,427,168
国保会計	現金 (千円)	860	162,597	597	163,194	-18,707	144,487
介護会計	現金 (千円)	1,395	16,604	-3,149	13,455	-7,086	6,369
農集会計	土地 (m <sup>2</sup> )	0	13,378	0	13,378	0	13,378
	建物 (m <sup>2</sup> )	0	668	0	668	0	668
	車両 (台)	0	0	0	0	0	0
水道会計	建物 (m <sup>2</sup> )	0	303	0	303	0	303
	車両 (台)	0	1	0	1	0	1

科目		年度		25		26	
		24		増減	年度末	増減	年度末
会計	項目	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末
一般会計	土地 (m <sup>2</sup> )	-4,978	1,426,128	-5,388	1,420,740	-2,798	1,417,942
	建物 (m <sup>2</sup> )	-697	64,501	484	64,985	974	65,959
	有価証券 (千円)	0	9,980	0	9,980	0	9,980
	出資 (千円)	105,422	676,110	5,643	681,753	5,653	687,406
	車両 (台)	0	40	0	40	0	40
	現金 (千円)	130,314	1,557,482	190,245	1,747,727	-23,027	1,724,700
国保会計	現金 (千円)	-14,796	129,691	168	129,859	169	130,028
介護会計	現金 (千円)	-1,992	4,377	-2,154	2,223	3,385	5,608
農集会計	土地 (m <sup>2</sup> )	0	13,378	0	13,378	0	13,378
	建物 (m <sup>2</sup> )	0	668	0	668	0	668
	車両 (台)	0	0	0	0	0	0
水道会計	建物 (m <sup>2</sup> )	0	303	0	303	0	303
	車両 (台)	0	1	0	1	0	1

科目		年度		27		28		29	
		会計	項目	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末
一般会計	土地 (m <sup>2</sup> )	-17,745	1,400,197	-4,574	1,395,623	26,194	1,421,817		
	建物 (m <sup>2</sup> )	6	65,965	102	66,067	-297	65,770		
	有価証券 (千円)	0	9,980	0	9,980	0	9,980		
	出資 (千円)	3,424	690,830	2,654	693,484	104,446	797,930		
	車両 (台)	1	41	0	41	1	42		
	現金 (千円)	8,137	1,732,837	237,905	1,970,742	23,832	1,994,574		
国保会計	現金 (千円)	169	130,197	-23,883	106,314	-21,873	84,441		
介護会計	現金 (千円)	7	5,615	522	6,137	667	6,804		
農集会計	土地 (m <sup>2</sup> )	0	13,378	0	13,378	0	13,378		
	建物 (m <sup>2</sup> )	0	668	0	668	0	668		
	車両 (台)	0	0	0	0	0	0		
水道会計	建物 (m <sup>2</sup> )	0	303	0	303	0	303		
	車両 (台)	0	1	0	1	0	1		

科目		年度		30		令和		2	
		会計	項目	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末
一般会計	土地 (m <sup>2</sup> )	-2,586	1,419,231	-23,701	1,395,530	-4,771	1,390,759		
	建物 (m <sup>2</sup> )	-585	65,185	-860	64,325	-210	64,115		
	有価証券 (千円)	0	9,980	0	9,980	0	9,980		
	出資 (千円)	4,732	802,662	8,760	811,422	4,328	815,750		
	車両 (台)	0	42	0	42	1	43		
	現金 (千円)	17,699	2,012,273	-779	2,011,494	-62,353	1,949,141		
国保会計	現金 (千円)	9,924	94,365	-3,896	90,469	-18,919	71,550		
介護会計	現金 (千円)	8,405	15,209	14	15,223	458	15,681		
農集会計	土地 (m <sup>2</sup> )	0	13,378	0	13,378	0	13,378		
	建物 (m <sup>2</sup> )	0	668	0	668	0	668		
	車両 (台)	0	0	0	0	0	0		
水道会計	建物 (m <sup>2</sup> )	0	303	0	303	0	303		
	車両 (台)	0	1	0	1	0	1		

科目		年度		3		4		5	
		項目	増減	年度末	増減	年度末	増減	年度末	
一般会計	土地 (m <sup>2</sup> )	1,526	1,392,285	1,278	1,393,563	543	1,394,106		
	建物 (m <sup>2</sup> )	0	64,115	32	64,147	267	64,414		
	有価証券 (千円)	0	9,980	0	9,980	0	9,980		
	出資 (千円)	-197,840	617,910	326,025	943,935	5,050	948,985		
	車両 (台)	0	43	-2	41	2	43		
	現金 (千円)	246,779	2,195,920	208,946	2,404,866	387,230	2,792,096		
国保会計	現金 (千円)	-16,949	54,601	-3,962	50,639	1,900	52,539		
介護会計	現金 (千円)	35,911	51,592	36	51,628	11,381	63,009		
農集会計	土地 (m <sup>2</sup> )	0	13,378	0	13,378	0	13,378		
	建物 (m <sup>2</sup> )	0	668	0	668	0	668		
	車両 (台)	0	0	0	0	1	1		
水道会計	建物 (m <sup>2</sup> )	0	303	0	303	0	303		
	車両 (台)	0	1	0	1	0	1		

資料：秩父別町

## 健全財政の遂行

平成一九年に夕張市が財政再建団体に指定されたことを契機に、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにすることとされた。

平成二二年四月一日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が全面施行されたことにより、各自治体は決算に基づく健全化判断比率の公表や財政健全化計画などの策定が義務付けられた。

秩父別町の令和五年度決算に基づく健全化判断比率は、図表2-2-24のとおりである。

健全化判断比率には、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の四つの指標があり、この比率がそれぞれ「早期健全化基準」を超えるると財政健全化計画を作成しなければならず、さらに「財政再生基準」を超えるると財政再生団体に転落することとなる。秩父別町は四つの比率とも早期健全化基準を下回っていることが分かる。

図表2-2-24にある区分の説明は、次のとおりである。

- ①実質赤字比率とは、標準財政規模に対する一般会計の実質赤字額の割合
- ②連結実質赤字比率とは、標準財政規模に対する全会計の実質赤字額の割合
- ③実質公債費比率とは、標準財政規模に対する一般会計が負担する借入金金の返済額等の割合

図表 2-2-24 健全化判断比率

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	黒字	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	黒字	20.0%	30.0%
実質公債費比率	5.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	将来負担額なし	350.0%	

※将来負担比率の「財政再生基準」の設定はない。

資料：秩父別町

④ 将来負担比率とは、標準財政規模に対する将来負担すべき実質的な負債等の割合

※ 標準財政規模とは、標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債の発行可能額を加算し

た額（事業の補助金や地方債は含まない）

また、資金不足比率は、公営企業会計の健全性を判断する指標であり、経営健全化基準を超える経営健全化計画を作成することとなっている。秩父別町の資金不足比率は、図表 2-2-25 のとおりであり、資金不足はない。

図表 2-2-25 資金不足比率

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業会計	資金不足なし	20.0%
農業集落排水事業特別会計	資金不足なし	

※ 資金不足比率～公営企業会計における事業規模（事業収入）に対する資金不足額の割合

資料：秩父別町

## 第三章 町議会

### 第一節 町議会の役割

#### 町議会の設置と権能

議会の設置は、日本国憲法と地方自治法（昭和二十二年法律第六五号）に基づいて定められる。町議会は、町民の直接選挙で選ばれた議員で構成され、議会には様々な権限と、行政に対するチェック機能が与えられている。

その中で最も基本的、かつ重要となるものは議決権であり、町民生活に直接かわる自治体の具体的政策を最終決定、及びその行政事務執行が適正に行われているかどうかを監督するものである。議決権とは、①条例の制定・改廃、②予算の決定、③決算の認定、④法律・政令規定以外の地方税賦課徴収などである。ほかにも、分担金・使用料・加入金・手数料の徴収決定、契約締結、財産の取得・処分、予算の修正・検閲・検査・監査の請求、意見書の提出、調査・記録の提出、調査・記録の提出請求など、権能は多岐にわたって認められている。

地方議会制度改正に 社会経済情勢の変化に伴い、地方自治に対する認識が深まる中、「地方分権の推進を図るための議員定数の動き」の關係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）が平成一一年七月に成立した。日本を支えてきた行財政を見直し、「地方の時代」に重きを置いたものであり、ほとんどの内容は翌年四月から施行された。

地方分権一括法とは、中央集権的な行政の在り方を見直し、国から地方へ権限や財源の移譲を進める法律の総称であり、地方自治法を中心に、複数の法律を一度に改正することから一括法の名がある。

この改正で地方議会制度が大きく改められ、それは議会議員定数の改正にもつながった。平成一五年の議員選挙から、定数は一四を一減して一三へ、一九年には四減の九となった。その数は令和五年まで現行している。これには、人口規模に合わせて定数を削減し、議員数の上限を設けた範囲内で条例を決定できるようになった背景がある。

また、令和五年には時代に即し、地方議会に対する住民からの請願書の提出及び国会に対する地方議会からの意見書の提出など、地方議会にかかわる手続について、オンラインにて行うことができるとされた。その後も随時地方自治法の改正が行われ、地方分権改革は進められている。

## 第二節 町議会の開催と議員の活動

### 定例会と臨時会の開催

地方自治法で定められた定例会の開催は、秩父別町議会定例会条例に基づき、町長によって招集される。三月に行う第一回定例会は、町長が行政執行方針を明らかにし、新年度予算案を提案する。なお、決算案の承認などは、第三回定例会にて提案されることが多い。

定例会は三月、六月、九月、一二月の毎年四回、臨時会は必要に応じて開催される。臨時会の内容としては、緊急な補正予算の決定や専決処分承認などである。また、臨時会の招集権は、平成一八年一月から議長も持つことができるように施行された。平成二一年以降、年間での最少開催回数は、平成二九年、令和四年の計六回で、最多開催回数は、平成二一年、二二年、二五年、二七年、二八年、令和元年の計一〇回であった。

平成二二年度以降の定例会と臨時会の開催状況は、図表2-3-1のとおりである。

図表2-3-1  
定例会と臨時会の開催状況

年	定例会			臨時会		
	開催回数	開催日数	付議事件延べ件数	開催回数	開催日数	付議事件延べ件数
平21	4	6	85	6	6	14
22	4	4	92	6	6	14
23	4	6	74	5	5	28
24	4	4	62	3	3	6
25	4	4	73	6	6	11
26	4	4	73	4	4	20
27	4	6	72	6	6	26
28	4	6	66	6	6	22
29	4	6	85	2	2	6
30	4	6	64	4	4	8
令元	4	6	90	6	6	14
2	4	6	91	5	5	14
3	4	6	75	4	4	5
4	4	6	78	2	2	4
5	4	6	90	4	4	14

資料：秩父別町

### 正副議長の選任

議会正副議長の任期は、地方自治法の規定どおり議員在任期間と同じ四年としているが、申し合  
 わせにより短縮できる。また、町議会議長及び副議長は、町議會議員選挙後初の臨時会で、全議  
 員の無記名投票により選ばれる。

平成七年三月、大西章允が議長に就任した際に副議長を務めた早川正剛は、議長後任として平成一〇年四月に選任  
 され、一一年三月から三期連続・一二年間務めることとなり、これは秩父別町最長の在任期間であった。一方、副議  
 長は大山勇、竹内勇、得能敏幸、寺迫公裕と、各期入れ替わりを見せた。令和六年一月現在の議長は大野敬、副議長  
 は藤岡浩文である。

平成一九年度以降の歴代議長と副議長は、図表2-3-2のとおりである。

常任委員会

町議会では、その条例により常任委員会の設置が定められている。常任委員会は、議会の権限・権能を適切かつ合理的に果たすために常設され、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。そのためには公聴会を開催し、関係者から意見を聴取することもできる。前述のように平成一九年の町議会議員選挙によって、それ以降は議員定数が九へと削減されたため、総務と経済の二常任委員会は総務経済常任委員会へと統合された。統合・一本化されてから令和五年現在に至るまで、議員九名全員が所属している。年間の常任委員会開催延べ回数と所管事務調査日数は、回数・日数とも最多だったのが平成二七年の七回・七日である。

常任委員の選任については、規定に従い議長が指名することになっており、総務経済常任委員（全議員）の任期は四年である。

令和六年第一回定例会で、広報公聴常任委員会の設置についての発議が可決され、これまでの広報公聴特別委員会は、同年四月一日から常任委員会となっている。

議会運営委員会

議会運営委員会は、町議会規程（町議会委員会条例）に基づき、設けられている。議会の公正・円滑化を図るのが目

図表 2-3-2 平成19年度以降の歴代議長と副議長

議 長		副 議 長	
氏 名	在 任 期 間	氏 名	在 任 期 間
早川 正剛	平19・4・2 ~ 23・3・30	寺迫 公裕	平19・4・2 ~ 23・3・30
柴田 壹隆	23・3・31 ~ 27・3・30	土井 享	23・3・31 ~ 27・3・30
土井 享	27・3・31 ~ 31・3・30	本村 修二	27・3・31 ~ 31・3・30
寺迫 公裕	31・4・1 ~ 令5・3・30	大野 敬	31・4・1 ~ 令5・3・30
大野 敬	令5・3・31 ~ 現在	藤岡 浩文	令5・3・31 ~ 現在

資料：秩父別町

的で、議長の諮問に応じて審議される。主な所管事項は、定例会や臨時会の会期・議事日程の決定、調整や連絡、議会関係例規の調査、請願・陳情の整理などである。事実上常任委員会と同様の機関だが、制度上は別個の委員会として位置付けられている。議会運営委員の任期は四年である。

### 特別委員会の設置

特別委員会は、秩父別町議会が必要と認めた場合、その都度議会の議決で置くことができる。

町政での重要な問題を取り上げた委員会も、設置が可能となる。議会の議決により付議された特定の事案を審査・調査するものであり、会期中に限り、議会の議決によって付議された事案を審査する。予算審査特別委員会、決算審査特別委員会は、議会開催に伴い設置し、上程された予算案、決算を審議している。設置期間は取り上げる事案により不定期であり、議会広報公聴特別委員会を除く特別委員会の開催延べ日数は四、五日から数日間が多い。

特別委員は、議会において選出し、委員会に付議された事案を議会で審議している間在任する。町民の負託に應じるため、これからの秩父別町議会の在り方などの調査検討を行う、議会改革活性化特別委員会が令和五年六月に設置され、特に議会への関心の低下や議員のなり手不足を喫緊の課題と捉えるとともに、若手や女性が自ら参画する議会を目指している。委員選任については、委員会条例により議長が指名することになっており、全議員を委員とし、任期は四年である。

なお、令和六年三月まで、議会だよりの編さんを行っていた、議会広報公聴特別委員会は、同年四月から常任委員会となっている。

第32回選出議員



第33回選出議員



第32回（平成23年）選挙

氏名 (☆議長 ◇副議長)	所属委員会 (◎委員長 ○副委員長)
北垣 一弘	◎総務経済、議運
畑田 寿	○総務経済、○議運
早川 正剛	総務経済
寺迫 公裕	総務経済
速見 章一	◎議運、総務経済、議 会広報
本村 修二	◎議会広報、総務経済
中西 伴浩	○議会広報、総務経済
☆柴田 壹隆	総務経済、議運
◇土井 享	総務経済、議運

※ 総務経済は総務経済常任委員会、議運は議会運営委員会、議会広報は議会広報公聴特別委員会のこと、以下同。

資料：秩父別町

第33回（平成27年）選挙

氏名 (☆議長 ◇副議長)	所属委員会 (◎委員長 ○副委員長)
寺迫 公裕	◎総務経済、○議運
畑田 寿	◎議運、○総務経済
早川 正剛	総務経済
柴田 壹隆	総務経済、議運
大野 敬	○議会広報、総務経済
藤岡 浩文	総務経済、議会広報
岡崎 丈司	総務経済、議会広報
☆土井 享	総務経済、議運
◇本村 修二	◎議会広報、総務経済、 議運

※ 総務経済は総務経済常任委員会、議運は議会運営委員会、議会広報は議会広報公聴特別委員会のこと、以下同。

資料：秩父別町



第34回選出議員



第35回選出議員

第34回（平成31年）選挙

第35回（令和5年）選挙

氏名 (☆議長 ◇副議長)	所属委員会 (◎委員長 ○副委員長)
藤岡 浩文	◎総務経済、議運
中西 伴浩	◎議会広報、○総務経済、議運
早川 正剛	◎議運、総務経済
岡崎 稔	総務経済
眞島 秀樹	○議会広報、総務経済
金子 利生	総務経済、議会広報
前田 力男	総務経済、議会広報
☆寺迫 公裕	総務経済、議運
◇大野 敬	○議運、総務経済

氏名 (☆議長 ◇副議長)	所属委員会 (◎委員長 ○副委員長)
岡崎 稔	◎総務経済、議運
眞島 秀樹	◎議会広報、○総務経済、議運
早川 正剛	総務経済
寺迫 公裕	総務経済
中西 伴浩	総務経済、議会広報
金子 利生	◎議運、○議会広報、総務経済
松永 徹	総務経済、議会広報
☆大野 敬	総務経済、議運
◇藤岡 浩文	○議運、総務経済

※ 総務経済は総務経済常任委員会、議運は議会運営委員会、議会広報は議会広報公聴特別委員会のこと、以下同。

資料：秩父別町

※ 総務経済は総務経済常任委員会、議運は議会運営委員会、議会広報は議会広報公聴特別委員会のこと、以下同。

資料：秩父別町

### 全員協議会

全員協議会は、必要に応じて議長が招集し、議会に提案する予定の案件についての事前説明及び意見を聞くことなどがその目的である。

常任委員会の制約を超えて、町政全般に及ぶ案件が提出された場合、全議員が出席する全員協議会が開かれることになる。形式的には本会議と同じだが、議決権はない。また、全員協議会の開催延べ日数は、その年度によって大きく変わるのが特徴である。一般的には全員協議会の後、条例、予算として議会にかけられる。

### 一部事務組合協議会議員

一部事務組合とは、地方自治法によって設けられる行政機関である。一部事務組合は、地方公共団体の一つ（特別地方公共団体）であり、市町村等がその事務の一部を共同して処理することを目的に、それぞれの組合には議会が設置されている。間接選挙で選ばれる組合議員が圏域を代表し、消防行政全般や地方自治法に基づく議決案件に対する話し合い等を行う。条例や予算など、重要事項を決定する機関として組合議会が置かれ、市町村議会と同様に各種の権限も与えられる。本組合議会の定数は、規約により六名と定められており、任期はそれぞれ間接選挙された日から町議会議員の任期と同じである。

令和五年現在の一部事務組合協議会議員の内容は、次のとおりである。

北空知圏学校給食組合協議会議員、中・北空知廃棄物処理広域連合協議会議員、北空知衛生施設組合協議会議員、北空知広域水道企業団協議会議員、北空知衛生センター組合協議会議員、深川地区消防組合協議会議員

### 各種委員の選出

町が設置している各種機関の委員は、規定により町議会から選出している。監査委員をはじめ、表彰審議会、農業再生協議会、国民健康保険運営協議会に一～二人の議員を委員として選出して

### 『議会だより』の発行

議会の審議状況については、町の広報誌『広報ちっぷべつ』に掲載していたが、昭和六三年六月に設置した広報特別委員会にて検討した結果、同年八月二〇日に『ちっぷべつ議会だより』として創刊第一号を単独発行する運びとなった。平成八年四月発行の第二九号からA四判八分の一色刷りに変更するなどを経て、平成一六年度行政改革推進会議の答申によって、予算削減のため、単独発行は第六四号をもって中止。第六五号以降は、広報誌『広報ちっぷべつ』の二月、五月、八月、十一月の各号に四〇八〇範囲内で掲載することに決定した。

『議会だより』の記事には、年四回の定例会及び臨時会における議案審議の内容、一般質問の質疑や議論など、議会の動きを盛り込んでいる。これは町民と議会と行政を結ぶ役割を担っており、町民に今後ますます議会に関心と理解を深めてもらえるよう、町民の視点に立った分かりやすい誌面となっている。

昭和六三年の発刊以来、平成二六年二月号が記念すべき第一〇〇号、三五年の歳月を経た令和六年二月に第一四〇号を迎えた。

### 議会事務局

秩父別町議会事務局は、町議会に関する事務のすべてを所管しており、町議会事務局長と書記が配置されている。事務分掌は庶務、議事の二係から成る。

内容として、庶務は、①文書の收受・発送・保管、②公印の保管、③議員の身分、④議員の出欠席、⑤議会に属する予算・経理事務、⑥職員的人事・服務、⑦関係条例・規則等、⑧官公署団体の連絡、⑨議長会、⑩議員共済・公務

災害・互助、①議員会、②議場等の管理取り締まり・傍聴人、③その他庶務一般に関することを管轄している。議事は、①本会議・委員会、②議案・決議案・請願・陳情・意見書等、③議事日程の作成・諸般の報告、④議決・決定事項の通知、⑤会議録・その他会議の記録、⑥議員協議会、⑦議場・図書の整理、⑧法令の研究調査、⑨議事の広報、⑩その他議会議事に関することを管轄している。

平成二一年度以降の歴代議会議事務局長は、次のとおりである。

- 西田康二(平19・4・9～22・3・31)、永峰敏幸(22・4・1～24・3・31)、金子利生(24・4・1～27・3・31)、白木隆弘(27・4・1～令2・3・31)、笹木雄介(2・4・1～5・3・31)、内山 潔(5・4・1～6・3・31)、成瀬義弘(6・4・1～7・3・31)

## 第四章 選挙

### 第一節 選挙制度の改正

#### 投票時間と期日前投票

平成九年に改正された公職選挙法により、午前七時～午後六時とされていた一般選挙の投票時間は、午後八時までとなり二時間延長された。また、市区町村の選挙管理委員会の判断により、特別の事情がある場合は、個々の投票所について一定の範囲で繰り上げ・繰り下げ（閉鎖時刻は繰り上げだけ）もできることとなった。

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としているが（これを投票日当日投票所投票主義という）、期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じく投票を行うことが

図表 2-4-1 期日前投票の推移（北海道知事選）  
（単位：人）

年	有権者数			投票者数		
	男	女	合計	男	女	合計
平23	1,127	1,235	2,362	171	190	361
27	1,040	1,183	2,223	213	242	455
31	1,005	1,129	2,134	245	299	544
令5	942	1,063	2,005	230	283	513

資料：秩父別町行政事務報告書、北海道ホームページ



選挙の様子

できる（投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組みである。

秩父別町では、秩父別町役場一階総務課前にて期日前投票を行っており、有権者数は減少しているが、図表2-4-1のとおり、投票者数は増加傾向にある。

### 郵便投票と代理投票

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳、又は戦傷病者手帳を持つ、身体に重度の障がいがある有権者で一定の要件に該当、又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護五」と認定された場合、対象となる制度である。これは法令改正により、平成一六年三月一日から対象者が拡大された。なお、投票の際に必要な「郵便等投票証明書」の申請は、事前に行う必要がある。

また、郵便投票の代理記載制度とは郵便等による不在者投票をすることができる有権者で、かつ、自ら投票の記載ができない場合、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た有権者に投票に関する記載をさせることができる制度である。代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加え、あらかじめ諸々の手続きが必要である。いずれも、平成一六年三月一日から施行されている。

### 衆議院議員選挙小選

従来の衆議院議員選挙は、中選挙区制の下に行われていた。しかし、平成六年の政治改革関連法律（衆議院議員選挙区画定審議会設置法、③政治資金規正法の一部を改正する法律、④政党助成法）の成立により、衆議院議員選挙に小選挙区比例代表並立制が導入されることとなった。平成八年一〇月二〇日実施の衆議院議員総選挙が、新制度による初の選挙となった。

そもそも衆議院議員総選挙とは、衆議院議員の全員を選ぶために行われる選挙のことであり、小選挙区選挙と比例

代表選挙は同じ投票日に行われる。総選挙は、衆議院議員の任期（四年）満了によるものと、衆議院の解散により行われるものの二つに分けられる。

衆議院議員の定数は四六五人で、うち（各都道府県別選挙区数定数）二八九人が小選挙区選出議員、（選挙区と各選挙区別定数）一七六人が比例代表選出議員である。

衆議院小選挙区の区割りの改定等について近年では、公職選挙法の一部を改正する法律（区割り改定法）が令和四年一月二八日に公布され、同一月二八日から施行された。これは、令和二年に実施された国勢調査の結果に基づき、二五都道府県一四〇選挙区の改定案が取りまとめられたものである。なお、小選挙区の区割りは国勢調査で調べた人口を基に、見直す時期は原則一〇年ごととされている。

北海道は昭和二二年以降、第一区から第五区までの定数三〇五の選挙区が平成六年の公職選挙法改正により一三選挙区が増え、平成一四年の公職選挙法改正による区割り変更にて、一二の選挙区に再編された。衆議院議員比例代表選挙の北海道の定数は、小選挙区一二、比例代表八の計二〇とされ、秩父別町は、小選挙区比例代表並立制の導入以降、「第一〇区」とされている。

**参議院議員選挙** 平成一二年一月に公布された「公職選挙法の一部を改正する法律」は、同月中に施行された。

**比例代表制** これは、参議院比例代表選挙を非拘束名簿式比例代表制とするともに、参議院議員の定数を削減するといった内容であった。平成一三年七月二九日に行われた参議院議員通常選挙の比例代表選挙から、非拘束名簿式比例代表制が導入されている。非拘束名簿式は、有権者は名簿登載の候補者が政党に投票し、それを合算した総得票数に比例して各党に配分される議席数に応じ、得票の多い順から各党の当選者を決定する仕組みである。

そもそも参議院議員通常選挙とは、参議院議員の半数を選ぶための選挙であり、解散がない参議院では、常に任期満了（六年）によるものだけとなる。ただし、憲法により参議院議員は三年ごとの半数入れ替えが定められている。参議院議員の定数は二四八で、うち一〇〇が比例代表選出議員、一四八が選挙区選出議員である。

北海道選挙区の定数は、平成二七年六月の公職選挙法の改正（一〇増一〇減）により、翌年七月一〇日に執行された選挙では定数六（改選三）に増員された。

また、この改正に伴い、選挙権の年齢が二〇歳から一八歳に引き下げられ、平成二八年七月一〇日の選挙から適用されている。

### 投票所の統合

秩父別町の各級選挙における投票所は、平成一九年二月二八日の秩父別町長選挙・町議会議員選挙から一か所に統合された。平成一七年九月一日執行の衆議院議員選挙まで、投票所は五か所設置されていたが、すべて町役場庁舎に集約、開票作業などの効率化を図った。

投票所の設置については、各市町村の業務となっており、昭和四四年に自治省（現総務省）が示した設置基準には、投票所まで三キロメートル以上ある地区は解消に努めることなどが示されているが、設置の仕方は各市町村に委ねられている。

北海道では投票所の統廃合が進んでおり、令和六年一〇月時点で前回衆議院議員選挙からみると六二減であった。自治体内で投票所を一か所しか設けないのは、秩父別町のほかにも、空知総合振興局管内の妹背牛町、雨竜町、北竜町、沼田町の五町と留萌振興局管内遠別町の計六町である。

## 第二節 選挙管理委員会

### 選挙管理委員会の使命

選挙管理委員会は、地方自治法により都道府県及

び市区町村に設置が義務付けられている行政委員会であり、行政庁の知事や市区町村長から独立した機関として設置されている。「公正で明るい選挙」のための執行機関である。

市区町村の選挙管理委員会は、市区町村の議会の議員及び長の選挙に関する事務を管理し、すべての選挙において投票票を行い、選挙人名簿の作成・管理を行う。委員は、選挙権をもつ者で「人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有する者」を、議会の議員による選挙で選ばれる。委員数は四人、任期は四年である。また、委員の欠員に備え、あらかじめ同数の補充員も選出される。委員長は委員の中から互選され、事務局は選挙管理委員会の職務を補

図表 2-4-2 歴代選挙管理委員名簿（平成20年以降）

氏名	在任期間	委員長在籍
○鈴木 利博	平11・11・9 ~ 19・11・8	平19・11・9 ~ 23・11・8
山下恵美子	15・11・9 ~ 20・4・21	
○松本 勉	19・3・22 ~ 23・11・8	23・11・9 ~ 27・11・8
○東 晴基	19・11・9 ~ 27・11・8	27・11・9 ~ 令5・11・8
遠藤 正幸	20・4・22 ~ 22・5・31	
川辺 和代	22・6・1 ~ 27・11・8	
須藤 悟	23・11・9 ~ 27・11・8	
平瀬 悦子	27・11・9 ~ 令元・11・8	
○高村 広行	平27・11・9 ~ 令5・11・8	5・11・9 ~ 現在
前田 力男	平27・11・9 ~ 30・12・13	
福島 敦子	30・12・20 ~ 令5・11・8	
石井 春枝	令元・11・9 ~ 現在	
小西 秀樹	5・11・9 ~ 現在	
向井 昌代	5・11・9 ~ 現在	

※○印は委員長

助するため、役場内に設置されている。

平成二〇年度以降の歴代選挙管理委員は、図表2-4-2のとおりである。

**選挙管理委員会** 事務局の役割は、選挙管理委員会の職務を補助・執行することである。公職選挙法関連としては、

**事務局の役割** 秩父別町長選挙、秩父別町議会議員、北海道知事、北海道議会議員、衆議院議員（小選挙区・比

例代表）、参議院議員（北海道選挙区 比例代表）など、各級選挙の執行・管理などがある。地方自治法関連としては、直接請求に必要な署名数の確認や効力の告示、最高裁判所裁判官国民審査事務などが各々割り当てられている。

また、選挙に関わる事務を管理するほかに、選挙啓発や投票の方法、選挙違反など、選挙について必要と認める事項を有権者に周知することも、重責の一つである。

加えて、「選挙のやり方、当選人の決定方法の違い」といった申し出の処理、地方公共団体の議会の解散請求、議員や議長の解職請求の処置なども、選挙管理委員会の重要な役割となっている。

### 第三節 選挙の執行状況と投票状況

#### 各級選挙の執行

平成二〇年から令和五年にかけて行われた選挙は、町長選挙、町議会議員選挙、北海道知事選挙、北海道議会議員選挙が各四回、衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査が各五回、参議院議員選挙が五回である。

また、農業委員の選出方法は、平成二十七年から公選制から地域推薦・公募制に変更となった。

図表 2-4-3  
平成22年度以降の各級選挙投票率

各級選挙	執行日	投票率 (%)
町長	平23・2・28	無投票
	27・2・28	無投票
	令2・2・28	無投票
	5・2・28	無投票
町議会	平23・2・28	無投票
	27・2・28	85.66
	令2・2・28	無投票
	5・2・28	無投票
道知事	平23・4・10	69.31
	27・4・12	73.77
	31・4・7	72.87
	令5・4・9	63.89
道議会	平23・4・10	無投票
	27・4・12	73.39
	31・4・7	71.95
	令5・4・9	無投票
衆議院	平21・7・29	81.05
	24・12・16	71.94
	26・12・14	69.89
	29・10・22	72.61
	令3・10・31	72.73
参議院	平22・7・11	70.41
	25・7・21	64.82
	28・7・10	70.85
	令元・7・21	67.91
	4・7・21	68.23

資料：行政事務報告

**投票率の推移**

町長選挙の当選者は「第二章 行政」の「第一節 歴代町長の足跡」に、町議会議員の当選者は「第三章 町議会」の「第二節 町議会の開催と議員の活動」に各々掲載している。

日本は国民が主権を持つ民主主義国家であり、選挙は国民が政治に参加し、その意思を政治に反映させることのできる最も重要な機会である。国では、より多くの国民の投票を促し投票率を高めるため、投票しやすい環境づくりに向け、公職選挙法の改正を行ってきた。

秩父別町の各級選挙における投票率は、町民に身近と思われる町長選挙、町議会議員選挙が高いという傾向を示している。しかし、その他の投票率の低さがやや目立つ。

投票率は、選挙ごとの時代背景や選挙情勢、投票日の天候などにも左右されるが、政治の無党派層、選挙への無関心層の拡大などにより、全体として投票率が低下傾向にあることは否めない。

#### 町長・町議会議員選挙

平成二二年度以降の町長選挙は、四回あったが、図表2-4-3のとおりいずれも無投票であった。

北海道知事・北海 秩父別町の有権者による北海道知事選挙の投票率は、平成二三年から平成三一年まではおおむ道議会議員選挙 ね六九割から七三割で推移していたが令和五年は六三・八九割に減少した。

なお、令和五年の北海道全体での投票率は、五一・七割となりこれまで最低だった平成三一年四月の五八・三四割を六・六四ポイント下回った。

衆議院議員・衆議院議員選挙と参議院議員選挙の投票率を比較すると、図表2-4-3のとおり衆議院議員選挙 参議院議員選挙 率が投票率は高い。

また、各選挙に共通しているのは、投票率の低下である。

全国的に一〇・二〇代が他の世代と比べ低く、年代が増すごとに段々と上昇し、八〇代以上が再び低下する。投票率向上のためには若者、また、移動手段の制約や健康上の問題を抱えやすい八〇代以上の高齢者層の投票を促進する取り組みが重要となる。

## 第四節 有権者数

### 選挙人登録制度の改正

平成二八年二月、「公職選挙法の一部を改正する法律」が成立し、公布された（平成二八年六月一九日施行）。この度の公職選挙法の改正は、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、選挙人名簿に登録されないことから国政選挙にて投票できない者が、投票できるようにするために、選挙人登録制度を改めることを目的とした。

これは、選挙人名簿の登録制度を改正して、旧住所地における住民票の登録期間が三か月以上、そのまま住み続けていれば旧住所地において選挙人名簿へ登録されるはずの者が選挙人名簿に未登録の場合、転出直後の定時登録・選挙時登録の際に、旧住所地において選挙人名簿への登録を行うこととした。

図表 2-4-4  
選挙人名簿登録者数の推移  
(単位：人)

年度	男	女	合計
平20	1,170	1,305	2,475
21	1,148	1,276	2,424
22	1,133	1,248	2,381
23	1,131	1,236	2,367
24	1,102	1,233	2,335
25	1,082	1,214	2,296
26	1,070	1,213	2,283
27	1,044	1,186	2,230
28	1,041	1,175	2,216
29	1,019	1,152	2,171
30	1,014	1,142	2,156
令元	1,011	1,140	2,151
2	991	1,126	2,117
3	966	1,111	2,077
4	953	1,090	2,043
5	941	1,061	2,002

(各年度とも、基準日9月1日)  
(在外選挙人名簿登録者除く)

資料：行政事務報告

**選挙人名簿登 録者数の推移** 選挙人名簿登録者数の推移を見ると、全体的に人口減の影響を受け、減少傾向に歯止めがかかっていないことが分かる。平成二〇年と令和五年とを比較すると、一二・四割も減っている。

## 第五章 記念式典と顕彰

### 第一節 記念式典

開村一二〇年・町制施行五五周年・平成二六年は屯田兵が秩父別に入植してから一二〇年という節目の年である。綾川町姉妹町締結三五周年記念式典 ことから、開村一二〇年・町制施行五五周年・綾川町姉妹町締結三五周年記念式典が実施された。

六月二八日にファミリースポーツセンターで行われた記念式典には、町政功労者など町の関係者や香川県綾川町の藤井賢町長、町議会議長ら一六六人が出席した。式典では、秩父別町の発展のために尽力した先人に対して黙とうが捧げられ、秩父別小学校の児童二人による町民憲章の朗唱が行われた。神薙武町長の式辞では、「先人が不屈の精神をもって、艱難<sup>かんなん</sup>辛苦を乗り越え、広遠な歲月の中で築き上げられた豊かな大地と美しい田園風景に深い感動と、その偉大な足跡に改めて敬意を表し、輝かしい未来に向けて、町勢伸展のため、町民と心をつなげて、鋭意努力する」という誓いとともに、「姉妹町の綾川町とは今後五〇年、一〇〇年と友好の絆を深めていきたい」と式辞を述べた。また、六〇年以上にわたり秩父別町に住んでいる満八〇歳以上の方への永住功労者表彰が行われ、最後に町内在住の高校生と秩父別中学校の生徒二人が将来への誓いの言葉を力強く述べた。

式典終了後に開催された祝賀会では、秩父別町出身の演歌歌手である守屋光二と町内の「健康おどりの会」による「百歳音頭」などが披露された。また、式典の中で記録映像DVD「鐘を鳴らすのはあなた 秩父別町開村一二〇年」

が上映されたが、これは屯田兵の入植から今日までを映像に綴ったものである。

他の開村一二〇年記念事業としては、五月二四日にファミリースポーツセンターでNHK「おかあさんといっしょポコポテイト小劇場」の公演が、八月三日には陸上競技場で開催の「第三七回とんでんまつり」において、北海道警察音楽隊（カラーガード隊）の演奏及び自衛隊のヘリコプター体験搭乗が実施された。

また、九月には一二〇年記念アルバム「出会いⅡ」を発刊（発行部数六〇〇冊）し、開村一〇〇年に発刊した「出会い」に続き二度目の発刊となった。町内の各世帯の家族写真を載せているため、プライバシー保護の観点などから、写真撮影された世帯にのみ四九四冊を配布した。

開村一二五年・町制施行六〇周年・令和元年九月四日、ファミリースポーツセンター大会議室において、開村一綾川町姉妹町締結四〇周年記念式典 二五年・町制施行六〇周年・綾川町姉妹町締結四〇周年の記念式典が開催された。

記念式典には綾川町前田武俊町長と河野雅廣議会議長を招き、名誉町民をはじめ町政功労者や町議会議員など一人が出席した。式典は、秩父別町の発展のために尽力した先人に対しての黙とうで始まり、小中学生の代表児童生徒が町民憲章を朗唱した。その後の澁谷信人町長の式辞では、開村以来の歴史を振り返り、姉妹町締結から四〇周年を迎えた綾川町と今後も友好の絆を深め、「開村一二五年を契機として町勢伸展のために町民と心を一つにし、この町に住んでよかった。生まれてよかった。と思えるまちづくりに粉骨碎身努力する」と決意を述べた。

その後、寺迫公裕議会議長、綾川町前田町長、河野議会議長からの祝辞があり、認定こども園「くるみ」ひまわり組の園児が元気に児童宣言を行い、記念式典を閉じた。記念式典終了後に体育館で記念講演会が行われ、落語家三遊

亭円楽の講演には町民約三〇〇人が参加した。

開村一三〇年・町制施行六五周年・令和六年六月二七日、ファミリースポーツセンター大会議室において、開村綾川町姉妹町締結四五周年記念式典 一三〇年・町政施行六五周年・綾川町姉妹町締結四五周年の記念式典が開催され、綾川町の前田武俊町長、河野議会議長等の来賓のほか、町名誉町民や町政功労者、町議会議員一三二人が参列した。

式典は陸上自衛隊第二音楽隊の隊員による国歌独唱で始まり、秩父別町の発展のために尽力した先人に対しての黙とう、小学生の代表児童五人が町民憲章を朗唱した。澁谷町長の式辞では、開村以来の歴史を振り返り「先人の偉大な功績に感謝し、開村一三〇年を契機として輝かしい未来に向かい町勢伸展のために町民の皆様と同じ価値観を共有しながら、町民が幸せを実感できるまちづくりに粉骨碎身努力する」と決意を述べた。

また、記念式典では町政功労者顕彰が行われ、前副町長の高鶴公人に自治功労賞、前北いぶき農業協同組合代表理事組合長の篠田雅と前秩父別町商工会長の宇野忠直に産業功労賞がそれぞれ贈られたほか、開村一三〇年記念表彰として、交流体験農園「なつみの里」において利用者へのサポート活動等を行っている団体「田舎の親戚」が表彰された。その後、鈴木賢一空知総合振興局長をはじめ、深川市田中昌幸市長、綾川町前田町長から祝辞が述べられた。



記念式典

記念式典終了後、体育館で記念講演会が開催され、秩父別中学校吹奏楽部と陸上自衛隊第二音楽隊による記念演奏、秩父別小学校児童によるキッズ落語の披露、落語家林家たい平の講演が行われ、町内外から約三〇〇人が来場した。

他の開村一三〇年記念事業としては、六月九日にファミリースポーツセンターにてNHK「おかあさんといっしょ 宅配便『ファンターネ！小劇場』」の公演や、八月一〇日にふれあいプラザ周辺で開催の「第一回ちっぷべつ夏まつり」において、北海道警察音楽隊（カラーガード隊）の演奏及び姉妹町香川県綾川町による讃岐うどんの無料提供（二〇〇食限定）が実施された。

### 開町記念式典

初めて秩父別に開拓の鍬が下ろされた明治二八年五月一日にちなみ、秩父神社境内の開村記念碑前で開町記念式典が毎年五月一日に欠かさず行われている。先人の労苦をしのび、町の発展を目指すして新たな決意を銘記するもので、歴史の節目となる重要な年以外でも町長、町議会議員、町政功労者、関係機関の代表者らが五、六〇人参列する。

令和二年の式典は、新型コロナウイルス感染症対策で規模を縮小して執り行われた。令和五年の式典には五四人が出席、町の近況などを町長が報告した後、代表者が玉串を捧げ、入植された先人の労苦をしのび、町の平安を祈願した。なお、秩父神社宮司が不在のため、沼田神社鎌田宮司に神事を依頼した。

## 第二節 叙勲と褒章

### 一 叙 勲

#### 旭日章と瑞宝章と受章者

旭日章は国家に対して功績があつた者、瑞宝章は社会、公共に多年尽くした者が対象となつてゐる。平成一五年の改正で、これまで勲一等から勲八等まで付けられていた等級を廃止し、旭日章、瑞宝章とも大綬章、重光章、中綬章、小綬章、双光章、単光章の六つの種類に改められた。また、旭日章は顕著な功績を挙げた民間人、瑞宝章は公務など長年にわたり従事し功績を残した人とするなど、功労の質的な違いを明確にした。授与式は毎年春（四月二十九日）と秋（十一月三日）の二回行われている。

平成二二年以降の叙勲受章者は、次のとおりである。

- 〔平成二二年〕 ▽旭日双光章 梅澤宗純（地方自治功労）
- 〔平成二二年〕 ▽旭日単光章 宇野幸助（地方自治功労）
- 〔平成二三年〕 ▽瑞宝双光章 吉澤國太郎（消防功労） ▽旭日双光章 齋藤和雄（教育功労）
- 〔平成二四年〕 ▽旭日単光章 上ヶ島力雄（地方自治功労）
- 〔平成二六年〕 ▽旭日単光章 篠田章（地方自治功労） ▽瑞宝双光章 高崎馨（消防功労）
- 〔平成二七年〕 ▽旭日単光章 古村豊一（地方自治功労）
- 〔平成二八年〕 ▽旭日単光章 原田森成（地方自治功労）

〔平成三〇年〕▽瑞宝单光章 佐久間進（消防功劳）▽旭日双光章 小西梅太郎（土地改良事業功劳）

〔平成三一年〕▽旭日单光章 齊藤雅博（地方自治功劳）

〔令和元年〕▽旭日双光章 神薮武（地方自治功劳）▽瑞宝双光章 佐々木薫（教育功劳）

〔令和二年〕▽旭日双光章 大山勇（地方自治功劳）

〔令和三年〕▽旭日单光章 大西章允（地方自治功劳）▽旭日单光章 椛澤信弘（地方自治功劳）

〔令和四年〕▽瑞宝单光章 香川光男（消防功劳）

〔令和五年〕▽瑞宝单光章 今井晴生（消防功劳）

## 二 褒章

### 褒章の種類と受章者

褒章には黄綬（仕事に励んだ功績）、紅綬（危険・困難を冒して人命救助をした功績）、紺綬（公益のため自分の財産を寄付した功績）、紫綬（学問、芸術の上での功績）、藍綬（教育、社会事業、産業の分野での功績）、緑綬（善行や事業を通じて社会に貢献した功績）の六種がある。いずれも職場や専門分野における長年の活動を通じて社会に貢献した人に贈られる。

平成二一年以降の褒章受章者は、次のとおりである。

〔平成二四年〕▽紺綬褒章 北垣幸子（高額寄付）

〔平成二五年〕▽紺綬褒章 北垣幸子（高額寄付）▽紺綬褒章 小出怜子（高額寄付）

### 第三節 名誉町民

#### 名誉町民に関する条例

秩父別町名誉町民に関する条例は、昭和三二年に制定された。名誉町民の称号は、秩父別に居住し、又は居住したことのある者か、町に深い縁のある者（故人を含む）の中で、町の行政・産業・経済・文化の興隆に寄与した功績があり、町民が広く郷土の誇りとし、深く尊敬に値すると認められた者に贈られる。名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定し、名誉町民章を授与するとともに必要な特典と待遇をもつて遇する。



高鶴 光雄

名誉町民第一四号。昭和五八年に秩父別土地改良区理事長に就任後、約二三年間にわたって土地改良事業の発展に尽力した。また、昭和五八年から三一年の間、町議会議員として秩父別町の発展のため貢献した。令和四年六月一二日に逝去され、同年八月二六日に特旨叙位（従六位）が授与された。



大西 章允

名誉町民第一五号。昭和三五年三月に農業に従事した後、土地改良区の監事や農協の理事・監事を歴任した。昭和五四年から町議会議員を務め、議会運営委員長、議長などを歴任し、平成一〇年からは秩父別農協の代表理事組合長に就任、平成一九年から三年間、北いぶき農業協同組合代表理事組合長として秩父別町の農業行政に貢献

した。令和三年四月二六日に逝去され、同年六月一七日に特別叙勲の旭日単光章が授与された。



松本 徳一

名誉町民第一六号。昭和三八年に秩父別町に奉職し、議会事務局長、総務課長、助役を経て、平成一一年三月に秩父別町長に就任した。平成一九年に退任するまでの二期八年、秩父別町長として、町の振興・発展に貢献した。

高鶴・大西・松本の三名は、平成二六年五月二九日の町議会臨時会において名誉町民の称号授与が決定し、平成二六年六月五日、役場庁舎内にて名誉町民推戴式が執り行われた。



神薙 武

名誉町民第一七号。昭和四〇年から秩父別町に奉職し、教育長、助役を経て、平成一九年三月に秩父別町長に就任した。平成三一年三月の退任まで三期二年にわたり町政を担った。子育て支援や移住定住促進に積極的に取り組み、平成二九年には総人口の増を成し遂げるなど、秩父別町の振興・発展に尽力した功績が称えられ、平成三一年四月一日の町議会臨時会で一七人目の名誉町民に推戴、満場一致の同意を得て決定された。

た。平成三一年四月九日の名誉町民称号贈呈式にて名誉町民章などが贈られた。

## 第四節 町政功労者

### 秩父別表彰条例と功労者

町政功労者は、町表彰条例の規定に基づいて表彰されている。表彰の種類として、令和五年度までは自治功労賞（町政一般、教育文化、体育の振興に貢献した者）、産業功労賞（産業経済の振興発展に貢献した者）、社会功労賞（社会福祉、保健衛生、交通、通信、納税、貯蓄、防災に貢献した者）、公益功労賞（公益のため受益を伴わない多額の寄付をした者）、善行賞（善行が著しく町民の模範となると認められた者）の五種類があった。令和六年三月の定例会において条例の改正が可決され、令和六年度から、町政功労者は、自治功労賞・産業功労賞・社会功労賞・善行賞の四種類とした。表彰式では表彰状、功労章又は功労楯を贈る。

平成二二年度以降の歴代町政功労者は、図表2-5-1のとおりである（令和三年度は表彰審議会の開催がされていないため該当者なし）。

図表 2-5-1 平成22年度以降の町政功労者

受章年度	受章番号	功労の種類	氏名	生年月日	職業
平21	231	自治功労賞	篠原 裕治	昭16・5・17	農業
	232	自治功労賞	松永 勝	昭18・3・14	農業
	233	自治功労賞	佐々木 弘	昭19・1・29	元公務員
22	234	善行賞	大坂 博文	昭13・8・20	元会社役員
	235	公益功労賞	米坂 京子	昭21・5・13	団体役員
	236	公益功労賞	北垣 和雄	昭2・2・18	会社役員
	237	公益功労賞	宇野 道子	昭8・5・5	会社役員
23	238	公益功労賞	後藤 侑子	昭4・2・15	主婦
	239	公益功労賞	下地 勉	昭28・1・16	会社役員
	240	自治功労賞	北垣 幸子	昭4・1・5	元会社役員
24	241	自治功労賞	高崎 馨	昭15・3・22	農業
	242	自治功労賞	岡崎 稔	昭22・11・12	元公務員
	243	自治功労賞	岡田 隆俊	昭22・8・25	農業
25	244	自治功労賞	辻 義春	昭23・3・18	農業
	245	自治功労賞	伊藤 廣	昭23・6・4	元公務員
	246	公益功労賞	北垣 幸子	昭4・1・5	元会社役員
	247	公益功労賞	小出 怜子	昭9・9・15	元公務員
	248	公益功労賞	大山 清子	昭7・3・13	農業
26	249	自治功労賞	四十坊 尚	昭16・11・6	元商業
	250	公益功労賞	高崎 馨	昭15・3・22	農業
27	251	自治功労賞	北垣 一弘	昭20・9・7	農業
	252	自治功労賞	速見 章一	昭25・2・4	元農業
	253	公益功労賞	北垣 威史	昭36・2・20	会社役員
28	254	自治功労賞	竹内 茂樹	昭25・12・29	元公務員
29	255	公益功労賞	原田千代子	昭6・10・6	元会社役員
	256	産業功労賞	小西梅太郎	昭17・2・26	団体役員
	257	自治功労賞	戸田 保	昭21・8・13	元公務員

受章年度	受章番号	功労の種類	氏名	生年月日	職業
平30	258	自治功労賞	造田 聡	昭28・3・7	農業
令元	259	自治功労賞	柴田 壹隆	昭17・1・1	商業
	260	自治功労賞	畑田 壽	昭27・11・28	農業
	261	公益功労賞	神藪 武	昭21・5・15	前町長
2	262	自治功労賞	土井 享	昭30・12・2	農業
	263	自治功労賞	西田 康二	昭30・6・14	元公務員
	264	善行賞	堀井紀代志	昭15・7・16	元公務員
4	265	社会功労賞	熊田 政人	昭31・4・18	商業
	266	公益功労賞	黒田 卓夫	昭32・6・29	宮司
5	267	自治功労賞	本村 修二	昭33・5・6	農業
	268	公益功労賞	宇野 忠直	昭33・3・13	会社役員
6	269	自治功労賞	高鶴 公人	昭35・1・9	元公務員
	270	産業功労賞	篠田 雅	昭35・3・2	元団体役員
	271	産業功労賞	宇野 忠直	昭33・3・13	会社役員

※生年月日の「昭」は昭和

## 第六章 生活基盤の整備

### 第一節 上水道事業

#### 広域水道事業のあゆみ

秩父別町の上水道は、昭和三四年頃から地区別に独自の簡易水道施設を設置し、私設水道源として地下水をくみ上げて給水を開始したが、水源枯渇により水の安定供給が課題となっていた。こうした中、私設水道組合から、簡易水道への加入希望があり、恒久的な水源確保を図るため、昭和五三年に深川市・秩父別町・北竜町・沼田町の一市三町によって北空知広域水道企業団が地方公営事業として設立された。その後、企業団に妹背牛町も参加した。昭和六〇年には沼田町に建設していた浄水場「北空知広域浄水場」が完成し、暫定的に河川から取水して秩父別町を含む関係市町に水道用水の供給を開始した。その後、水源となる沼田ダム（通称・ホロピリ湖）が平成四年度に完成し、恒常的な水源も確保された。

#### 水道の整備

水道施設は、昭和五七年から五九年にかけて給水区域の拡張と既存配水管の改良工事を実施したが、布設から三〇年以上経つ管路が全体の七〇％を占めている。今後は法定耐用年数を超える管路の割合が増加していくことから、重要度・優先度を踏まえ更新を行っていく必要がある。

## 給水状況

平成二一年以降、秩父別町内の計画最大給水量の一日一三三三立方

メートルは令和六年現在まで変わらないものの、一日最大給水量と年間給水量は給水人口の減少にもかかわらず、住民一人当たりの使用量が増えており、また、気象などの影響から年度によって増減がある。令和六年三月末現在の水道の加入戸数は一〇四〇戸で、普及率は九八・七割である。給水有収率を高めるため平成元年から漏水調査を専門業者に民間委託して実施し、併せて水道本管や引込管の老朽化・亀裂・破損の発見に努めている。有収率は、平成一九年度に八五割を超えたものの、平成二三年度に七〇割台に、令和二年度に六九・二六割まで下がったが、令和三年には八〇・五六割まで上昇した(図表2-6-1)。水道水の水质検査も毎年行い、安全・安心な飲料水供給に万全を期している。

図表2-6-1 水道用水供給状況 (毎年3月末現在)

状況 年度	給水人口	計画1日 最大給水量 (m <sup>3</sup> )	実績1日 最大給水量 (m <sup>3</sup> )	実績年間 給水量 (m <sup>3</sup> )	有収率(%)	配管延長 (m)
平21	2,699 (1,100戸)	1,333	896	213,525	87.87	84,947
22	2,700 (1,111戸)	〃	940	219,023	81.87	84,947
23	2,656 (1,104戸)	〃	939	219,349	78.69	85,199
24	2,621 (1,104戸)	〃	939	218,811	79.98	85,199
25	2,572 (1,108戸)	〃	939	213,303	80.6	85,199
26	2,527 (1,094戸)	〃	871	207,546	78.99	86,139
27	2,464 (1,087戸)	〃	972	206,859	77.03	86,665
28	2,398 (1,076戸)	〃	883	199,257	73.22	86,874
29	2,378 (1,075戸)	〃	947	202,321	73.06	98,467
30	2,374 (1,085戸)	〃	903	200,168	78.56	98,467
令元	2,337 (1,083戸)	〃	1,111	202,627	76.09	98,467
2	2,306 (1,087戸)	〃	997	198,149	69.26	98,467
3	2,274 (1,050戸)	〃	932	194,336	80.56	98,467
4	2,239 (1,062戸)	〃	792	190,944	77.62	98,467
5	2,189 (1,040戸)	〃	962	184,135	69.3	98,680

上水道料金

水道料金については、北空知広域水道企業団の水道用水供給料金の改定を受けて見直しを行っており、平成一三年度の企業団供給料金の値上げにより、秩父別町の水道料金も平均八・三割の値上げをした。平成二三年度からは、子育て支援水道料金助成事業を開始し、健やかに子どもを生育する環境づくりの一環として、中学三年生までの子どもを養育している家庭に対して、毎月の水道基本料金を助成することとした。その後、平成二六年四月一日に消費税率が五割から八割に改定されたため、平成二五年第四回町議会定例会において、水道料金、加入負担金、手数料について消費税増額分の値上げを、また、一人暮らし高齢者等の使用水量の少ない世帯に配慮した四立方米までの料金区分を新設し、平成二六年三月使用分（三月検針・四月支払）から適用する条例改正を行った。さらに、令和元年一〇月一日に消費税率が八割から一〇割に改定されたため、水道料金について消費税増額分を値上げするため条例改正を行っている（図表2-6-2）。令和二年度と四年度には町独自の新型コロナウイルス感染症対策の一環として、水道・下水道基本料金（六〜八月分）の減免を行い、水道・下水道の基本料金減免の対象とならない給水区域外・排水区域外の町民に対しては、水道施設等維持管理費の一部を助成した。

図表 2-6-2 平成13年度以降水道料金の推移

(単位：円)

区分 改定年月日	基本水量と基本料金（1か月）							
	4 m <sup>3</sup> まで		6 m <sup>3</sup> まで		10m <sup>3</sup> まで		超過1 m <sup>3</sup> につき	
	一般家庭用	臨時用	一般家庭用	臨時用	一般家庭用	臨時用	一般家庭用	臨時用
平13	—	—	1,543	—	2,562	10,500	278	1,050
26	1,058	—	1,587	—	2,635	10,800	286	1,080
令元	1,078	—	1,617	—	2,684	11,000	291	1,100

※消費税・地方消費税を含む

### 衛生的な飲料水の確保

北空知広域水道企業団は、安定的な水源確保と普及率の向上に努め、水道用水の安定供給を行っている。浄水の品質については、企業団において適正な水質管理を行っており、配水池の管理と水質検査を適正に行っている。近年は人口減少に伴う料金収入の減少や、計装設備・管路施設の老朽化、漏水が原因と考えられる有収率の低下などが課題となっている。

秩父別町では安全でおいしい水を将来にわたって安定的に供給するため、平成三〇年度に「秩父別町水道事業経営戦略」を策定し、三一年から一〇年間の経営戦略を計画して、中長期的な視点で経営基盤の強化を図っている。

## 第二節 下水道事業

### 一 農業集落排水事業

#### 事業のあゆみ

秩父別町の農業集落排水事業は、農業用水・公共用水域の水質保全と生活環境保全の改善を図り、し尿や生活雑排水を適正に処理するための事業である。昭和五六年に事業認可を受け、五七年度から平成三年度までの一〇年計画で、終末処理場「秩父別町浄化センター」をはじめ区域内の管路、中継ポンプ施設など市街地を中心に整備した。浄化センターが完成した昭和六三年から一部供用を開始、平成元年四月から本格的に稼動し、この年には四三二戸が利用した。なお、令和五年度の処理人口は一六九一人、処理水量は一日五三八立方メートルである。農業集落排水・合併処理浄化槽の事業に入っていない世帯のし尿は、深川市にある北空知衛生センター組合で処理している。

農林水産省農村振興局のインフラ長寿命化計画（行動計画）において、施設の供用開始後二〇年を経過する施設については個別施設計画を策定することとされている。本町は、供用開始後三〇年を迎えているため、この計画を平成二八年度からの二か年で策定することとし、同年度は施設の劣化状況を把握するための機能診断を実施した。二九年度は、機能診断結果に基づき、施設機能を保全するために必要な対策等を定める最適整備構想を策定し、三〇年度には機能強化対策診断業務を実施し、最適整備構想をもとに更新及び改造の工法を検討した事業計画書を作成して農林水産省に提出した。平成三十一年三月一二日付けで事業計画承認を受け、国の補助事業を活用して令和元年度に機能強化事業実施設計を行っている。令和二年度から浄化センター施設機械・電気設備の更新工事を開始。三年度からは、汚泥脱水機・脱水汚泥ホッパー・受電設備・非常用自家発電装置などを製作し、四年度に据付工事を行った。五年度からは、ばっ気装置などの更新工事を行っている。

**利用状況**

区域内の事業加入率とトイレ水洗化率は年々上昇し、加入率は平成一七年度に一〇〇割を達成した。水洗化率は二二年度に九六割を超え、令和五年度には約九九割になり、一〇〇割に近づきつつある（図表2-6-3）。

図表 2-6-3  
平成21年度以降の農業集落排水事業の利用状況

年度	区域内 戸数	加入		水洗化	
		戸数	率 (%)	戸数	率 (%)
平21	844	844	100	815	96.6
22	839	839	100	812	96.8
23	840	840	100	815	97.0
24	840	840	100	815	97.0
25	854	854	100	829	97.0
26	855	855	100	836	97.8
27	853	853	100	834	98.2
28	860	860	100	839	97.6
29	862	862	100	843	97.8
30	875	875	100	855	97.8
令元	863	863	100	843	97.7
2	860	860	100	843	98.02
3	866	866	100	851	98.74
4	817	817	100	803	98.3
5	799	799	100	786	98.9

## 施設設備の整備

現在に至るまで、下水道管の新設・移設・改修、マンホールの改修、人孔ます・公共ますの修復などの工事を随時実施している。

令和二～七年度までは、浄化センターの機能強化整備計画に基づく電気・機械設備の改修工事など大規模な工事が実施された。

## コンポスト施設の併設

浄化センターに併設する形で、平成一二年度にコンポスト施設が建設され、汚水の処理により発生した污泥から土壌改良剤「スパー秩肥」を作ることでも有効利用を図った。平成三〇年度には、浄化センター・コンポスト施設及び中継ポンプ場の機器更新と修繕を実施した。また、計画的な維持修繕を行うため、最適整備構想に基づき、具体的な修繕工法を検討するための調査診断を行った。しかし、コンポスト施設は老朽化による機器修繕費が増嵩し、土壌改良剤の販売収入に対して電気料や燃料費などのランニングコストが過大となり、農業集落排水事業の経営を圧迫していることから、当該施設の廃止に向けての協議を進め、令和四年度にコンポスト棟設備の解体撤去が行われた。

## ディスポーザーの導入

ディスポーザーとは、家庭用生ごみ粉碎処理機である。台所に設置したディスポーザーで生ごみを粉碎し、排水管を通じて公共ますへ流す仕組みになっている。資源の循環と廃棄物減量化を目的とし平成一五年から導入の検討を進め、先進地の調査により、下水道管の詰まりや終末処理場の過負荷、汚泥の増加などについてほとんど問題がないことが分かり、一六年度から導入に踏み切った。家庭で設置するディスポーザーは町が指定する機種に限られるが、導入率は年々高まって一九年度末で三〇割に迫り、生ごみの排出削減

に大きな効果を示している。

### 使用料の推移

平成一〇年度から一三年度に実施した機能強化対策補助事業による大規模機器更新及びコンポスト施設建設のために借入れた下水道債の元利償還金及び維持管理費の増加により、平成元年の供用開始以来改定していなかった下水道使用料を、平成一八年度に平均二二割値上げする改定を行った。平成二六年四月一日に消費税率が五割から八割に改定されたため、二五年第四回町議会定例会において、下水道使用料について消費税増額分を、また、一人暮らし高齢者等の使用量の少ない世帯に配慮し四立方分の料金区分を新設し、二六年三月使用分から適用する条例改正を行った。令和元年一〇月一日には消費税率が八割から一〇割に改定されたため、同年第二回町議会定例会において、下水道使用料と手数料について消費税増額分を値上げするための条例改正を行った（図表2-6-4）。

## 二 合併処理浄化槽

### 合併処理浄化槽設置

秩父別町が北空知地方のトップを切って平成六年度から開始整備事業のあゆみ した合併処理浄化槽設置整備事業は、それまで下水道の恩恵を受けられなかった農業集落排水事業の区域外の農村地区の居住環境向上対策として

図表 2-6-4 平成18年度以降排水料の推移

(1カ月、単位：円)

区分 改定年	一般家庭用				営業・団体用			消費税
	4 m <sup>3</sup> まで	6 m <sup>3</sup> まで	10m <sup>3</sup> まで	超過 1 m <sup>3</sup> につき	6 m <sup>3</sup> まで	10m <sup>3</sup> まで	超過 1 m <sup>3</sup> につき	
平18	—	1,400	2,310	230	—	2,310	230	5 %
26	959	1,439	2,376	236	—	2,376	236	8 %
令元	976	1,466	2,420	240	—	2,420	240	10%

※平成26年および令和元年は消費税に伴う増額

※臨時用は別途

画期的な取り組みであった。合併処理浄化槽（五〜八人槽）は「嫌気性ろ床接触ばつ気方式」と言われるシステムで、台所や風呂などの生活雑水、トイレのし尿をいったん一緒に貯蔵し、排水がいくつかに仕切った浄化槽を通過する過程で化学物質や微生物により汚れを分解し消毒して、排水路や河川に流す方式になっている。下水道と同等以上の処理性能を持つばかりでなく、トイレの水洗化も可能で短期間に設置できるため、河川の汚濁防止などの有力な手段として期待された。

### 設置の推進

合併処理浄化槽設備について、当初計画では一〇年間で対象約二三〇戸のうち約一八〇戸に導入することにしてしたが、初年度に計画の二倍に当たる六八戸が七一台を設置し、三年目には目標の一八〇戸を達成した。事業は平成一〇年度まで継続し、設置世帯は合計二二二戸に達した。ここで事業を終了したものの、住民の強い要望に応じて二一年度に限り事業を再開した。

平成二五年度からは家を新築するか又は現在の家で水洗トイレに改修する場合、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助する「合併処理浄化槽の設置費用補助金」を支給している。補助金の額は、新築住宅は対象経費の二分の一、既設住宅は対象費用の三分の一としている（上限五〇万円）。

## 第三節 ごみ処理

ごみの収集と 町内のごみ処理は、昭和三〇年代から地域ごとに結成されていた衛生組合や個人の責任において実捨場のあゆみ 施され、三五年からごみ捨場を指定し集中投棄していた。四六年からは民間業者に委託して、月一

回のごみ収集を実施するとともに、中山の民有地を選定して新たなごみ捨場を指定した。ごみの収集も四八年から市街地は毎週一回（四〇一月）、農業地区は毎月一回（五〇一月）としたが、ごみの量が年々増加し、ごみ捨場探しが難しくなってきた。

#### 北空知衛生施設

昭和四五年に妹背牛町・北竜町・沼田町が北空知衛生施設組合を設立し、ごみ処理施設を建設し

#### 組合のあゆみ

て三町の共同広域処理に乗り出した。このため、秩父別町も五七年四月から同施設組合に加入し

た。六〇年までは埋設処理だけであったが、その翌年から可燃ごみ、不燃ごみに分けて処理するようになった。その後、埋立地が狭くなったことから、最終処分場を妹背牛町に建設することとし、平成一〇年三月に完成した。一般廃棄物・産業廃棄物用埋立処分場と浸出水処理施設・管理処置棟などを設置し、厳冬期でも安定して処理できる施設・設備を備えた。しかし、国のダイオキシン規制対策が打ち出されたため、北空知衛生施設組合の焼却炉が一四年一月から使用禁止となり、可燃ごみについては歌志内市の(株)エコバレー歌志内に全量搬入して焼却処分することになった。廃止されたごみ焼却施設については、平成二八年度から協議等手続きが行われ、三〇年度に解体工事が完了した。一般廃棄物最終処分場である同組合施設の残余年数は、調査の結果、令和一二年四月までと予測されている。

#### 北空知衛生センター

北空知衛生センター組合は深川市・妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町・幌加内町の一市

#### 組合のあゆみ

五町で構成された一部事務組合で、昭和四一年に組織され、し尿処理・ごみ処理の業務を行っ

ている。深川市一已町で建設が進められていた北空知衛生センターごみ処理施設が、平成一五年三月に完成し、その建築費は深川市・妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町の一市四町が負担した。同センターの中継施設は可燃ごみを

関係市町から歌志内市の民間処理施設(株)エコバレー歌志内(後に撤退)に搬入するためのもので、この完成に伴って秩父別町の生ごみも安定的に処理できる体制が整っていった。

現在、収集したごみは、北空知衛生センターに搬入され、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクルできるごみに分別され、生ごみは、同センター内のバイオガス発電によりごみ処理用の電力を作るために利用されている。可燃ごみは圧縮後、歌志内市の「中・北空知エネクリーン」に搬入し焼却処理されており、不燃ごみは北空知衛生施設組合で埋立処理をしている。

**中・北空知廃棄物処理** 中・北空知の六市一〇町から発生する可燃ごみのうち、五市九町(三組合・砂川地区保健広域連合)の設立 衛生組合・中空知衛生施設組合・北空知衛生センター組合)の可燃ごみは、民間施設の(株)エコバレー歌志内で処理をしていた。平成二二年二月、同施設は経営上の問題から撤退することを表明し、二五年三月末に撤退した。

その撤退を受け、五市九町(赤平市・滝川市・砂川市・歌志内市・深川市・奈井江町・上砂川町・浦臼町・新十津川町・妹背牛町・秩父別町・雨竜町・北竜町・沼田町)では「中・北空知廃棄物処理広域連合」を設立し、新たなごみ焼却施設の建設、管理及び運営に関する事務を行うことが合意され、平成二二年一月一八日に北海道知事に設立許可申請を行い、同年二月二日に設立が許可された。新たな一般廃棄物焼却施設「中・北空知エネクリーン」は、平成二三年九月に歌志内市で建設工事が着工し、二五年一月から試運転を開始、同年四月一日から供用が開始された。

### 秩父別町の取り組み

秩父別町では、平成一六年からごみの分別を六分別一四種類としている。平成二二年には直接搬入ごみ料を改定（一〇キログラム当たり一三〇円）、二三年には白色トレイ、紙箱類の回収を開始した。ごみ収集手数料は、図表2-6-5のとおりとなっている。

ごみの排出量は人口の減少とともに減少傾向にあるものの、一人当たりのごみ排出量に減少は見られず、町では一八年度に策定した「第五次秩父別町総合計画」の内容を踏まえ、廃棄物の減量化と資源循環型社会の構築に向けた取り組みを進めている。ごみ減量については、平成一九年度対比五割削減（資源ごみは現状維持）を目標に設定した。計画期間は二七年度から令和一一年度までの一五年間とし、令和元年度と六年度を中間目標年度に設定している。

### ごみ不法投棄の防止

町内のごみの不法投棄については、平成二三～二五年の過去三年間で平均七・三件と早急に増加する可能性も想定される。秩父別町では、定期的なパトロールや通報体制の整備を進め、山林地帯等に標識を設置行つて、取り締まり体制を強化するとともに、広報誌などで町民への周知徹底を図っている。なお、令和三年度の不法投棄によるごみ処理件数は可燃ごみ二件（処理費用二六〇円）である（町有地分。一般ごみについては省略）。

図表 2-6-5 収集ごみ処理手数料  
（ごみステーションに出す場合）

区分	指定ごみ袋代金 (各10枚入り)	
燃やせる ごみ	40ℓ袋	800円
	20ℓ袋	400円
燃やせない ごみ	40ℓ袋	800円
	20ℓ袋	400円
	10ℓ袋	200円
生ごみ	14ℓ袋	800円
	7ℓ袋	400円
	3.5ℓ袋	200円

## 第四節 住宅施策の展開

### 一 町営住宅

#### 町営住宅の現状

令和六年三月三十一日現在の町営住宅の現況は、図表2-6-6のとおりである。兵村団地・中央東A団地五戸、中央西B団地八戸、旭C団地一号棟四戸・四号棟四戸・五号棟四戸は住宅の老朽化により取り壊し、中央東B団地二戸は用途廃止になった。平成一一年度以降に建設された建物はバリアフリーに対応しており、中央東B団地には高齢者向けに建設された住宅もある。町営住宅の管理については、外構管理（五〇月）と空家等除雪（一一～三月）を外部に委託している。

#### 町営住宅の建設・工事

平成二二年度以降に建設された町営住宅は、旭Aの六戸（二二年度）、中央西Aの一戸（二三年度）、中央西Bの二戸（二七年度）、中央東Aの六戸（二五年度）、中央東Bの五戸（二三年度、二六年度）、駅前前の六戸（三三年度）である。このうち中央西Bの

図表 2-6-6 公営住宅の現況  
(令和6年3月31日現在)

団地	建設年次	現在戸数
中央西A	昭62、63、平23	13
中央西B	平27	2
中央西C	平2～10	75
中央東A	昭42、60～63、平25	33
中央東B	平14、23、26	17
あさひ団地	平7、8	20
旭A	平11～15、平22	40
旭C	昭44、51、平元	20
駅前	平12、23	14
計		234

二戸は地域優良賃貸住宅、中央西Aの一戸と中央東Bの一戸は教員（教頭）用、駅前前の六戸は単身者用である。

既存住宅においては、「秩父別町公営住宅等長寿命化計画」を平成二七年度に策定し、修繕及び建替えを計画的に進めている。平成二三年度には町営住宅地上デジタル放送対応工事、二四年度には中央西C団地公営住宅ストック改善工事、二六・二七年度には中央西B団地地域優良賃貸住宅新築工事などを行っている。

## 二 分譲住宅団地

### いなほ団地

平成二三年度から造成された定住促進団地「いなほ団地」（秩父別町字秩父別一五〇五番地の一、旧小学校跡地）は、田園の中で稲穂に囲まれた場所であり、「いつも・なかよく・ほがらかに」過ごすことのできる空間であるようにという思いが込められている。一区画当たり約四六〇平方メートルに区割りして分譲し、一平方メートルあたり一円で販売した。定住を目的とし、契約後三年以内に床面積六五平方メートル以上の住宅を新築し入居できること、入居の時点で秩父別町に住民登録し、五年以上定住できることを条件に募集した。平成二二年八月から購入者を募集し、二八年に完売、三〇件三八区画を販売、町内の若年世帯二一件の定住と、道内外からの九件の移住定住に結び付いた。

### 三 住宅取得・改修支援と空き家対策

定住促進宅地取得奨励金と 町は、町内に永住することを目的に平成一九年四月一日から、一〇〇平方メートル以上の住宅用地取得補助金交付事業 宅地を購入し、一年以内に広さ六五平方メートル以上の住宅を新築した人に対して、定住促進宅地取得奨励金を支給した。支給金額は宅地取得代金の二分の一（上限一〇〇万円）で、申請者が三九歳以下の場合は二〇割増額した。

同奨励金は二六年度で終了し、二七年度からは住宅用地取得補助金交付事業を開始した。こちらは一〇〇平方メートル以上の宅地を購入し、六五平方メートル以上の住宅を新築又は中古住宅を購入（新築の場合は一年六か月以内に建築工事が完了）した人へ、住宅用地購入価格の三分の二（上限一〇〇万円）を補助するものである。

新築住宅取得 町は、住宅用地取得補助金事業に加え、町内への定住をさらに促進するため、平成二七年度から補助金交付事業 住宅の新築に対して補助金を交付することとした。本事業は、町内に床面積六五平方メートル以上の住宅を新築した人を対象とするものであり、補助金額は基本額として一〇〇万円を交付し、新婚世帯又は子育て世帯（扶養一人）には五〇万円、扶養二人には一〇〇万円、扶養三人以上には一五〇万円を加算する制度となっている。

個人所有の住宅 町では、個人所有の住宅改修に関する助成として、平成二八年から町内にある住宅を改修する改修に関する助成 際に住宅リフォーム補助金を交付することとした。補助金額は、現在住んでいる住宅を改修す

る場合は対象経費の三分の一（上限三〇万円）、町内の空き家を改修する場合は対象経費の二分の一（上限一〇〇万円）である。

**高齢者や障がいのある方の住宅改修に関する助成** 町では、介護を必要とする高齢者や身体障がい者が暮らしやすい住宅に改修する費用と  
して、平成一一年度から現在に至るまで、人にやさしい住環境整備費の補助を実施して  
いる。

高齢者等が居住している住宅の水回りや段差等のうち、高齢者等が利用する部分を改造する事業であって、改造工  
事を行うことによって高齢者等の自立が助長され、又は介助者の負担の軽減が図られるものを対象とし、補助金額は  
対象経費の二分の一（上限一〇〇万円）である。

**空き家・空き地** 町は、秩父別町内の空き家等の有効活用を通じて、移住定住の促進や住宅ストックの循環利用を  
**情報の提供** 図っている。平成二四年一二月に秩父別空き家等の適正管理に関する条例が公布され、令和二年  
九月に全部改正された。町のホームページ上に空き家物件情報を掲載し、利用希望者がいる場合は所有者との仲介を  
行っている。

## 第三編

### 産業経済と労働



# 第一章 農 業

## 第一節 農業政策の流れ

### 概 況

平成二二年の政権交代（民主党政権）以降、「農業者戸別所得補償」「六次産業化」などが展開された。戸別所得補償は、平成二二年の食料自給率向上のポイントとなる麦・大豆等の生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために恒常的に赤字に陥っている米を対象としたモデル対策を経て、翌二三年から主要畑作物を含めて本格実施された。戸別所得補償は販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額相当額を国が算出した単価で交付するもので、米栽培への助成（米の所得補償交付金、米価変動補てん交付金）、畑作物の所得補償交付金（直接支払交付金）、水田活用の所得補償交付金（直接支払交付金）、各種加算措置で構成されていた。自民党の政権復帰に伴い、戸別所得制度は二五年度に「経営所得安定対策」と名称変更された。同対策は、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（畑作物の直接支払交付金）と、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする交付金（米・畑作物の収入減少影響緩和交付金）、飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化を進めるとともに、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づき、地域の特色ある魅力的な産地づくりを図る水田活用の直接支払交付金で構成されている。

令和四年度には、水田活用の直接支払交付金の条件が厳格化された。五年間に一度も水稲を作付けしていない水田を交付対象としないもので、主食用米だけでなく、転換作物の需給、生産者の中長期的な営農計画、耕作放棄地の増

加をはじめとした地域の生産基盤への影響が懸念された。

そのほか、国の米政策が見直され、平成三〇年産から行政による米の生産数量目標の配分が廃止され、国が発表する米の需給状況に応じて都道府県が「生産の目安」を設定し、産地・生産者が中心となって需要に応じた米の生産・販売を行うこととされた。

平成二三年、六次産業化を本格的に推進する「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）が施行された。農林漁業者による加工・販売への進出などの六次産業化に関する施策や地域の農林水産物の利用を促進する地産地消に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業の振興等を図ることを目指している。支援措置として、農業改良資金融通法、農地法、野菜生産出荷安定法や種苗法の特例などがある。一次産業、二次産業、三次産業の一、二、三を掛けて六になることから六次産業としている。

中山間地域等直接支払制度（平成一二年～）は、中山間地域の条件不利の補てんを目的とした、我が国初の直接支払である。地域の農地や農業用水など資源保全活動を支援する農地・水・環境保全向上対策（平成一九年～）は、二三年度に農地・水保全管理支払、二六年度に多面的機能支払となった。二三年度に同向上対策から環境保全に向けた営農活動が独立（環境保全型農業直接支払）した。日本型直接支払（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）の取り組みは、平成二七年施行の農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく制度となった。

農地法改正では、平成二一年に農地利用の原則自由化、企業による農地を利用した農業経営の要件の大幅緩和が行われた。二八年には六次産業化などを通じた経営発展の促進を目的に、農地を所有できる法人の要件が見直された。

二六年度から国の制度として農地中間管理機構（全都道府県に設置）による農地中間管理事業が農地の貸し借りを進め、規模拡大と農地の集約化を図ることを目的に始まった。

### 農産物貿易交渉

農産物貿易交渉では、平成二六年四月の日豪EPA（経済連携協定）に続き、二七年一〇月、TPP（環太平洋経済連携協定）交渉が二か国により大筋合意に至った。二八年、北海道の試算によるTPP協定による道内農産物の生産減少額は三七七億円から四七八億円（生産額の四〇六割）に上った。トランプ米国大統領のTPPから離脱する大統領令への署名という事態を経て、二九年七月、EU（欧州連合）とのEPA交渉、一月には米国を除く一一か国によりTPP11が大筋合意された。農業を取り巻く環境は厳しさを増した。令和二年一月に発効された「日米貿易協定」をはじめ、これまでに結ばれたTPP11、日EU・EPAなど国際貿易協定により、かつてない貿易の自由化時代に入り、農産物の輸入拡大が懸念される一方で、農家人口の減少と担い手不足の深刻化に対応できる生産基盤の強化が求められた。

## 第二節 農業経営の推移

### 農家数と農家人口

秩父別町の農業は、基幹作物の水稲を中心とした小麦、豆類、そばなどを作付けする土地利用型農業を基本に、ブロッコリーなどの野菜や花きを取り入れた複合経営が推進されている。

農家戸数・農家従事者数は、親元就農などによる微増はあるものの、平成二二年一七七戸・五一八人（一五〇日以上一三五九人）、二七年一六一戸・四四四人（同三三一人）、令和二年一四八戸・三八四人（同二七四人）と全体として

は減少している。

**経営規模別農家数**

町の農家戸数や農業従事者は、高齢化や後継者不足などにより減少し、一戸当たりの

経営規模は拡大を続けている。令和二年の本町の農家戸数（一四八戸）を経営規模に見ると、一〇～二〇畝未満が四九戸で最も多く、次いで二〇～三〇畝未満四〇戸、三〇～五〇畝未満二四戸、五～一〇畝未満一六戸、五～十畝未満一六戸、五〇畝以上三戸となっている。経営面積が二〇畝以上の農家戸数の割合は平成二三年の約三三割から約五六割に増えている。

平成二二年以降の農家戸数は、図表3-1-1のとおりである。

**認定農業者**

町の認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善計画の認定を受けた農業者）は、平成三〇年一四二、令和元年一四〇、二年一三一、三年一三二、四年一二四経営体と推移している（農業委員会最適化活動の目標）。認定農業者制度は、農業者から提出された農業経営改善計画を市町村等が農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基本構想）に基づき認定するもので、認定を受けた農業者には、各種の支援措置（スーパール資金、近代化資金など融資制度、経営所得安定対策、補助金、税制など）を講ずるものである。

図表 3-1-1  
農家戸数（経営規模別農家戸数）  
（単位：戸）

年 度 耕 地	平22	27	令 2
～0.99ha	8	6	6
1.0～2.99ha	7	4	6
3.0～4.99ha	9	2	4
5.0～9.99ha	22	22	16
10.0～19.99ha	86	74	49
20.0ha～	53	53	67
計	185	161	148

出典：農業基本調査、世界農林業センサス（平22）  
農林業センサス（平27～）

## 農業粗収入

町における平成二二年度以降令和五年度までの農業粗収入（年度内の農業経営の結果得られた総収入額）は、平成二二年度の二六億円台（うち米販売代金二八億円台）を最低、二四年度の約四〇億円（同二九億円台）を最高に、おおむね三〇億円台で推移した。転作作物等交付金は、二一・二二年度の約二億円、二八年度の約五億円を除き、各年度三・四億円台となっている。米経営所得安定対策（差額補てん含む）は、二二年度に六億円台、二三年度から二五年度まで三億円台、二六年度以降は一億円台で推移し、三〇年度で廃止となっている。

農業粗収入の年度別推移は、図表3-1-2のとおりである。

図表 3-1-2 農業粗収入の年度別推移

(単位：千円)

項目		年度				
		平21	22	23	24	25
米販売代金	一般米	1,670,957	1,643,024	2,315,146	2,774,157	2,605,681
	多用途米	43,787	0	23,188	34,072	60,361
	種 粳	131,175	126,613	138,784	139,939	139,377
	小 計	1,845,919	1,769,637	2,477,118	2,948,168	2,805,419
麦販売代金		24,600	22,543	30,447	26,010	23,711
蔬菜・花き等販売代金		253,123	212,026	220,002	192,346	189,406
低品位米麦・雑穀ほか		164,674	137,021	93,855	174,909	138,482
小 計		2,288,316	2,141,227	2,821,422	3,341,433	3,157,018
畜産収入		2,161	2,364	718	1,374	1,427
農業共済金	水稻共済金	154,472	11,425	0	0	0
	小麦共済金	15,479	11,551	23,104	28,735	28,142
	園芸・畑作共済金	8,357	9,784	16,099	753	12,420
	共済無事戻し金	2,852	8,247	2,188	945	17,410
	小 計	181,160	41,007	41,391	30,433	57,972
転作作物等交付金		205,493	194,439	400,224	401,851	366,552
米経営所得安定対策 (差額補てん含む)		—	633,367	308,391	311,962	311,991
合 計		2,677,130	3,012,404	3,572,146	4,087,053	3,894,960

(単位：千円)

## 第一章 農業

項目		年度				
		26	27	28	29	30
米販売代金	一般米	2,211,822	2,542,266	2,202,794	2,732,037	2,266,648
	多用途米	131,007	66,120	60,949	24,939	15,989
	種 粳	144,224	138,559	136,589	135,616	139,278
	小 計	2,487,053	2,746,945	2,400,332	2,892,592	2,421,915
麦販売代金		26,334	33,182	23,841	23,265	23,010
蔬菜・花き等販売代金		209,347	246,093	200,010	210,261	208,327
低品位米麦・雑穀ほか		82,899	110,424	168,763	145,230	148,865
小 計		2,805,633	3,136,644	2,792,946	3,271,348	2,802,117
畜産収入		1,566	0	0	0	0
農業共済金	水稻共済金	0	0	0	0	14,417
	小麦共済金	14,978	1,892	1,206	17,812	25,206
	園芸・畑作共済金	5,614	4,120	5,020	4,093	13,343
	共済無事戻し金	7,527	3,635	12,489	3,860	2,243
	小 計	28,119	9,647	18,715	25,765	55,209
転作物等交付金		426,149	468,159	500,616	430,910	376,749
米経営所得安定対策 (差額補てん含む)		150,155	147,350	147,578	153,379	
合 計		3,411,622	3,761,800	3,459,855	3,881,402	3,234,075

(単位：千円)

項目		年度				
		令和元	2	3	4	5
米販売代金	一般米	2,622,724	2,785,199	2,538,629	2,393,737	2,385,935
	多用途米	60,447	0	0	0	0
	種 粳	135,677	139,019	130,338	129,493	142,926
	小 計	2,818,848	2,924,218	2,668,967	2,523,230	2,528,861
麦販売代金		33,095	34,066	50,970	56,365	55,398
蔬菜・花き等販売代金		191,692	186,298	162,579	202,166	149,692
低品位米麦・雑穀ほか		156,915	78,326	53,876	90,924	96,775
小 計		3,200,550	3,222,908	2,936,392	2,872,685	2,830,726
畜産収入		0	0	0	0	0
農業共済金	水稻共済金	404	0	0	213	23,640
	小麦共済金	4,273	11,608	2,157	631	4,292
	園芸・畑作共済金	2,622	1,716	14,470	1,937	10,985
	共済無事戻し金					
	小 計	7,299	13,324	16,627	2,781	38,917
転作物等交付金		446,010	382,448	489,493	458,526	358,439
米経営所得安定対策 (差額補てん含む)						
合 計		3,653,859	3,618,680	3,442,512	3,333,992	3,228,082

※米経営所得安定対策については平成30年産で廃止

出典：JA 資料、共済組合資料

※共済無事戻し金は平成30年産で廃止

## 第三節 農業振興事業

### 一 農業関係計画等の策定

#### 総合計画での農業施策

「第六次秩父別町総合計画」（平成二八～令和七年度）のまちづくりの（基本）目標（施策の大綱、五分野）の一つ「活力ある田園のまちづくり」の筆頭に位置付けた「農林業の振興」では、基本目標に、①安定した農業経営の確立、②クリーン農業の推進及びブランド化の促進、③農業後継者・担い手の育成、④農地の集約、生産性の向上、⑤都市との交流型農村などを据えた。

その上で、主要な施策として、農業法人の育成・創出、コントラクター等の経営支援組織の育成・創出、複合経営・多角化経営の推進、関係機関と連携し品質の均一性と安定供給による売れる米づくりの推進、農業後継者の育成・確保、地域における担い手を明確化し、農用地利用集積及び耕作放棄地の発生防止、滞在型交流施設の観光資源を活用し、都市との交流型農村の形成、直売方式を通じ生産者と消費者が交流を深め新たな流通経路を開拓、農産物の地産地消、新規就農者への支援策の推進、六次産業化を図る事業者の支援策の充実などを掲げた。令和三年四月、見直しによる第二次基本計画（令和三～七年度）では、新たに農業経営に資するスマート農業の導入を盛り込んだ。

#### 人・農地プラン

平成二四年七月、町は地域の話し合いなどに基づき、地域農業のあり方を示す「人・農地プラン」を農地プラン検討委員会の審査を経て策定した。農地の集積を進め、営農の中心的な経営体を確

保して、農業を持続していくことが目的である。令和六年三月、同計画は更新された。農業経営基盤強化促進法の改正（令和五年四月）により、同プランは「地域計画」に名称変更、「目標地図」（一〇年後の農地利用の将来図）の作成が義務付けされた。これを受けて、町は地域計画の策定（令和七年三月）作業を進めた。

### 創生総合戦略

人口減少問題対策など町の創生を総合的に推進する「秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（第一期・平成二七〜令和元年度、第二期・令和二〜六年度）では、農業関係で以下の目標値（令和六年度）を設定し、その達成のために実施事業を掲げた。

- ▼農業従事者数 三五六人（八五割以上維持）（平成三〇年度 四一九人）
- ▼休耕地面積 現状維持（同なし）
- ▼六次産業化取組件数 五年間で新規一件
- ▼トマトジュース「あかずきんちゃん」製造量 二万五〇〇〇リットル以上（平成三〇年度 二万六五六五リットル）
- ▼農産物等を利用した商品開発 五年間で新規四件
- ▼農業・商工業後継者数 五年間で五人
- ▼新規創業者 五年間で二件

令和六年二月、令和四年度事業の検証では、六次産業化取組み件数及び新規創業者以外の目標を達成した。農産物のブランド化として、新たに「トマト大福」「ミドナソースレトルト」「トマトジュースあかずきんちゃん無塩」「ザ・プレミアムあかずきんちゃん」「真空パック無洗米ななつぼし」（三〇〇㌔）を開発し、イベントなどでPR・販売を行っている。

## 二 町の農業振興施策等

### 産業振興基金

平成二三年、農業振興基金について、対象事業に商工業振興を加え、産業振興基金に改正した。同年、営農安定化基金条例（平成一三年施行）を廃止し、同年度にはJA女性部の研修費補助金（三三万円）として運用した。平成二八年度に寄付金（ふるさと納税）四三四〇万二〇〇〇円、令和元年度に寄付金二二〇〇万円（各一〇〇万円）があり、令和五年度末の産業振興基金の残高は、一億一五〇〇万四三三四円となっている。

産業振興基金の運用状況は、図表3-1-3のとおりである。

図表 3-1-3 産業振興基金運用状況

年度	月日	摘要	収入金額	支払い金額	差引残高
平22	4月1日	繰越金	61,067,239		61,067,239
	5月25日	積立金(預金利子)	244,268		61,311,507
	5月25日	積立金(平21)	3,500,000		64,811,507
23	4月1日	繰越金	64,811,507		64,811,507
	5月25日	積立金(預金利子)	116,660		64,928,167
	5月25日	積立金(平22)	3,500,000		68,428,167
24	4月1日	繰越金	68,428,167		68,428,167
	5月25日	積立金(預金利子)	96,061		68,524,228
	5月25日	繰出金(一般会計へ)		330,000	68,194,228
※330,000円～JA女性部研修補助金に充当(平23会計)					
25	4月1日	繰越金	68,194,228		68,194,228
	5月25日	積立金(預金利子)	88,409		68,282,637
26	4月1日	繰越金	68,282,637		68,282,637
	5月26日	積立金(預金利子)	89,253		68,371,890
27	4月1日	繰越金	68,371,890		68,371,890
	5月26日	積立金(預金利子)	88,883		68,460,773
	5月26日	積立金(平26)	335,000		68,795,773
28	4月1日	繰越金	68,795,773		68,795,773
	5月26日	積立金(預金利子)	89,679		68,885,452
	5月26日	寄付金(ふるさと納税)	43,402,000		112,287,452
29	4月1日	繰越金	112,287,452		112,287,452
	5月26日	積立金(預金利子)	134,744		112,422,196
30	4月1日	繰越金	112,422,196		112,422,196
	5月26日	積立金(預金利子)	123,325		112,545,521
令元	4月1日	繰越金	112,545,521		112,545,521
	5月24日	積立金(預金利子)	123,460		112,668,981
	5月24日	寄付金(平30)	1,000,000		113,668,981
	5月24日	寄付金(令元)	1,000,000		114,668,981
2	4月1日	繰越金	114,668,981		114,668,981
	5月22日	積立金(預金利子)	102,919		114,771,900
3	4月1日	繰越金	114,771,900		114,771,900
	5月24日	積立金(預金利子)	80,780		114,852,680
4	4月1日	繰越金	114,852,680		114,852,680
	5月24日	積立金(預金利子)	80,396		114,933,076
5	4月1日	繰越金	114,933,076		114,933,076
	5月24日	積立金(預金利子)	71,258		115,004,334

※平成22年度は「農業振興基金」

## 農業経営の法人化

町は、平成二〇二〇年度から農業生産法人設立支援金（貸付金）により農業生産法人の設立を促進している。町の農業の持続的発展には農業生産法人の育成は重要な施策であり、遊休農地の防止や若年層の人口確保への効果が期待された。二〇二〇年度の二件（夢組合、米俱樂部）に続き、二一年度には、三戸の農業者が合同会社やおき（吉田光博代表）を設立、町は二〇〇万円を貸し付けた。

平成二八年施行の改正農地法により、六次産業化を進めるため、農地の所有が認められている法人の要件である農業生産法人の呼称が農地所有適格法人となった。以降も農家戸数の減少を見据え、経営面積の大規模化と効率的な経営のために法人化に向けた同法人設立支援事業（研修会等）を実施した。

農地所有適格法人設立支援貸付金は、町の農業者が農地所有適格法人（農業生産法人）を設立し、優良な農業経営が行えるよう、活動に必要な資金を無利子で貸し付けるものである。対象者は本町在住の三戸以上の農業者により法人を設立し、翌年度から二年以内に認定農業者になることを確約できる法人、貸付額は三・四戸の農業者による法人が二〇〇万円、五戸以上による法人が三〇〇万円、貸付金の償還は貸付を受けた翌年度から一〇年以内とした。

令和二年度からは、町内で農地の集積、経営の多角化、農業の六次産業化、作業委託などの発展的な農業経営などを目的に、農地所有適格法人を設立する農業者に対して、経営の初期段階に必要な資金（一〇〇万円）を交付する農地所有適格法人設立支援制度に改正された。令和五年度末の同法人数は一六件となっている。

## 新規就農・後継者対策

新規就農・後継者対策として、町独自に農業後継者の奨学、産業後継者の新規就業に対する支援、農業青年・女性の国内外研修参加費用の一部助成などの施策を講じている。平成二一年度、町は産業後継者新規就業支援金事業を創設した。町内で農業、商工業などを営む者の後継者（新規就業者）

がその自営業などに就業する場合、一人に二〇万円を交付するものであった。町の持続可能な維持・発展には、農業や商工業の後継者確保は欠かせないことから支援策を講じている。二七年度には、産業後継者新規就業支援金を産業後継者新規就業支援貸付事業（産業後継者新規就業支援事業）として拡充した（貸付額は一〇〇万円、二〇〇万円、令二～五〇万円）。同制度の支援金の受給者数は一九人（農業一八人、商業一人）、令和五年度までの支援金額は二〇五〇万円となっている。

農業後継者奨学金制度は、農業後継者就学支援事業として農業関連の高校・大学等の在学者に奨学金（月額一万円・三万円）を交付している。平成二一年以降、令和五年度までの同奨学金の受給者数は五人（短期大学五人）、支給した金額は二〇三万四〇〇〇円である。

婚活事業・秩父別町産業後継者育成推進協議会（平成四年設置）は、農村青年育成アドバイザーを置き、結婚実習生対応 婚活支援（婚活）のほか、農業体験実習生の募集、産業後継者激励会などの活動を実施している。婚活事業は札幌でも企画された。令和二年度には農村青年育成会議が同協議会に統合された。

町では、「婚活交流会」を、平成二三年度から二九年度まで計八回開催した。二四年度の二回目以降、札幌が会場となった。二三、二四年度には交流会（四回、深川市）に対して補助を行った。これらイベントを通じて四組が結婚に至った。三〇年度には「ちっぷ de 逢い交流会」（独身男女交流会）、令和元年度には「異業種交流会」がふれあいプラザで企画された。

婚活交流事業の実施状況は、図表3-1-4のとおりである。

図表 3-1-4 婚活交流事業の実施状況

年度	内容	日程	場 所	男 性 参加者	女 性 参加者	結果	実 績
平23	婚活交流会	9月10日～ 9月11日	秩父別町（PG・温泉・ローズガーデン他）	12	9		1組成婚
	交流会補助	11月19日	深川市（つば八）	2	2		1組成婚
	交流会補助	3月3日	深川市	3	3		
	交流会補助	3月17日	深川市	4	3		
24	婚活交流会①	9月1日～ 9月2日	秩父別町（PG・温泉・ローズガーデン他）	8	4		
	婚活交流会②	11月16日	札幌市（ポールスター札幌）	8	6		1組成婚
	交流会補助	3月30日	深川市	5	3		
25	婚活交流会	11月16日	札幌市（ノボテル札幌）	8	10	4組	
26	婚活交流会	2月21日	札幌市（ノボテル札幌）	9	8	4組	
27	婚活交流会	9月6日	札幌市（ラフィラ他）	8	12	2組	1組成婚
28	婚活交流会	2月18日	札幌市（プレミアホテル 旧ノボテル札幌）	8	8	2組	
29	婚活交流会	2月24日	札幌市（プレミアホテル 旧ノボテル札幌）	6	6	2組	
30	独身男女 交流会	7月26日	ふれあいプラザ	17	15		
令元	異業種交流会	8月23日	ふれあいプラザ	15	12		

資料：秩父別町

**施設園芸用ハウス補助事業** 平成三〇年度、町は施設園芸用ハウス補助事業を三か年の予定で始め施設園芸作物の振興を図った。園芸作物用ハウス施設が導入から約二〇年経過し老朽化が著しいことを踏まえ、施設園芸作物の生産継続と、新規就農者の新たな作物への生産意欲喚起のため、北いぶき農業協同組合とともに更新・新規導入に係る経費の一部を助成するものである。

補助はハウス更新費用の二割（ビニール代）、新規ハウス導入費用の四割（ビニール代）とした。補助の実績は、平成三〇年度が新規増棟一件一棟四七万七〇〇〇円・更新一件二棟一八万八〇〇〇円、令和元年度が新規増棟二件二棟五六万八〇〇〇円・更新一件二棟三八万七〇〇〇円、二年度が新規増棟二件四棟一一四万九〇〇〇円（いずれも農協同額補助）となっている。

#### 良品質米栽培事業補助金

町は、令和三年度から良品質米栽培事業補助金を開始した。幼穂形成期のケイ酸資材の施肥（追肥）費用の一部を北いぶき農業協同組合とともに助成し、農家負担の軽減と良品質米生産を促進することが目的である。同年度の町の事業費は一五〇万円。補助の実績は、令和三年度が九九万二〇〇〇円（三六件）、令和四年度が一三三万八〇〇〇円（三三件）、令和五年度が一五万三〇〇〇円となっている。

#### 農業経営持続化補助金

令和三・四年度、町は米主産地としての農業維持のために水稲種子の購入に要する経費の一部を助成した。コロナ禍の影響による全国的な米在庫量の増加に伴う米価の下落が町の稲作経営に影響を及ぼしていることを踏まえたもので、水稲面積一〇㍎当たり五〇〇〇円、または種子購入費の五〇㍎以内のいずれか低い額を補助した。補助の実績は、令和三年度が一〇四六万四〇〇〇円（二二二件）、令和四年度が

一〇二九万九〇〇〇円（一一八件）となっている。

**共同育苗施設機** 町は、共同育苗施設（平成八年建設）の老朽化に対応し、施設・機器を更新している。平成二六年度の更新・整備 年度に簡易ハウス三棟、二九年度に苗箱洗浄機、三〇年度に融雪用井戸の給水管をそれぞれ更新した。同施設（作業棟、ハウス棟等）は、高収益作物の導入による複合経営を目指し、コスト低減、人手不足解消を図ることを目的に設置され、指定管理者制度により、北いぶき農業協同組合が管理・運営、苗を生産者に供給している。

**米穀乾燥貯蔵施設** 平成二二年度、町は米穀乾燥貯蔵施設「いなほの鐘」（カントリーエレベーター）の老朽化に**の更新・増強** 伴い改修工事を行った。コンピュータ操作システムを改修し、仕分けタンクを増設したもので、工事費は九一六万五〇〇〇円。平成一二年度の操業以来、同乾燥調整施設により、高品質・良食味米への乾燥調整が行われ、効率的・安定的な農業経営の確立が図られてきた。市場ではより高品質で均一な製品供給が求められ、ニーズに応じた品質の調整が必須であった。

平成二二年度から、培土・くん炭の需要がなくなり、老朽化していた籾穀処理施設の稼働を休止した。

平成二八年度には機器の老朽化、受け入れ数量の増加に伴い、産地生産基盤パワーアップ事業により大規模改修を行った。乾燥機は全四機を更新、籾すり機は二機を更新・一機を増強、色彩選別機は二機を更新・一機を増強し、機能を強化、さらに荷受搬入、搬送ラインを二系統に増やした。事業費は三億七千七百六十六万円。

令和三年度には、同乾燥貯蔵施設に風雪害に強い構造の荷受所を新たに設けた。事業費は九千二百四十万円。同乾燥貯

蔵施設は北いぶき農業協同組合（指定管理者）により平成一八年から管理・運営されている。

### クリーン農業の推進

冷涼で温度の低い秩父別町を含む北空知地区は、稲の病気が発生しにくいことから農業を減らした安全なおいしい米づくりができる恵みの大地が広がっている。北いぶき農業協同組合では、畦畔けいはんにハーブを植え、稲をむしばみ斑点米の被害をもたらすカメムシの防除に取り組んでいる。農薬の使用量を大幅に減らした減農薬の環境保全型クリーン米の生産が推進されている。

また、組合員各戸が米、麦、野菜、花き、雑穀などの農産物を対象に、栽培履歴の記帳運動に取り組んでいる。記帳簿には、使用肥料の名称・施肥量、使用農薬名称・散布量などが記載され、データベース化も進められている。

### 新米普及マラソン大会

平成二四年一〇月八日、第一回秩父別産新米普及マラソン大会がローズガーデンちっぷべつを発着点に開催された。参加者の健康増進、親睦を図るとともに、町産「ゆめびりか」の新米を広く周知することを目的に、同マラソン大会実行委員会（町、農協、土地改良区、農業委、町教委）が主催した。一〇キ、三ロ、一キ（親子ペア）の三部に町内外から六三四人が出場し、上位入賞者には町産ゆめびりかの新米をはじめ、トマトジュース、ブロッコリーパスタなどを賞品として贈った。表彰式のあとには町の特産品や航空券が当たる抽選会を企画した。

平成三〇年の第七回大会は台風の接近、令和二年の第九回及び三年の第一〇回大会はコロナ禍により、それぞれ中止された。

令和四年の第一一回大会（六一九人出走）は、三年ぶりに開催され、新たにハーフマラソンの部を設けたほか、国

道をはじめ、町内を巡るコースへ変更した。また、ゲストランナーにバルセロナ五輪・アトランタ五輪女子マラソンの銀・銅メダリストの有森裕子を招いた。五年の第二回大会（六三〇人出走）では、種目の五<sup>キ</sup>を三<sup>キ</sup>に変更するとともに、コースを町民の生活に支障が出ないよう変更した。

農業気象観測装置 秩父別町独自の農業気象観測装置（平成元年設置）は、平成二一年度に機器を更新しないこと  
機器更新終了 を決定した（気象庁検定有効期限を終了）。以降、参考値として取り扱い、外部非公表とした。  
令和四年一〇月には、気象庁が本町五条一丁目に研究用の気象観測所（アメダス）を設置し、観測データ（降水量・気温・風向・風速・相対湿度・積雪の深さ、日照時間）の提供を始めた。

### 三 各種補助事業による機械等の整備

#### 経営体育成支援事業

地域の担い手の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援する経営体育成支援事業により、町では平成二〇・二一・二四・二五・二六・二七・令和五年度に国の補助金を活用し農業用機械が整備された。七か年の対象経営体戸数は九八戸、事業費は六億二二五万円（補助金一億七四五万円）。二一年度には、四五戸に対して事業費二億六七九三万円（補助金七七四九万円）で田植機、コンバイン、播種機、乾燥機、サイバーハローなどを整備した。

大豆・麦生産体制 平成二五年度、共同利用の機械リース導入を助成する大豆・麦生産体制緊急整備事業により、緊急整備事業 町内三団体にコンバイン、アップカットロータリー、乾燥機、自走式ハイクリブーム、無人ヘリコプターなどを整備した。事業実施主体は農業再生協議会、事業費は五〇〇五万円（補助金二三八三万円）。

稲作農業体質強化 平成二六年度、同年産の米価の下落を受け、コスト低減技術導入に助成する稲作農業体質強化緊急対策事業 緊急対策事業が採択された。申請は一三二戸、対象は新品種導入による作期分散、土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、直播栽培などで、補助金は三九七六万円。

担い手確保経営 先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援強化支援事業 する担い手確保・経営強化支援事業により、平成二八・三〇・三一年度に田植機、高速側条施肥直播機、無人ヘリコプター、トラクター、コンバイン、乾燥機、ドローン、肥料散布機などを整備した。総事業費は一億七五三万円（補助金五二二五万円）。

#### 四 日本型直接支払制度

中山間地域等 中山間地域等直接支払制度（平成一二年～）は、集落等を単位に締結した協定により農業生産生活直接支払交付金 動等を行う場合に面積に応じて一定額の交付金を交付するもので、第三期対策（平成二二～二六年度）、第四期対策（平成二七～令和元年度）を経て、令和二年度から第五期対策が始まった。令和五年度の対象面

積は三三万三七一四平方メートル、交付額は二九五六一九五七円（国が二分の一負担、道・町が各四分の一負担）。交付対象集落は東農業共同作業組合（一〇人）、東方営農組合（二〇人）、協栄組合（三〇人）、日の出共同作業組合（一六人）で、耕作放棄地発生・農地法面崩壊の防止活動、水路・農道の維持管理、多面的機能を増進する活動などに共同で取り組んでいる。

**多面的機能** 平成二四年度、農地・水保全管理支払交付金（旧農地・水・環境保全向上対策、平成二三年）、**支払交付金**（同活動支援、営農活動支援）に係る町内四つの受け皿組織（東南・穂栄・北新・南西）が「秩父別町活動組織」に統合された。同交付金は地域共同による農地・農業用水等の保全活動、農業用排水施設の長寿命化を図る地域活動を支援するものである。平成二六年に農地・水保全管理支払事業から多面的機能支払交付金（農地維持支払・資源向上支払）に移行し、令和四年度から大雨の際、雨を田に一時的に貯めて洪水被害を軽減する「田んぼダム」の活動が加算された。これにより地域防災力の向上が図られている。五年度の農地維持支払（農地維持保全活動支援）の対象面積は二九万八二七五アール、交付金は六五五万四七四〇円（国が二分の一負担、道・町が各四分の一負担）、資源向上支払（農地、農道等の質的向上支援）の対象面積は同じ、交付額は四七〇〇万四六三六円（同）であった。

## 五 土地改良事業

### 道 営

平成二四年度の道営かんがい排水事業秩父別三幹地区（平成二〇年～）に続き、道営経営体育成基盤整備事業（第三次土地改良事業、平成一〇年～）が二六年度に完了した。同事業は、平成八年度の秩父別地区広域農業基盤緊急整備促進計画で樹立され、一〇年から中央地区を皮切りに一三地区で実施された。一七・一八億五〇〇万円が投入され、水田の大型化、暗渠排水の再整備、用水路のパイプライン化が図られ、農地の汎用化、大型機械による農業がより展開できるようになった。

これら土地改良事業には、道と町が受益者負担を軽減する道の独自施策「パワーアップ事業」が導入された。平成二二年度から第四期パワーアップ事業として、食料供給基盤強化特別対策事業（～二七年度）、二八年度から第五期パワーアップ事業として農業競争力基盤強化特別対策事業（～三〇年度）により整備が促進された。二六年度から道営農地整備事業として第四次土地改良事業が区画整理、暗渠排水、用水路の改修などを目的に始まった。

### 国 営

国営総合農地防災事業雨竜川下流地区は、平成二九年度に事業に着手し、令和二年度に新しい頭首工の工事（移設改修）に着工した。現・八丁目頭首工（昭和三九～四〇年度建設）は機能低下による転倒・倒壊による農作物、農地等への災害が心配されていた。同事業は、施設機能の回復と災害の未然防止を図ることを目的に、頭首工本体工事のほか、機械設備製作・据付工事、取水樋門建設工事が行われ、六年度に完成した。

平成三〇年度、町は国営神童第二期地区土地改良事業推進期成会に加盟し、以降、要請活動を実施している。地区

内の農業用水は、国営北空知土地改良事業（昭和五二～平成一七年度）により造成された施設により排水されているが、施設の耐用年数が超過し故障時の早急な対応が困難なことから取水管理に懸念が生じており、施設改修などが計画された。

## 第四節 稲 作

### 一 北海道と秩父別町の米づくり

国による米の生産数量目標配分廃止を受けて、平成三〇年産以降、道産米の安定供給を図るため、北海道・地域の「農業再生協議会」が主体となり独自の「生産の目安」を設けるなど、需給に応じた生産を推進している。令和二年の北海道の水稲作付農家数（主業経営体）は七三四七戸で、二〇年間で一万二七七一戸減少している。五年の北海道の水稲作付面積規模別経営体は一〇畝以上が三八・八割、五～一〇畝が二九・四割となっている。同年の水稲（子実用）作付面積は九万三三〇〇畝（うち主食用米八万二二〇〇畝）、近年の生産量は五〇万ト台で推移し、いずれも新潟県に次いで全国で二位となっている。作付面積では、主食用米が減少、非主食米が増えている。作付品種はななつぼしと、ゆめぴりかを中心に構成されている。

平成二二年産「ななつぼし」（一般流通・平成一五年～）が北海道米では初めて、日本穀物検定協会の食味ランキングで最高ランク「特A」の評価を得た。作付面積が少ないため参考扱いとして、「ゆめぴりか」（一般流通・平成二二年～）も「特A相当」と評価された。この二品種は以降連続して「特A」の評価を獲得しており、北海道米は全国

的にも高い評価を受けている。

「北海道米食率向上戦略会議」（平成一七年）、農業・流通団体などで構成）が北海道米の道内食率を米主産県並みの八〇割以上とすることを目標に、「米チェン」に取り組み、一般家庭向けへのPR、業務用での利用を推進し、平成二三米穀年度に八二割、二五年米穀年度には九一割に達した。さらに三〇年には同戦略会議は「北海道米応援サポート」登録制度を創設し、北海道米の食率向上や消費拡大を推進した。令和三年産の米価は、人口減少に伴う全国的な需要減に加え、長期化するコロナ禍の影響により下落基調となった。

### 秩父別町

平成二二年以来、主食用米の需要量がほぼ一貫して減少を続け、コロナ禍においてはさらなる需要減、米価下落に加え、肥料や資材の価格が高騰し生産コストが上昇する厳しい状況下、町は米の需給動向を注視しながら、関係機関・団体と連携を密に、農家の経営安定に向けた施策に取り組み、水稻を基軸とした地域農業の維持・発展に努めた。

秩父別町は平成四年に「日本の米づくり百選」に選出された米の名産地であり、道内有数の経営規模の大きな良質米生産地として評価され、主に「ななつぼし」「ゆめぴりか」「きらら397」を生産しているほか、昭和四四年以来、北海道が指定する「水稻種子生産の指定産地」（七か所）として良質な種子を生産し道内へ供給を続けている。

北いぶき農業協同組合指定の地域ブランド米「いなほの鐘」は秩父別町産米を米穀乾燥調整貯蔵施設で製品化したものである。貯留ビンの累積攪拌乾燥方式で仕上げ、粃のまま超冷気導入方式サイロで超低温冷却・休眠状態にし、出荷時に粃摺り調整することから品質が損なわれずに、白さが長持ちし、冷めてもおいしい米と評価されている。平成二〇年代以降も、町、北いぶき農業協同組合などによる秩父別産米、北いぶきブランド米のPR活動が首都圏のスー

パーマーケットやショッピングセンターで、ゆめぴりか、ななつぼしの試食を交えて行われている。本町の原田章弘が、北海道米の新たなブランド形成協議会による「ゆめぴりか」良質米生産出荷表彰（平成二七年）で初回以降五年連続優秀表彰を受けた。同表彰の基準はタンパク値六・八以下で、ホクレン出荷率が全道平均を上回ることである。五年連続の優秀表彰は約六〇〇〇の生産者のうち約四〇人、北いぶき農業協同組合管内で二人であった。同表彰はゆめぴりか作付生産者の意識、認定マークの認知向上を図ることを目的に実施されている。

### 農業再生協議会

平成二三年の農業者戸別所得補償制度（現経営所得安定対策等）の開始にあたり、米だけでなく、麦、大豆などの畑作物も含めた生産数量目標の検討、生産振興が必要となることから、水田農業協議会と担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会を統合して、平成二四年四月に秩父別町農業再生協議会を発足した。同制度の推進や農地の利用集積、耕作放棄地の解消、担い手の育成・確保などを相互連携して取り組むことを目的としている。会員は、町、北いぶき農業協同組合、秩父別土地改良区、町議会、町農業委員会などの代表者一〇人で構成され、幹事会（六人）、オブザーバー（三人）を設けている。なお、同協会の発足により秩父別町農業担い手育成総合支援協議会（会長 神薮武町長）は、補助事業などの権利・義務を承継し平成二四年四月に解散した。

農業者戸別所得補償制度は、平成二五年度に「経営所得安定対策」と名称変更され、二六年度からは、産地交付金



秩父別町産ななつぼし・ゆめぴりか

による支援の要件が「水田フル活用ビジョン」（令和三年）、水田収益力強化ビジョン）の策定となっている。

### 水田収益力強化ビジョン

秩父別町農業再生協議会は、「水田収益力強化ビジョン」を作成し、特色のある魅力的な農産物の産地づくりに向けた水田活用の取組方針を示している。同ビジョンに基づく取り組みに対して経営所得安定対策の産地交付金の支援が行われている。

水田収益力強化ビジョンでは、①地域の作物作付の現状、地域が抱える課題、②高収益作物の導入や転作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標、③畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標、④作物ごとの取組方針等、⑤作物ごとの作付予定面積、⑥課題解決に向けた取り組み及び目標、⑦産地交付金の活用方法の明細を示している。

令和三年度の同ビジョンでは、主食用米の需要が減少する中、加工用米、新規需要米（飼料用米）への取り組み、排水対策や融雪促進、高収益作物の導入に当たり、需要が増加している野菜の安定生産やニーズに対応した多様な品目の作付け、産地ブランド力の向上、地域に適応した品種の普及などを通じた特色ある産地づくりや収益力の向上等を掲げた。

水田（約二六四〇㌔）生産の維持・拡大を図るとした上で、主食用米は売れる米作りの徹底により米の主産地としての地位確保、加工用米は需要量と生産面積拡大を図るとした（取組拡大助成）。麦、大豆、飼料作物、そばは暗渠施工を取り入れ、品質向上と収穫量増加（生産性向上助成）を目指し、高収益作物（園芸作物等）のブロッコリー、加工用トマト、花き、ミニトマト、メロン、きゅうりは振興品目として維持・拡大するとした（地域振興作物助成）。

## 二 作付けと収量

### 推 移

平成二二年度以降の町の水稲の作付面積は、二二〇〇<sup>〇</sup>前後で推移し、令和元年に最大の二二六〇<sup>〇</sup>となり、令和四・五年は二〇四〇<sup>〇</sup>と減少している。

米の作柄は、平成二二・二三年の不作、二三年から二九年まで連続した豊作、三〇年の不作を経て、令和時代に五、豊作が続いている。平成二二年度以降、令和五年までの水稲の10a当たりの収量は、最多が令和三年の六五一<sup>キ</sup>（作況指数一〇八、収穫量一万三四〇〇<sup>ト</sup>）、最少が平成二一年の五〇〇<sup>キ</sup>（同九一、同一万六〇〇<sup>ト</sup>）となっている。

水稲作付面積と総収量の推移は、図表3-1-5のとおりである。

図表 3-1-5 水稲作付面積と総収量の推移

年次	水 稲				
	作付面積	作況指数	基準単収	10a 当たり収量	収穫量
	ha		kg/10a	kg/10a	t
平21	2,120	91		500	10,600
22	2,130	94	566.6	527	11,200
23	2,100	102	566.3	585	12,300
24	2,090	107	566.3	595	12,400
25	2,120	104	566.3	599	12,700
26	2,120	107	566.3	616	13,000
27	2,090	103	568.5	594	12,400
28	2,090	102	570.9	591	12,400
29	2,100	103	573.1	602	12,600
30	2,130	90	579.0	527	11,200
令元	2,160	105	588.0	607	13,100
2	2,150	107	588.0	630	13,500
3	2,060	108	589.0	651	13,400
4	2,040	106	590.0	630	12,800
5	2,040	102	600.0	625	12,700

三 産米改良

米の品種と出荷 平成の前  
半、秩父別

町の水稻作付けのトップ品種だった「きらら397」は、平成二二年度以降、二位となった。きらら397に代わりトップとなった「ななつぼし」は、二七年度には一〇〇〇畝を超え、水稻作付けの五割を占めた。同年度二・三位が入れ替わり、ゆめぴりか（四七八畝）・きらら397（四五九畝）の順となった。ゆめぴりかは二一年度から北いぶき農業協同組合管内三町での栽培が本格化した。

図表 3-1-6 水稻品種別作付状況

(単位：ha, %)

年度 作物	平21		22		23		24	
	面積	構成	面積	構成	面積	構成	面積	構成
ななつぼし	885	41.9	934	44.1	782	37.3	935	44.0
きらら397	966	45.8	888	41.9	899	42.9	751	35.3
ゆめぴりか	94	4.5	107	5.0	289	13.8	280	13.2
ほしのゆめ	24	1.1	18	0.8	10	0.5	37	1.7
おぼろづき	91	4.3	108	5.1	64	3.0	63	3.0
うるち他	50	2.4	65	3.1	51	2.4	61	2.9
もち	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,110	100.0	2,120	100.0	2,094	100.0	2,127	100.0

年度 作物	25		26		27		28	
	面積	構成	面積	構成	面積	構成	面積	構成
ななつぼし	949	44.9	998	46.2	1,046	50.0	1,257	58.4
きらら397	724	34.2	688	31.9	459	21.9	346	16.1
ゆめぴりか	358	16.9	322	14.9	478	22.8	459	21.3
ほしのゆめ	9	0.4	10	0.5	5	0.2	15	0.7
おぼろづき	48	2.3	48	2.2	22	1.1	14	0.7
うるち他	26	1.2	93	4.3	84	4.0	60	2.8
もち	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,114	100.0	2,159	100.0	2,094	100.0	2,151	100.0

秩父別町での同年度の作付面積は九四〇であった。令和五年度も作付上位三品種の順位は変わらず、①ななつぼし一六四〇、②ゆめぴりか五八二〇、③きらら397一六四〇となっている。  
 水稻品種別作付状況、米の出荷状況は、図表3-1-6、3-1-7のとおりである。

(単位：ha, %)

年度 作物	29		30		令和		2	
	面積	構成	面積	構成	面積	構成	面積	構成
ななつぼし	1,224	56.9	1,139	52.4	1,120	53.0	1,059	48.5
きらら397	333	15.5	394	18.1	419	19.8	444	20.3
ゆめぴりか	546	25.4	482	22.2	482	22.8	501	22.9
ほしのゆめ	0	0.0	9	0.4	9	0.4	0	0.0
おぼろづき	10	0.5	13	0.6	17	0.8	14	0.7
うるち他	39	1.8	137	6.3	68	3.2	165	7.6
もち	—	—	—	—	—	—	1	0.0
合 計	2,152	100.0	2,174	100.0	2,115	100.0	2,184	100.0

年度 作物	3		4		5	
	面積	構成	面積	構成	面積	構成
ななつぼし	1,097	49.9	1,154	53.4	1,164	54.4
きらら397	408	18.6	237	11.0	164	7.7
ゆめぴりか	523	23.8	560	25.9	582	27.2
ほしのゆめ	0	0.0	0	0.0	0	0.0
おぼろづき	27	1.2	6	0.3	5	0.2
うるち他	142	6.4	187	8.6	173	8.1
もち	1	0.0	17	0.8	52	2.4
合 計	2,197	100.0	2,161	100.0	2,139	100.0

図表 3-1-7 米の出荷状況

(単位：俵)

年度	出荷数量合計	1等米出荷量	1等米比率
平21	132,295	132,295	100.0
22	150,670	150,670	100.0
23	181,227	181,227	100.0
24	186,686	186,686	100.0
25	181,204	181,204	100.0
26	184,660	184,323	99.8
27	188,686	188,686	100.0
28	171,307	171,307	100.0
29	187,367	187,367	100.0
30	161,487	159,095	98.5
令元	180,160	177,915	98.8
2	214,383	194,746	90.8
3	220,095	200,371	91.0
4	202,628	180,760	89.2
5	176,405	158,559	89.9

※出荷数量合計、1等米出荷量は、JA 扱いのみ記載。

平成29年度は、表とは別に非主食用米2,771俵あり

平成30年度は、表とは別に非主食用米1,683俵あり

令和元年度は、表とは別に非主食用米6,167俵あり

令和2年度は、表とは別に非主食用米0俵あり

令和3年度は、表とは別に非主食用米0俵あり

令和4年度は、表とは別に非主食用米0俵あり

令和5年度は、表とは別に非主食用米0俵あり

※非主食用米とは、政府米・政府備蓄米・加工米・集荷円滑化・米粉等をいう。

出典：JA 資料

転作 町の全耕地面積に占める主食用米面積の割合は約七九割で、転作作物は小麦、大豆、そばをはじめ、加工用米、新規需要米（飼料用米）の面積が多い（令和四年度秩父別町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン）。

平成二二年以降、令和五年までの町における転作実施面積は五〇〇〇〜七〇〇〇畝台で、目標面積を達成し、転作率（転作調整率）は二〇割前半〜三〇割で推移している。転作作物の割合を見ると、小麦は三〇割前後〜三七割で増減、

そばは二〇割台から減少し八割台に減り、大豆は一六割台から減少し二割台に減った。二三年度に非主食用米が転作作物に加わり、二七・二八年度には二五割を占め、令和四年には三九割を占めた。

転作実施状況、転作作付状況は、図表3-1-8、3-1-9のとおりである。

図表 3-1-8 転作実施状況

(面積：ha)

年度	水田本地面積	目標面積	実施面積	転作率 (%)	達成率 (%)
平27	2,648	637.3	668	25.2	100.0
28	2,647	658.6	665	25.1	100.0
29	2,640	580.0	580	22.0	100.0
30	2,693	539.5	547	20.3	100.0
令元	2,639	554.9	562	21.3	100.0
2	2,639	516.7	559	21.2	100.0
3	2,642	512.1	645	24.4	100.0
4	2,642	757.4	794	30.0	100.0
5	2,641	774.9	776	29.4	100.0

資料：秩父別町

図表 3-1-9 転作作付状況

(単位：ha, %)

年度 作物	平21		22		23		24	
	面積	構成	面積	構成	面積	構成	面積	構成
ブロッコリー	53.2	9.9	46.3	8.7	42.9	7.4	35.7	6.4
秋小麦	196.4	36.4	189.2	35.6	215.5	37.2	186.7	33.5
てん菜	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	119.9	22.2	125.2	23.6	142.1	24.6	144.7	25.9
メロン	0.6	0.1	0.6	0.1	0.6	0.1	0.6	0.1
小豆	3.7	0.7	1.9	0.3	2.3	0.4	1.3	0.2
牧草	5.3	1.0	5.3	1.0	5.3	0.9	5.3	0.9
花き	12.1	2.2	11.1	2.1	9.1	1.6	8.9	1.6
大豆(白)	91.4	16.9	85.0	16.0	77.1	13.3	76.8	13.8
その他作物	56.8	10.5	66.2	12.5	60.6	10.5	66.1	11.9
非主食用米	0.0	0.0	0.0	0.0	23.1	4.0	31.4	5.6
うち加工用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	0.5
うち備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	21.9	3.8	23.4	4.2
うちWCS	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.2	1.1	0.2
うち飼料用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.8
合計	539.4	100.0	530.7	100.0	578.7	100.0	557.4	100.0

(単位：ha, %)

年度 作物	25		26		27	
	面積	構成	面積	構成	面積	構成
ブロッコリー	32.4	5.8	35.1	5.5	36.9	5.5
秋小麦	183.7	33.0	187.2	29.4	201.9	30.2
てん菜	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	131.3	23.6	111.2	17.5	102.0	15.3
メロン	0.6	0.1	0.6	0.1	0.4	0.1
小豆	2.2	0.4	0.8	0.1	0.5	0.1
牧草	5.3	0.9	5.3	0.8	1.4	0.2
花き	9.3	1.7	8.2	1.3	5.6	0.8
大豆（白）	61.0	10.9	69.3	10.9	78.0	11.7
その他作物	68.3	12.3	69.5	10.9	71.0	10.6
非主食用米	63.3	11.4	148.6	23.4	170.1	25.5
うち加工用米	33.6	6.0	96.1	15.1	70.7	10.6
うち米粉用米	8.1	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0
うち備蓄米	16.5	3.0	44.9	7.1	84.2	12.6
うち WCS	1.1	0.2	1.1	0.2	1.1	0.2
うち飼料用米	4.0	0.7	6.5	1.0	14.1	2.1
合計	557.3	100.0	635.7	100.0	667.8	100.0

(単位：ha, %)

年度 作物	28		29		30		令元	
	面積	構成	面積	構成	面積	構成	面積	構成
ブロッコリー	30.7	4.6	28.7	4.9	26.3	4.8	21.9	3.9
秋小麦	203.3	30.6	210.8	36.1	198.9	36.4	199.6	35.5
てん菜	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0
そば	114.0	17.1	106.7	18.3	109.9	20.1	91.6	16.3
メロン	0.4	0.1	0.4	0.1	0.4	0.1	0.4	0.1
小豆	0.4	0.1	1.1	0.2	1.2	0.2	2.4	0.4
牧草	1.4	0.2	1.4	0.2	1.4	0.3	1.4	0.2
花き	5.7	0.9	5.9	1.0	6.6	1.2	6.8	1.2
大豆(白)	70.2	10.6	60.4	10.4	47.2	8.6	40.9	7.3
その他作物	71.3	10.7	75.5	12.9	75.0	13.7	74.9	13.3
非主食用米	167.7	25.2	92.5	15.9	80.1	14.6	123.1	21.9
うち加工用米	142.7	21.5	69.3	11.9	67.8	12.4	114.0	20.2
うち米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うちWCS	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち飼料用米	25.0	3.8	23.2	4.0	12.3	2.2	9.1	1.6
うちSGS	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	665.1	100.0	583.4	100.0	547.0	100.0	563.0	100.0

(単位：ha, %)

年度 作物	2		3		4		5	
	面積	構成	面積	構成	面積	構成	面積	構成
ブロッコリー	22.1	4.0	20.6	3.2	27.4	3.5	22.8	2.9
秋小麦	192.0	34.4	207.8	32.2	237.8	30.0	272.4	35.1
てん菜		0.0		0.0		0.0		0.0
そば	110.4	19.8	85.4	13.2	68.7	8.7	62.1	8.0
メロン	0.4	0.1	0.4	0.1	0.4	0.0	0.4	0.0
小豆	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.4	0.1
牧草	1.4	0.2	1.4	0.2	1.4	0.2	1.4	0.2
花き	5.6	1.0	5.8	0.9	6.4	0.8	5.8	0.7
大豆(白)	28.5	5.1	24.9	3.8	26.7	3.4	21.9	2.8
その他作物	94.0	16.8	100.2	15.5	113.0	14.2	115.4	14.9
非主食用米	104.2	18.7	199.1	30.8	312.0	39.3	273.5	35.2
うち加工用米	58.0	10.4	51.0	7.9	51.0	6.4	55.7	7.2
うち米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち備蓄米	37.2	6.7	41.5	6.4	165.0	20.8	144.6	18.6
うち WCS	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	0.5	6.0	0.8
うち飼料用米	9.1	1.6	106.6	16.5	89.0	11.2	63.8	8.2
うち SGS	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
うち開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	3.5	0.4	3.4	0.4
合計	558.6	100.0	645.5	100.0	793.8	100.0	776.1	100.0

※おもちゃかぼちゃは、その他作物から花きに含める。

※平成27年度から、施設園芸に係る施設外の面積(管理用地等)はその他作物に含める。

麦の農産物検査

平成二十一年以降の麦の農産物検査における低

品位の割合は、二九年、三〇年、令和二年の二〇割台前半、二一、二三年、二四年の一〇割台を除き、一桁となっており、令和三年以降は、七・八割台となっている。秋まき小麦の基幹品種として「ホクシン」から「きたほなみ」に切り替わり、「ゆめちから」の栽培も始まった。麦の農産物検査は、図表3-1-10のとおりである。

図表3-1-10 麦の農産物検査

年	品種	総生産量 (俵)	収量 (俵)			低品位割合 (%)
			1等	2等	規格外	
平21	ホクシン	11,817	9,982.5		1,834.8	15.53
22	ホクシン	9,097	6,119.4		2,977.4	32.73
23	きたほなみ	16,673	13,619.1		2,744.0	16.46
24	きたほなみ	12,636	11,140.6		1,424.0	11.27
25	きたほなみ	11,939	10,899.1		985.4	8.25
26	きたほなみ	12,466	11,427.0		1,023.0	8.21
27	きたほなみ	17,770	16,646.8		1,099.2	6.19
28	きたほなみ	17,335	16,052.6		1,240.2	7.15
29	きたほなみ	28,311	22,154.2		6,038.1	21.33
30	きたほなみ	12,797	9,550.8		3,177.8	24.83
令元	きたほなみ	15,026	13,465.1		1,480.3	9.85
2	きたほなみ	15,009	11,569.8		3,388.1	22.57
3	きたほなみ	15,594	14,288.2		1,237.8	7.94
	ゆめちから	1,237	1,237.0		0.0	0.00
		16,831	15,525		1,238	7.35
4	きたほなみ	19,006	17,319.60		1,619.3	8.52
	ゆめちから	1,257	1,257.4		0.0	0.00
		20,263	18,577		1,619	7.99
5	きたほなみ	21,657	19,705.7		1,876.2	8.66
	ゆめちから	1,609	1,609.5		0.0	0.00
		23,266	21,315		1,876	8.06

## 第五節 畑作と果樹

### 一 畑 作

#### 作付面積と収量

平成二二年以降、令和五年度までの水稻以外の主要作物では、小麦は二〇〇鈴前後から二七年以降は二〇〇鈴台で推移し、令和五年には最大の三一九鈴と最少が二二年の二五三ト（同五〇一ト）であった。

大豆の作付けは平成二二年の九六鈴をピークに減少し、令和五年には最小の四三鈴となった。一〇<sup>ル</sup>ア当たりの収量は、最多が二四年の二六五<sup>ロ</sup>（収穫量二二三ト）、最少が三〇年・令和三年の一九〇<sup>キ</sup>（同九七<sup>ト</sup>・八九<sup>ト</sup>）。

平成二二年以降のそばの作付面積は、二〇〇鈴台が続き、平成三〇年から令和三年まで三〇〇鈴台、令和四・五年に二〇〇鈴台に戻った。一〇<sup>ル</sup>ア当たりの収量は、最多が平成二四年の八六<sup>キ</sup>（収穫量二四九<sup>ト</sup>）、最少が令和五年の三〇<sup>キ</sup>（同七六<sup>ト</sup>）となっている。

水稻以外の主要作物作付面積と総収量の推移は、図表3-1-11のとおりである。



そば畑の写真

図表 3-1-11 水稻以外の主要作物作付面積と総収量の推移

年次	小麦				大豆				そば			
	作付面積	基準単収	10a当たり収量	収穫量	作付面積	基準単収	10a当たり収量	収穫量	作付面積	基準単収	10a当たり収量	収穫量
	ha	kg/10a	kg/10a	t	ha	kg/10a	kg/10a	t	ha	kg/10a	kg/10a	t
平21	198		253	501	96		228	219				
22	199		293	583	94		238	224	218		58	126
23	221		374	826	88		206	181	249		73	182
24	190		353	671	84		265	223	288		86	249
25	193		341	659	63		244	154	288		52	150
26	192		358	688	70		239	167	266		56	150
27	207	368	486	1,010	79	243	223	176	268	67	63	170
28	216	368	448	968	74	243	205	152	275	67	61	167
29	218	344	306	668	64	234	213	136	274	63	76	209
30	208	344	277	577	51	234	190	97	320	63	43	139
令元	209	344	389	813	51	234	216	110	300	63	56	167
2	216	361	334	722	47	225	243	114	326	62	69	226
3	232	361	434	1,010	47	225	190	89	306	62	33	101
4	261	361	448	1,170	51	225	238	121	283	62	81	228
5	319	386	419	1,340	43	209	242	104	257	58	30	76

※データ参照元は農林水産省統計情報  
 ※小麦・大豆・そばは田畑合算値

資料：秩父別町

二 野 菜

栽培農家の減少

町では、青果蔬菜として、ブロッコリー、加工

工用トマト、ミニトマト、メロンなどが栽培されている。令和五年度の青果蔬菜農家はブロッコリー一四戸、加工用トマト八戸など合わせて二四戸、栽培面積は二六八〇<sup>㍊</sup>、販売額は四六四五万円となっている。平成二一年度と比べて六三戸、二五五二<sup>㍊</sup>、一億四七二万円それぞれ減っている。

ブロッコリー 町は、特産品としてブロッコリー栽培の定着を栽培への支援 ロックリー栽培の定着を図っているが、作付面積・戸数ともに減少傾向にあるため、北いぶき農業協同組合と連携した栽培技術の向上などに取り組み、

作付意欲の向上、収穫量の確保に努めている。令和元年度にはブロッコリー作付奨励助成事業として栽培経費（苗代）の一部助成を始めた。

令和五年、ブロッコリーは、夏場の異常気象の影響を受け、収量が大幅に減少し、次年度以降の作付けの継続が懸念された。この事態を踏まえ、町は六年度予算に新たにブロッコリーの作付推進助成金（三六四万円）を盛り込んだ。肥料代として一〇割当たり一万六〇〇〇円を助成し、作付面積の維持・拡大を目指すものである。

#### 生産実績

ブロッコリーの作付面積／出荷数は、平成二二年度四二畝／一八八・八ト、二四年度三二畝／一八四・九ト、二六年度三三・四畝／一八二・八ト、二八年度三二・六畝／一四五・九ト、三〇年度二六畝／一二六・四ト、令和二年度二四畝／九九・一ト、四年度二七・四畝／一二七・一トと推移し、四〇・三〇畝台から二〇畝台に減っている。

加工用トマトの作付面積／出荷数は、平成二二年度二・一畝／七〇・二ト、二四年度〇・七畝／七三ト、二六年度〇・六畝／五四・七ト、二八年度〇・五畝／四七・一ト、三〇年度〇・四畝／三四・三ト、令和二年度〇・四畝／四七・六ト、四年度〇・四畝／四七・三トと推移し、〇・四ト〇・五畝を維持している。



ブロッコリー収穫体験

## 三 花 き

## 栽培の推移

生育に適した冷涼な気候の中、町では、園芸作物の花きやおもちゃかぼちゃなどが栽培されている。特産品として定着してきた花きの平成二二年度以降の栽培農家・作付面積は、二十数戸から三十数戸・二〇〇〇六〇〇<sup>㌥</sup>台で推移、令和五年度は三〇戸・二五九<sup>㌥</sup>となっている。栽培面積は令和三年以降、二〇〇<sup>㌥</sup>台に減少した。こうした中、シネンシス、スターチス・シヌアータ、ダリア、てまり草、観賞用かぼちゃなどは「北育ち元氣村花き広域集出荷施設」（深川市）に集荷、全国の主要花市場へ出荷されている。年間の販売額は八〇〇〇万円、一億円程度となっている。

## 第六節 畜 産

## 家畜飼養農家消滅

サフォークめん羊は、町畜産の特産品であったが、平成一六年度で農家での飼養から姿を消した。同年度、畜産振興組合は解散した。現在、羊文化を継承する観光体験牧場で観賞用の羊が飼養されている。二二年度末の家畜の飼養状況は肉牛一戸八頭（うち繁殖用雌牛四頭）であった。肉牛の飼養は二六年度が最後となり、二七年度以降、家畜飼養農家はいない。

## 第七節 六次産業化

### 農産物加工の促進

町は、関係機関と連携しながら、六次産業化の取り組みとして、トマトジュース「あかずきんちゃん」の製造・販売の維持、トマトやブロッコリー、米などを活用した加工品づくりを推進している。

あかずきんちゃんは、町の特産品の一つとして定着している。現在の(株)秩父別振興公社によるトマトジュースは、平成八年に秩父別農協から引き継ぎ、製造・販売が開始された。一五年に製造量のピーク（契約栽培者四六人、作付本数四万五〇〇〇本、原料生産一六万七〇〇〇キ、一三万三五〇〇リツ）を経たのち、栽培農家（作付面積）の減少により、原料の確保が課題となっている。

原料不足による生産量の減少を踏まえ、平成二四年から庭先集荷を始め作業の軽減を図った。二五年はトマトの苗に助成（加工用トマト作付奨励助成金制度）し生産拡大を図った。二六年には栽培農家の維持・拡大を目的に同助成金制度を拡充し、露地トマトの栽培も対象とした。栽培技術・生産出来高の向上に向けた講習会や先進地視察も実施している。

トマトジュースは多くの市町村で製造されていることから差別化が難しく、原料確保に多額の費用を投じることは困難であった。こうした状況の中、町は



トマトジュース「プレミアムあかずきんちゃん」

製造・販売の維持に向けて、栽培者やトマトジュース製造業務の委託先である(株)秩父別振興公社など関係機関と協議を重ね、対策を検討してきた。その結果、同公社は、平成二一年に原料買取価格を引き上げて作付けを促す措置を講じ、さらに、二七年からはトマトの試験栽培などに取り組んでいる。トマトジュースの製造は、農産物加工センター「くるり」で七月中旬からトマトの受け入れを開始、製造・熟成・検査などの工程を経て、同年産の製品を一〇月から販売している。令和二年に、ミニトマトをブレンドした「プレミアムあかずきんちゃん」、食塩・添加物を使用しない「無塩あかずきんちゃん」が新発売された。

平成二一年度以降のトマトジュースの生産量は、二一年度の約六万<sup>ℓ</sup>をピークに五万・四万<sup>ℓ</sup>台に減少、二七年度以降、三〇年度と令和五年度の二万<sup>ℓ</sup>台を除き、三万<sup>ℓ</sup>台で推移した。これに伴い、出荷高も三〇〇〇万円台から二〇〇〇万円台、一〇〇〇万円台に減少したのち、令和三年度以降は二〇〇〇万円台を維持している。

トマトジュースの生産量・出荷高の推移は、図表3-1-12のとおりである。

また、町の農産物を使った加工品として、町特産のブロッコリーを使用したラーメンとパスタ(平成二三年)、「緑のナポリタン」(平成二五年、ブロッコリーを練り込んだ生パスタ+あかずきんちゃんをベースにしたソース)、ブロッコリーを練り込んだ「緑のラングドシャ」(平成二六年)が誕

図表3-1-12 トマトジュースの生産量・出荷高の推移

年度	生産量 ( <sup>ℓ</sup> )	出荷高 (円)
平21	59,461	36,875,172
22	51,590	39,078,432
23	53,485	39,707,647
24	57,247	29,661,933
25	46,545	24,166,361
26	40,054	21,012,394
27	39,170	16,964,060
28	36,354	19,229,761
29	32,823	19,212,595
30	26,565	19,122,527
令元	34,425	15,458,785
2	34,404	17,553,076
3	39,191	21,182,841
4	35,440	22,937,709
5	24,946	24,093,660

※秩父別振興公社調べ

生した。緑のナポリタンは平成二五年七月に芽室町で開催された「新・ご当地グルメグランプリ北海道 in 十勝芽室」に初出場し、第3位を獲得したほか、町内飲食店でも提供されており、ご当地グルメとして町内外から高い人気を得ている。また、「ちっぷべつ緑のナポリタン推進協議会」の協力を得て、同年からは小・中学校でご当地給食として提供されている。コロナ禍によりご当地給食事業は中止されたが、令和五年度に四年振りに再開された。

農産物加工センター 平成二三年四月、町は、農産加工設備を備えた「秩父別町婦人の家」(平成七年完成、一二六七ター「くるり」番地)を幅広く利用されるよう「秩父別町農産物加工センター」(愛称 くるり)の名称に変更した。町が農産物の加工品の製造・開発の場として提供し、農業の振興と地域の活性化を図っている。施設は加工室(二室)ほか、和室、洋室を完備。特産品のトマトジュース「あかずきんちゃん」も生産され、パンや味噌づくりもできる。開館時間は午前九時から午後五時までで、休館日は月曜日としている。加工教室等を企画し、利用促進を図っている。

平成三〇年度、劣化が著しい貫流ボイラーを更新した。令和五年、外壁や屋根等の劣化が目立つことから外部改修を実施した。同センターの管理運営は、指定管理者として(株)秩父別振興公社が行っている。

同農産物加工センターの平成二二年度から令和五年までの利用者数は図表3-1-13のとおりである。千数十人、一三〇〇人前後で増減し、令和四・五



農産物加工センター「くるり」外観

年度には一五〇〇・一六〇〇人台と増えた。うち女性農業者の利用割合は五割ほどから二割ほどに減っている。

図表 3-1-13 農産物加工センター利用状況

年度	利用者	うち女性 農業者
平21	1,195	578
22	1,154	587
23	1,312	697
24	1,249	505
25	1,058	456
26	1,077	415
27	1,079	433
28	1,293	315
29	1,203	281
30	1,197	258
令元	1,275	351
2	1,069	265
3	1,201	255
4	1,580	329
5	1,633	371

※秩父別振興公社調べ

## 第八節 農業被害

### 農業災害

平成二十二年、長雨・低温などによる冷湿害で米をはじめ畑作物も大幅な減収となった。農作物の被害額は四億五二〇〇万円に上った。二三年度の大雪、二四年四月三日から五日の暴風雪により、町内で農業用ハウスや農機具格納庫に被害が出たため、それらの再建にかかる助成を行った（総事業費約七三七万円、うち補助額二二三万円、融資額四六二万円）。

### 鳥獣被害防止対策

町は、鳥獣被害防止特措法（平成一九年制定）に基づき、秩父別町鳥獣被害防止計画など（外来生物法に係る防除実施計画）を作成するとともに、秩父別町有害鳥獣被害対策協議会を設置し、有害鳥獣による農作物の被害防止に努めている。

有害鳥獣被害対策協議会（吉澤邦世会長）は、平成二十一年四月、農業生産者、農協、土地改良区、町の構成により発足した。エゾシカなどの有害鳥獣の駆除は、猟友会により春と秋に実施されていたが、農作物被害が年々増えていることから、組織を立ち上げ、被害状況の把握、被害防止対策を講じることとした。同協議会として、エゾシカによる被害が多い区域への捕獲用くくりわなの設置、わな猟の免許資格者の設置講習会の実施、捕獲有害鳥獣の処分・経費の支出などの事業を計画した。二一年度から農業者（わな猟免許取得者）の協力を得て、わなによる捕獲を始めた。アライグマについては、二四年度に初の目撃情報があった。

二六年度には危険区域巡回や対象鳥獣の駆除を目的とした有害鳥獣被害対策実施隊を設置した。令和三年度には同実施隊員を二人から四人に増やした。町は全国的な対策事例の情報収集とともに、同協議会など関係機関と連携・協力しながら対応している。アライグマの箱わな設置は資格を持つ職員が設置・回収・処分している。捕獲従事者の高齢化・人手不足により、農作物に大きな被害をもたらす恐れがあることから、同協議会では、捕獲従事者に必要な免許取得試験の予備講習にかかる費用を助成している。

令和三年度に作成された秩父別町鳥獣被害防止計画（令和四～六年度）では、三年間の捕獲計画数について、捕獲頭数・目撃情報が増えているエゾシカを各年六〇頭、被害拡大が予想されるアライグマを各年七五頭としている。令和三年度の鳥獣による農作物の被害は水稲、そばをはじめ四五・三町、一〇万八〇〇〇円。農作物の播種から収穫までの長期間に出没し、中山間地域を中心に被害が増えていた。エゾシカは、水稲、小麦などの畑作物の食害や育苗の踏み荒らしなどの被害があった。

エゾシカの捕獲頭数は、平成二十一年一頭、二二年五頭、二三年二四頭、二四年五頭、二五年五頭、二六年四頭、二七年四頭、二八年三頭、二九年九頭、三〇年九頭、令和元年一〇頭、二年三六頭、三年四八頭、四年四七頭、五年

五一頭。アライグマの捕獲頭数は、二九年九頭、三〇年一九頭、令和元年二八頭、二年二四頭、三年六七頭、四年三九頭、五年四二頭となっている。

## 第九節 農業関係機関と団体

### 一 農業委員会

#### 業務・目標

秩父別町農業委員会は、農地の有効利用や農業後継者・新規就農者の確保など、農地行政を推進している。離農による農地の売買、賃貸借の斡旋業務は、農業従事者の高齢化や離農によって年々増加傾向にある中、意欲ある担い手への農地集積・集約化を図っている。耕作放棄地を未然に防止し、農地を有効利用するため、農地パトロールを実施し、農業者の生活の安定と福祉の向上を図るため、農業者年金の加入を促進している。

平成二〇年代以降も農業委員会主催による二〜四種類の味・食感・香り・粘りなどを比べる「新米試食会」を実施している。平成二一年から農閑期の冬季に農地や年金の相談が多く寄せられることから、農業委員会と農業者年金協議会の主催により「農地問題・農業者年金相談会」（二月）を開いている。同年一二月、農地法の一部改正に伴う標準小作料制度の廃止に対応し、貸し手・借り手の混乱を避けるため、参考賃借料の設定、賃借料情報の提供を行っている。同一部改正では相続などで農地を取得した場合、農業委員会への届け出が必要となった。

平成二七年四月、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農地法に基づく権利移動などの許可業務に加え、「農地等の利用の最適化の促進」（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）

が必須業務として位置付けられ、農地利用最適化推進委員が新設されたほか、農業委員の選出方法が選挙制と市町村長の選任制の併用から市町村長の任命制となった（平成二八年施行）。秩父別町農業委員会では二九年の委員改選が初の任命制となった。同一部改正では、農地等の利用の最適化の推進の状況、事務の実施状況に関する情報の公表が法定化された。

同情報の公表によると、町の農地の集積率（受益面積に占める担い手の経営面積の割合）は、平成三〇年九八・〇九割、三一年九八・七三割、令和二年九八・九割、三年九九・〇割、四年九九・〇割と推移し、五年四月現在、九八・九六割（農地面積三〇九〇畝、集積面積三〇五八畝）となっている。この間、遊休農地、新規就農者はゼロとなっている。

平成二一年以降の農業委員会会長、会長代理、農業委員は、次のとおりである。

図表 3-1-14 平成21年以降の農業委員会会長

会長	在任期間
辻 義春	平14・7・20～ 23・7・19
造田 聡	23・7・21～ 29・7・19
川上 徳嗣	29・7・20～令2・7・19
吉田 光博	令2・7・20～現在

図表 3-1-15 平成21年以降の農業委員会会長職務代理者

会長職務代理者	在任期間
北守 智	平20・7・20～ 23・7・19
吉澤 淳	23・7・21～ 26・7・19
川上 徳嗣	26・7・20～ 29・7・19
吉田 光博	29・7・20～令2・7・19
中村 純一	令2・7・20～現在

図表 3-1-16 平成21年以降の農業委員

農業委員	在任期間	農業委員	在任期間
松永 徹	26・7・20～ 29・7・19	中西 輝行	平16・5・12～ 22・5・11
塩谷 雅則	29・7・20～令2・7・19	辻 義春	11・7・20～ 23・7・19
中村 純一	平29・7・20～現在	北守 智	17・7・20～ 23・7・19
植田 孝典	29・7・20～令5・7・19	高橋 清治	17・7・20～ 23・7・19
多田由紀博	平29・7・20～令5・7・19	前田 力男	17・7・20～ 23・7・19
佐崎 雅俊	平29・7・20～令5・7・19	造田 聡	17・7・20～ 29・7・19
河瀬 晋	平29・7・20～令5・7・19	山森 聡	17・7・20～ 23・7・19
梶澤 雄大	平29・7・20～令3・12・14	森 秀夫	18・8・1～ 22・7・31
高橋 裕治	平29・7・20～現在	前田 尋史	20・7・20～ 26・7・19
山田 賢吾	令2・7・20～現在	松本 誠幸	20・7・20～ 26・7・19
山崎 拓士	2・7・20～現在	眞島 秀樹	20・7・20～ 26・7・19
岡田 存広	2・7・20～現在	吉澤 淳	20・7・20～ 26・7・19
佐藤 直行	2・7・20～現在	植田 利幸	22・8・1～ 26・7・19
前田 英樹	5・7・20～現在	中西 俊治	23・7・20～ 29・7・19
戸村 哲也	5・7・20～現在	内山 淳	23・7・20～ 29・7・19
篠田 隆紀	5・7・20～現在	川上 徳嗣	23・7・20～令2・7・19
石塚 浩史	5・7・20～現在	戸村 和広	平23・7・20～ 29・7・19
金森 一巳	5・7・20～現在	遠藤 正幸	22・5・12～ 29・7・19
		沼田 忠	11・7・20～ 17・7・19 23・7・20～ 29・7・19
		吉田 光博	26・7・20～現在
		片岡 洋一	26・7・20～令2・7・19
		高松 隆	平26・7・20～令2・7・19
		境谷 博之	平26・7・20～ 29・7・19

## 二 北いぶき農業協同組合

沿革 平成一五年二月に秩父別、妹背牛、沼田の三農協が合併して北いぶき農業協同組合が発足し、二〇年度の取扱高が一〇九億円となり、合併の際に目標としていた「地域農業一〇〇億の展開」を達成した。

二二年度、農業者戸別所得補償制度への移行に対応し組合員の相談窓口を設置したほか、三地区の管理部門（平成二〇年～）を本所に統合し事務の合理化・人件費の削減を図った。二三年度、いもち病の根絶に向け、三町との連携による薬剤購入に対する奨励措置などを行った。二四年度、農業改良普及センターや関係団体との連携により農業後継者を育成するための「北育ち元気塾」を設立、託児所併設の「J A北いぶきWOMEN'Sカレッジ」を三年間の予定で開講、妹背牛・沼田スタンドをセルフスタンドにリニューアルした。二五年度、米集荷奨励対策のほか、畑作飼料奨励対策などを行った。二五年九月、Aコープもせうし店を閉店した。

組合員の集落組織である農事組合の再編が平成二六年一月に秩父別地区、妹背牛地区、二七年一月に沼田地区でそれぞれ行われた。秩父別地区では七農事組合が三農事組合（穂栄、稲豊、北新）に再編された。二六年度、職員による農事組合担当制を採用した。二七年度、畑作の主産地形成を目指し、畑作肥料に対する奨励策とともに、同年度から戦略的作物として、花き・ブロッコリー・大豆の振興を重点（振興作物）に対策を講じた。二八年度から新たな米の集荷奨励対策により一元集荷を推進した。

平成二九年四月、管農販売事業本部・沼田支所を沼田町に建設された商業コミュニティ中核施設に移転、Aコープぬまた店を閉店し、Aコープ事業に幕を降ろした。二九年度、タブレット端末やスマートフォンに対応した新しい農

業情報システム（全道統一利用型）が稼働した。三〇年度には、複合経営による農業所得の確保に向けて、園芸ハウスの導入支援事業とともに、米の一元集荷と底上げを目指した実証圃事業として、ケイ酸質資材に対する助成事業を始めたほか、三給油所に自家発電装置を設置し停電など非常時の対応体制を整えた。同年、北いぶきプロコリー生産組合が創立三〇周年を迎え、記念式典を開催したほか、記念誌を発行した。

平成三二年四月、持続的な稲作経営の確立に向け、普及センターOBを専任の技術指導員として採用し、戸別巡回を始めた。令和二年度、コロナ禍により品薄となり入手困難であった「不織布マスク」を、営農組合員の世帯全戸へ配布した。四年、蔬菜類生産組合とシシトウ生産組合が合併（シシトウ部会）し、新しい蔬菜類生産組合が発足した。同年度の花き販売高は最高の七億四九三九万円となった。五年七月、インスタグラムを開設し、ドローンによる空撮も使って同農協と管内の農業などのPRを始めた。また、長年、女性正組合員の加入推進運動を進めていたが、同年度末に加入率は二二・六割に達した。また、令和に入り無料職業紹介事業（令和二年）のほか、人材派遣会社・一日農業バイトアプリなどを紹介、労働力の確保に努めた。

令和六年度から第八次地域農業振興計画がスタート、北いぶき管内全戸を対象に土壌診断を計画し、安定生産に向けた施肥設計の見直しなどの機会とした。同年度、機構改革により、共済事業部に共済に係る相談・普及などを担当する共済普及課を新設した。

組合員組織の秩父別水稻採種組合は、平成三一年、創立五〇周年を迎え、記念式典を開催したほか、記念誌を発行した。三町の青果蔬菜園芸振興協議会は「子どもたちに地元産の野菜を知ってほしい」との生産者の思いから、認定子ども園などに地元産野菜を寄贈している。

同農業協同組合は、令和六年度現在、本所として、管理本部と金融共済事業本部を秩父別町（一二九八番地八）、

営農販売事業本部を沼田町、購買施設事業本部を妹背牛町に置き、秩父別・沼田・妹背牛の三町に支所を設けている。秩父別支所は六課（営農推進、米穀農産、花卉蔬菜、生産資材、農機車輛、燃料）体制となっている。

生産施設として、米カントリー施設、メロン・ブロッコリー・ミニトマト・シントウなどの共同選果施設、小麦・大豆・そば・小豆の共同調製施設を運営している。

組合員数は、平成二二年度末二六二七人（うち正組合員数一〇八一人）、二三年度末二五四四人（同九七九人）、二五年度末二四七一人（同九六五人）、二七年度末二四五〇人（同九九七人）、二九年度末二四〇三人（同一〇一六人）、令和元年度末二三六一人（同一〇一八人）、三年度末二三〇〇人（同一〇〇三人）、五年度末二三二〇人（同九七八人）と推移している。

同農協の出資金は二五億六七〇〇万円、農畜産物取扱高は一〇七億円、購買品取扱高は四六億円、貯金残高は五三六億円、貸出金残高は六六億円、預金残高は五〇七億円（令和五年度）、職員数は一六一人、青年部秩父別支部部員数は三四人、女性部秩父別支部部員数は二二人、同支部フレッシュミズ部員数は五人、同支部エルダー部員数は一九人（令和六年四月）となっている。

平成一九年以降の組合長、秩父別地区代表理事、秩父別町支所長は、次のとおりである。

代表理事組合長

大西章允（平19）、渡会寿男（22）、篠田雅（25）、黒田洋一（令4）



北いぶき農業協同組合

秩父別地区代表理事

中西輝行（平19）、齊藤康彦（22）、沼田忠（25）、小山裕一（31）、向井正浩（令4）

秩父別支所長

笹木義伸（平20）、造田晃之（22）、河瀬雅文（23）、橋本章徳（平31）

青年部・女性部

青年部・女性部では、定期的な交流活動、地元農産物の消費拡大に向けたPR事業、地域イベント  
秩父別支部 トへの参画などを継続している。コロナ禍には、「ファームレター」や動画の作成によるPR、  
マスクケースの作成・寄贈（女性部）など対応した取り組みを行った。

青年部秩父別支部では、講習会、研修会、視察研修、食育活動などを実施している。食育活動は、認定こども園く  
るみや秩父別小学校で米の栽培説明、新米による巻き寿司づくり、かぼちゃの栽培・収穫・装飾、町内のキャンプ場  
などの清掃等、地域貢献事業も行っている。

女性部秩父別支部では、青空教室、講習会、視察研修、タオルやリングブルの寄贈、食育活動などを実施している。  
令和三年度から少人数のサークル活動（ウクレレ、手芸、料理、ヨガ）、四年度から食育活動を始めた。青空教室で  
の学習を生かした小学校菜園での野菜栽培の指導である。同支部エルダーでは研修、軽スポーツ（パークゴルフ、モ  
ルック等）などで交流している。フレッシュミズでは、講習会（ヨガ、ストレッチ等）、トイレットペーパー・ティッ  
シペーパーの寄贈、メロン栽培の体験などを行っている。フレッシュミズ会員（平瀬由佳）の子育て支援の町長へ  
の要望活動の成果や組織や地域を盛り上げようという思いを綴った「大切な場所ミズからリフレッシュ」と題し  
た作文が平成二八年度「フレミズ活動 わたしの一步」作文コンクール（J A 全国女性組織協議会主催）の北海道

予選最優秀賞に輝いた。

平成二一年以降の各部の支部長は、次のとおりである。

青年部秩父別支部長

山田尚史(平21)、得能直浩(22)、畑田和美(23)、北垣仁(24)、原田章弘(25)、藤岡正文(26)、永守真司(27)、  
土井陽平(28)、藤原幹也(29)、松本直幸(30)、戸村哲也(令元)、佐藤宏樹(2)、石井裕士(3)、楠本学(4)、  
藤岡誠(5)

女性部秩父別支部長

永守礼子(平21)、楠本典子(23)、藤岡祐子(25)、高橋信子(27)、藤岡明美(29)、我部山真美(令  
元)、戸村千代美(3)、岡崎恵子(5)

### 三 農協関係団体

北空知広域農業 北いぶき農業協同組合、きたそらち農業協同組合で構成する北空知広域農業協同組合連合会は、  
協同組合連合会 平成二七年から地産地消、食育、給食費の負担軽減を目的に、北空知圏学校給食組合(二市四町  
一部事務組合、平成二五年設立・二七年供給開始)に小中学校の給食用として北空知産の米(令五・ななつぼし、五  
ト)を寄贈している。同連合会花き事業部は北育ち元気村花き生産組合(平成一〇年、一市六町)の組合員が栽培  
した花の販売を担当している。

北育ち元気村 北空知管内一市六町で組織する北育ち元気村花き生産組合（平成一〇年設立、田村昌之組合長）は、花き生産組合 集荷能力・販売システム強化などを経て、平成二七年に販売額一五億円を達成した。さらに販売システム・予冷能力を増強した令和四年度には過去最高販売額（一六億二九〇〇万円）に上った。令和五年度は一五億一三八二万円をあげ、一三年連続の全道一の取り扱いとなった。平成二九年、設立二〇周年記念式典を行い節目を祝った。また、コロナ禍の影響で花きの需要が減少する中、令和二年、同組合は東京五輪にちなみ「北空知もう一つの生花リレー」（生花リレー）と銘打ち、秩父別町を含めた管内市町村に花を贈った。同組合秩父別支部から贈られた花は役場庁舎、老人福祉センター、温泉に展示された。以降も「地元産の花でいやしを」と継続されている。

#### 四 その他の農業関係団体

##### 秩父別土地改良区

土地改良区は、土地改良法の規定に基づき都道府県知事の認可により設立される公法人で、公共投資による土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織である。農業用排水施設の新設・変更、農地の整備など、国営・道営の事業や造成された施設の維持管理を行っている。

秩父別土地改良区の関係市町は秩父別町、妹背牛町、深川市、沼田町、関係農協は北いぶき農業協同組合、またそらち農業協同組合で、組合員数は一八九人、賦課面積は三九四八・三〇〇（秩父別町二六六一・三〇〇、妹背牛町一〇六五・五〇〇、深川市一七六・八〇〇、沼田町四三・七〇〇、令和六年三月）。組合員数は平成二〇年度より八九人減っている。二四年七月には、同土地改良区の創立一〇〇周年記念式典がファミリースポーツセンターで行われ、節目を祝うとともに土地改良事業のより一層の進展を祈念した。

平成二二年以降の理事長は、小西梅太郎（平18）、境谷博之（30）が務めている。

北海道農業共済 平成二九年三月、空知、上川、留萌、宗谷管内の九農業共済組合が業務の効率化、組織基盤の強化を進める方針に基づき合併が全国で進み、令和四年には、道内五農業共済組合の合併により北海道農業共済組合が設立された。道央空知センター北空知支所が深川市に置かれた。

空知農業改良普及 農業改良普及センターは、農業改良助長法に基づき、農業・農村の発展のための指導を行うセンター北空知支所 組織で、国と都道府県が協同して、普及事業を実施している。北海道は農業改良普及センターを総合振興局・振興局の区域ごとに本所一四・支所三〇を配置している（令和五年）。北空知支所は、深川市に置かれ、管轄地域は、深川市、妹背牛町、秩父別町、沼田町、雨竜町、北竜町となっている。秩父別町、妹背牛町、沼田町は地域第二係が担当している。

北空知農業後継者 北空知農業後継者育成支援協議会は、北空知管内の農業後継者の育成支援を目的とした研修を育成支援協議会 行う場として、平成二四年から「北育ち元気塾」を開設している。地域の様々な農業情報に触れて学び、経営に結びつける機会にしておらうと企画されている。

### 秩父別町農民協議会

秩父別町農民協議会（昭和二十一年設立）は、北空知農民団体連絡協議会に加盟し、様々な農政問題に係る活動、関係団体と連携しながら要請運動を重ねている。平成二十一年からは、解散した農業経済委員会の農業者の税申告業務を引き継ぎ、決算・簿記やインボイス制度などの説明会も開いている。

秩父別町指導農業者士・農業士会 平成二十九年二月、秩父別町指導農業者士・農業士会が秩父別農業の一層の振興を図ることを目的に設立された。代表には谷田剛が就いた。設立時には農業士一人、指導農業者士五人が認定されていた。

いずれも市町村長の推薦により知事が認定しているもので、北海道農業士は、地域農業の担い手として経営改善や地域農業の振興などに積極的・意欲的な活躍が期待される農業者とされ、一方北海道指導農業者士は、北海道農業の発展と地域社会の活性化を図ることを目的に、次代の担い手に指導・助言・協力し、育成する役割が期待される優れた農業者とされている。楠本典子は、令和五年、指導農業者士として都市部の修学旅行の民泊や農業体験の受け入れ、都市と農村の交流、農業・農村のPR活動などを行い、地域農業の発展に尽力したとして、北海道知事感謝状を受けた。

本町の農業者、指導農業者士は、次のとおりである（カッコ内は認定年度）。

▼農業者士 松永徹（平20）、東隼人（令3）、植田辰徳（5）

▼指導農業者士 谷田剛（平20）、楠本典子（23）、藤岡和正（28）、吉田光博（同）、松永徹（令2）、田中康雄（3）

### 秩父別町稲作経営研究会

稲作経営技術の向上を目的に、水稻農家を中心として昭和二十五年に設立された。町内外の技術交流に努めるとともに、各種共励会・講習会・研究会・座談会等の開催などに取り

組み、現在の秩父別米の基礎を築いてきた。現在の構成員数は二二人となっている。

### 秩父別町水稻採種組合

良質の種子生産と需要増加に伴う生産ほ場の集団化を図ることを目的として、昭和四四年三月に全道七か所目の採種事業集団の一つとして発足した。組合員一〇戸、原・採種面積三五<sup>〇</sup>でスタートし順次面積を拡大している。平成五年から稲架掛けによる乾燥調製作業を機械化できるようになり、以降は原・採種面積は一〇〇<sup>〇</sup>以上となっている。平成三一年一月には設立五〇周年記念式典を盛大に開催した。

秩父別町青果・青果・蔬菜園芸作物の導入に伴い、生産農家によって昭和六〇年に設立された。生産性の向上、蔬菜園芸協議会 複合経営の確立、高収益作物の普及などを目的に、作目ごとに部会を設け、各種事業を推進している。令和三年からは、町内の認定こども園に、メロンやミニトマト、ブロッコリーなどの作物を寄贈している。

秩父別町農業 農業者の老後の生活安定と農村福祉の向上を目指し、農業者年金制度の加入促進のため昭和五六年者年金協議会 に設立された。農業年金加入者、同受給者のほか、農業委員会、北いぶき農業協同組合などの機関・団体も加盟し、年金制度の拡充強化、普及・啓発活動を続けている。現在の役員体制は、会長（農業委員会会長）、副会長（北いぶき農業協同組合秩父別地区代表理事）のほか、六人の代議員で構成されている。

### 秩父別町手紡ぎ研究会

昭和六一年九月に結成された。羊毛を使った手芸品の研究、作品の発表・販売などを行っている。当初二〇人の会員でスタートしたが現在は九人となっており、生涯学習センター

生き生き館を中心に活動している。毎年スポーツセンターで行われる町文化連盟総合文化祭に作品を展示している。

### かあちゃんの野菜畑

女性農業者グループ「かあちゃんの野菜畑」（平成二三年）は、地場産野菜の直売所を設けたり、野菜料理のレシピを作成・配布したり、野菜の販売・PRを続けている。これらの取り組みが評価され、道が主催する平成三〇年度女性・高齢者チャレンジ活動表彰で優秀賞を受賞している。

### 近未来農業研究会

平成二九年七月、情報通信技術（ICT）を活用し、農作業の効率化を図ろうと、近未来農業研究会（板垣誠会長）が町内若手農業者により発足した。二七年の札幌での農業新技術の講習会への参加がきっかけで、以降、勉強会や情報交換を続けていた。二九年八月には衛星利用測位システム（GPS）と自動操舵装置を搭載したトラクターの自動運転の実演会を町内ほ場で開いた。旭川市内の企業との共同による低コスト自動操舵システムの試験も始めた。スマート農業、近未来の農業技術に関する勉強会・研究を重ねている。

### 解散団体

平成二一年一二月、秩父別朝市の会（平成六年）は解散に当たり、町に同会の残金を寄付した。同会はふれあいプラザで野菜を販売していたが、会員の高齢化、産直団体の増加などにより、会員数が減少する中、町内イベントや道の駅などで販売していた。

平成二九年三月、GENKI塾（平成一〇年）が解散となった。若手の農業青年で構成され、各種研修・講演・視察・交流会等を通じ、農業経営に関する知識の習得と向上に努めてきたが、会員の農業経験年数の蓄積により、平成二二年以降は活動が鈍化していた。

平成二七年度に設立された北空知圏地場産農産物利活用推進協議会は地場農産物の利活用や六次産業化に取り組み、令和二年度末に解散した。事業（地場農産物の学校給食での活用拡大、地場農産物とその加工品のブランド化・消費拡大）は北空知圏学校給食組合が引き継いだ。

令和五年、農協女性部有志による「ちつぶの里」（平成九年〜）が地場産の農産物により製造していた笹団子「蒸すめさん」の製造終了をもって解散した。会員の高齢化に伴い活動が難しくなったためであった。笹団子は五〇年以上前から作られ、農協女性部は「とんでんまつり」などのイベントで限定販売していた。ちつぶの里は四半期にわたって地元で親しまれた味を守った。

## 第二章 林 業

### 第一節 森林資源

#### 森林の面積と状況

秩父別町の森林面積は、一般民有林（私有林等）二六二・七二畝、町有林一四・五二畝の計二七七・二四畝で、町の総面積の六割を占めている。一般民有林所有者の九割以上は所有面積五畝以下、同所有者の面積は一般民有林の六五割を占めている。一般民有林の二九割はカラマツを主体とした人工林となっている。町の私有林等では、北空知森林組合及び秩父別町の共同で森林経営計画を作成しており、計画的に整備を進めている森林は五割を占めている。素材生産はほとんど行われていない。

町は、木材生産や水源かん養、災害防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、国・道の森林事業予算や単独予算などにより、森林の整備を推進してきたが、人工造林地は木材として収穫する立木の伐採（主伐）期を迎えた林地が多いことから、健全な森林資源の維持増進のため、主伐とその後の実確な再造林が重要となっている。

令和三年度にゼロカーボンシティの実現を表明しており、森林の持つ二酸化炭素吸収機能維持のためにも、森林の適切な保全を推進している。

## 第二節 林業の振興

### 林政における町の役割

平成二三年四月、森林法の改正により、新たに森林所有者となった者の市町村長への届出義務、森林経営計画制度（旧森林施業計画）などが新たに設けられた（平成二四年四月一日施行）ほか、市町村森林整備計画（新たなゾーニング導入）が森林のマスタープランと位置付けられた。

平成二二年四月から森林所有者が自ら森林整備をできない場合、市町村が仲介役となり森林整備に取り組む「森林経営管理制度」が創設され、同年四月、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行、令和元年度から国から市町村・都道府県に対する「森林環境譲与税」の譲与が始まり、森林・林業政策における市町村の役割が強化された。

森林環境税は、令和六年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村で個人住民税均等割と併せて一人年額一〇〇〇円が徴収されている。令和五年度までの森林環境譲与税は前倒しで譲与された。

### 林家数等

農林業センサスによると、平成二二年・二七年・令和二年の秩父別町の林家数は一一戸・八戸・二戸と減っている。道が設けている「北海道林業事業体登録制度」（平成二四年）に登録している町内の事業者は一団体（北空知森林組合）となっている。

秩父別町地域材 平成二四年一月、町は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二二年五月二六日制定）に基づき、「秩父別地域材利用促進方針」を策定し、以降、町の公共建築物を対

象として木材利用の促進を図っている。同方針では、道内の森林から産出され、道内で加工された木材（地域材）の公共建築物等における利用促進に関する基本的方向を定めたもので、「地域材の利用の促進に努め、可能な限り木造化又は木質化を図るもの」とし、木造化・木質化の内容、地域材利用の目標、コスト面での考慮すべきことなどを明確にした。

### 森林整備計画

町は、森林法に基づき地域の適切な森林整備を推進することを目的に、長期的な視点に立った森林づくりの構想「秩父別町森林整備計画」を策定している。同計画は、北海道の地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村による五年ごとに作成する一〇年を一期とする計画である。令和五年から一四年を計画期間とした同計画には、①伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項、②森林整備に関する事項、③森林保護に関する事項、④森林の保健機能増進に関する事項などが定められている。

①では、地域の目指すべき森林資源の姿（森林区域〈公益的機能別施業森林Ⅱ水源かん養林、山地災害防止林、保健・文化機能等維持林、公益的機能別施業森林以外の森林Ⅱ木材等生産林〉と森林整備の基本方針）、森林整備の基本的考え方及び森林施策の推進方策、森林施業の合理化に関する基本方針、②では、樹種別の立木の標準伐期齢、主伐の標準的方法、人口造林・間伐・保育の標準的方法、③では鳥獣害防止森林区域及び当該区域内の鳥獣害防止の方法などを示している。

**森林環境譲与税の活用** 町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効的かつ計画的に活用するため、令和六年度用に向けた基本方針 から五年間の基本方針を策定した。同税の使いみちは法令により決められており、基本方針

では、町においても、①森林整備の推進、②人材育成・担い手の確保、③木材利用の促進、④普及啓発を掲げた。①では経営計画を作成している森林の整備を一層推進する、②では新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取り組み、③では町内の公共施設や民間施設の木造化・木質化を可能な範囲で促進する（町内産木材の産出量が少ないため町内産に限らず地域材を主軸に活用）、④では町有林を活用した森林環境教育や植樹活動、木育活動などを進め、森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、住民や都市住民の理解促進を図っている。

令和元年度、町は、森林環境の整備促進のため、秩父別町森林環境贈与税基金条例を制定した。令和二年度から五年度まで、同贈与税は、森林所有者への今後の管理の意向調査、環境譲与税基金への積立、五条路線倒木撤去、豊かな森づくり推進事業（伐採後の造林費用への補助）、森林統合クラウドシステム利用料、野ねずみ駆除への補助などに活用された。同積立は森林所有者への意向調査や各種事業（主に義務教育学校の木造部分への充当を想定）に備えたものである。

### 北空知森林組合

秩父別町を含め一市六町を管理エリアとした北空知森林組合（平成一一年、深川市・北竜町両森林組合の合併により設立）は、植林、下刈、除間伐などの森林整備や木材の生産・販売などの事業を柱に、森林所有者や自治体と連携しながら森林づくりを進めている。

同森林組合では、五年間の取り組みや目標数値などを設定した運動方針を策定し、組合員の利益向上や林業の活性化を推進している。平成二九年度からは道産マツの新品種「クリーンラーチ」の採種園の整備を始めた。同品種は、環境に優しく、ねずみによる被害に強い、成長が早いという特徴があり、優良苗木の増産と環境にやさしい緑豊かな

森林づくりを目指した。令和四年度には組合独自に「森林整備助成金交付要綱」を設け、組合員の負担軽減を図っている。

町に係る平成二一年度以降の森林整備は、二一年度下刈（四・六七〇）、除間伐（一・二八〇）、二二年度下刈（〇・九〇）、二三年度人工造林（一・六五〇）、下刈（〇・八七〇）、除間伐（〇・二七〇）、二四年度下刈（二・一五〇）、除間伐（一・五六〇）、二五年度下刈（二・四五〇）、二六年度人工造林（一・一五〇）、下刈（三・一〇）、二七年度人工造林（五・五八〇）、下刈（二・四三〇）、保育間伐（三・二八〇）、間伐（二・四八〇）、枝打ち（三・二八〇）、二八年度下刈（五・七八〇）、三〇年度下刈（五・五八〇）、令和元年度保育間伐（二・八四〇）、三年度人工造林（四・九九〇）、下刈（四・九九〇）となっている。

事務所の所在地は、深川市一条一九番三六号、総務部（総務課）と業務部（森林整備課、販売課）を置いている。事業総取扱高は五億二〇一十万円、木材取扱数量は二万四七四〇立法<sup>メ</sup>、組合員数一一八一人、出資口数八八一〇九口、役員は理事六人・監事二人、職員は一〇人（令和三年現在）。

平成二一年以降の歴代代表理事組合長は、次のとおりである。

西村忠篤（平21）、久保環（27）、竹林均（令3）

## 第三章 商工業

### 第一節 商工業を取り巻く環境

#### 商業・商店街

秩父別町の商業は、安定した農業経営を背景に発展してきたが、人口減少・車社会の進展、ネット販売の定着などの影響を受けている。町内の商店は、ほとんどが小規模であり、高齢化や後継者の問題を抱え、その数が減少し空き店舗も発生している。

自宅にいながら買い物ができる時代となる一方、高齢者らが「買い物弱者」として増えることも懸念され、福祉の面からも商店の維持・確保を図る対策も求められている。また、近隣市町でも人口減少に伴って商業は衰退傾向にあるため、農業や観光とタイアップした商業振興策の広域的な実施も検討課題となっている。

こうした中、平成二九・三〇年の屋内・屋外遊戯場の新設に伴う観光入込客数の増加やホームセンターの開店が商業や雇用面で明るい話題となった。飲食店の賑わいが創出され、町の補助事業を利用した店舗の改修や新製品（土産品）の開発もあった。



国道233号（あずま商店付近）

## 工業

町の工業は、昭和から平成にかけて、誘致による企業の進出もあつたが、バブル経済崩壊後の景気低迷など社会経済情勢の変化により撤退し、近年、小規模な三・四事業所が操業している。農作物など地元資源を活用できる商工業の育成を図ることが課題となっている。町の第三セクター(株)秩父別振興公社(昭和四八年設立)は、トマトジュース「あかずきんちゃん」の製造(平成八年〜)を手がけ約三〇年となり、町の食品製造業者としての歴史も刻んでいる。

## 第二節 商工業の概況

### 事業所数・従業者数等

町内の事業所数・従業者数は、平成二十一年一四三事業所・一〇三六人、二十四年一三一事業所・一〇一三人、二六年一四二事業所・一〇六三人、二八年一二三事業所・八八二人、令和三年一三八事業所・一〇〇二人と増減している。秩父別町を常住地とする町内就業者は約六割、秩父別町以外の就業地は深川市が約二割、沼田町・妹背牛町・北竜町が約一割となっている。

### 小売業・卸売業の推移

商店数・従業者数、年間販売額は、平成一九年から令和三年まで図表3-3-1のとおり推移した。

図表 3-3-1 商業の推移

年	総数			卸売業			小売業		
	商店数 (店)	従業者数 (人)	売上高 (万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	売上高 (万円)	商店数 (店)	従業者数 (人)	売上高 (万円)
平19	30	138	238,953	3	26	35,194	27	112	203,759
24	27	104	211,600	3	7	23,000	24	97	188,600
26	32	140	469,900	7	18	45,400	25	122	424,500
28	29	99	329,800	4	10	26,200	25	89	303,600
令3	28	109	291,600	5	15	54,500	23	94	237,100

※各年7月1日現在

資料：秩父別町

かつて約六〇店あった（昭和三九年・六一店）小売業の商店数は、半減以下の二五店前後で推移。令和三年の商店数は、平成一九年より四店減の二三店、従業者数は一八人減の九四人、売上高は三億三三四一万円増の二三億七一〇〇万円。卸売業の商店数は二店増の五店、従業者数は一人減の一五人、売上高は一億九三〇六万円増の五億四五〇〇万円となっている。

**工業の推移** 工業の事業所数・従業者数、製造品出荷額等は、平成一九年から令和三年まで図表3-3-2のとおり推移した。

平成二〇・二一年は、六事業所、従業者約六〇人で、二〇年には出荷額が一〇億円を突破した（二二年以降減少）。その後、三・四事業所となり、令和三年には三事業所、二五人となっている。

### 第三節 商工業の振興

各種計画等における（総合計画における商工業振興）

**商工業振興の目標と施策** 「第二六次秩父別町総合計画」（平成二七年策定、二八年から一〇か年）では、基本施策である、商業振興、工業の振興と地場産業の創造・育成（工業・地場産業）について、基本目標と主要な施策を示している。商業分野では、基本目標として、①商店個々の経営改善や経営体質強化、②特色ある商店街の活性化促進、③商店街活動の促進と後継者の確保・育成、④多様なニーズに対応した商店街活動の促進を掲げ、主要な施策として、

図表 3-3-2 工業の推移

年	事業所数	従業者数 (人)	出荷額 (万円)
平19	5	62	97,129
24	4	36	64,579
26	3	23	49,940
28	3	29	54,274
令3	3	25	70,322

※各年12月31日現在

資料：秩父別町

①イベント等の充実で集客力を高めるソフト事業の推進、②住民の暮らしに密着した商業活動や特色ある商店街の活性化に向けた取り組みの促進、③経営の近代化を図るための経営指導の強化・融資制度の活用、④後継者の確保・育成を図るための各種支援、⑤新規就業支援の充実、⑥空き店舗の有効活用、⑦買い物弱者に対する支援の充実を盛り込んだ。

工業・地場産業分野では、基本目標として、①既存企業の育成・体質強化、②雇用の場の確保のため若者に魅力ある優良企業の誘致、③地域資源を活用した特色ある産業の育成、④地域イメージと連携した地場産品の開発・販売・PRを進め知名度とイメージアップを掲げ、主要な施策として、①融資制度の活用促進などによる経営体質の強化、②進出企業に対する協力と優遇制度の活用支援、③企業誘致のための情報収集活動や関連団体との連携協力の積極的推進、④地域の特性を活かした新たな起業の支援を盛り込んだ。

令和三年四月、第六次秩父別町総合計画の中間年度を踏まえ、基本計画を見直し、第二次基本計画（令和三～七年）を策定した。商業分野では、新たな基本目標として、地域商業の核となる小売店の確保が加わった。

第六次総合計画策定に際した、町民アンケート調査（平成二七年三月、一八歳以上五〇〇人、回収率五六・〇割）結果から商工業の振興への関心・要望が強いことが分かった。「力を入れるべき分野」について、「商・工業の振興」が五割弱で最も多かった。生活環境について行政に望むことでは、「スーパーなどの商業施設の充実」が四割、人口減少問題対策では、「農商工業の産業における雇用の確保や創出につながる産業対策」が六割をそれぞれ超え、最も多かった。商工業の活性化では、「活気と賑わいのある商店街の形成」が四割弱で最も多く、次いで「安心して買物できる環境を整える」、「品数や流通性などの品揃えを充実する」、「地元事業所での雇用機会の創出」がそれぞれ三割前後となっている。

〈総合戦略における商工業振興〉

「地方創生」（人口減少の克服と地域の活性化）に取り組む計画「第一期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成二七〜令和元年度）の商工業に係る基本目標と施策に対する重要業績評価指標の目標値（令和元年度）は達成した。具体的には、基本目標の「町内、従業者数」（基準値一〇六三人〔平成二六年経済センサス〕の目標値の「現状維持」は大きな減少はなかった。施策に対する重要業績評価指標では、①交付金を利用した商店街の活性化に向けた取り組みについて、目標値の五年間で五件は累計一件（店舗改修一〇件、特産品一件）、②新規就農者候補・新規創業者について、目標値の五年間で一件は累計二件、③企業誘致の推進について、候補企業数五年間で一企業は累計二件でそれぞれ達成した。

第二期同戦略（令和二〜六年度）の商工業分野の基本目標、重要業績評価指標は、以下のとおりである。

・基本目標

町内事業所数 基準値（平成三〇年度末） 九七事業所 ↓ 目標値（令和六年度末） 現状維持

・施策に対する重要業績評価指標

① 交付金を利用した商店街の活性化に向けた取り組み件数

基準値（同） 二件（五年間） ↓ 目標値（同） 五年間で新規二件

② 新規創業者

基準値（同） 二件（五年間） ↓ 目標値（同） 五年間で二件

③ 企業誘致の推進

基準値（同） 進出企業数二件（五年間） ↓ 目標値（同） 五年間で一企業

〈創業支援事業計画〉

平成二八年度、町は、国と北海道農政事務所から創業支援事業計画（平成二八～令和七年）の認定を受け、創業希望者らに対する相談窓口（産業課）を新設、秩父別町商工会、金融機関と連携した創業支援の充実・PRの普及を図っている。移住定住の促進や地域おこし協力隊事業など都市交流事業の展開に伴い、創業希望者の増加が期待される中、創業に必要なビジネスモデルの構築、資金調達などの要素に応じ関係機関と連携し適切な支援の提供を行うこととした。従前、相談や町の制度資金の紹介などを行っていた同商工会（認定連携創業支援事業者）にはワンストップ窓口が設置された。同計画の年間目標数を創業支援対象者九件（令和二年～三件に変更）、創業者数九件（令和二年～三件に変更）とした。

〈先端設備等導入計画〉

令和元年六月、町は、中小企業等経営強化法に基づき、先端設備等の導入に係る基本計画（導入促進基本計画）を策定し、国の同意を得た（令和四年変更）。これにより町内中小企業者等の労働生産性の向上を図る「先端設備等導入計画」が町の認定を受けた場合、税制支援などの支援措置を受けられることとなった。

町の同基本計画では、労働生産性に関する目標は年率三割以上の向上、先端設備の種類は中小企業等経営強化法施行規則第七条第一項に定める先端設備等すべて（太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備は、町内に所在事業所等（雇用者常駐に限る）の敷地内に設置されるもの）、対象は町全域・町内すべての業種・事業、中小企業者策定の先端設備等導入計画の計画期間は三～五年間である。

## 商工業振興事業

町は、魅力ある商店・商店街づくりにより商工業振興を推進し、経済基盤安定のため、様々な商工業振興事業を実施している。商工業に関する各種助成として、秩父別町中小企業保証融資利子補給、秩父別町商業振興店舗等建設促進補助金、秩父別町商業活性化対策交付金が継続されている。

## 〈利子補給〉

中小企業（保証）融資利子補給事業は、北海道・日本政策金融公庫の融資制度での融資時の利子について、利子補給を行い、事業者の経営安定化を図っている。現在、年利三割以内の二分の一に相当する額としている。

平成二一年度から令和元年度までの借入事業者数・利子補給額は、図表3-3-3のとおり推移した。

令和二年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、債務者からの申し出により、最大一年間、償還猶予・猶予に伴う融資期間の延長を受けられるよう変更した（新制度）。令和元年度までの利子補給事業は旧制度として利子補給が終了するまで継続することとした。

令和二年度以降の新制度及び継続された旧制度の借入事業者数・利子補給額は、図表3-3-4のとおりとなっている。

## 〈店舗等建設促進補助〉

平成二三年度、町は、魅力ある商店街を形成し商工業の活性化と経営安定を図るため、商業振興店舗等建

図表 3-3-3  
借入事業者数・利子補給額

年度	借入事業者数	利子補給額（円）
平21	6	364,741
22	5	317,099
23	5	231,588
24	3	243,912
25	6	240,516
26	8	200,760
27	8	257,443
28	6	226,876
29	7	204,210
30	7	140,284
令元	6	161,097

資料：秩父別町

設促進補助金事業（平成一九年創設）の内容を見直し、補助金額について、五〇万円以上の事業費で経費の四分の一を乗じて得た額以内、上限を二〇〇万円とした。

平成二八年度には新規創業者を対象とした補助枠を追加し支援強化を図った。高齢化により店舗を建設・改修する事業者が減少していることから、新規創業者に対する支援を強化し、一層の商業振興を図ることとしている。

平成二一年度以降の同補助金に係る建設件数・補助金額は、図表3-3-5のとおりである。

この間、年間建設件数は一〜三件あり、年間補助額最多は令和二年度の四〇万円（二件）となっている。

〈商工業活性化対策交付金〉

平成一九年度、町は、商工業活性化対策交付金事業を創設し、商店街の活性化事業に関する経費や地域の特性に根ざした新製品の開発などを行う者に事業に必要な二分の一（四分の三）以内、町の予算の範囲内で交付している。

平成二七年度、秩父別町銘菓取扱店会が「町の

図表 3-3-5  
補助金に係る建設件数・補助金額

年度	建設件数	補助金額 (千円)
平21	1	666
25	2	1,055
26	1	2,000
27	3	1,456
29	2	314
30	2	3,071
令元	3	2,300
2	2	4,000
3	2	458
4	3	461
5	2	1,992

※29年度は1件200万円次年度繰越

資料：秩父別町

図表 3-3-4  
令和2年度以降の借入事業者数・利子補給額

年度	新制度		旧制度	
	借入事業者数	利子補給額(円)	借入事業者数	利子補給額(円)
令2	2	164,223	5	118,563
3	2	161,543	3	91,737
4	1	134,348	3	62,142
5	6	152,845	3	34,086

資料：秩父別町

代表的な土産品にしたい」と、町産プロッコリーパウダーなどを使ったカステラ「日和ひより」の商品化（平成二八年発売）に三四万一〇〇〇円を交付した。令和四年度、同会によるポテトチップ「ぼてとちっぷべつ」（平成二三年発売）の包装紙リニューアルに二二万一〇〇〇円を交付した。また、令和五年度には、前年リニューアルした「ぼてとちっぷべつ」の包装紙の増刷に一四万三二四一円を交付している。

#### 〈プレミアム付商品券〉

平成二七年度、国の経済対策を踏まえ、町が事業主体となり「プレミアム付商品券」（一冊五〇〇円券二六枚つづりの商品券一万三〇〇〇円を一万円で販売）を発行した。財源は、国費（地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金）、道費（地域ふれあい促進追加事業補助金）、町費。商品券の発行総額は、一万二九〇セット、プレミアム分三〇割を含め一億四六七万円に上った。町民の消費を喚起、地域経済の振興が図られた。

令和元年度にも、町が事業主体となり、プレミアム付商品券（一冊五〇〇円券一〇枚つづり五〇〇〇円を四〇〇〇円で販売）を発行した。国の消費税増引きに伴う低所得者と子育て世代への消費対策とした事業を拡大、町が国費対象外の町民の費用を上乗せした。発行総額は三五〇三万五〇〇〇円に上った。

#### 企業誘致の促進

町は、昭和四八年の農村地域工業導入地区の指定を受け、工業団地を造成し、以降、企業誘致を推進した。その結果、平成にかけて誘致企業四社が立地していたものの、社会情勢の変化などから三社が操業を中止した。こうした状況を踏まえ、平成二一年一月には、企業の立地を促進するため、秩父別町企業立地促進条例を施行した。同条例には、課税の減免、補助金の交付、町有の土地・建物の貸付など奨励措置を盛り込

んだ。平成二八年四月、撤退した企業から不動産を買収した農業用コンテナメーカーの北日本サッシ工業(株)(本社 北見市)が秩父別工場(秩父別町一六六二)の営業を始めた。

また、平成二七年七月からSSJメガソーラー11合同会社の運営による町営牧場跡地(二万三六一七平方メートル)での発電事業(出力約八〇〇キロワット)が始まった。その後、平成二九年二月に「グループホーム心空二、三〇年三月にはホームックニコット(現DCMニコット)秩父別店が町内に進出した。

企業誘致をめぐる環境は、若年労働力の不足や地理的条件などから厳しい状況にあるが、コロナ禍のテレワークの普及やリスク分散からの地方への拠点分散など、企業の動きを踏まえ、町の雇用増大、産業の振興を図るため誘致を推進する必要がある。

### 新型コロナ対策

令和二年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の多くの商工業者は売り上げの減少に直面し厳しい経営状況となった。町は、国や道の支援に加え、地域振興券の配布や事業継続支援金の支給など独自の対策を実施した。町の各年度の新型コロナウイルス感染症対策は、以下のとおりである。

#### 〈令和二年度〉

宴会自粛などの影響により飲食店を中心に経済への影響が広がったことから消費喚起策として、町内の店舗等での



DCM ニコット秩父別店

買い物や飲食等に使用できる「地域振興券」（五〇〇円券）と、飲食店で使用できる「グルメクーポン」（同）合わせて一・一三七世帯に各戸一万三〇〇〇円分（地域振興券二〇枚、グルメクーポン六枚）を配布した。

これらの使用状況は、地域振興券九六・二八割、グルメクーポン八四・四五割、事業費は一三九〇万五〇〇円に上った。地域振興券等の発行に伴い、料飲店組合が実施する事業（スタンプカードポイントアップ等）に補助金一〇〇万円を交付した。

商工業者等緊急支援事業として、国の持続化給付金の対象外であり、令和二年二～五月の売上が前年同月比一五～五〇割未満の減少となる小売業、飲食店などを営んでいる者に支援金を支給した。事業費は二七五万円（一・五事業者一〇～二〇万円）。商工業者等事業継続支援事業として、同緊急支援事業の支給を受けている事業者を対象に支援しきれなかった令和二年二～五月までの減少額に応じ支援金を支給した。事業費は一六四万三〇〇〇円（四事業者五〇～七〇万円）。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業として、五月七日から同一五日に休業・酒類提供時間を短縮した事業者に支援金を支給した。事業費は三〇〇万円（二〇万円×一五事業者）。料飲店緊急支援事業として、組合に加入している料飲店に支援金を支給した。事業費は二二〇万円（二〇万円×一一事業者）。

〈令和三年度〉

緊急事態宣言とまん延防止等重点措置などにより商工業者は対策に追われ、売り上げの減少により疲弊している状



秩父別町地域振興券

況下、停滞している経済活動の活性化を目的に、地域振興券の配布に加え、町内事業所に数度にわたる事業継続支援金などを支給した。

地域振興券(五〇〇〇円)は三三六八人に交付し、使用状況は九八・〇四割、事業費は一一六六万二〇〇〇円であった。商工事業者事業継続支援金支給事業として、二〇事業者に六九八万八〇〇〇円を支給した。対象は商工会に加入し令和三年の売上額が過去三年間の平均売上額に粗利益率を乗じた額が減少している事業者で、支援金は国や道の支援金を控除し、補助率二分の一を乗じた額、上限を年間六〇万円とした。商工業者等事業継続追加支援事業として、一四事業者に五六四万六〇〇〇円を支給した。対象は令和元年と二年の事業収入を比較して売り上げの減少が認められる者で、売上減少額に〇・三を乗じ五万円以上の場合、国や道の支援金を控除し上限を七〇万円とした。

#### 〈令和四・五年度〉

令和四年度は、石油価格をはじめ諸物価高騰や新型コロナウイルス感染症の影響により停滞している経済活動の活性化を目的に地域振興券(二万円分)を二二六七人に交付した。事業費は二二三一万一〇〇〇円、使用状況は九八・一割であった。また、商工業者物価高騰等対策支援事業として、新型コロナウイルス感染症に加え、原材料等価格高騰の影響を受けている町内の中小・小規模事業者と個人事業者三二事業者に支援金五万円計一六〇万円を支給した。

令和五年度も同様の理由から地域振興券(五〇〇〇円分)を七月と二月にそれぞれ交付した。七月は二二六六人、事業費は一一九一万円、使用状況は九二・七九割。二月は二二二〇人、同一一五八万七〇〇〇円、同九四・五七割という実施状況であった。

## 第四節 金 融

北いぶき農業協同組合 北いぶき農業協同組合の平成二一年以降の沿革などは第一章農業に記載のとおりである。金融共済事業本部 貯金、貸出、為替などの業務（信用事業）は農協・信連・農林中央金庫という三段階の組織が有機的に結び付いている。また、国・道の利子補給を活用した経営支援や、J Aバンクアプリなどのデジタル技術の活用による利便性の向上を推進している。

北空知信用金庫 北空知信用金庫（昭和二五年設立）は、平成二二年五月、札幌市、石狩市、江別市、北広島市、秩父別支店 恵庭市を営業区域として認可を得て、二二年八月に札幌支店、令和二年四月に麻生支店をそれぞれ開設、道央地区に進出した。現在、一〇市一三町を営業基盤に本店を含め一四店舗を運営している。

平成三〇年には、本部に農業者支援部署を開設し、農業事業者の経営や資金、販路拡大などの相談に対応している。「農業経営アドバイザー」（日本政策金融公庫認定）の資格者の配置も進めた。令和三年には、新商品「医療機関応援寄付型定期預金」による寄付金を感染症指定医療機関に贈った。

令和六年三月末現在、出資金は三億七四〇〇万円、自己資本率は九・六七割、預金残高は一四九三億二〇〇万円、貸出金残高は八五八億二四〇〇万円、役員数は七七人となっている。

信用金庫法に基づく金融業務全般を行っているほか、地域活動への貢献活動として、「献血運動」、「クリーン運動」（店舗周辺や公共施設などの清掃）、「ふるさと振興基金表彰」（地域の活動団体の表彰・助成金交付）などを重ね、地

域密着型の金融機関として歴史を刻んでいる。

秩父別支店（昭和三〇年出張所、五〇年支店昇格）は、平成二九年一〇月、窓口営業時間を変更した。令和七年一月には、一二七二番地から町の複合施設「秩父別町コミュニティプラザピリナ」一階（一八七五番地九）に移転した。同支店でも地域貢献活動が展開されている。同信金は秩父別小学校の「金融・経済教育」授業にも協力している。

平成二六年四月、七代目理事長に廣上光義、令和四年六月、八代目理事長に池内英二が就任した。平成二二年以降の秩父別支店長は、次のとおりである。

金内俊市（平20・6・11～21・3・31）、鈴木聡（21・4・1～23・9・30）、田中信雄（23・10・1～26・6・19）、池内英二（26・6・20～31・3・31）、長澤勤（31・4・1～令4・6・14）、廣上晃士（4・6・15～）

**秩父別郵便局** 秩父別郵便局（明治三四年設置）の局舎（昭和三九年建設）は、六一年一二月、二条二丁目（一五四番地三）に移転・新築した。

平成一九年の郵政事業の民営化後、二四年の郵政民営化法改正による郵政事業(株)と郵便局(株)の合併により郵便・物流事業、金融窓口事業などを営む日本郵便(株)が誕生した。秩父別郵便局は、引き続き、郵便、貯金、保険の各サービスを行っている。

平成二六年五月、秩父別郵便局は町と災害発生時における協力に関する協定を、平成三〇年二月には、子どもの見守り、不法投棄や道路損傷などの発見の際に町に連絡することなどの項目を加えた包括連携協定を締結した。

## 第五節 秩父別町商工会

### 事業

商工会の組織等に関する法律（昭和三五年公布）に基づき設立された秩父別町商工会（昭和三六年設立登記）は、経営指導員（昭和四三年）、事務局・事務局長（昭和五三年）の配置、事務所（旧公民館、二条二丁目、昭和四一年）の改築（昭和五八年）など組織体制・施設を整えた中で、昭和から平成にかけて事業を展開した。

平成二一年以降も町商工会は、「経営改善普及事業」（経営、労務、金融、税務など相談指導）、「地域（総合）振興事業」を柱に地域唯一の総合経済団体として、商工業と地域の振興に取り組んでいる。

地域振興事業は、町内の各種イベント（新春みかんまき、納涼盆踊り、あきないまつり、ちつぶウインターフェスティバル、とんでんまつり等）の実施・協賛、冬期間の店舗のイルミネーション飾り、税務・労務対策、ちつぶべつスタンプ会・ちつぶべつ緑のナポリタン推進協議会・秩父別町銘菓取扱店会などの事業に対する支援（事務局）など、多岐にわたっている。

平成二一年から三年間、地元消費購買意欲の向上、購買力の町外流出防止のため、町内で利用できる「プレミアム付商品券」（一万円で一萬三〇〇〇円分の買い物ができる商品券）を町の補助を得て発行した。二四年度、広報事業として、商工会事業や事業所を紹介する「ちつぶだより」を町内全戸に配布した。

平成二六年に小規模事業者支援法の一部改正により、経営改善普及事業に「経営発達支援事業」が位置付けられ、小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する「経営発達支援計画」（五か年）を経済産業大臣が認定する仕

組みとなっており、二七年には同計画に基づく伴走型事業支援補助金が創設された。これを受けて、町商工会は二八年一月、同計画を経産省に申請、二九年三月に認定を受け、小規模事業者を伴走的に支援する「伴走型小規模事業者推進事業」を始めた。二九年度の国の補助金（伴走型事業費）は二一五万円であった。

平成二九年三月、会員増強を図るため、役職員を中心に農業者を含めた商工会基盤強化委員会を設け、積極的に新規会員加入を推進した。二九年度は農業法人五件を含め前年比八件の純増となった。小規模企業振興基本法（平成二六年制定）により、商工会に一層の機能強化が求められたことを踏まえたものである。

以降、経営発達支援計画に基づき、経営個別相談会など伴走型小規模事業支援事業に取り組み、ものづくり・持続化・事業承継・店舗等建設促進・マル経融資（小規模事業者経営改善資金）斡旋など、補助事業を最大限活用できるよう会員事業所を支援している。令和二年以降のコロナ禍には、対面的事業の実施が難しい中、基本業務の経営改善普及事業、伴走型小規模事業支援推進事業などを推進した。

## 行 事

平成二二年度、商工会法制化五〇周年記念事業として、プレミアム付商品券の発行、記念式典、記念誌発行などで節目を盛り上げた。同式典は一月六日、八〇人の出席により交流会館で行われ、半世紀の歩みを振り返るとともに一層の発展を誓い合った。

平成二三年八月、初の「あきないまつり」を地域購買意欲の増進、会員事業所の利用への感謝のため、道の駅駐車場で実施した。来場者は歌謡ステージ、ビンゴ大会、大声酔っ払い大会、飲食などを楽しみ、道の駅、町のPRにもつながった。事業費は町の補助九二万円を含め二三一万円であった。

令和四年一月には、コロナ禍での休止を経て、二年ぶりの「新春みかんまき」が約四〇〇人集まった町役場前で

実施された。五年度には、町商工会関連のイベントとして、納涼盆踊り、みかんなまきのほか、新たに「ちっぷウインターフェスティバル」が実施された。

### 事務所施設 商工会施設（商工会館）

の整備が町の補助事業により、平成二三年（トイレ改修）、二六年（外壁補修・塗装）、二八年（外壁補修）、令和二年（廊下・集会室壁塗装）にそれぞれ行われた。令和七年度には、町が商工会施設の北側に建設を行った複合施設「秩父別町コミュニティプラザピリナ」二階へ移転した。

### 役員・組織

役員・組織体制は、会長、副会長（二人）、理事（九人）、監事（二人）、四委員会（金融、役員推薦、基盤強化、経営発達支援計画検討）、三部会（商業、サービス業、工業）、事務局（四人）となっている（令和五年）。

平成二七年、寺迫公裕会長（平成四年～理事）が北海道産業貢献賞を受賞した。新たなイベントの開催など商工業



盆踊りの様子



ちっぷウインターフェスティバルでの花火

の振興・発展に尽力したことが認められたものである。平成二二年以降の歴代会長は、次のとおりである。

柴田壹隆（平15～23）、寺迫公裕（23～30）、宇野忠直（30～）

### 会員の推移

平成二二年度以降の年度末の会員数は、図表3-3-6のとおりとなっており、近年は一〇〇人前後で推移している。この間、会員数の最少は平成二一・二八年度の一〇二人、最多は平成三〇年度の一六人である。

平成二二年以降の歴代三部会会長は、次のとおりである。

商業部会長

早川正剛（平6～）

工業部会長

寺迫公裕（平8～23）、宇野忠直（23～30）、北垣威史（30～）

サービス部会長

佐久間進（平15～30）、岡田存広（30～）

### 青年部の活動

青年部（昭和四二年発足）は、部内・管内の諸会議・視察研修により組織力を高めるとともに、町内イベント協力などの地域振興事業、交通安全街頭啓発や認定こども園へのクリスマスプレゼントなど福祉事業などを重ねている。町民の参加を呼びかけ、ビールパーティーを兼ねた「ハロウィンパーティー」も企

図表 3-3-6  
会員数の推移

年度	会員数（人）
平21	102
22	104
23	103
24	106
25	106
26	108
27	106
28	102
29	110
30	116
令元	110
2	111
3	108
4	108
5	109

資料：秩父別町

画している。平成二九年一月には青年部創立五〇周年記念式典が約四〇人の出席により交流会館で行われ、節目を祝い、歴代部長七人に感謝状を贈り、一層の発展を誓った。

令和五年度末の部員は九人。平成二二年以降の歴代部長は、次のとおりである。

横山修一（平21～22）、平瀬晋也（22～29）、寺迫昇真（29～）

### 女性部の活動

女性部（昭和四七年発足）も部内・管内の諸会議・視察研修により見聞を広げ、町内イベント・行事の協力などの地域振興事業、福祉事業を重ねている。奉仕活動として、リングプル・エコキャップの回収、和敬園への物品寄贈、交通安全運動では街頭啓発（青年部と共同）、新入学児童に傘の寄贈などを継続している。

平成二四年七月には、商工会空知ブロック女性部員研修会が管内一五商工会から約一〇〇人の出席により秩父別町で開かれ、女性部員同士の結束を強めるとともに羊毛による手芸などで交流を深めた。

令和五年度末の部員は三四人。平成二二年以降の歴代部長は、次のとおりである。

川邊和代（平19～22）、畑由紀子（22～27）、米坂京子（27～29）、岡田律子（29～31）、寺迫真由美（31～令3）、  
宮島みち代（3～5）、高村弘美（5～）



商工会青年部創立50周年記念式典

北空知商工会 平成二二年度、北空知商工会広域連携協議会（平成一八年・秩父別町、妹背牛町、沼田町、幌加  
 広域連合協議会 内町、北竜町の商工会により設立）は、道の補助金による「むらおこし事業等地域活性化事業」  
 として、広域連携五町の温泉をメインに観光施設等を掲載した「温泉マップ」を作成・配布し、観光事業の推進を図っ  
 た。初めての共同事業であった。

平成二二年三月の幌加内町の上川総合振興局に編入によ  
 る幌加内町商工会の北空知商工会広域連携協議会の離脱を  
 受けて、二三年六月、秩父別町、妹背牛町、沼田町、北竜  
 町の四町商工会による北空知商工会広域連携協議会・協定  
 書調印式が行われ、再スタートを切った。

平成三〇年度、地域の商工業振興に向けて、北空知信用  
 金庫と業務提携を結んだ。令和二年度、四町の飲食店やイ  
 ベント、温泉などの情報を収録した「うまいものマップ」  
 を作成し道の駅などに配布した。五年度には、四町の情報  
 を検索できる「きたそらちマップ」（企業、イベント、施設、  
 特産品など）をネット上に開設した。



きたそらちマップ

## 第六節 関係団体

### 秩父別スタンプ会

秩父別スタンプ会（平成八年設立）は、平成一一年以降ポイントカード事業に力を入れ、経営の安定と町民サービスの向上を図っている。平成二四年からは地元消費の確保や購買意欲の増進を図るため、期間限定の「ポイント五倍セール」を始めた。町民に好評であり、町の助成（各年七〇万円）を受けながら継続している。

平成三〇年には、経年劣化や生産中止による台数不足のカード印刷機の親機一台、子機二八台を町の補助金（二三〇万円）を活用して更新した。令和五年には、地域振興券の発行にあわせてポイント還元サービス事業の内容を拡充（ポイント一〇倍セール）したことにより町内商店での購買力が伸びた。町は同ポイントカード事業に二二四万二〇〇〇円を補助した。多くの町民が訪れる年末の風物詩ともなっている「歳末福引大抽選会」のほか、交流会館でビールパーティーなども主催している。

令和二年度から「ちっぷべつポイントカード」と町の健康づくり事業が連携した健康ポイント事業（ちっぷ健やかポイント）が始まった。健康づくり事業（子育て応援、健康づくり、介護予防）に参加すると同カードのポイントが増えるもので、健康づくり事業への参加促進と地域経済の活性化を目指した。



歳末福引大抽選会

平成一八年以降、会長は東晴基が務めている。

#### 秩父別料飲店組合

秩父別料飲店組合（昭和二三年設立）は、関係機関と連携しながら税対策、風俗営業と食品衛生の管理、交通安全の対策、共済制度の活用などの事業に取り組んでいる。特に近年は食の安全・安心、飲酒運転の防止などに力を入れている。また、町老人クラブ連合会主催の老人福祉センターまつりではバザーを行っている。会員は一二人である。

平成二一年以降の歴代組合長は、次のとおりである。

三浦四郎（平18～令4）、岡田幸夫（4～）

深川地方食品衛生 深川地方食品衛生協会秩父別支部（昭和二二年設立）は、食品衛生関係法の順守、飲食に起因

協会秩父別支部 する事故防止に努めている。会員は一九人でいずれも食品製造、飲食店の関係者であり、食の安全・安心の確保に取り組んでいる。事務所は町役場内に置かれているが、令和六年度に商工会へ移管する予定である。

平成二一年以降の歴代支部長は、次のとおりである。

藤村正彦（平19～23）、三浦四郎（23～令元）、岡田幸夫（元～）

北空知青色申告 北空知青色申告会秩父別支部（昭和二九年設立）は、税制・税務に関する意見具申、租税・経理

会秩父別支部 に関する講習会開催などの指導、誠実な記帳による適正な申告の推進などを主な事業として活動

している。会員二十七人で運営している。

平成二一年以降の歴代支部長は、次のとおりである。

四十坊尚（平15ノ令4）、塩谷雅則（4ノ）

公益社団法人深川地方 平成二五年三月、社団法人深川地方法人会は、公益社団法人の認定を受け、四月から公益法人会秩父別支部 社団法人に移行した。令和五年九月には創立七〇周年記念式典が深川市で行われた。昭和二八年に北空知法人会として設立され、この節目を迎えたもので、記念講演会ではシドニー五輪銅メダリストの田中雅美が講師を務めた。

深川地方法人会各支部では税務研究会を重ねている。秩父別支部でも、税制改正、決算・申告の実務、インボイス制度、消費税の適格請求書等保存方式、税務講話などをテーマに企業経営を支える税の知識を学んでいる。

また、秩父別支部では、社会貢献の一環としての「税に関する絵はがきコンクール」「税を考える週間中学生書道展」の応募作品展示会を町内で実施している。青年部会の租税教室が秩父別小学校で実施されているほか、秩父別町パークゴルフ場が同法人会の親睦パークゴルフ大会の会場にもなっている。

平成一五年以降、支部長は寺迫公裕が務めている。



税を考える週間中学生書道展

### 秩父別建設業協会

秩父別建設業協会（昭和四三年設立、昭和五三年現在名に改称）は、会員事業所の経営改善と基盤強化、会員の親睦などに関連した事業のほか、地域密着の活動を行っている。平成二五年五月、イベントや災害時に役立ててもらうため、約一六〇食分の料理が可能な特大の鍋二個を町に寄贈した。同年二月には、開基一二〇年記念事業に役立ててもらおうと、町に五〇万円を寄付した。

平成二九年三月、創立五〇周年を記念して、安全・安心のまちづくりのために町に五〇万円を寄付した。受け取った町は交通安全の啓発のための回転灯の設置や貸し出し用チャイルドシートの更新などに活用した。

同協会では、町の町木植樹推進事業（ニトリ北海道応援基金活用）の一環として、こども冒険の森公園でのエゾヤマザクラ苗木の植樹を会員事業所社員、その家族らとボランティアにより重ねた。平成二五年一〇月には、同協会及び会員七社は、町と秩父別町所管施設等の災害応急対策業務に関する協定を締結した。

平成二一年以降の歴代会長は、次のとおりである。

大池豊（平19～25）、北垣威史（25～令3）、井上尚史（3～）

### 秩父別町技能協会

秩父別町技能協会（昭和四七年設立）は、技能関係団体、技能者の資質向上を図るとともに、技能者の地位向上と産業の発展への寄与などを目的に活動している。町内の公園や保育施設の遊具などを修理・塗装するボランティア活動は恒例となっている。二一年以降では、スポーツセンター公園、保育園、秩父神社、屋外遊戯場などで奉仕活動が行われている。

平成二一年以降の歴代会長は、次のとおりである。

植田正美（平14～21）、高村広行（22～25）、内田隆文（26～）

## 第四章 観光・レジャーと物産

### 第一節 観光概況

#### 北海道の観光戦略

北海道は、「北海道観光のくにづくり条例」（平成一三年制定）に基づき、「北海道観光のくにづくり行動計画」第四期を平成三〇年に策定した。観光振興における道の責務、担い手となる道民・観光事業者・観光関係団体、行政等の役割を明確化し、その施策を打ち出した。その骨格は次のとおりである。

○国際的に質や満足度の高い観光地づくり

○戦略的な誘客活動による旅行市場の拡大

○世界水準の受入体制の整備・充実

また、令和三年に策定した「北海道観光のくにづくり行動計画」第五期（七年度）では、基本的な考え方として「観光立国北海道」の再構築を目標とした。施策としては観光地づくり、誘客活動、受入体制整備の三本柱に加え、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない状況下、ウィズコロナを踏まえ、ポストコロナを見据えた施策を掲げた。これは、将来的に北海道観光が目指す姿に向けて、感染症の拡大防止、社会経済への影響の最小化に努め、新たな旅行スタイルを提案、推進するものである。

## 第二節 秩父別町の観光振興策

秩父別観光の 秩父別町では、これまで秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」を核として、道の駅「鐘のなるまち・ちっぷ現状と課題 ぶべつ」、ふれあいプラザ、B & G 海洋センターなどが集結するエリアの整備を進めてきた。加えて、平成二九年には「キッズスクエアちっくる」を、三〇年には「屋外遊戯場キュービックコネクション」を整備し、既存のファミリースポーツセンターやキャンプ場、パークゴルフ場を合わせて「ベルパークちっぷべつ」と名付け、交流人口の拡大を図ってきた。結果、近年では子育て世代を中心とした観光客の増加が見られるようになり、飲食店など町内の各所に活気が生まれた。しかし、観光客の急激な増加によって駐車場や飲食店の数が追い付かない状況が見られ、需要と供給のバランスがとれず、新たな課題も顕在化してきた。

平成一一年に開園した「ローズガーデンちっぷべつ」は、市街地から少し離れているが深川留萌自動車道のパーキングエリアと直結しており利便性も高く、知名度が定着している。札幌圏への人口集中などから入込客数の減少は否めないが、令和三年に併設されたドッグラン利用による集客が期待されている。

**総合計画にみる** 現在取り組んでいる「第六次秩父別町総合計画」は、令和七年度を目標年次とし、期間は第一次振興方針 基本計画を平成二八～令和二年度、第二次基本計画を令和三～七年度としている。

総合計画では、三つの基本目標を掲げている。

○多くの人が住みたくなる、また訪れたくなる魅力ある観光地づくり

○積極的な観光客の招致と体験や特色ある食事や土産品の開発の推進

○近隣市町の観光資源と連携した事業を推進

また、第二次基本計画では「外国人観光客や関係人口の創出に向けた取り組みを推進」することを基本目標に加えている。

第一次基本計画の主要な施策としては、「①町にふさわしい新たな視点で地域間交流を進め、各種施設の整備を推進、②観光施設を有機的に結合させ、文化と施設が一体となったソフト事業を推進、③各種施設の有効利用を図り、観光事業の付加価値を向上、④観光資源を活かしたメニューの開発とグリーン・ツーリズムを推進、⑤近隣市町との連携した広域観光事業の推進、⑥外国人観光客を誘致するための事業を推進」の六項目を定めた。なお、これらの施策は概ね実践している。第二次基本計画では「町ホームページやSNS等を活用し、積極的な情報発信を行う」ことを加え、実践中である。

**観光事業計画と** 交流滞在型観光を目指す秩父別町では、幅広い利用者のニーズに応えるために滞在型公共施設に**その概要** 無線LANを整備し、ハードとソフトの一体化を進めて体制を整えている。さらに、秩父別町を訪れる観光客が「住んでみたい」「また来たい」と思えるホスピタリティー（おもてなしの心）の向上に取り組んでいる。

また、令和二年に深川留萌自動車道が全面開通し、札幌圏との往来がスムーズになったことで、観光客の増加が期待できる一方、交通アクセスの向上による通過型観光となる懸念も生ずる。そこで、北空知圏振興協議会に所属する各市町が、圏域全体の特色を生かし、それぞれの観光資源を補い合い、魅力アップを図る広域観光事業を進めている。

秩父別町ではその重要性から、併せて外国人観光客の誘致を図るインバウンド観光事業に取り組み、まさに進行中である。

### 広域観光の推進

秩父別町の広域観光を担う北空知圏振興協議会は、北空知圏における総合的な計画の策定と施策の推進、さらに地域の振興整備に関する事業を行うため、昭和四六年八月に設置された。北空知圏振興協議会は、秩父別町を含む一市四町（深川市、妹背牛町、北竜町、沼田町）で構成され、連携した広域観光事業を展開している。

平成七年から秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」を含む一市四町の公共温泉施設で入浴できるお得な回数券「温泉共通券」を発売し、利用促進を図ってきた。また、スタンプを集めて応募すると抽選で特産品が当たる北空知元気村スタンプラリーなど、様々な特典を設けて、きめ細かなサービスによる広域観光の推進を図っている。

ほかにも広域観光事業の一例として、空知総合振興局が推進する台湾への観光プロモーションに参加し、観光資源であるバラ園や秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」などを、小型ドローン撮影による観光PR動画として配信し、国内向けのプロモーション活動を積極的に行っている。

また、秩父別町の観光資源を全国に向け幅広くPRすべく、吉本興業株式会社の若手芸人を移住体験モニターとして起用し、並行してその動画制作も進めるなど、移住・定住対策の推進にも一役かっている。

**インバウンド** インバウンド観光事業においては、秩父別町の特色や時代に即した観光メニューの開発及び、外国観光の推進 人観光客の受け入れ体制を整えることが必要である。観光事業の一環として、平成三〇年度よりイ

ンバンド事業の臨時職員にタイ出身者を採用し、タイ人を対象とした滞在型モデルツアアの提案、SNSを活用した情報発信などを実施している。タイから来た観光客については、令和四年度に一人、令和五年度に二八人と着実に増加している。外国人観光客の増加はもとより、関係人口の創出を図り、事業を今後も継続して行うことで、町に活気をもたらし、広域観光とともにインバンド観光が、秩父別町における産業として定着していくことが重要である。

### 第三節 観光施設

#### 一 秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」

施設概要と運営  
秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」は、平成二年四月一〇日、町内中心部にオープンした。オープン当初は温泉棟だけであったが、同年一二月に宿泊棟が加わり、さらに平成五年には新しい温泉

棟を増設した。平成九年には、団体研修にも利用される多目的研修施設「おおとり」を併設した。平成二四年に温泉棟を増設して黄金の湯とし、既存のシルクの湯と男女日替わりとなっている。黄金の湯では、金箔を貼り焼き上げた特注の陶器風呂・黄金の壺風呂ほか、源泉風呂、電気風呂、サウナ、ミストサウナ、露天灌風呂、ジャグジーなど多種多様な湯浴みを堪能できる。また、シルクの湯には露天岩風呂、シルク風呂、陶器壺風呂なども備え、白い濁り湯のシルク風呂では肌に優しい入浴を楽しめる。

平成二九年には、温泉の掘削から三〇年余りが経過しており井戸の老朽化が懸念されていたことから、新しい源泉の確保が必要であったため、ボーリング調査を実施し、二号源泉を掘り当てた。翌三〇年に、温泉施設（黄金の湯）

へ供給するための湯設備、配管を整備し、一月一日に二号源泉の供給を開始した。二号源泉オープン記念として二月二十八日までの平日を入館料半額とした。

また、令和二年には大規模改修を行い、屋上の看板や宿泊棟と「おとり」の外観をはじめ、客室や宴会場など全体が一新されたほか、館内の客室、宴会場、会議室にてフリーWi-Fiが使用可能となり、客室はカードキーに変更、室内の備品も新装し、館全体が生まれ変わった。

(株)秩父別振興公社に運営を委託しており、料金設定等は、次のとおりである。

日帰り入浴（九時～二二時）は大人五〇〇円、子ども二五〇円。

なお、毎月二回（一〇日、二五日、土曜・日曜・祝日の場合は翌平日）入館料が半額になる割引特典もある。宿泊料金はプランにより異なり、宿泊客の入浴時間は五時～七時三〇分／九時～二三時三〇分となっている。

**源泉名と効能**  
源泉の異なる二つの湯（黄金の湯・シルクの湯）があり、入浴による効能は多岐にわたる。黄金の湯は、次のとおりである。

○源泉名「二号源泉」○泉質「単純温泉」（弱アルカリ性低張性低温泉）旧泉質名（弱食塩泉）

○効能 神経痛／筋肉痛／関節痛／五十肩／運動麻痺／関節のこわばり／打ち身・くじき／痔疾／慢性消化器病  
／慢性皮膚病／病後回復期／疲労回復／健康増進／虚弱児童／慢性婦人病／冷え性／切り傷／やけど

シルクの湯は、次のとおりである。



秩父別温泉「ちつぶ・ゆう&ゆ」

○源泉名「ちっぷの湯」○泉質「ナトリウム―塩化物泉」（低張性弱アルカリ性低温泉）旧泉質名（弱食塩泉）  
 ○効能 神経痛／筋肉痛／関節痛／五十肩／運動麻痺／関節のこわばり／打ち身・くじき／痔疾／慢性消化器病  
 ／慢性皮膚病／病後回復期／疲労回復／健康増進／虚弱児童／慢性婦人病／冷え性／切り傷／やけど

### 入館者の推移

平成二年度にオーブンして以来、年間入館者は平成八年度の二〇万四三二三人が最高であった。平成九年に多目的研修施設

設「おおとり」が併設され、平成一一年度には二度目となる二〇万人を突破した。その後は日帰り利用、宿泊利用とも減少傾向にあったが、平成二一年度から平成三〇年度までの平成年間伸びを見せながらの安定期であった。これは町民のみならず、北空知圏や道内外から訪れる観光利用客の根強い人気と推定される。

令和二年からは新型コロナウイルス感染症が流行し、感染症から命を守るために自粛生活を強いられたコロナ禍において

図表 3-4-1 入館者の推移

(単位：人)

利用 年度	日帰り	宿 泊		合 計
		ゆう&ゆ	おおとり	
平21	131,235	10,875	4,630	146,740
22	138,662	10,725	4,567	153,954
23	128,706	10,759	4,785	144,250
24	146,156	10,681	5,529	162,366
25	167,155	11,129	5,196	183,480
26	165,492	11,747	4,760	181,999
27	171,211	11,813	4,654	187,678
28	164,837	11,729	4,625	181,191
29	167,339	11,444	5,343	184,126
30	163,143	11,803	4,736	179,682
令元	148,722	10,771	4,561	164,054
2	104,020	6,146	1,151	111,317
3	115,798	5,873	1,512	123,183
4	124,279	8,488	2,292	135,059
5	153,734	9,035	3,271	166,040

ては、利用者数が再び減少した。ただし、令和五年には一六万六〇四〇人と、回復の兆しを見ている。

オープン以来の利用者数は平成八年三月に一〇〇万人、一三年三月に二〇〇万人、一九年五月に三〇〇万人、二六年一月に四〇〇万人、三一年五月に五〇〇万人を超え、令和六年八月には、五七〇万人を数えている。入館者の推移については、図表3-4-1のとおりである。

## 二 バラの庭園「ローズガーデンちっぷべつ」

バラの庭園「ローズガーデンちっぷべつ」は、バラを中心とした花と緑のレクリエーション施設として、約五億四四四万円をかけ平成一〇年五月に着工、平成一一年七月一日にオープンした。町の

### 庭園の概要

中心部から約二<sup>キ</sup>離れた高規格幹線道路深川留萌自動車道の秩父別パーキングエリア建設予定地周辺に造られ、その後も施設の整備充実に努めている。総面積五・四<sup>ハ</sup>の広大な用地を確保、世界の珍しい品種が見られるローズガーデンの植栽面積は当初の二〇〇〇平方<sup>ハ</sup>から三〇〇〇平方<sup>ハ</sup>へと一・五倍増大し、植栽したバラも一六五〇株（一八六種）から約三〇〇〇株（約三〇〇種）へと一・八倍にそれぞれ増やしている。

バラの花びらを模したデザインが目を引く中核施設の「バラの城ふろ<sup>ー</sup>ら」は、鉄筋コンクリート二階建て延べ面積約三〇〇平方<sup>ハ</sup>で、館内には町特産品を販売するコーナー、休憩コーナーを設け、二階の展望バルコニーからは、美しいローズガーデンを望むことができる。翌一二年、敷地内に食堂兼特産品売店「ガーデンプラザ・ウエル花<sup>か</sup>夢」がオープン、同時に大型駐車場や公衆トイレも整備され、受け入れ機能がアップした。このほか、園内全体を展望できる「カロスの丘展望台」をはじめ、「バラの回廊」「果実の森」「つつじ園」「はまなす園」「センター広場」「流水路」

や、「散策路」「車椅子用駐車場」などが整備され、随所に日がな一日を楽しめる工夫がなされている。入館者を呼び込むイベントにも力を注ぎ、「ちっぷフェスティバル」「ローズガーデン」や、バラのある風景を被写体とした園内写真の応募が行われた。

図表3-4-2 入園者の推移

年 度	入園者概数 (人)
平21	68,643
22	60,683
23	54,620
24	32,743
25	30,750
26	29,444
27	27,472
28	26,324
29	21,563
30	19,193
令元	20,103
2	20,106
3	19,619
4	19,335
5	19,950

### 入園者の推移

平成一一年の開園当初から二万人を超える入園者数を記録し、その後ピーク時となる平成一三年には一四万八四〇〇人を数えた。平成一五年七月に深川留萌自動車道の秩父別パーキングエリアが供用開始したことにより、交通アクセスも向上し期待は高まったが、平成二一年の六万八六四三人を境に入園者数は減り、コロナ禍を挟み令和五年は一万九九五〇人と減少傾向が続いている。入園者の推移については、図表3-4-2のとおりである。

ローズガーデンちっぷ 令和三年一〇月には「ローズガーデンちっぷべつ」のべつドッグラン 敷地内に「ドッグラン」が新たに加わった。大型犬優先エリアと中・小型犬専用エリアに分かれており、各エリアには足洗い場や遊具



ローズガーデンちっぷべつドッグラン

を設けている。利用期間は五〜一〇月（積雪状況により変更あり）。利用時間は日の出〜日没。入園無料でもあり、気軽に利用できる。ローズガーデンへは犬と一緒に入園が可能である。

### 三 秩父別町交流体験農園「なつみの里」

#### 農園の概要

平成一七年四月二十九日、町の中心部から車で五分ほど離れた場所に開

園した「なつみの里」は、町が約四億二〇〇万円を投じ、都市と農村の交流拡大を目指して整備された。道内の公営（滞在型）市民農園としては栗沢町（現岩見沢市栗沢町）に次いで二番目となる農園である。敷地面積約四・三畧の園内には、ハーブや果樹ゾーンも備えている。滞在型市民農園（使用期間は毎年四月一日〜翌年三月三十一日）と日帰り型市民農園（使



交流体験農園「なつみの里」

図表 3-4-3 滞在型市民農園

区分	募集区間	貸付基準	貸付内容		使用料
			簡易宿泊施設	畑	
Aタイプ	10区画	1区画	1棟	100㎡	年230,000円
Bタイプ	10区画	1区画	1棟	200㎡	年250,000円

資料：秩父別町なつみの里パンフレット

図表 3-4-4 日帰り型市民農園

区分	募集区間	貸付基準	貸付内容	使用料
一般用	28区画	1区画	50㎡	年10,000円
障がい者用	4区画	1区画	植樹樹1台	年5,000円

資料：秩父別町なつみの里パンフレット

用期間は毎年五月一日～十一月三〇日）に区分し、野菜づくりや花づくりを通して、自然や人とのふれあいを深めることができる体験農園である。

町民や町内の農業従事者で結成されたボランティア団体「田舎の親戚」が、農作物栽培や町での生活に関してアドバイスを行うため、利用者は日帰りのみならず、安心して滞在もできる。

滞在型の宿泊施設には薪ストーブ、ホームサウナ、シャワー室を備えており、テレビ、ガスコンロ等の家財道具については各自の持ち込みとなる。光熱水費（水道、電気、燃料）は実費を負担。

なお、宿泊施設の滞在可能期間は毎年四月一日から同年十二月二十五日までとなっており、冬期間は滞在不可であるが、使用期間中の除雪は個人対応となる。なつみの里の詳細については、図表3-4-3、図表3-4-4のとおりである。

#### 四 秩父別町観光体験牧場「めえーめえーランド」

##### 牧場の概要

「めえーめえーランド」は、羊とのふれあいによる癒しがテーマとなる、ふれあい型の観光牧場である。「ローズガーデンちっぷべつ」の隣接地に整備され、平成一六年に原田建設工業株式会社の原田森成会長が寄付した約八・七畝の土地（旧羊・牛・馬牧場）と、スキー場跡地とを合わせた約一二畝の用地である。「ローズガーデンちっぷべつ」とは散策路でつながれ、丘陵地の約八畝は放牧場とした。平成一八年六月の開園当初は、牧場に面した約



観光体験牧場「めえーめえーランド」

一<sup>キ</sup>の散策路から身近に様々な種類の羊を観察でき、世界の羊一五種類一五頭とサフォーク種二〇頭が観光客を出迎えた。令和五年現在は、サフォーク種九頭が来場者とのふれあいを待っている。この愛らしい羊たちには、手から餌をあげられるえさやり体験（無料）ができ、入館無料で家族連れも楽しめる施設である。

## 五 道の駅「鐘のなるまち・ちつぶべつ」

### 「道の駅」の概要

「鐘のなるまち・ちつぶべつ」と命名され、国土交通省に登録された道の駅が平成一七年八月にオープンした。秩父別温泉「ちつぶ・ゆう&ゆ」と開基百年記念塔に近く、町ふるさと特産物展示館（平成二年開館）の横に、木造平屋建て約二五平方メートルのログハウス風の「やさい館」「お食事館」二棟を建設し、この三施設を総合して道の駅とした。町内の農家、農産品加工グループなど四二の個人・団体が「道の駅ちつぶべつ事業組合」を結成し、出資を募って約六三〇万円の事業費を投じ、施設の管理・運営を行った。「やさい館」と「お食事館」は、建物の老朽化などによって平成三〇〜三二年に撤去（廃止）され、指定管理者制度に基づき、平成三二年度から(株)秩父別振興公社が運営を引き継いだ。

特産物展示館では、人気のトマトジュース「あかずきんちゃん」をはじめ、ブロッコリーのパウダーを用いた「ちつぶべつ緑のシリーズ」のグリーンソフトな



道の駅「鐘のなるまち・ちつぶべつ」

どが好評で、ほかにも特産品は豊富な品が揃えられている。

## 六 開基百年記念塔と世界の鐘

### 記念塔の概要

秩父別町は、屯田兵が開拓した町である。往時の屯田兵たちは鐘を鳴らすことによって時を知らせるなど、様々な連絡に鐘を利用していた。歴史を物語るその鐘は秩父別町郷土館に保存され、先人たちの開拓精神を後世に伝えるため、町のキャッチフレーズも「鐘のなるまち ちつぶべつ」と定められた。平成五年二月に開基一〇〇年を記念し秩父別温泉「ちつぶ・ゆう&ゆ」の前に建てられた開基百年記念塔は高さ一〇〇メートル（三〇・四八メートル）で、塔上には国内最大級の洋鐘（直径一・六六メートル、高さ一・四一メートル、重さ二・八一五トン）が設置され、コンピュータ制御により毎日正午と午後六時の一日二回、時を告げている。町民から寄せられた提案により、展望室に「しあわせの鐘」を平成一九年七月二〇日に設置した。直径三五・三メートル、高さ三四・一メートルの真ちゅう製の鐘は取り付けられている。ロープを引っ張ると鳴らすことができ、鳴らす回数により一回は恋愛成就、二回は金運上昇、三回は長寿、四回は強運、五回は大願成就のご利益があるとされ、空高く鳴り響く音色が、訪れる観光客を楽しませている。その意味に合わせた「しあわせの鐘ストラップ」を販売していたが、令和六年現在は販売していない。

なお、開基百年記念塔の真向かいに建つ「ふるさと特産物展示



開基百年記念塔

館」に平成一八年六月、世界の鐘の音が聞ける音響装置が設置された。屯田兵による開拓と鐘にまつわる故事と「鐘のなるまち・ちっぷべつ」の愛称にちなんで、後藤義博元町長が「世界の鐘（世界的に有名な一か所の鐘の音を自ら収録したミニディスク）」を町に寄贈したことがその運びとなった。令和六年現在は設置されていない。

## 七 キッズスクエアちっくる

キッズスクエア 秩父別町では子育てしやすい環境づくりを目指し、平成二九年ちっくるの概要 年四月に「キッズスクエアちっくる」をオープンした。雨や雪などの天候や夏の暑さ、冬の寒さなどにも影響されることのない、全天候型の屋内アスレチックである。床面積六〇〇平方<sup>メートル</sup>、高さ八<sup>メートル</sup>の広い空間となり、見上げる場所には室内いっぱいに明るい色の大型遊具ネットが二層に張り巡らされている。真っ赤な色をしたらせん状のチューブスライダーのほか、安心して遊ぶためのクッションを備えたクライミングウォールのコーナーもある。ネットで遊ぶことのできない幼児専用のコンビネーション遊具も用意されているなど、子どもたちが安全に、元気に遊べる工夫が全てに施されている。入館は無料であり保護者同伴の上、ファミリーで楽しめる空間となっている。



キッズスクエアちっくる

## 八 キュービックコネクション

キュービックコネ 平成三〇年七月、「キッズスクエアちつくる」に隣接してオープンした屋外遊戯場が「キュークションの概要 ビックコネクション」である。一辺が二階のキューブを組み合わせ、幅五八メートル、高さ一三メートルの巨大なジャンブルジムは日本一の規模を誇る。全体を六つの階層に分け、各階層にはアスレチックの要素を含んだいろいろな遊具約二〇種類が配置されている。滑り台、ハンモック、はしご、マジックミラーなど、いずれも子どもが興味を持ち、チャレンジ精神を旺盛に湧かせる造りになっている。地上部には幼児向け遊具を設置し、二階層へはバリアフリー構造にするなど、六つの階層すべてに工夫を凝らした大型コンビネーション遊具である。そのため、年齢に合わせた遊びを入場無料で楽しむことができる。

周辺にはブランコやロープウェイのほか、ちよいとトレと名付けられた五種類の健康遊具が、体の全身運動をサポートしながら、運動不足や生活習慣病から体を守るために設置されている。令和五年、安全を期して、遊戯場に落下防止網が取り付けられた。



キュービックコネクション

九 こども冒険の森公園

公園の概要

こども冒険の森公園は昭和六三年に開園され、市街地から東北へ約一キロ離れた広さ約四・二四<sup>ハシ</sup>の丘陵地帯に造成された。展望台からは秩父別町を一望でき、フィールドアスレチック、ローラー滑り台、空中ブランコ、ネット渡り、ロープスイングなどのほか、森の中の祠<sup>ほら</sup>、レストハウス、噴水池、東屋などを配し、スポーツ・レジャー基地となり「なかよしランド」とも呼ばれた。公園の一角が深川留萌自動車道秩父別パーキングエリアとして整備されることになり、その拠点整備事業の一環となるバラの庭園「ローズガーデンちっぷべつ」の新設に合わせ、こども冒険の森公園もリニューアルされた。施設面積は約一六<sup>ハシ</sup>に拡大され、四季折々に自然に親しむことができる。桜の杜と改称、桜が見ごろとなる五月に開園され、多くの花見客が訪れたが施設の老朽化により、令和四年に閉園された。

一〇 日本庭園「百禄園」<sup>ひやくろくえん</sup>

公園の概要

百禄園は秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」の東側に、平成三年一〇月に完成オープンした庭園である。名称となる「百禄」とは、中国の『詩経』の一節にある言葉で、「多くの幸福」という意味を持つ。

三四五平方<sup>ハシ</sup>の敷地にイチイ（オノコ）が植栽され、園の中央には枯滝石組を配しており、日本庭園ならではの情緒の中にも力強さを感じられる。一二一本のイチイは、北竜町の中村理作が昭和天皇即位を記念して昭和二年に植

樹したものを、秩父別町在住の杉本弥一郎が在町四〇年記念に購入し、同庭園の造成に当たって寄贈したものである。晴天の日や湯浴み後の散策に最適で、初秋に赤い実をつけるイチイを愛でる憩いの場ともなっている。

## 一一 その他の公園

百年記念西公園・百年記念西公園は、開基一〇〇年記念事業の一環として平成六年に、快適な農村環境の整備、屯田公園・協栄公園 町民の憩いの場の確保を目的に造られた。市街地から西へ約四<sup>キ</sup>離れた、三条八丁目の稲荷神社に隣接する公園である。三三六平方<sup>メ</sup>の広さで、園内には東屋、公衆トイレ、水飲み台、遊具などが設置されており、平成二九年には町内会で管理を行っていた。

屯田公園は、名称通り開拓の祖屯田兵ゆかりの公園である。二二五平方<sup>メ</sup>の園内に東屋、遊歩道（延長一八五<sup>メ</sup>）、ベンチ、テーブル、水飲み台、公衆トイレを整備し、ゆっくり過ぎさせる環境となっていた。

協栄公園は、約八〇本の樹木に囲まれた、自然豊かな公園である。二二五〇平方<sup>メ</sup>の園地には東屋、遊歩道（延長一七五<sup>メ</sup>）、ベンチ、テーブル、水飲み台、公衆トイレが完備され、地域住民に利用されていた。しかし、三公園は令和四年に閉園された。

## 第四節 観光・レジャーイベント

### 一 秩父別とんでんまつり

真夏の風物詩へと例年八月、町民総参加で練り広げられる夏祭り「秩父別とんでんまつり」は、町、農協、土地成長した経緯 改良区、商工会の四団体が主催し、記念すべき第一回が昭和五三年八月一〇・一一の両日に開かれた。市街地を中心に練り歩く、女性総勢三〇〇人によるとんでん音頭や山車のパレードは圧巻で、賑わいを見せた。焼肉・ビールパーティーなどを行うほか、子ども広場、農業広場も開設され、老若男女が存分に楽しんだ。

第二回以降も主催側では実行委員会を組織し、毎年八月上旬の土・日曜日の二日間開催を定番とした。「とんでんまつり企画会議」を設立するとともに、イベント内容の質的向上を目指し、町民アンケートを実施するなど工夫を凝らした。祭りは、前夜祭と本祭りに分けたプログラムを組み、市街地のパレードは山車行列とともに、大賞などが贈られるコンテスト方式を導入した。また、多額の賞金を用意し、祭りの呼び物とした全道むかで競走大会では、毎回全道から六〇〜一〇〇チームが参加するほどの盛況ぶりを見せたが、第四〇回を迎えた平成二九年に終了した。

キュービックコネクション 平成三〇年八月四日の第四一回は、屋外遊戯場キュービックコネクションの七月オー竣工記念の第四一回 プン記念を兼ねて開催された。従前のふれあいプラザ周辺だけでなく、この遊戯場ができたベルパークちっぷべつ一带を会場に行われた。実行委員会が主催し、町、農協、土地改良区、商工会の共催に

より、昼夜二部に分けられた各種行事を町内外から訪れた多くの家族連れなどが楽しんだ。昼の部「はたらく車展示」では、自衛隊装甲車やパトカー、消防車、ロータリー車などが展示され、子どもたちは普段間近で見ることのできない特殊車両に乗り込んで、記念撮影に興味津々であった。小学生（四年生以上）と中学生以上の三人一組が対象となる新アトラクション・バブルロワイヤルは、バブル型の透明な着ぐるみに身を包み、ぶつかり合い押し相撲をするその姿に、笑いと歓声が響いた。夜の部には三時間飲み放題のビールパーティーが開かれ、紅白出場歌手・秋元順子の歌謡ショーで満員となった会場は、アンコールの手拍子起きるなど、大いに盛り上がった。四九本の当たりが出た大抽選会で賑わい、恒例となった花火大会では、大輪の花が真夏の夜空を彩り、フィナーレを飾った。

令和時代の幕開けとなった元年の第四二回も、飲食出店が並ぶ一角には特産物販売コーナーが開設され、多くの人々に利用された。ステージショーや大抽選会など、祭りのプログラムは年々新たな試みがなされ、現在進行形である。例年好評であったビールパーティーや、四五〇発打ち上げられ町内外の観客で賑わった花火大会は、令和五年をもって終了となった。令和六年から「ちっぷべつ夏まつり」へと名称を改めた。

## 二 ちっぷフェスティバル in ローズガーデン

夏を代表する 昭和六二年七月から開催された「ちっぷフェスティバル in ローズガーデン」は、平成一一年七月イベント オープンの「ローズガーデンちっぷべつ」に合わせ、当園を会場に行われた。商工会、観光協会の共催からのスタートで、夏のイベントシーズンの幕開けを告げる催しとして定着している。秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆう」と「ふれあいプラザ」の間にあるイベント広場（雨天の場合はふれあいプラザ）を会場に毎年開かれ、焼き

そば、焼き鳥やフリーマーケットなどの露店が立ち並び、歌謡ショーや縄跳び大会、靴飛ばし大会、ミニ四駆大会など盛りだくさんに行われた。豪華景品が当たる夢のスタンプビンゴゲーム、お楽しみ抽選会などもあり、町内外からの観客で賑わった。餅まき、キャラクターショーなどのアトラクションが新たに加わり、特産品販売の露店も増えた。令和五年度から、ちっぷウインターフェスとして、冬のイベントとなっている。

### 三 ちっぷ納涼盆踊り大会

観客の目を引く 毎年八月中旬、観光協会主催による「ちっぷ納涼盆踊り大会」はイベント広場を中心に開催される盆踊り大会。当日は、子どもの部から大人の部まで毎年多くの人々が参加し、やぐらを囲んで太鼓の音色に合わせて踊りの輪を広げる。それぞれの部ではコンテストも行われ、個人賞、団体賞、参加賞などがあり、ユニークな仮装の踊り手が気合十分に盛り上がる。数万円相当の景品が当たる抽選会も行われ、賑わいを見せている。コロナ禍の影響により令和二年から中止が続いていたが、令和四年に三年ぶりの開催となり、ふれあいプラザで行われた。

### 四 キュービックワンダーランド@ちっぷべつ

音楽で盛り上がる 令和五年六月二四・二五日の二日間、「キュービックワンダーランド@ちっぷべつ」が開催された。多彩なイベント 令和四年から二年連続して行われ、ベルパークちっぷべつ周辺を会場として、町内外から約六八〇〇人が訪れ、熱気に包まれた。プログラムの内容は、秩父別町から出題されるクイズに答えた正解者の中

から抽選で賞品が当たる宝探しのほか、白熱した勝負が見ものとなる水風船合戦、子どもの走り方教室、焚火用の薪割り体験、マッサージコーナーなども用意され、子どもから大人まで楽しめる構成であった。ラーメン、カレー、ジンギスカンなど、味わい豊かな露店が並び、世界各国のクラフトビールも販売され、人気を集めた。アカペラ大会やプラスチックバンド演奏も行われ、イベントの目玉であるDJブースでは、お笑いコンビ・エレキコミックとしても活躍するDJ・やついいちろうが巧みな技を披露し、大盛況となった。

## 五 ちっぷべつ冬のアクティビティ

冬の遊びを楽 「ちっぷべつ冬のアクティビティ」は、「雪と冬を楽しむ」をしむイベント コンセプトに、令和三年度から秩父別町営陸上競技場（令和五年度からはベルパークちっぷべつ内野球場）を会場に開催されている。参加者は、係員がスノーモービルでけん引するバナボートやラフトボートに乗り、場内を周回する壮快感に浸ることができる。スキーウェアや長靴で身を包み、冬の寒さを忘れて白銀の世界を思う存分満喫するアクティビティとなっている。小学二年生以下は保護者の同伴が必須で、小学二年生以下が体験可能となるのはラフトボートのみと制限があるなど、安全性の観点から配慮がなされており、家族や友人たちが心おきなく楽しめる冬のアクティビティである。

なお、令和六年二月に開催された「ちっぷウィンターフェス」のイベント時に



ちっぷべつ 冬のアクティビティ

は通常有料のアクティビティを無料体験することができた。

## 第五節 物 産

### 一 秩父別町の特産品

町産米やブロッコ 秩父別町は「日本の米づくり百選」に選出されたことのある米の名産地で、北海道が指定するリーが彩る特産品 「水稻種子生産の指定産地」（全道七か所）でもある。秩父別町では、甘み、粘りや硬さが適度でバランスが取れた味わいの「ななつぼし」、甘みが強くて粘り気が多く、モチモチとした食感を楽しめる「ゆめぴりか」などを生産している。この「ななつぼし」や「ゆめぴりか」は、ふるさと納税の返礼品としても好評を得ている。

町特産のブロッコリーを原料に、ブロッコリーパウダーを使用し開発された「ちつぶべつ緑のシリーズ」には、サラダやパスタに重宝するソース、パウダーを練り込んだパスタやラーメン、スイーツなど、地域づくり推進事業の一端で開発したご当地グルメが勢揃いしている。多彩な顔ぶれの特産品は、次のとおりである。

○とまと大福：トマトジュース「あかずきんちゃん」を用いた、ほんのり甘酸っぱく、爽やかな香りが特徴の大福。

○かぼちゃのポタージュ：町産完熟かぼちゃを使用。丁寧に裏ごしされた、まろやかな味のポタージュスープ。

○ローズソフト：バラから抽出したエキスが入っており、バラの香りが口に広がるソフトクリーム。

○エゾ鹿加工商品：天然エゾ鹿肉○○製の犬猫用ジャーキー、ふりかけのほか、鹿の脂肪を主原料にしたエ

ゾ鹿石鹼や、角で作ったストラップもある。

○おこめかぞく：子どもからシニアまで家族揃って使える、全身用保湿ローション。米をはじめ、肌に優しい天然由来成分を配合。

○ちつぶべつ緑のシリーズ：ちつぶべつ緑のソース／緑のナポリタンソース／ブロッコリーと米粉のパスタ／ブロッコリーらゝ麺／しっとりカステラーナ「日和」／ちつぶべつ緑のラングドシャ／グリーンソフト／ちつぶべつ緑のアイス

人気のトマトジュース 朝採れの厳選された生食用トマトは糖度が高く、このトマトの完熟のみで作ったトマト「あかずきんちゃん」ジュース「あかずきんちゃん」は、秩父別町を代表する特産品の一つである。瓶詰めで提供しており、開発当初は、トマト本来の風味を生かそうと天然塩を使用した有塩のみの製造であったが、令和二年に無塩とプレミアムとの二種類を開発。令和六年現在販売されているのは、自然のまま食塩を一切使用しない無塩、ミニトマトをブレンドしたプレミアムとの二種類のみである。消費者のニーズに応え、一〇〇〇<sup>ミリリットル</sup>、一八〇<sup>ミリリットル</sup>と容量は大小二タイプを用意している。

秩父別農協が昭和六三年に製品化していたものを新たな特産品づくりの一環として町振興公社が引き継いだ経緯があり、平成八年から本格的に製造を開始した。販路は道内のみならず、東京、横浜など首都圏をはじめ、大阪など関西地方の百貨店、大手スーパーにも出荷しており、通信販売にも力を注ぎ、現在に至っている。また、ふるさと納税の返礼品としても人気となっている。

## 二 特産品の研究開発

ちっぶべつ農畜 平成一三年に結成された「ちっぶべつ農畜産物加工研究会」（藤村正彦会長）は、町内農家グループ物加工研究会 プヤ飲食店関係者ら一人による全町的な組織である。町特産のブロッコリーやトマト、サフォーク種羊ラム肉などを用い、メインディッシュ、デザートまで開発研究に取り組んでいた。講習会や試食会などを繰り返し開催し、数々の実績を残し、同研究会の活動には注目が集まった。令和六年現在、組織は解散したが、ちっぶべつ農畜産物加工研究会の尽力は、特産品の研究開発における今日につながっている。

### 緑のナポリタン

平成二四年に、地域づくり推進事業の一環としてスタートしたご当地グルメの開発は、町特産のブロッコリーを用い「ちっぶべつ緑のシリーズ」と命名し、幅広い商品展開が話題となっている。上質が自慢の地元産ブロッコリーをパウダーにして、秩父別町産の米粉と北海道産の小麦粉を使用した生地に練り込んだ、もちもち食感の Pasta は「ブロッコリーと米粉の Pasta」の名で商品化された。この生麵を使用し供されるご当地グルメ「緑のナポリタン」は、地元のレストランで味わうことができ、今では秩父別町グルメの定番である。なお、「ちっぶべつ緑のシリーズ」の商品群の名称は、特産品の項目で明記している。



緑のナポリタン

### 三 販売促進

#### 町内での取り組み

地元特産品の代表格であるトマトジュース「あかずきんちゃん」をはじめ、特産のブロッコリーから作る多彩な製品は、道の駅「鐘のなるまち・ちつぶべつ」やバラの庭園「ローズガーデンちつぶべつ」の売店、秩父別温泉「ちつぶ・ゆう&ゆ」などの各種施設で販売している。また、ちつぶべつ夏まつりなどの各種イベント時の特設コーナーで購入できる。

#### ふるさと納税

平成二〇年五月から国で開始した「ふるさと納税」は、都市集中型社会における地方と大都市の格差是正・人口減少地域での税収減少対応と地方創生を大前提とした寄附金税制の一つである。

秩父別町では、「ふるさと納税」により集まった寄附金に感謝の意を込めて、魅力ある返礼品を用意している。寄附金額により返礼品の内容は異なる。返礼品の一部は次のとおりである。

- 秩父別産米「ななつぼし」「ゆめぴりか」
- あかずきんちゃん（トマトジュース）
- 天然エゾ鹿肉ドッグフード（愛犬用ジャーキー）
- 北いぶき産赤肉メロン

## 第六節 観光入り込み客数

観光入り込み 秩父別町は、平成二年の秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」、平成一二年のバラの庭園「ローズガーデン」の規模を誇る屋外遊戯場「キュービックコネクション」が相次いでオープンしたことが拍車をかけ、平成三〇年には六三万二六〇〇人、続令和元年にも六二万三五〇〇人を記録している。しかし、令和二年一月に発した新型コロナウイルス感染症の蔓延により交流人口が途絶えた影響で、令和三年は四〇万三九七九人にまで落ち込み、新型コロナウイルス感染症が五類感染症に引き下げられて以降の令和五年は五九万

観光入り込みが当時のピークとなる三六万七一〇〇人を数え、その後も道外客数や宿泊客数に大きな伸びを示した。平成二九年に「キッズスクエアちっくる」、翌三〇年に日本一の規模を誇る屋外遊戯場「キュービックコネクション」が相次いでオープンしたことが拍車をかけ、平成三〇年には六三万二六〇〇人、続令和元年にも六二万三五〇〇人を記録している。しかし、令和二年一月に発した新型コロナウイルス感染症の蔓延により交流人口が途絶えた影響で、令和三年は四〇万三九七九人にまで落ち込み、新型コロナウイルス感染症が五類感染症に引き下げられて以降の令和五年は五九万

図表 3-4-5 秩父別町観光入り込み客数の推移

(単位：千人)

年度	観 光 入 り 込 み 客					
	総数	道外客	道内客	日帰り客	宿泊客	宿泊客延べ数
平21	507.3	15.1	492.2	491.2	16.1	16.1
22	434.4	11.8	422.6	418.2	16.2	16.3
23	403.6	11.1	392.5	387.6	16.0	16.0
24	403.0	14.3	388.7	385.1	17.9	17.9
25	419.4	11.2	408.2	403.0	16.4	16.4
26	440.3	10.9	429.4	423.8	16.5	16.5
27	454.6	10.7	443.9	438.4	16.2	16.2
28	437.2	10.7	426.5	420.9	16.3	16.3
29	538.8	13.2	525.6	522.1	16.7	16.7
30	632.6	15.6	617.0	616.3	16.3	16.3
令元	623.5	26.6	596.9	608.1	15.4	15.4
2	393.5	2.0	391.5	387.2	7.3	7.3
3	404.0	5.1	398.9	396.5	7.5	7.5
4	537.0	26.7	510.3	526.1	10.9	10.9
5	593.2	30.0	563.2	580.9	12.3	12.3

三二〇六人となっている。観光入り込み客数の推移については、図表3-4-5のとおりである。

## 第七節 秩父別町観光協会

### 協会の設立

秩父別町観光協会は、昭和四五年四月に町、農協、商工会、土地改良区の四団体により設立された。商工会内に事務所を置き、観光資源の保護育成、観光施設の整備、町民の保健・勤労意欲増進、文化交流の促進などを通じて、地域経済の発展と住民生活の向上を図ることを目的としている。

### 主な事業

観光・レジャーに関する施設の整備、イベントの開催などすべてに関わり、観光振興の中心的役割を担っている。また、交流滞在型観光を目指し、観光客誘致や広域観光の推進に努めている。

平成二二年度以降の歴代秩父別町観光協会会長は、次のとおりである。

柴田壹隆（平15～22）、寺迫公裕（23～30）、宇野忠直（31～令5）、北垣威史（6～）

## 第五章 労働

### 第一節 労働関係法令の変遷

#### 主な改正

労働に関する法律の改正は、近年大幅に行われている。少子高齢化による労働人口の減少、常態化していた長時間労働が過労死や過労による健康問題に発展し社会問題になっていること、労働不足を補うために女性や高齢者の労働参加の推進などがその背景にある。

平成二二年四月一日、「労働基準法の一部を改正する法律」（平成二〇年法律第八九号）が施行された。限度時間を超える時間外労働の労使による削減、法定割増賃金率の引き上げ、代替休暇制度の創設、年次休暇の有効活用として時間単位年休制度の創設が概要である。

二七年度の改正では、最低賃金額の改定、青少年の雇用の促進等に関する法律の一部施行等、労働者派遣法の改正、労働契約申込みみなし制度の施行が行われた。

三〇年には、国会で「働き方改革」が最重要課題として取り上げられ、同年七月六日に「働き方を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成三〇年法律第七一号）が公布された。働き方改革に係わる基本的考え方を明らかにし、改革を総合的かつ継続的に推進していく基本方針が定められた。個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方の実現のために、長時間労働の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）、勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）、産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法等）が明示された。また、雇用形態にかかわら

ない公正な待遇の確保のために、不合理な待遇差を解消するための規定の整備と待遇に関する説明義務の強化（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）、また、これらが履行できるように行政による措置をとることなどが定められた。併せて、中小企業における月六〇時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し、一定日数の年次有給休暇の確実な取得、フレックスタイム制の見直し、高度プロフェッショナル制度の創設などが示された。

この改正では正された長時間労働については、時間外労働の上限は月四五時間、年三六〇時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも休日労働を含む年七二〇時間、単月一〇〇時間未満、複数月平均八〇時間となった。

令和四年には雇用保険法が改正され、六五歳以上で要件を満たす人に対して特例的に雇用保険の被保険者になることができる制度（マルチジョブホルダー制度）が新設された。育児・介護休業法の改正では、育児休業制度の周知と整備の義務化等がされた。施行された「改正労働施策総合推進法」はパワハラ防止法を改正したもので、法的に明確化されたパワハラ基準に基づいた具体的な措置への取り組みが中小企業にも義務化された。

五年には、中小企業における月六〇時間を超える時間外労働の割増賃金率が五〇割以上に引き上げられた。すでに大企業では平成二二年四月から義務付けられていたものであるが、中小企業に与えられていた猶予期間が満了となり廃止となった。

## 第二節 最低賃金の保証

### 北海道の最低賃金

平成二十七年の時点で、日本の最低賃

金の水準は、他のG7諸国と比較すると低い状況であった。同年一月二四日の経済財政諮問会議で当時の安倍晋三首相は「最低賃金を、年率三割程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていくことが必要である」と表明した。ここを出発点として全国加重平均一〇〇〇円を目指す最低賃金上げへの取り組みが国として始まり、令和五年に全国平均は一〇〇四円となり達成した。

図表 3-5-1 北海道の地域別最低賃金額の推移

年度	時 間 額			発効年月日
	金額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	
平21	678	11	1.65	平21. 10. 10
22	691	13	1.92	22. 10. 15
23	705	14	2.03	23. 10. 6
24	719	14	1.99	24. 10. 18
25	734	15	2.09	25. 10. 18
26	748	14	1.91	26. 10. 8
27	764	16	2.14	27. 10. 8
28	786	22	2.88	28. 10. 1
29	810	24	3.05	29. 10. 1
30	835	25	3.09	30. 10. 1
令元	861	26	3.11	令元. 10. 3
2	861	—	—	元. 10. 3
3	889	28	3.25	3. 10. 1
4	920	31	3.49	4. 10. 2
5	960	40	4.39	5. 10. 1

出典：厚生労働省ホームページ

### 第三節 労働組合

#### 秩父別町の労働組合

平成七年当時、秩父別町にあった労働組合は、連合北海道秩父別地区連合組合協議会（組合員数・二七人）と秩父別町職員組合（同・五七人）、農業共同組合従業員組合（同・七一）の三団体（同・一五五人）であった。このうち地区連合には北教組、全通（郵便局）などの下部組織が加盟していたが、町職員組合は自治労に参加せず、地区連合傘下にも入っていない。この組織構成は現在も変わらないが、組合員数が減りつつあるほか、従来の全通は日本郵政（J P U）と名称を変更している。また、秩父別農業協同組合は広域合併に伴い、北いぶき農業協同組合秩父別支部となっている。



第四編  
教  
育



# 第一章 教育行政

## 第一節 教育制度の変遷

### 教育基本法の改正

改正教育基本法は、平成一八年一月二二日に公布・施行された。昭和二二年に制定以来、科学技術の進歩や情報化、国際化、少子高齢化など教育をめぐる状況が大きく変化する中で、半世紀ぶりの改正となった。改正では、前文に日本国民が願う理想として「民主的で文化的な国家」の発展と「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献を掲げた。その理想を実現するために、改正前の教育基本法に引き続き「世界の尊厳」を重んじることを宣言するとともに、新たに「公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。」と規定した。

### 教育改革三法の改正

教育基本法の改正を受けて、平成一九年に教育改革三法案（学校教育法、教育職員免許法及び教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律）が可決・成立した。このうち改正学校教育法では、「規範意識」や「公共の精神」など新たに義務教育の目標を定め、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直した。また、学校に副校長などの新しい職を置くことができるとし、組織としての学校の力の強化を図った。さらに、ゆとり教育への反省から、確かな学力を育むに当たり、基礎的な知識及び技能の習得、判断力、表現力その他の能力の育成など重視すべき点を明確にした。

## 社会教育法の改正

昭和二四年制定の社会教育法は、社会教育に関する国や地方公共団体の任務を規定している。社会教育とは学校、家庭以外の広く社会で行われる教育のことで、平成一年の改正では、社会教育委員の委嘱範囲を広く学校教育・社会教育・学識経験者の中から選考できるように配慮した。さらに、「家庭と地域教育力向上のため、社会教育行政の体制整備とともに学校・家庭・地域の連携を推進する」ことをねらいに、家庭教育力の向上に向けて家庭教育講座などの実施・奨励事務を教育委員会の責務とし、子育てサポーターや子育てサークルリーダーなどを社会教育委員や公民館運営審議会委員に委嘱できるようにした。また社会奉仕体験活動、自然体験活動などの促進のため、青少年のボランティア活動を実施・奨励する事務を教育委員会に課した。

さらに教育基本法の改正を踏まえた平成二〇年の改正では、教育委員会の事務に主に児童生徒に対し放課後、休日に学校などを利用した学習などの機会を提供する事業を追加したのをはじめ、社会教育主事の職務、図書館・博物館の事業に関する改革を断行した。この中で社会教育施設の運営能力の向上、専門職員の資質向上・資格要件の見直しなどが取り上げられた。

## 教育課程の変遷

平成二〇年の学習指導要領の改訂で、一〇年ぶりにゆとり教育からの転換が図られた。「生きる力の充実のほか、特に小学校では外国語活動の導入を打ち出した。ゆとり教育の目玉だった「総合的な学習の時間」は週一時間だけ残された。実施は小学校が二三年度、中学校が二四年度からになった。

### 三つの柱

さらに平成二九年に改訂された新学習指導要領では、社会の変化を見据え、新たな学びへの進化を目指すそうと、「生きる力 学びの、その先へ」とのスローガンを掲げ、「社会に開かれた教育課程」の実現のため、①学びに向かう力、人間性、②知識及び技能、③思考力、判断力、表現力などの三つの柱を示した。そのための具体的な新設教科・科目として、(コンピュータ)プログラミング教育、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」を総合的に育む外国語教育、道徳教育、社会の中で自立し、他者と連携・協働して社会に参画するための主権者教育などを設けるとした。

主体的・対話的で 平成二九年改訂の新学習指導要領では、知識の習得にとどまらず、児童生徒が自分で問題を解き、深い学びの授業 決し、意見を出し合い、主体的に学びを深めるような授業を導入するよう呼びかけた。「主体的・対話的で深い学びの授業」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い授業を実現し、学習内容を深く理解し、資質、能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けてもらいたいとのねらいからだ。「主体的な学び」とは、児童生徒自身が課題を設定し、学びの意義や目的を見だし自己実現を図る学び。「対話的な学び」とは、複数の生徒がお互いに意見を出し合い課題解決に向けた共同作業を進める学び。そして「深い学び」とは、現象や事象の本質的な理解を深め思考力を高める学びとした。

### GIGAスクール構想

令和元年一二月に文部科学省が導入を打ち出し、三年から本格スタートした。児童生徒向けに一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の小中学校現場で実現させるものであ

る。背景としては、高度情報化時代に生きる子どもたちにとってパソコン端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムで、社会のあらゆる場所でICT（情報通信技術）の活用が日常のものとなっている中、学校が時代に取り残されてはいけないという危機感があった。一人一台端末を令和の学校のスタンダードとするねらいもあった。構想は令和元年一二月に閣議決定され、当初五年頃までの実現を目指した。だが、新型コロナウイルスの感染拡大で全国の小中学校で臨時休校が長期化し、オンライン教育へのニーズが急速に高まり、構想のスケジュールが前倒しされ、三年三月までに全国ほとんどの小中学校で一人一台端末の導入が完了した。

**教育委員長と** 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下

**教育長を一本化** 「地教法」が平成二六年に改正され、教育委員長と

教育長を一本化した教育長が任命されることになった。任期は三年で、施行日は翌二七年四月一日からであった。

滋賀県大津市のいじめ自殺事件では、児童生徒の生命、身体にかかわる重大かつ緊急の事態が生じたにもかかわらず二人の長（教育委員長と教育長）がいる弊害で、教育委員会会議が速やかに招集されないなど教育委員会による責任ある確な対応がなされなかった。こうしたことをきっかけに改正への議論が始まった。



GIGA スクール（電子黒板を用いた授業風景）

コミュニティ・学校と地域の連携、協働の在り方などをめぐる中央教育審議会（以下「中教審」）の答申を受け、スクール制度 地教法の改正後、平成二九年四月施行で学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度が導入された。協議会の役割を「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができること、教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること」とした。これまで地域住民の学校運営への参画を目的とした学校評議員制度では、校長の求めに応じて意見を述べ、助言してきたが、これを発展させ、協議会の委員は一定の権限と責任を持って「合議体」として学校運営そのものに意見を述べるができることとなった。

## 第二節 教育委員会と教育振興

### 一 教育委員会

#### 教育委員会の役割

地教法の改正で昭和三一年から五九年間続いた教育委員会制度が変わり、平成二七年四月から秩父別町教育委員会でも教育委員長と教育長を一本化した新教育長として西田康二が任命された。

新しい教育委員会制度では、教育長の一本化のほか、地域の民意を代表する首長との連携強化も打ち出された。このため、すべての地方自治体に首長が招集する総合教育会議を設置するとともに教育に関する大綱を首長が策定することになった。

図表 4-1-1 平成21年度以降の教育委員  
(○委員長、○委員長職務代理)

氏 名	在 任 期 間
○篠原 裕治	平11・10・1～21・9・30
○沼田 進	21・10・1～24・12・31
○梅澤 大観	25・1・1～27・3・31
○沼田 進	18・10・1～21・9・30
○石橋 淳子	21・10・1～25・9・30
○川上 直子	25・10・1～27・3・31

平成27年度以降の教育委員  
(○教育長職務代理)

氏 名	在 任 期 間
○梅澤 大観	平27・4・1～現在
川上 直子	27・4・1～29・9・30
南 洋子	27・4・1～現在
田丸 政彦	27・4・1～令6・9・30
宮本こずえ	平29・10・1～現在
合田 和広	令6・10・1～現在

資料：行政事務報告書

図表 4-1-2 平成21年度以降の教育長

氏 名	在 任 期 間
伊藤 廣	平18・3・17～22・3・31
竹内 茂樹	22・4・1～27・3・31
西田 康二	27・4・1～30・3・31
小林 宏明	30・4・1～令5・3・31
早川 聡	令5・4・1～現在

資料：行政事務報告書

町教育大綱は、基本理念として「豊かな心を育む生涯学習のまちづくり」を掲げた。町は平成六年三月、全道でも三番目に早く「生涯学習の町宣言」をした教育の町として、学校、家庭、コミュニティの総合的教育により豊かな心を育む生涯学習のまちづくりの推進をうたっている。その上で、「生きる力を育む学校教育」など三つの基本方針を示した。大綱の対象期間は平成三〇年度までの四年間とした。

その後、令和二年には大綱の代わりとなる町教育振興基本計画が策定された。対象期間は六年度までの五年間。町の教育が目指す人間像として「自立」した人、「協働」できる人、「創造」性に富む人の三つを挙げた。そのため基本施策として、変化の激しい社会を生き抜く力を育てる教育の推進など六つの項目を並べている。

## 事務局組織の変遷

教育委員会には、教育長、教育課長（次長）の下に平成一六年度からは総務学校教育係、社会教育・体育係、社会教育施設管理・スポーツセンター管理係が置かれていた。平成二二年四月から町は、係制からグループ制を導入した。教育委員会の名称は変わらず、教育長、課長の下に教育グループとして、総務、学校教育、社会教育、社会体育、社会教育・体育施設管理、図書館の担当が配置された。このほか英語指導助手も在籍している。しかし令和三年四月、機構改革でグループ制から係制が復活した。総務・学校教育係、社会教育・社会体育係、施設管理係が置かれた。事務局は、平成一七年四月一日からファミリースポーツセンター内に窓口を集約した。

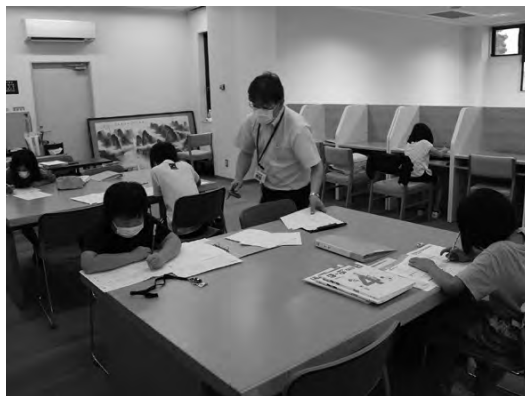
## 二 教育振興

秩父別町学校整備 令和三年五月一〇日から八月一七日までの期間、庁内に「秩父別町学校整備検討委員会」と「検討委員会」を設置し、「討部会」を設置し、老朽化した中学校校舎の新築・移転と将来的な児童生徒数の減少を見据えた小中学校教育の根本的な在り方について協議した。澁谷信人町長からの諮問機関で、委員会のメンバーは委員長の副町長をはじめとした幹部八人、検討部会は主幹職・係長六人となった。中学校校舎は昭和五年から五二年にかけての、体育館は五三年の建築で築四十数年が経っていた。協議の結果、令和五年四月に義務教育九年間の一貫性のある教育を目指して施設分離型の小中一貫校に移行し、八年四月の中学校新校舎完成時には小中一貫校から施設一体型の義務教育学校を開設するとし、町長に答申した。これを受けて澁谷町長は八月三〇日、基本計画を示した。

小中一貫教育と 老朽化が激しい中学校は小学校の敷地に移転し、校舎を増改築する。義務教育学校は、小中の九義務教育学校 年間で柔軟にカリキュラムを組むことが可能で、中一ギャップの解消や少子化に伴う集団活動に必要な児童生徒数の確保も図れるメリットがあるとされる。義務教育学校の開設に向け、校舎完成まで、秩父別小中は施設分離型の小中一貫校となった。これまで以上に、小学校と中学校の連携を図るため合同で九年間を通じた教育課程の編成・実施を進めていく必要がある、町教委はスタートに当たり各教科などの系統図や学習規律など九年間の学び方をまとめた「秩父別学園スタンダード」の作成や教科担任制、相互乗り入れ指導の導入、合同運動会・体育祭などを通して一貫性ある指導の教育的効果を検証していくとした。さらに、義務教育学校建設に係るハード面や義務教育学校開設に係るソフト面の調整役として、令和五年五月に「義務教育学校推進アドバイザー」を配置した。

**放課後学習塾** 令和四年、都市部との学力格差を埋め、学力向上をサポートする新たな取り組みとして、塾のプロ講師による

個人指導と映像学習を組み合わせた秩父別町放課後学習塾を開設した。学校以外での学習環境が限られる中、町外の塾に通うことの時間的・体力的な負担を軽減するとともに、子どもたちの学習意欲に応えた。図書館内に塾を設け、対象は小学三年生から中学三年生までとした。初年度の期間は、同年八月から翌年一月までとし、令和五年以降、四月からの本格的なス



放課後学習塾

ターゲットとなった。授業料は無料で、教材費として一教科につき年間一〇〇〇円とし、指導教科は主要五教科で、一五教科を選択できる。授業時間は小学生が一コマ六〇分、中学生は一コマ九〇分となる。もともとは平成二三年、教職員の協力で中学校で学習塾を開始したのが始まりで、翌年以降も継続し、対象も後に小学生まで引き下げた。地域おこし協力隊員が講師を担当していた時期もあった。

### いじめの防止と不登校

平成二六年、北空知地域いじめ問題対策専門家会議及び北空知地域いじめ問題調査会を深川市、秩父別町、妹背牛町、北竜町、沼田町の一市四町で設置した。いじめ防止対策推進法の規定により、教育委員会の付属機関及び地方公共団体の長の付属機関として共同で立ち上げた。

平成二六年一月には「町いじめ防止基本方針」を策定した。これに基づき、いじめの未然防止と早期解決に向けた取り組みを継続して推進した。さらに、不登校の児童生徒を作らない安全安心な学校生活を送ることができる教育活動を支援していくこととした。具体的には道德の時間を要として、児童生徒の道德性を養う教育活動を進め、また、支援を必要とする児童生徒一人ひとりについて理解と学級経営の改善に役立つよう学級集団の特性を高めるQ-Uテストを継続して実施し、子どもたちの健全育成に努めた。このQ-Uテストは、子どもたちの学校生活における満足度や意欲、教師との感情のずれなどをはかるもので、さらに道教委によるいじめアンケート調査をはじめ教育相談のスクールカウンセラーの活用を通して、いじめや不登校傾向の児童生徒の未然防止と早期解決を支援した。令和三年度から秩父別中学校の不登校生徒に対する適応指導教室をスポーツセンター内に設置し、同教室支援員の配置も始まった。

### 教職員の働き方改革

学校における教職員の働き方改革については、中教審で論議が行われ、平成三十二年一月、答申が取りまとめられた。答申では「子供のためであればどんな長時間勤務でも良しとする」という働き方は教師という職の崇高な使命感から生まれるものではあるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、「子供のため」にはならないとこれまでの働き方の見直しを迫った。秩父別町でも業務改善が進められていたが、令和三年度の調査では三割の職員が一月四五時間以上の時間外勤務を行っているなど課題もあった。このため、校内LANを活用した共有フォルダに指導記録を入力・保存し校務支援のシステム化を促進したほか、小学校高学年に理科専科の学習指導員を試験的に導入し教職員の業務量の平準化を図った。また、一定の時間になったら退勤時間について相互に声を掛け合うなど注意喚起することとし、教職員のストレスチェックを継続していくことにした。

### 新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和二年は小学校、中学校の卒業式、入学式は来賓なしで入場制限して実施した。さらに、国の緊急事態宣言発令期間中、臨時休校（四月二〇日～五月三一日）し、分散登校などで対応した。また、運動会や体育大会は中止され、学習発表会、学校祭は入場制限して実施された。六月頃まではこども屋内遊戯場「キッズスクエア ちっくる」や屋外遊戯場「キュービックコネクション」をはじめとした施設やキャンプ場などすべての施設が閉鎖や使用制限となった。その後、感染の沈静化に伴い徐々に施設の使用が再開された。

## 新入生へのお祝い品

町は平成二六年から子育て支援策の一つとして、小中学校の新入生にお祝い品の贈呈を始めた。小学一年生は学用品セット、中学一年生はジャージ上下一組である。

## スクールバス

路線バスの廃止に伴い、昭和六二年から民間委託でスクールバスを運行しているが、児童生徒の減少で平成二一年に三九か所あった停留所は令和三年では六か所に減った。車両も五五人乗りから二人乗り、一五人乗りのマイクロバスへと変更になった。平成二三年度からは、中学校の部活動の各大会に臨時便として運行しており、保護者の負担軽減となっている。

## 小学校社会科副読本

町教委が発行している小学校の社会科副読本は、平成二一年以降では二四年度に改訂版が編集され、翌年度から使用されている。二四年度版は、「秩父別」というタイトルで三年生と四年生の授業が対象となっており、B五判一七<sup>六</sup>・カラー刷りで、「見つけてみようわたしたちのまち」「見直そうわたしたちのくらし」「秩父別ではたらく人たち」「安全なくらしとまちづくり」「けんこうなくらしとまちづくり」「むかしのくらしとまちづくり」「北海道のまちづくり」「これからの秩父別町」の八章構成でまとめている。また巻末には町の歴史年表を掲載している。

## 学校運営協議会委員

地教法の改正で学校運営委員会制度が導入され、秩父別町は令和二年度からこれまでの学校評議員から学校運営協議会委員に切り替えた。二年度は小中学校各三人の選出だったが、三年度からはそれぞれ一人を増やし各四人となった。委員は小中学校とも保護者、町内会、民生委員、社会教育委員

の中から一人ずつ選出している。

平成二〇年度以降の歴代評議員、運営協議会委員（令和二年以降）は、次のとおりである。

▽秩父別小学校 村井真紀（平20～21）、篠田博幸（20～21）、山田憲正（21）、三浦和予（22～23）、川原秀明（22）、梅澤和代（22～25）、久保吉雄（23）、多胡愛（24～25）、山田康文（24～25）、早川友紀（26～27）、谷田剛（26）、五島勝司（26～27）、藤岡和正（27）、手塚奈美（28～29）、我部山豊春（28）、松本由美子（28）、稻澤実（29）、令元）、川尻祈代三（平29～令元）、安部桂子（平30～令元）、古川誠一（2）、宮本壽光（2）、赤松淳朗（2～現在）、藤岡渡（3）、土井享（3～4）、金倉紀子（3）、杉山博樹（4～5）、我部山真美（4～現在）、田中康雄（5～現在）、瀬戸晃子（6～現在）

▽秩父別中学校 宇野誕子（平20～21）、杉本公利（20～21）、五島勝司（21）、池川和志（22）、岡田隆俊（22）、飯沼幸恵（22～25）、石黒忠則（23）、東敏治（23）、砂川純（24）、森秀夫（24）、三浦和予（25～27）、藤岡浩文（25）、平瀬雄敏（26）、岡田存広（26～29）、山本順一（27）、名古屋亜希子（28）、坂下勉（28）、高橋さおり（29）、吉田徹（29）、池田敦子（30）、蓑口隆則（30）、小山裕子（30～令元）、高鶴香奈見（元）、吉澤淳（元）、中野絢子（2～3）、下地輝雄（2）、川尻祈代三（2～現在）、中西俊治（3）、金森一巳（3～現在）、小原順子（4）、高橋清治（4）、高松君恵（5）、石黒忠則（5～現在）、十川麻里奈（6～現在）

**夢の教室**、平成二八年度から小中学生を対象に子どもたちが将来に向かってたくましく生きる力を育むため、**つばめの教室** 主にスポーツ分野で活躍した人を講師に招き体験を語ってもらう「夢の教室」を開催した。また、令和三年度からはスポーツに限らず、学校教育と社会教育の融合（学社融合）事業の一つとして、JICA（国際協

力機構）職員やアナウンサーなど専門職から具体的な職業体験談を聞く「つばめの教室」を新たに実施している。

## 英語教育

平成元年度からAET（英語指導助手）を採用している。英語はコミュニケーションの重要なツールであり、平成二九年度からは中学校の英語教諭が小学校へ乗り入れての英語授業を始めた。

平成二〇年度以降の歴代英語指導助手は、次のとおりである。

セーラ・ダンカーソン（平20～22）、コートニー・マニング（23）、イリーナ・サークル・ボルゴス（24）、エミリー・リン・シュースター（25～27）、ナタリー・チュウ（28～30）、カイリー・ウインガー・アン（令元～3）、アビゲイル・ターリー・カスリーン（4～5）、アレイナ・リム・ビーライ（6）

## 学校医

学校保健法に基づき、定期検診などを行うため、教育委員会が開業医などに学校医を依頼している。平成二一年度以降の公立学校医は、次のとおりである。

▽校医 齊藤哲也（平21・6・1～現在）      ▽歯科医 佐々木正人（昭61・5・1～令6・5・31）  
▽薬剤師 山本浩史（平20・4・1～令5・3・31）、富田陽（5・4・1～現在）

## 旧小学校跡地記念碑

平成二七年度には、定住促進住宅（いなほ団地）として活用されている旧小学校跡地の校内にはめ込まれていた「秩父別小学校」の銘板を用いた記念碑を建立した。

## 第二章 学校教育

### 第一節 秩父別小学校

#### 児童数の推移

過疎化と少子化の影響で、児童数は平成二二年度以降も減少傾向が続き、普通学級数も各学年一学級のまま、二四年度には八七人と一〇〇人の大台を割った。二八年度には、普通学級五学年の児童がゼロとなり児童数も六八人まで落ち込んだ。このため教員定数が減らされ、複式学級となるのを避けるため、町単独で独自に教諭を雇用した。その後、町の積極的な子育て支援策なども功を奏し、令和二年度には九年ぶりに一〇〇人台を取り戻した。平成二四年度からは、学習支援員が配置された（初年度は二五日間、二五年度からは通年）。また、令和二年度からはGIGAスクール構想で全児童へタブレット端末が配備され、翌年度にはICT（情報通信技術）支援員（派遣）が配置された。

平成二二年度以降の主なあゆみは、次のとおりである。

（二二年度） ポータブルワイヤレスアンテナ、スポーツデジタルタイ

マー整備



秩父別小学校

普通学級数も各学年一学

図表 4-2-1 秩父別小学校学年別児童数

年度学年			1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級	計	教員数
平21	学級数		1	1	1	1	1	1	4	10	—
	児童数	男	9	5	16	7	16	10	6	69	8
		女	9	9	6	9	9	6	1	49	7
	計	18	14	22	18	25	16	7	118	15	
22	学級数		1	1	1	1	1	1	4	10	—
	児童数	男	6	9	6	15	7	15	5	63	9
		女	10	8	8	6	9	8	0	49	6
	計	16	17	14	21	16	23	5	112	15	
23	学級数		1	1	1	1	1	1	4	11	—
	児童数	男	11	6	9	6	14	7	4	57	9
		女	4	10	8	8	6	10	0	46	5
	計	15	16	17	14	20	16	5	103	14	
24	学級数		1	1	1	1	1	1	4	10	—
	児童数	男	0	11	5	10	5	15	3	49	8
		女	3	4	10	7	7	6	1	38	6
	計	3	15	15	17	12	21	4	87	14	
25	学級数		1	1	1	1	1	1	3	9	—
	児童数	男	6	0	11	5	9	5	2	38	9
		女	14	3	4	10	7	7	2	47	5
	計	20	3	15	15	16	12	4	85	14	
26	学級数		1	1	1	1	1	1	3	9	—
	児童数	男	4	6	0	11	5	9	2	37	10
		女	4	14	3	4	10	7	2	44	4
	計	8	20	3	15	15	16	4	81	14	
27	学級数		1	1	1	1	1	1	2	8	—
	児童数	男	10	4	6	0	10	4	0	34	10
		女	10	4	14	2	4	10	2	46	4
	計	20	8	20	2	14	14	2	80	14	
28	学級数		1	1	1	1	0	1	2	7	—
	児童数	男	7	9	4	5	0	9	0	34	8
		女	2	10	4	12	0	4	2	34	4
	計	9	19	8	17	0	13	2	68	12	
29	学級数		1	1	1	1	1	0	3	8	—
	児童数	男	9	6	9	4	5	0	1	34	5
		女	10	2	10	5	13	0	3	43	6
	計	19	8	19	9	18	0	4	77	11	
30	学級数		1	1	1	1	1	1	3	9	—
	児童数	男	4	9	7	9	3	5	1	38	5
		女	6	10	2	11	5	12	2	48	6
	計	10	19	9	20	8	17	3	86	11	
令元	学級数		1	1	1	1	1	1	3	9	—
	児童数	男	8	4	9	7	9	3	1	41	4
		女	12	6	10	2	12	5	3	50	6
	計	20	10	19	9	21	8	4	91	10	
2	学級数		1	1	1	1	1	1	3	9	—
	児童数	男	10	8	3	9	6	9	2	47	4
		女	8	12	5	10	2	12	4	53	7
	計	18	20	8	19	8	21	6	100	11	
3	学級数		1	1	1	1	1	1	3	9	—
	児童数	男	8	11	8	3	9	6	3	48	4
		女	12	8	11	5	10	2	4	52	7
	計	20	19	19	8	19	8	7	100	11	
4	学級数		1	1	1	1	1	1	3	9	—
	児童数	男	8	8	11	8	3	9	3	50	4
		女	9	12	8	11	5	10	4	59	7
	計	17	20	19	19	8	19	7	109	11	
5	学級数		1	1	1	1	1	1	4	10	—
	児童数	男	7	8	7	10	8	3	5	48	6
		女	5	8	11	8	11	5	2	50	9
	計	12	16	18	18	19	8	7	98	15	

資料：行政事務報告書

〈二三年度〉 体育館内壁改修、児童用椅子整備

〈二四年度〉 学習支援員の配置スタート（初年度は二五日間だったが、次年度から通年配置）、コピー機一台導入

〈二五年度〉 印刷機更新、パソコン更新（教員用四台）、新社会科副読本使用開始

〈二六年度〉 パソコン更新（教員用一〇台）

〈二七年度〉 教室用テレビ設置（六台）、AED（自動体外式除細動器）更新、除雪機の購入（一台）

〈二八年度〉 タブレット導入（六台）、実物投影機の追加購入（二台）

〈二九年度〉 屋上防水工事

〈三〇年度〉 校務用パソコン購入（六台）

〈令和元年度〉 電子黒板（二台）、タブレット型パソコン（教員用一台、児童用二二台）、自走式芝刈り機（一台）、エンジンブローアー（二台）、非常用発電機（一台）購入、体育館排煙窓改修工事

〈二年度〉 電子黒板購入（二台）、GIGAスクール構想で全児童にタブレット及び無線LAN整備（教員用

六台、児童用一〇〇台）、新型コロナウイルス感染症対策として自動水栓手洗い器六台と空気清浄器八台設置、

学校管理備品整備（刈払機、液晶視力計、校務用パソコン、プリンター）

〈三年度〉 電子黒板購入（二台）、GIGAスクール構想で新入学児童にタブレット整備（二二台）、ICT支

援員配置（派遣指導）、学校管理備品整備（グリーンボード、噴霧器）、冷房機の設置（一一台）

〈四年度〉 鉄棒用下敷きマットほか体育授業用品、特別支援学級用（病弱学級）ホワイトボード、ソファアベックド、学校管理備品整備（充電式掃除機、ワイヤレスマイク等）

〔五年度〕 小学一年生用のタブレット更新（二二台）、学校管理備品整備（自動体外式除細動器一台）  
平成二二年度以降の歴代校長は、次のとおりである。

中島琢磨（平19・4・1～22・3・31）、佐藤善彰（22・4・1～25・3・31）、玉井教諭樹（25・4・1～26・3・31）、小林宏明（26・4・1～28・3・31）、成田将人（28・4・1～30・3・31）、上杉晃弘（30・4・1～令2・3・31）、山田禎史（2・4・1～4・3・31）、戸澤法史（4・4・1～6・3・31）、湊秀樹（6・4・1～現在）

## 第二節 秩父別中学校

**生徒数の推移** 小学校と同様に中学校の生徒数も減少の一途をたどった。普通学級も各学年一学級が続いた。平成二七年度に

は生徒数が全体で五〇人を割り、普通学級に新入生がいなかった三〇年度は二九人にまで落ち込んだため教員定数が一気に三減となった。このため、町は教育効果を下げない方策として在職教員一人を町単独負担で採用した。その後、生徒数は回復傾向に向かい、令和三年度から教員定数も復活した。また、小学校と同じく令和二年度からGIGAスクール構想で全生徒へパソコンが配備された。翌年度にはICT（情報通信技術）支援員（派遣）が配置された。



秩父別中学校

図表 4-2-2 秩父別中学校学年別学級数・生徒数・教員数

年度学年		1年	2年	3年	特別支援学級	計	教員数	
平21	学級数	1	1	1	1	4	—	
	生徒数	男	14	15	11	0	40	7
		女	18	6	12	1	37	5
	計	32	21	23	1	77	12	
22	学級数	1	1	1	1	4	—	
	生徒数	男	10	13	15	1	39	8
		女	6	19	5	0	30	4
	計	16	32	20	1	69	12	
23	学級数	1	1	1	1	4	—	
	生徒数	男	13	10	15	1	39	5
		女	9	6	18	0	33	6
	計	22	16	33	1	72	11	
24	学級数	1	1	1	2	5	—	
	生徒数	男	8	13	11	1	33	7
		女	8	8	5	2	23	6
	計	16	21	16	3	56	13	
25	学級数	1	1	1	2	5	—	
	生徒数	男	15	8	13	2	38	8
		女	6	9	8	0	23	5
	計	21	17	21	2	61	13	
26	学級数	1	1	1	2	5	—	
	生徒数	男	5	15	8	2	30	11
		女	7	6	9	0	22	3
	計	12	21	17	2	52	14	
27	学級数	1	1	1	3	6	—	
	生徒数	男	9	5	15	2	31	11
		女	5	7	6	0	18	3
	計	14	12	21	2	49	14	
28	学級数	1	1	1	2	5	—	
	生徒数	男	4	7	5	1	17	7
		女	10	7	7	0	24	7
	計	14	14	12	1	41	14	
29	学級数	1	1	1	2	5	—	
	生徒数	男	8	4	7	1	20	7
		女	5	10	7	0	22	4
	計	13	14	14	1	42	11	
30	学級数	0	1	1	1	3	—	
	生徒数	男	0	9	4	0	13	3
		女	0	5	10	1	16	4
	計	0	14	14	1	29	7	
令元	学級数	1	0	1	2	4	—	
	生徒数	男	5	0	8	1	14	5
		女	12	0	5	2	19	3
	計	17	0	13	3	33	8	
2	学級数	1	1	0	2	4	—	
	生徒数	男	3	5	0	0	8	5
		女	6	12	0	2	20	3
	計	9	17	0	2	28	8	
3	学級数	1	1	1	1	4	—	
	生徒数	男	9	3	5	0	17	5
		女	12	6	12	1	31	3
	計	21	9	17	1	48	8	
4	学級数	1	1	1	0	3	—	
	生徒数	男	6	9	3	0	18	5
		女	2	12	6	0	20	3
	計	8	21	9	0	38	8	
5	学級数	1	1	1	2	5	—	
	生徒数	男	9	6	9	1	25	8
		女	8	2	12	3	25	5
	計	17	8	21	4	50	13	

資料：行政事務報告書

平成二二年度以降の主なあゆみは、次のとおりである。

〈二二年度〉

体育館の耐震改修工事、駐輪場スタンド整備、地上デジタル対応テレビ（七台）、階段昇降機、電子黒板購入、深川市で開かれた中体連北空知大会軟式野球大会（六月三〇～七月一日）で野球部が初優勝し、全空知大会への出場を決めた。八月には、岩見沢市で開催の第五四回空知地区吹奏楽コンクールで吹奏楽部が金賞を受賞し、昭和六〇年のコンクール以来二四年ぶりの金賞受賞となった。

〈二二年度〉

校舎周辺樹木せん定、球バックネット張り替え、普通教室網戸設置、職員室用電話機更新、移動式放送設備一式購入、スチールグリーン黒板整備

〈二三年度〉

校舎周辺樹木せん定、体育館暖房、職員玄関改修、生徒用トイレ洋式化工事、職員室雨戸設置、普通教室温風暖房機、芝刈り機更新、電気温水器設置、理科用教材など整備

〈二四年度〉

通年で学習支援員配置（スキルアップゼミⅡ放課後学習Ⅱを担当）スタート、生徒用トイレ改修（身障者トイレに改修）、中庭窓修繕（落雪で破損）、給湯器改修（家庭科室、理科準備室）、エアコン更新（パソコン室、音楽室）

〈二五年度〉

体育館更衣室窓改修（男女ともに引き戸とし網戸設置）、印刷機更新、生徒用玄関改修（肢体不自由の生徒に対応）、パソコン更新（教師用五台）、野球ダッグアウト屋根修繕

〈二六年度〉

自動火災警報器改修（放送設備、感知器、非常ベルなど改修）、駐車場マンホール改修、パソコン更新（教師用八台）

〈二七年度〉

体育館耐震改修工事、校内放送設備の更新、石油暖房機（二四台）の購入、AED（一台）の更新、

（二八年度） パソコン教室用プリンタ（一台）の更新  
 屋上防水工事、タブレット型パソコン一八台導入（パソコン教室）、除雪機、自走芝刈り機、石油暖房機（二台）更新

（二九年度） 石油暖房機（五台）更新、体育館給油配管設備工事、野球部が中体連北海道大会（七月二九～八月二日）に初出場し、ベスト八進出を果たした。女子バレーボール部が中体連北海道大会（七月二九～三〇日）に二年ぶりに出場し、決勝トーナメント進出を果たした。

（三〇年度） 石油暖房機（一〇台）更新、体育館トイレ改修工事、楽器更新（トランペット、クラリネット、アルトサクソフォン）、女子バレーボール部が二年連続で中体連北海道大会（七月三二～八月二日）に出場し、二九年を上回るベスト八進出を達成した。

（令和元年度） F F式ストーブ更新（英語教室二台、普通教室一台、職員室一台）、タブレット型パソコン購入（生徒用一台）、ソフト更新（教師用一台、生徒用一七台）、力学台車アルミ実験台（二台）、オーブンレンジ（一台）購入、ミラスポンジマット（一枚）、教室用五〇型液晶テレビ（二台）、テレビ台（一台）、ローラーカッター（二台）、非常用発電機（一台）購入、楽器（トロンボーン）更新

（二年度） F F式ストーブ更新（普通教室一台、廊下一台、職員更衣室一台）、G I G A スクール構想で全生徒にタブレット型パソコン整備（教師用五台、生徒用二八台）、無線LAN整備、新型コロナ感染

対策で自動水栓手洗い器六台、空気清浄器八台設置、老朽化が激しい校舎の今後と公設塾開設について本格的に検討を開始し、先進地などを視察、学校管理備品整備（テレビ、テレビ台、校務用パソコン）、野球用ベース整備

### 〈三年度〉

不登校傾向生徒に対応するため適応指導教室支援員を配置、ICT支援員配置（派遣指導）、FF式ストーブ更新（生徒会室一台、廊下二台、相談室一台）、音楽室グランドピアノ更新、義務教育学校の開設を決定、公設塾を次年度から試験実施することを決定、学校管理備品整備（テレビ、テレビ台、保健室用ルームエアコン）、力学台車アルミ実験台購入、第六六回空知地区吹奏楽コンクールで吹奏楽部が二年前ぶりに金賞受賞

### 〈四年度〉

FF式ストーブ更新（放送室一台、廊下一台、男子更衣室一台）、電子黒板導入（三台）、冷房機の設置（七台）、中学校校舎老朽化のため検討を重ね、小中一貫校の義務教育学校を令和八年度に開設することを決定。建設場所は小学校校舎西側に増築することとし、基本設計をプロポーザル方式により設計業者選定した。二学期から図書館二階で、小学三年生から中学生を対象に放課後学習塾を開設（小学生 四〇名、中学生 二一名受講）、学校管理備品整備（ワイヤレスマイク等）、教育関係備品整備（運動用マット等）

### 〈五年度〉

FF式ストーブ更新（二台）、電子黒板導入（小学六年生の中学校登校用に一台導入）、学校管理備品整備（自動体外式除細動器、充電式電動ドライバー、刈払機、加湿器等）、教育関係備品整備（図書室用図書）、北空知連合チームの野球部が全日本春季南北海道大会（九月一六～一八日）に優勝し、翌年に静岡市で開催の全国大会（三月二四～二八日）にも出場した。

平成二二年度以降の歴代校長は、次のとおりである。

嶋崎泉（平19・4・1～22・3・31）、北田正志（22・4・1～26・3・31）、廣瀬一仁（26・4・1～29・3・31）、中島淳（29・4・1～31・3・31）、小熊孝一（31・4・1～令3・3・31）、湊秀樹（3・4・1～6・

3・31)、内藤竜治(6・4・1)〔現在〕

### 第三節 特別支援教育

**特殊教育** 従来の特殊教育は、障がいの種類や程度に応じて、盲・聾(ろう)・養護学校や特殊学級といった特別な場を整備し、そこできめ細かな教育を効果的に行うという視点で展開されてきた。障がいの状態

によって就学の猶予又は免除を受けることを余儀なくされた児童生徒の教育の機会を確保するため、障がいの重い、あるいは障がいが重複している児童生徒の教育に軸足を置いて、整備が行われてきた。秩父別小学校では平成一五年度まで言語障害、知的障害などの特殊学級を、秩父別中学校では知的障害の特殊学級をそれぞれ必要に応じて設置してきた。小学校では、一六年度から肢体不自由児学級を加え三学級に増設した。中学校では、一九年度から肢体不自由特別支援学級が一学級設置された。

**特別支援教育** 障がいのある子どもの学びの場については、障害者権利条約の理念の下、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に教育を受けられるように、また障がいのある子どもの自立と社

会参加を見据え、様々な制度改革が行われてきた。平成一八年の学校教育法の改正では、特殊教育から特別支援教育への転換が促された。従来の「特殊教育」が障がいの程度に応じて特別の場で指導を行うのに対して、「特別支援教育」は障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う。さらに従来の特殊教育が対象とした障がいだけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠如・多動性障害)、高機能自閉症を含め、適切な教育

や指導を通じ必要な支援を行っていく。これにより各地方自治体は、特別支援教育の実施体制の整備を進めた。秩父別町では、平成一九年一月に「特別支援連携協議会」を設置、特別支援教育をサポートしていくことにした。これにより同四月からは小中学校の特殊学級を特別支援学級と改称、秩父別小学校には言語学級（ことばの教室）、情緒学級（まなびの学級）、肢体不自由学級（からだの学級）、秩父別中学校には肢体不自由学級がそれぞれ設置されている。令和五年度の設置状況は小学校で言語・知的・情緒・病弱の四学級、中学校で情緒・知的の二学級となっている。

**秩父別町特別支援 連携協議会** 秩父別町特別支援連携協議会は、教育長、民生・児童委員、町役場住民課長、認定こども園長、小・中学校長を構成委員として組織されている。特別支援を必要とする幼児・児童・生徒の実態把握と適切な支援を行うため、連携・協力、理解啓発などの強化が活動の目的である。内部に専門部会の「相談支援チーム」を設置し、小・中学校の教頭と、特別支援教育コーディネーター、それに認定こども園の保育士、役場住民課児童福祉担当及び保健師、教育委員会学校教育担当をメンバーに加え、相談支援の実施、研修会の開催、情報の提供、調査研究の推進、ケースカンファレンス（ケースワークにおいて、ソーシャルワーカーや医師などの援助に携わる者が集まって行う事例検討会）の実施、理解・啓発活動を促進している。また、北空知地区教育支援協議会との連携も強めている。

### 特別支援教育の推進

特別な教育支援を必要としている子どもについては、小学校入学から中学校卒業までの切れ目のない一貫した指導・支援や引き継ぎなどの在り方について再点検し、小・中学校間の接続を意識して相互に連携を図った支援体制を確立し、教職員の専門性を充実させる必要がある。このため町教委とし

て、個別の指導計画や教育支援計画を、計画的・組織的な取り組みを支えるツールとして積極的に活用し、情報共有に基づいた円滑な引き継ぎを認定ことも園と小学校間、小学校と中学校間などで実施している。また、すべての教職員が特別支援教育に関する指導や支援についての専門的な知識や技能を確実に身に付けることができるよう外部講師を招聘した校内研修のほか、先進校による公開研究会へ参加し、教職員の資質・能力の向上に努めている。さらに普通学級に在籍する子どものうち教育的な支援を必要とする子どもについては、保護者の理解の下、各学年段階において、きめ細かな学習支援が受けられるように学習支援員を引き続き配置し、支援体制の強化を図っている。

## 第四節 学校給食

**北空知圏学校給食** 学校給食は平成一三年度、秩父別町学校給食センターを廃止し、北空知学校給食組合に加入し、**食組合の設立** 翌一四年度から沼田町、北竜町、雨竜町の三町内の小、中学校とともに北空知学校給食センター（沼田町）の配食を受けていた。だが、センターの老朽化に伴い、二五年三月、深川市、沼田町、妹背牛町、北竜町の一市四町で北空知圏学校給食組合を設立した。二年後の二七年、新たな学校給食センター（深川市）を建設し、四月から配食を切り替えた。新たな給食センターは、炊飯設備も完備し完全給食を実施している。これまで秩父別町では米飯は指定工場の秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」から地場米の提供を受けていたが、これも取り止めとなった。また町では、子育て支援で令和四年度から給食費の保護者負担の助成を行い実質無料化とし、令和五年度からは給食費の保護者負担の無料化に踏み切った。

## 第五節 教育関係機関・団体

秩父別小学校と秩父別 P T A は、各学校に組織された保護者と教職員による教育関係団体である。かつては寄付  
中学校の P T A 金を集めたり、学校や教職員を支援したりすることなどに重点が置かれたが、近年は家庭  
や学校、地域における教育について理解を深めるとともに、児童生徒の校外における生活指導、家庭教育の研修と実  
践、地域における生活環境の改善・充実を推進する事業や情報・資料の提供などにも力を入れている。秩父別町では  
小学校と中学校に単位 P T A が置かれているほか、連合 P T A も組織されている。秩父別小学校 P T A は小学校統合  
を終えた昭和四〇年に、秩父別中学校 P T A は学校設立時の昭和二二年にそれぞれ設立された。秩父別町連合 P T A  
は四〇年にこの二校でスタートしたが、四三年から当時の秩父別農業高等学校 P T A も加わり、定時制農業科から全  
日制普通科に移行した後も、閉校まで三校 P T A 体制が続いた。

## 第三章 社会教育

### 第一節 社会教育委員

#### 社会教育の役割

社会教育とは、昭和二四年に制定された社会教育法では「学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）」と定義されている。組織的な教育活動に家庭教育は含まれていないため、社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育活動と家庭教育を除いたすべての教育活動をいう。学校、家庭以外の広く社会で行われる教育のことで、生涯学習社会を築く上でも重要で、図書館などの文化事業も含まれる。市町村も国や都道府県と同じように、社会教育の奨励に必要な施設の設置・整備・運営や集会の開催のほか、資料の作成、情報の提供などすべての人々があらゆる機会・場所を利用して、文化的教養や健全な心と体を養う環境を醸成することが求められている。

すべての人が豊かな人生を送るためには、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができ、その成果を発揮できる社会を実現することが求められる。そうした社会の実現は生涯学習の理念で、社会教育はそうした理念を後押しする重要な教育の一つとなっている。社会教育には地域住民一人ひとりの持つ資質や能力を高め、その力を地域活動に生かす「人づくり」や、そういう人々の活動が地域の課題解決や地域の活性化につながる「地域づくり」、そしてそれらの活動を通して地域住民の間に絆が生まれる「絆づくり」といったことに意義がある。少子高齢化の中では、

図表 4-3-1 平成21年以降の歴代社会教育委員長

氏 名	在 任 期 間
藤岡 浩文	平18・6・1～ 27・3・31
藤原賀津雄	27・4・1～令2・5・31
我部山真美	令2・6・1～現在

資料：行政事務報告書

図表 4-3-2 平成21年以降の社会教育委員

氏 名	在 任 期 間
藤岡 浩文	平15・4・1～ 27・5・31
藤原賀津雄	16・6・1～令2・5・31
山本 徹浄	平18・6・1～令6・5・31
我部山真美	平18・6・1～現在
中島 琢磨	18・6・1～ 22・3・31
嶋崎 泉	19・4・1～ 22・3・31
北田 正志	22・4・1～ 22・5・31
佐藤 善彰	22・4・1～ 25・3・31
金倉 紀子	22・6・1～現在
玉井数論樹	25・4・1～ 26・3・31
小林 宏明	26・4・1～ 28・3・31
金森 一巳	27・4・1～現在
廣瀬 一仁	28・4・1～ 29・3・31
成田 将人	29・4・2～ 30・3・31
中島 淳	30・4・1～ 31・3・31
上杉 晃弘	31・4・1～令2・3・31
小熊 孝一	令2・4・1～ 3・3・31
斉藤 讓二	2・6・1～現在
山田 禎史	3・4・1～ 4・3・31
湊 秀樹	4・4・1～ 5・3・31
戸澤 法史	5・4・1～ 6・3・31
内藤 竜治	6・4・1～ 7・3・31
氣田みゆき	6・6・1～現在

世代を超えた生涯教育の充実も求められている。

### 社会教育委員

社会教育委員は広く学校教育、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う人、学識経験者の中から町教育委員会が委嘱している。社会教育委員の仕事は、社会教育に関して教育長を経て教育委員会に助言することである。そのため、社会教育諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じた答申、社会教育関係団体・社会教育指導者ら関係者への助言、指導を行う。任期は二年で、定数は平成一八年六月以降、一人から六人となった。

## 第二節 社会教育推進計画の策定

### 社会教育中期計画

日本経済の高度成長から安定成長にかけての時代、町民生活の向上、余暇時間の増大、価値観の多様化に加え、急速な国際化、高度情報化、科学技術の発達、少子高齢化の進行などにより、社会教育に対するニーズが多岐にわたり高まった。このような社会変化の中で時代の要請に応えるため、秩父別町の歴史・文化・産業・教育の現状を踏まえた中期計画策定の必要性が求められた。その根幹をなすのは、町民憲章の理念に基づいた、創造的で活力ある自主自立の地域社会を実現することである。このため町教委は、昭和五一年度からの第二次以降、一〇年ごとに更新してきた町総合計画について、社会教育にかかわる部分を五年ごとに見直しをかけた中期計画として策定してきた。

### 中期計画を単年度に

第五次町総合計画（平成一八～二七年度）を受けた中期計画（一九～三三年度）の終了に伴い、町教委は社会教育を取り巻く環境の変化や計画の一元化を考慮し、それ以降の中期計画

を策定しないことにした。町総合計画との整合性を保ちながら単年度での社会教育推進事業計画に切り替え、施設ごとの運営計画などに基づき社会教育の推進に努めることとした。

### 第六次総合計画

第六次町総合計画（平成二八〇令和七年度）では、基本目標の一つ「豊かな心を育む生涯学習のまちづくり」の中で、基本施策として①生涯学習の推進、②学校教育の充実、③社会教育・社会体育の充実、④郷土文化の創造と継承を挙げている。このうち③の社会教育・社会体育の充実では、現状と課題として、町としてファミリースポーツセンターを拠点に多くの事業を展開しているが、住民の健康保持増進のためスポーツの生活化のほか、町民皆スポーツを進めることが重要と指摘している。心の豊かさや生活の潤いなどが、なお一層求められることから多種多様な講座・教室を開催することが必要とした。このため活動リーダーの発掘及び養成を図り、自らの健康づくりのためスポーツ・レクリエーション活動を普及・推進していくこととした。特に、情報発信の拠点として住民の学習要求に応えうる図書館機能の充実もうたっている。

## 第三節 生涯学習

### 一 生涯学習事業の推進

#### 生涯学習の推進

秩父別町が平成四年度に道の生涯学習モデル市町村に指定されたのを受けて、町議会が六年三月の定例会で「生涯学習の町宣言」を議決した。これに基づき町は空知管内で初、全道でも三番目

の「生涯学習の町」を宣言し、町を挙げて生涯学習の推進に積極的に取り組んできた。宣言から三〇年が経過し、町総合計画では、生涯学習社会への移行も、草創期の啓蒙・啓発から充実発展期へと位置付けている。このため主要施策として、住民が気軽に楽しく生涯を通して学習に親しめるよう機会の充実と学習情報の提供を図る、人材バンクの充実を図り、学習成果を町民に還元できる体制を作るとしている。

#### 一人一学

「生涯学習の町」宣言では、「みんなで取り組もう 一人一学」をスローガンに掲げた。「町民一人一人が、豊かで幸せな生活を送るため、生涯を通じて学び続けることの大切さを自覚」しながら、①知識や技能を高め、広い心を培い、②スポーツを楽しみ、健やかな身体を鍛え、③趣味を深め、豊かな情操を養うことをうたっている。

**生涯学習だより** 平成四年度から生涯学習だより「生き活き」(A四判)が月一回発行されていたが、一七年度から「生き活き」ら発行停止になったのに伴い、生涯学習の情報を伝えるため町の広報誌で「マナビっぷ情報」コーナーが設けられた。マスコットとして「マナビイ」も登場し、三二年四月号からはコーナーのタイトルも「キョウイクツウシン」に変更された。

**生涯学習カレンダー** 町教委は平成六年度から「生涯学習カレンダー」を毎年作成し、年度初めに全戸・全事業所に配布している。当初は新聞紙大一枚のものを三期に分けて発行していたが、八年度から一二か月の月めくり「三ッ」とした。各月とも見開きで、上部に町内の行事や子どもから高齢者まで町民の元気な姿のカラー写真

を掲載し、下部には町内、学校行事のほか図書館やスポーツイベントの予定が日付ごとに記載されている。一九年度から経費節減でカラー写真の掲載が取り止めになった。

**生涯学習支援** 生涯学習事業の支援として、町民が講演会や講習会、研修会など様々な学習活動を企画、運営した**事業の運営** 場合、必要経費の一部を助成している。「学級開設の支援事業」としてスタートし、スポーツ・文化などジャンルを問わず、五人以上の町民が集まって生涯学習の教室を開く場合、町教委が講師を斡旋し謝礼金を支払った。平成一八年度からは講演会、講習会、研修会を含めた全般的な生涯学習活動の支援事業へと幅を広げ、支援は必要経費の一部助成とした。令和三年度からは文化、芸術分野において予選を勝ち抜き、全道以上の大会に参加する場合に対しても補助するよう拡充した。

### 英会話教室の開催

平成元年度から「英会話教室」を開催している。一般町民を対象に楽しい英会話を通じて国際感覚を養い、国際理解を深めるもので、講師は町教委のAET（英語指導助手）である。一九年度からはサークル活動として活動を続けている。

「元気っ子くらぶ」 町と町教委が共催で実施する「元気っ子くらぶ」は、平成九年四月に町老人福祉センターの開設と子育て支援 ども会場に開設、その後、保育所で行う「子育てサロン」と町教委の共催による「子育てサロン月一（ツキイチ）プログラム」に移行した。月一プログラムの会場は一二年度から町青年会館を使用し、一四年度からは町生涯学習センターに移り、戸外も含めた様々な場所で活動している。就学前の子どもとその母親を対象に、

家庭の在り方を正しく具体的に理解し、問題解決に必要な知識と技術を学び、親子のふれあいを深めるとともに、母親同士の交流の場とするのがねらいだった。

スポーツや文化関係のインストラクター、栄養士・保育士、療養指導員らを講師に招き、実習や話し合い、親子の楽しい遊びに、毎回親子一〇〜三〇組程度が参加している。一七年度からは子育て支援事業の一つとして、生涯学習センターの「ちっぶつ子室（ちっぶつ子ふれあいスクールの部屋）」を午前中就学前の子どもとその保護者に通年開放し、翌一八年度からは「ちびつ子広場」として開放されることになった。令和三年度には「子育てサロン」が認定こども園内から町民研修センターに移動したのに伴い、「ちびつ子広場」は終了した。

ユニークなちっぶつ子 町教委主催の特色ある放課後子ども教室「ちっぶつ子ふれあいスクール」は平成一二年度ふれあいスクール に開講し、町生涯学習センターを主会場に大勢の児童でにぎわっている。放課後に小学生を対象に遊び場を提供するもので、道内初の試みとして注目された。子どもにとって年齢の異なる友達と集団で遊ぶことは重要なことだが、少子化や核家族化でその機会は乏しい。町は社会教育施設を開放し、子どもたちに自主性や社会性を育んでもらおうというねらいがあった。遊びなどの内容はすべて児童たちの主体性に任されている。一九九年度から時間は、学校開設日の午後一時一五分〜五時までとし、体育館での運動遊びや図書館と連携した読み聞かせ、高齢者とのクリスマス交流会、餅つき大会、AET（英語指導助手）による英語クラブなど活動内容は多岐にわたった。有料・申し込み制だが、二八年度から午後五時四五分まで利用可能な「ちっぶつ子のびのびスクール」を実施している。参加は登録制で自由に出入りができる。一〜三年生を中心に秩父別小学校の児童の約六割が通っている。平日とは別に「夏（冬・春）休み子どもクラブ」も実施されている。公募で選ばれた元教員や主婦らの有償ボランティア

アが「パートナー」として子どもたちの遊びをサポートしている。一九年度から生涯学習センターが指定管理者制度の運営にシフトした（令和三年度まではNPO法人あおぞら、四年度からは北雄美装株式会社）。これに伴い、有償ボランティアだった「パートナー」は指定管理者が雇用したパート職員に移った。さらに「ちっぷつ子ふれあいスクール」の運営委員会の構成も町教委次長、教委担当者、町住民課社会福祉担当者、社会教育委員長、小学校校長、小学校PTA会長、老人クラブ連合会会長、指定管理者代表、リーダーパートナーという顔ぶれとなった。

アドベンチャー 秩父別小学校の三～六年生を対象に、平成一二年度にス  
i nちっぷべつ タートしたのが「アドベンチャーi nちっぷべつ」である。

町の施設や自然を舞台に各学年のテーマに沿った様々なフィールドワークを体験させることで、郷土を大切にする心を育むことを目指している。かんじき作り、ポッチャ体験、自然史跡巡り、魚釣りなどを実施している。

こどもチャレ 学校週五日制の導入に伴い、子どもたちに様々な体験の機会を提供し、たくましく豊かな心を育て  
ンジスクール ようと、「こどもチャレンジスクール」を平成一五年度から始めた。対象は小学生全学年とその保護者で、親子がそろって俳句作りやうちの絵付体験、ハンドメイド素材のレジンを使ったキーホルダー教室などに  
取り組んでいる。



ちっぷつ子ふれあいスクール

### 秩父別笑学校の開催

平成二七年、高齢者大学「秩父別笑（しょう）学校」が開校した。いつまでも若々しく生きがいを持ち続けてもらおうと、年四回ペースで、六五歳以上の高齢者を対象に講演会やセミナーなどで地域と交流できる場を設けている。小中学生と一緒に公演会を鑑賞したり落語会や各種セミナーに参加したりするなど内容も多彩である。

### 成人式

昭和二三年、国民の祝日として「成人の日」（一月一五日）が制定されたのに基づき、秩父別町では二五年に初めて成人式を行った。以来、毎年一月一五日に町ファミリースポーツセンターで開かれていたが、成人の日が平成一二年から一月の第二月曜日に変更わり、町ではその前日又は前々日に式を実施している。新成人代表男女の「成人宣言」や「答辞」などの後には家族そろっての集合写真撮影も行われる。新型コロナウイルスの感染拡大に見舞われた令和二年以降も感染対策を徹底させ、式を開催した。民法改正で令和四年四月から、成人年齢が二〇歳から一八歳に引き下げられた。町の成人式の対象年齢について町は、引き下げに伴う利点、欠点を検証し、近隣自治体の動静も考慮し参加者が満足し納得できる開催方法を検討し、四年度以降も二〇歳で変更していない。成人式の名称は令和四年度以降、「二十歳のつどい」に変更した。二回目を迎えた五年度は一人の新成人が出席した。

夢へのかけはし 令和四年度から「ちっぷっ子夢へのかけはしプロジェクト」がスタートした。小学四年生から高プロジェクト 校生を対象に子どもが自らの夢に向かって自主的に行う研修など家庭での教育費に補助を行っている。例えば、看護師になりたい人が看護学校への一日入学を希望した場合、受け入れ先の学校への謝礼を助成する。助成額は一件につき一〇万円が上限で、件数は年間五件程度であった。令和四年度には、プロ野球選手になりたい夢

を持つ高校生が怪我をしにくい身体作りのため整骨院でトレーニング方法を学んだほか、英語を使う仕事に就きたい生徒が英会話教室に通った。

## 二 生涯学習施設の整備と活用

### ふれあいゾーン21の整備

秩父別町は、心身の活力を培う憩いとコミュニケーションの場を提供する「潤いのある住空間構想」「自然と語らう公園構想」を基に、二一世紀を展望する「ふれあいゾーン21」を策定した。昭和六三年度から秩父別温泉を中心として、物産展示館をはじめとした観光と生涯学習の体育・スポーツや文化・芸術など社会教育に関係した陸上競技場、図書館など各種施設整備を組み合わせた一大ふれあいゾーンを形成してきた。「ぐるっと秩父別プチ観光」をキャッチフレーズに、平成一三年には、パークゴルフ場を増設してほぼ事業を終了した。町の東部丘陵にあるローズガーデン、こども冒険の森公園と合わせて、町内外の人が利用する交流の場、生涯学習の場として魅力あふれる場所となった。

「ベルパークちっ 平成二九年四月、ふれあいゾーン21のキャンプ場に隣接する一角に、こども屋内遊戯場「キツぶべつ」に改称。ズスクエアちっくる」がオープンした。道内最大級の大型ネット遊具を備えた施設で、四歳の高さから滑り降りるチューブスライダーも魅力である。年齢に応じた遊びが体験できる。「ちっくる」のオープンに合わせて、「ふれあいゾーン21」の名称も「ベルパークちっぶべつ」の新名称になった。さらに翌年七月には、「ちっくる」に並んで屋外遊戯場「キュービックコネクション」がオープンした。幅五八呎、高さ一三呎の施設内には、約

二〇種類のアスレチック要素を備えた遊具がちりばめられ、周辺には「ちよいとれ」と名付けた五種類の健康遊具を設置し、全身運動をサポートする。この二大遊戯施設とキャンプ場のほかにもパークゴルフ場、B & G 海洋センタープールなどが集約しており、一日中楽しめるゾーンとなっている。

生涯学習センター 平成一三年で閉校した北海道秩父別高等学校の「生き生き館」の開設 旧校舎を改修して開設されたのが、「生き生き館」である。生涯学習施設として小学生の体験学習を中心に、大人の各種研修、児童と大人との交流の場として活用するのが目的である。一三年八月に着工し、同年一二月二日に竣工し、翌一四年二月一日にオープンした。建物は鉄筋コンクリート二階建て一部鉄骨造りで、延べ三二五八平方メートルの広さがあり、改装費に約二億三〇〇〇万円をかけた。一階にはステージ、ロッカー室、器具室、教官室付のアリーナのほか、調理実習室、陶芸室、物品庫、ちっぷっ子元気っ子室、事務室、指導員室が配置され、二階は研修室、郷土資料展示室、秩父別高等学校資料室、ドライフラワーサークル室、手紡ぎサークル室、会議室などが設けられた。二七年度には体育館の耐震改修工事を実施した。



ベルパークちっぷべつ

図表 4-3-3  
生涯学習センターの利用状況

年度	利用団体数	利用者数
平21	188	16,646
22	204	15,587
23	225	13,035
24	222	11,434
25	210	11,419
26	192	11,060
27	170	10,081
28	204	10,180
29	203	12,090
30	197	13,802
令元	171	17,729
2	140	15,544
3	147	16,280
4	155	16,677
5	167	17,814

資料：行政事務報告書

秩父別町青年会館の閉館

秩父別町青年会館は昭和六〇年十一月、青少

年の健全な心身の発達と生活や文化の向上に寄与するため、後のふれあいゾーン21（ベルパークちっぷべつ）の敷地内となる秩父別一二六四番地に開設された。木造平屋建てで、二五八平方メートルの広さがあり、視聴覚室、研修室、談話コーナーを設け、青少年の総合研修施設として様々な形で利用されてきた。だが、建設から三三年経った平成三〇年、老朽化が進み、ベルパークちっぷべつの駐車スペースが手狭になったこともあり、これを確保するため、同年取り壊しが決まり、閉館となった。



生涯学習センター生き生き館

図表 4-3-4  
青年会館の利用状況

年度	区分	利用者数
平21	団体	55
	個人	1,201
22	団体	49
	個人	1,801
23	団体	46
	個人	1,588
24	団体	53
	個人	1,998
25	団体	32
	個人	1,308
26	団体	38
	個人	1,523
27	団体	36
	個人	1,180
28	団体	106
	個人	1,748
29	団体	80
	個人	1,460
30	団体	58
	個人	1,129

資料：行政事務報告書

多目的研修施設「おおとり」は、「ふれあいゾーン21」の交流拠点施設として、秩父別温泉「ちっぶ・ゆう&ゆ」に併設する形で建設された。鉄筋コンクリート三階建て、延べ一〇〇八平方メートルの構造・面積を持ち、秩父別温泉と渡り廊下で結ばれている。総工費約三億四〇〇〇万円をかけ、平成九年一二月六日にオープンした。一階には全身を本格的に鍛える各種機器を備えたトレーニングルーム、各種合宿など長期宿泊滞在に対応した洗濯室、調理室、食堂兼ミーティング室、二階は広さ約一七二平方メートルの研修室と小研修室二室、三階は広さ約一七四平方メートルの多目的研修室と小研修室二室がそれぞれ設けられた。秩父別温泉周辺に配置されている様々な施設を利用して、町内外の青少年の研修、体育・スポーツ、文化などの交流・宿泊事業が活発に行われていたことから、これに対応した総合的な交流施設の必要度が高まり建設に踏み切った。最大で六〇人までの宿泊が可能。宿泊利用者には町内スポーツ施設を無料で利用できる特典もある。

### キャンプ場

町営キャンプ場は、平成六年度からファミリースポーツ公園南西側に設けられている。駐車場、炊事も完備している。ベルパークちつぶべつの中にあり、自然環境に恵まれている上に、温泉、スポーツ施設、道の駅なども近くて便利である。平成一〇年に拡張整備が行われた。平成二九年四月から、料金は一泊・一張り五〇〇円、タープ一張り五〇〇円となっている。

図表 4-3-5  
キャンプ場の利用状況

年度	利用者数
平21	690
22	813
23	641
24	528
25	445
26	499
27	684
28	605
29	1,642
30	7,264
令元	11,011
2	9,336
3	7,978
4	6,948
5	6,204

資料：行政事務報告書

### 三 生涯学習関係の機関・団体

#### 子ども防犯パトロール

平成一八年から、市街地区の五町内会が市街地八か所で小中学生の登下校時に防犯、交通安全を目的として、年間を通じて見守り活動を続けている。メンバーは約三〇人で、高齢者が課題である。

ボーイスカウト 青少年の健全育成を目指して、昭和二五年に創設された。小学生を中心にキャンプなどの訓練・秩父別第一団 研修などを重ね、町内行事にも積極的に参加した。団員の減少から昭和五一〜五六年に活動を休止したが、五七年から活動を再開し、平成一七年二月には発団五〇周年記念式典という喜びの日を迎えた。この間、沖繩の浦添第一団、第二団との相互交流や、団活動の栄誉である菊スカウトを輩出するなど目覚ましい活動を継続してきた。五〇年の歴史の中で、約三〇〇人の〇B団員を輩出、町の青少年健全育成に貢献している。こうした活動を支えるため、ボーイスカウト育成会も結成されている。近年は講習会や野営訓練、スキー訓練など多彩なプログラムで心と体を鍛えている。

## 第四節 体育・スポーツ

### 一 体育・スポーツ振興事業の推進

スポーツ推進委員（旧 秩父別町では、戦後の急速なスポーツ活動の普及に対応して、昭和二五年に職場・地域で体育指導委員）の配置 体育技能に秀でた人を選抜し、体育指導委員に任命して各種体育行事の指導に当たった。三四年には「秩父別町体育振興条例」を制定し、さらに三七年に新たな規則を設けて五人の体育指導委員を正式に配置、四〇年からは七人に増員した。平成二三年八月にスポーツ振興法が五〇年ぶりに全面改正され、これに伴い「体育指導委員」の名称は「スポーツ推進委員」となった。スポーツ推進委員は、町教委との連携の下、スポーツの実技指導、組織の育成、教育・行政機関・民間団体が行うスポーツ行事・事業への協力、住民に対する指導助言などの役

割を担っている。町教委が任命し、任期は二年である。

図表 4-3-6  
歴代体育指導委員（スポーツ推進委員）

氏名	在任期間
山森 聡	平2・4・1～令6・3・31
稲澤 実	平10・4・1～ 28・3・31
須藤 悟	4・4・1～ 22・3・31
眞島 秀樹	10・4・1～ 24・3・31
沼田 良子	10・4・1～ 24・3・31
水本 丈安	14・4・1～ 22・3・31
新見 隆晴	17・4・1～ 24・3・31
鈴木なをみ	17・4・1～ 26・3・31
川上 徳嗣	22・4・1～ 28・3・31
百島 健	22・4・1～ 28・3・31
今井 誉民	24・4・1～令2・3・31
宮本 義治	平24・4・1～ 28・3・31
越智 真美	24・4・1～ 26・3・31
菊地 幸絵	26・4・1～令2・3・31
前田 誠	平28・4・1～令6・3・31
山本 一成	平28・4・1～令6・3・31
寺迫 昇真	平28・4・1～現在
手塚 奈美	28・4・1～現在
松本 和也	令2・4・1～現在
下地加奈子	2・4・1～現在
高柳 郊士	6・4・1～現在
遠藤 祐介	6・4・1～現在
宮森 康彰	6・4・1～現在

資料：行政事務報告書

各種スポーツ教室の開催

水泳教室は、町民が発達段階に応じた健康な体づくりと水泳の楽しさを体得することを目的に、毎年七月下旬から八月上旬にかけて幼児（三～五歳）、小学生などに分かれB & G海洋センタープールで開催されている。このほか町教委は野球、陸上競技、スキー、ウォーキング、マシントレーニング、バドミントン、卓球など様々なスポーツ教室を開催し、町民皆スポーツの実現に努力している。

## 二 体育・スポーツ大会の開催・関係機関

### 1 スポーツ大会

#### 町民レクリエーション大会

町民レクリエーション大会（毎年一～二月）は、平成一六年から町ファミリースポーツセンターで開かれている。町体育協会（現スポーツ協会）が、レクリエーションな軽スポーツで冬場の運動不足を解消し、町民の親睦を深めようと企画した。紅白玉入れ、スカットボール（人工芝にスカットと呼ばれる得点台を載せ紅白のボールを打ち合う）、ドッジビー（ソフトディスクを使ったドッジボール形式のゲーム）、モルックなどの楽しい種目に大勢の町民が参加し汗を流している。

#### 老人オリンピック

町老人クラブ連合会が主催して毎年一〇月に、町ファミリースポーツセンターで開いている。町内に住む六〇歳から九〇歳までの高齢者が対象で、健康増進と親睦交流が目的である。町内会ごと四チームに分かれ、二〇〇人前後の高齢者が紅白玉入れ、仲良しリレー、円盤投げ競技などの軽スポーツをゲーム感覚で楽しんでいる。

## 2 陸上競技

北海道大学駅伝対校選手権大会・平成四年の町営陸上競技場の完成に伴い、町や町内の体育・スポーツ関係者  
北海道大学女子駅伝対校選手権大会 が道知事杯北海道大学駅伝対校選手権大会（男子）の誘致運動を展開した結  
果、六年度の第六回から同競技場を発着点として秩父別町で開催されることになった。これと同時に道教育長杯同女  
子大会も開催されることが決まった。男子は八区間一〇一・三九五<sup>キ</sup>、女子は六区間三七・六九五<sup>キ</sup>のコース（い  
ずれも秩父別町、沼田町、北竜町、妹背牛町、深川市の一市四町経由）でスピードを競ったが、二〇年からは男子八三・  
八五<sup>キ</sup>、女子三一・六<sup>キ</sup>の町内周回コースに短縮された。同大会は全国大会にもつながる北海道地区予選も兼ねてお  
り、陸上関係者の注目度は高かった。農作物収穫期の八月下旬から九月上旬にかけて田園コースを大学生ランナーが  
走り抜けるシーンは秋の風物詩にもなっていた。残念ながら、両大会は主催者側の意向により、平成二六年をもって  
秩父別町開催が最後となり、二七年以降は札幌へ会場変更された。

北空知小学生 町、町教委が道北陸上競技協会の賛同を得て共催しているが、町単独で開催する広域大会は珍しい。  
陸上競技大会 平成四年の町陸上競技場オープンを記念して始まった。管内一市六町から毎年一〇校以上が参加  
し、毎年七月頃に開催していたが、少子化のあおりで管内の小中学校数が減少し、参加児童の落ち込みもあり、平成二  
三年を最後に大会は幕を閉じた。これまでの参加者は三〇〇〇人を超え、男女とも一〇〇<sup>キ</sup>、二〇〇<sup>キ</sup>、八〇〇<sup>キ</sup>、  
一五〇〇<sup>キ</sup>、四〇〇<sup>キ</sup>リレー、走り高跳び、走り幅跳び、ボール投げの八種目に熱戦を繰り広げていた。

### 北育ち元気マラソン

秩父別農業協同組合主催の「北育ち元気マラソン」は、ユニークな大会として道内外のマラソン愛好者の人気を得た。参加者が収穫期（九月）を迎えた秩父別ならではの風景を楽しめるほか、種目は三<sup>キ</sup>、五<sup>キ</sup>、一〇<sup>キ</sup>（コースは陸上競技場を発着点に一条北通りを出て田園地帯を走る）だが、「順位点」に年齢・性別・参加申込日で決まる「ボーナス点」、それに自身の予想タイムと実際の記録の差で決まる「宣言タイム」を加えた合計点で順位を決定するという方式のため、だれでも優勝のチャンスがあるのが特徴だ。秩父別を含めた三町の農協合併に伴い、平成一五年からは北いぶき農業協同組合に主催が移ったが、当初一〇〇人程度だった参加者も二〇年の第一七回大会には過去最高の四五〇人が集まった。二一年の第一八回大会をもって終了した。

### 秩父別産新米普及 秩父別産新米普及マラソン大会実行委員会主催で、

マラソン大会 ローズガーデンちっぷべつを発着とするコースで、一〇月の上旬に実施している。参加賞や入賞商品に秩父別産の新米が用意され参加者から好評を得ている。平成二四年に第一回大会を行い、一〇<sup>キ</sup>、三<sup>キ</sup>、親子ペア（一<sup>キ</sup>）の各部門に六三四名の参加があった。二五年の第二回大会から五<sup>キ</sup>の部が追加された。二九年の第六回大会は、ゲストランナーにオリンピック出場経験のある弘山晴美を迎え、過去最多の一〇二四人の参加があった。平成三〇年は荒天により、令和二年と三年は新型コロナウイルス感染症対策として大会を中止したが、四年の第一回大会には、ゲストに有森裕子を迎え、コースも大幅に変更し、ハーフ、一〇<sup>キ</sup>、五<sup>キ</sup>、親子ペア（一



秩父別産新米普及マラソン大会

キ)の部門を設けた。五年の第二二回大会からはコースレイアウトを見直し、ハーフ、一〇<sup>キ</sup>、三<sup>キ</sup>、親子ペア(一<sup>キ</sup>)の部門を設け、コンパクトに運営できるよう工夫している。ゲストランナーは四年から引き続き二回目となる有森裕子が大会を盛り上げた。

### 3 球 技

#### 野 球

秩父別タイガース野球少年団は平成二六年、北空知支部大会予選を勝ち抜き、札幌で開かれた全道少年野球大会への出場を果たした。令和二年からは、隣町の少年団「沼田ヤングイーグルス」が団員不足となり合同チームとして活動した。全道規模の大会としては、同年、高円宮杯全日本軟式野球南北海道大会、同四年にはスタルヒン杯全道スポーツ少年団交流大会に出場している。また秩父別中学校野球部は、沼田中と合同チームで平成二八年、全日本少年春季北海道大会でベスト八まで進出し、同二九年には単独チームで中体連北海道大会でベスト八に入った。その後、部員不足から同三〇年からは沼田中と合同で活動を続け、令和三年からは北竜、雨竜、妹背牛中の合同チームの人数が足りなくなり、五町合同でチームを編成し、北空知連合の名称で、令和四年、全日本少年春季北海道大会でベスト四、同五年、全日本少年北海道大会ベスト一六となった。五年にはさらに全日本春季南北海道大会に優勝し、全国大会にも出場した。

### ソフトボール

近年はふれあいプラザの中で特別ルール（天井の防球ネットに打球が当たった場合はアウト等）により大会を実施している。毎年八月には町民ソフトボール大会が開かれ、各町内会チームが熱戦を繰り広げている。

バレーボール・ 近年は競技人口の減少により、町民バレーボール大会は平成一六年度の第二五回大会をもってミニバレーボール 終了し、町民ミニバレーボール大会は参加する町内会が減少してきている。秩父別中学校女子バレーボール部は平成二九年、中体連北海道大会に二二年ぶりに出場し、決勝トーナメント進出を果たした。翌三〇年には二年連続で中体連北海道大会に出場し、二九年を上回るベスト八進出を達成した。

バスケットボール・ 秩父別ミニバスケットボール少年団は、団員の減少に伴い、平成二三年以降、沼田町が加ミニバスケットボール わり、二八年以降は妹背牛町と合同チームとなった。秩父別町のクラブ員は、小学校一年生から六年生までの男女一五人（令和五年実績）。三町の合同チームは令和四年、チーム名を三町に共通する「ソル（太陽）」と「ベルテ（大地や田園）」というイタリア語からソル・ベルテミニバスケットボールクラブと改称した。北空知地区の代表として全道大会出場の常連でもある。

### ゲートボール

平成六年から始まった秩父別町長杯空知大会は空知管内各地の予選を勝ち抜いた強豪チームが集つたのをはじめ北空知男女親睦大会、秩父別・沼田・北竜三町交歓大会などが毎年開催され、町民の人氣も高かったが、競技人口の高齢化と減少により平成二六年にゲートボール愛好会は解散した。

## パークゴルフ

令和二年からのコロナ禍で、主要大会の町長杯兼ちっぶ・ゆう&ゆ大会（令和四年に秩父別温泉ちっぶ・ゆう&ゆ大会に名称変更）や北海道新聞社杯大会が二年連続で中止になったが、令和四年からは大会も再開され、愛好者も活気を取り戻している。特に令和四年と五年にそれぞれ新設されたNPOちっぶ杯大会、NPOちっぶ杯ペア大会はちっぶ・ゆう&ゆ大会とともに景品が評判で、町外からの愛好者にも人気を集めている。パークゴルフ協会の会員数は、高齢化などから令和五年現在四人（男三人、女一人）と平成二年当時と比べ半減しているが、会員を現状より減らさないように「パークゴルフは健康に最適」と町民に加入の声をかけて行っている。

## 柔道・剣道

競技人口の減少などにより、柔道は平成二八年から活動を休止しており、剣道も平成二五年に一時活動を休止した後、令和三年から活動を再開している。



パークゴルフ場

### 三 体育・スポーツ施設の整備

#### ファミリースポーツ公園

総合運動公園として昭和四九年九月、町内二ノ一の広大な七畝の用地に開設された。施設の建物、整備は四八年度から五二年度までの間に進められ、ファミリースポーツセンター、テニスコート、第二水泳プール、ミニゴルフ場、子ども広場（冬季節スケートリンク）、自由広場、日本庭園、野球場、野外活動広場、バッティングセンター、記念の森、ジョギングコースなどが設けられた。平成一〇年にストリートバスケットコートを新たに設置した。平成二九年には「ベルパークちっぷべつ」を整備し、ファミリースポーツセンター、テニスコート、パークゴルフ場、野球場などのスポーツ施設やキャンプ場に加え、子ども屋内遊戯場「キッズスクエアちっくる」や屋外遊戯場「キュービックコネクション」で構成している。

ファミリー 昭和四八年にオープンしたファミリースポーツセンター（五四年に町民研修センター併設）は、スポーツセンターファミリースポーツ公園（現ベルパークちっぷべつ）の中核施設である。鉄筋コンクリート二階建て一部鉄骨造り、延べ約二五七八平方メートルの構造と規模で、建設費に二億円以上をかけた。平成七年度以降、ファミリースポーツセンターの改修・整備が積極的に進められた。特に平成一〇年度に約五〇〇万円の予算で玄関ドアを自動化し、ロードヒーティングを施したスロープを設置したのをはじめ、一八年度には体育館研修センターの外装改修、管理棟一階ホールの張替工事に約四〇〇万円を投じた。また、二〇年度は約七〇〇万円の予算で管理棟の外壁と窓サッシを改修、暖房器具も石油ストーブからFF式ストーブへ更新した。このほか、年ごとに屋外放送施設の

図表 4-3-7  
ファミリースポーツセンター利用状況

年度	区分	利用者数	合計
平21	個人	3,399	26,640
	団体	23,241	
22	個人	3,860	24,830
	団体	20,970	
23	個人	3,620	25,590
	団体	21,970	
24	個人	3,348	26,158
	団体	22,810	
25	個人	2,224	22,554
	団体	20,330	
26	個人	4,153	28,457
	団体	24,304	
27	個人	3,418	26,946
	団体	23,528	
28	個人	1,963	25,081
	団体	23,118	
29	個人	3,139	25,332
	団体	22,193	
30	個人	3,249	24,765
	団体	21,516	
令元	個人	2,803	19,262
	団体	16,459	
2	個人	2,283	11,992
	団体	9,709	
3	個人	2,583	13,621
	団体	11,038	
4	個人	2,385	20,876
	団体	18,491	
5	個人	2,012	16,872
	団体	14,860	

資料：行政事務報告書

設置とトイレの洋式便器改修、専用トラックの購入、ロビー照明改修、空気清浄機の購入、屋根の改修などを実施した。二五年度には耐震改修工事を実施し、改修後はアリーナ、トレーニング室を除いたフロアを土足化し利便性を高めた。二六年度からは年末年始を除き祝祭日も開館となった。

平成一九年度以降の歴代館長は、次のとおりである。

神田達広（平19・4・9～22・3・31）、金子利生（22・4・1～23・3・31）、尾垣義次（23・4・1～27・3・31）、早川聡（27・4・1～29・3・31）、笹木雄介（29・4・1～令2・3・31）、塩地勇夫（2・4・1～5・3・31）、大山達美（5・4・1～7・3・31）

ふれあいプラザ 平成五年二月、  
町内二〇八五番地

に開設された。鉄骨造り平屋建て約一八〇七平方メートルの構造と広さを持ち、アリーナ部分は一六〇〇平方メートルの間で、各種イベントをはじめ、野球、テニスなどのスポーツやレクリエーションが雨天や冬期間でも楽しむことができるインドアグラウンドである。このグラウンドの土が長年の使用で硬くなったため、一二年四月に土の入れ替えを実施した。使用料は「ゆう&ゆ」と「おおとり」宿泊者については免除する優遇措置がある。

図表 4-3-8  
ふれあいプラザ  
利用状況

年度	利用者数
平21	19,931
22	12,279
23	20,558
24	13,728
25	17,000
26	17,099
27	13,857
28	12,711
29	14,061
30	15,094
令元	14,308
2	4,366
3	4,052
4	5,897
5	7,953

資料：行政事務報告書

図表 4-3-9  
スポーツセンター  
野球場の利用状況

年度	利用者数
平21	2,090
22	1,212
23	1,908
24	1,880
25	1,789
26	1,622
27	1,668
28	1,262
29	1,783
30	971
令元	856
2	115
3	345
4	1,028
5	1,033

資料：行政事務報告書

B & G 海洋センタープール

平成四年七月に、秩父別温泉「ゆう&ゆ」の隣接地でオープンした。建設費二億一〇〇〇万円で上屋付プール六コース（二五メートル×一三メートル）と更衣室、事務所を備えた管理棟が建設された。水と楽しみながら健康づくりに励む拠点施設として、子どもから高齢者まで幅広く利用されている。老朽化に伴い、令和元年にはB & G財団の助成で大規模改修を実施し屋根や鉄骨の塗装、ろ過器の設備更新を行った。

陸上競技場

町営陸上競技場は、ファミリースポーツ公園を含むふれあいゾーン21（後の「ベルパークちつぶべ」）エリアのふれあいプラザ、B & G 海洋センターの近くに位置している。総面積は約二・四四〇ヘクタールを有し、一周四〇〇メートルの陸上競技連盟第四種公認トラック（平成二三年六月公認廃止）のほか、広いフィールド内には芝生が敷かれサッカー場としても利用できる。トラック内外に走り幅跳び、三段跳び、走り高跳び、棒高跳び、円盤投げ、砲丸投げ、ハンマー投げ、槍投げなどの施設も完備している。約二億円近い総事業費で平成四年六月にオープンしたが、北空知管内の陸上競技の拠点として、北海道大学駅伝対校選手権大会にも利用された。また、八年度には走り幅跳びなどの助走路を全天候型に改修した。令和五年三月三十一日をもって用途変更により廃止となった。

図表 4-3-11  
陸上競技場の  
利用状況

年度	利用者数
平21	2,693
22	1,666
23	1,742
24	2,197
25	1,732
26	1,731
27	1,576
28	1,445
29	1,260
30	1,083
令元	1,039
2	122
3	0
4	580

資料：行政事務報告書

図表 4-3-10  
B & G 海洋センター  
の利用状況

年度	利用者数
平21	2,797
22	2,566
23	2,642
24	1,982
25	1,804
26	1,737
27	1,629
28	1,588
29	1,792
30	1,797
令元	1,864
2	1,207
3	1,891
4	1,428
5	1,608

資料：行政事務報告書

ゲートボール場

ファミリースポーツセンターの南隣接地九四五四平方メートルの敷地に、四五〇万円の予算で八面のコートと、一九〇平方メートルの芝生広場を持つ町営ゲートボール場を造成、平成五年九月にオープンした。その後、トイレ、休憩所、駐車・駐輪場、物品庫、ベンチなども完備したが、ゲートボール愛好会の解散に伴い、平成二七年度の利用がゼロとなり、平成二九年に閉鎖された。

図表 4-3-12  
ゲートボール場の  
利用状況

年度	利用者数
平21	1,304
22	926
23	531
24	233
25	142
26	200

資料：行政事務報告書

テニスコート

ファミリースポーツ公園内の町営テニスコートは、昭和四九年七月に完成した。ハードコートとクレイコートの二面で、五三年には夜間照明も整備したが、現在照明は撤去されている。

図表 4-3-13  
テニスコートの  
利用状況

年度	利用者数
平21	737
22	777
23	792
24	831
25	692
26	1,092
27	761
28	526
29	692
30	706
令元	858
2	647
3	432
4	739
5	775

資料：行政事務報告書

パークゴルフ場

パークゴルフ場は、ゲートボール場横に平成一〇年七月一日にオープンした。二・五畝の用地に「ゆうゆうコース」九ホール、「おおとりコース」九ホールの計一八ホールを設けた。コース延長は九四一メートル、パーは六六である。比較的平坦で、のびのびとプレーを楽しめるのが特徴である。練習グリーン、東屋、

物置、水飲み場、四二台収容の駐車場、一二台収容の駐輪場も完備し、総事業費として一億三七〇〇万円をかけた。芝の状態がよく環境に恵まれていたため、町外からの利用者も予想を上回り、町内外愛好者の交流に大きな効果を挙げた反面、町民の利用に支障をきたす状況になった。このため一三年に約五三六〇万円を投じ、「おとりコース」隣の約九六〇〇平方メートルの用地に、「ふれんどコース」九ホール（五六〇坪、パー三三）を増設した。当初はコース使用も用具貸し出しも無料でスタートしたが、二六年度から有料化に踏み切った。二八年度からは芝などを管理する専任スタッフを配置した。

図表 4-3-14  
パークゴルフ場の  
利用状況

年度	利用者数
平21	13,400
22	14,625
23	11,361
24	11,159
25	14,599
26	15,085
27	14,123
28	13,194
29	13,404
30	14,213
令元	14,701
2	13,399
3	14,317
4	14,505
5	13,042

資料：行政事務報告書

#### 四 体育・スポーツ関係機関・団体

##### 体育協会

昭和四一年に町内の体育・スポーツ関係団体の責任者が集まり、秩父別体育協会を設立した。各団体が連携を強め、一年を通じて町民スポーツの各種大会や行事を主催、又は町・町教委主催行事に積極的に協力することが目的であった。管内的、全道的な大会・行事への参加促進にも力を入れ、体育・スポーツの振興に貢献している。平成九年二月に創立三〇周年、二〇年一月に創立四〇周年の記念式典を挙行している。三〇年には創立五〇周年を迎えた。結成当時の加盟は六団体で、平成二二年には一一団体あったが、令和四年現在は六団体に減った。二一年以降ではソフトテニス、柔道、山岳会、ゲートボール、陸上、スキー連盟、卓球連盟が会員数の減少など

図表 4-3-15  
スポーツ協会の歴代正副会長

会 長	
氏 名	在 任 期 間
吉田 徹	平18～24
新見 隆晴	25～現在

副 会 長	
氏 名	在 任 期 間
新見 隆晴	平12～ 24
東 晴基	18～令 4
眞島 秀樹	平25～令 6
稲澤 実	令 5～現在

※令和5年4月1日からスポーツ協会へ名称変更  
資料：行政事務報告書

で休部となった。団体加盟とは別に、体育協会は設立当初から全戸加入という他に類を見ない組織を誇っているが、加盟団体の総会員数は平成七年に一一八人だったのが、一九九年は四三九人に減少し、令和四年では一一三人にとどまっている。なお、令和五年四月一日から名称を「スポーツ協会」に変更している。

スポーツ少年団

小中学生の体位・体力向上、健康増進、健全育成のため、全国・全道的に父母や体育団体、社会教育関係機関などがスポーツ少年団の結成を促進した。昭和三十九年に秩父別中学校が剣道スポーツ少年団を結成したが、秩父別町の第一号である。

図表 4-3-16 秩父別町スポーツ協会加盟団体

団体名	会長氏名	設立年	会員数
剣道	村上 貴人	昭26	15
バスケットボール	寺迫 公裕	昭48	7
バドミントン	畑山 茂美	昭49	10
ソフトボール	東 雅巳	昭58	6
ミニバレー	秋山 悟	平 2	29
パークゴルフ	速見 章一	平 7	46

資料：行政事務報告書

図表 4-3-17 秩父別スポーツ少年団一覧（令和6年度現在）

スポーツ少年団名	団員数	対 象
秩父別タイガース（野球）	14	秩父別、沼田町の小学生
ソル・バルテ（ミニバスケット）	27	秩父別、沼田、妹背牛町の小学生

※団員数には指導者も含む

資料：行政事務報告書

る。五〇年代に入ってスポーツ施設が整備されてきたこともあり、野球、柔道、ジュニアバレーボールのスポーツ少年団が相次いで結成され、ミニバスケットボールも誕生した。その後、少子化などで、ジュニアバレーボール、剣道が解散（令和三年に少年団登録をせずに活動を再開）となり、柔道はスポーツ少年団の登録を解消して活動を続けていたが、平成二八年に活動を休止している。

## 第五節 文 化

### 一 文化事業の推進

#### 総合文化祭

町総合文化祭は、町文化連盟と町教育委員会が共催し、毎年一月三日の文化の日を中心にファミリースポーツセンターで開かれている。町内各文化団体に日常活動の成果を発表する機会を提供し、広く町民に鑑賞してもらい、町文化の向上と発展を図るのが目的である。町文化連盟が結成された昭和四九年に、開町八〇周年記念・文化連盟結成記念を兼ねて第一回が開かれた。その後、参加団体数、出品・出演者数が増え内容も充実し、二二回目を迎えた平成七年には文化展示、芸能発表に生活文化、食品コンクール、切手展示販売会、児童生徒作品展、協賛バザーなども加わり、一層多彩になった。一五年には文化連盟創立三〇周年記念として、姉妹都市の綾南町児童生徒の作品展も行われ、以降、恒例行事として町民に親しまれている。令和二年、三年は新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、第四七回、四八回は中止となったが、四年に再開し、五年には節目となる五〇回目が開催された。

### 生き生き公演会

小学生対象と中学生・一般対象に分け、それぞれ年一回開いてきた「芸術鑑賞会」に代わり、平成一七年から「生き生き公演会」をスタートさせた。町民に優れた本物の舞台芸術などに身近に触れる機会を提供するとともに、生涯学習の啓発を目的としている。主に音楽コンサートや演劇の鑑賞会、講演会などを開いている。

## 二 文化施設の整備と事業推進

### 図 書 館

町立図書館は、平成四年二月一日に開館した。約二億二八六〇万円の予算を投じ、鉄筋コンクリート一部二階建て、延べ五九六平方メートル（現在は六九一平方メートル）の構造と広さで、それまで郷土館内にあった図書館を移転した。当時、一万五〇〇〇冊の蔵書があったが、これを最終的に三万冊まで充実させる目標を立てた。閲覧室のほか児童読み聞かせ、郷土資料、視聴覚の各コーナーを配し、特にオーディオ・ビジュアルルームを備え、ニューメディアによる高度な情報収集機能を有している。図書館の整備など蔵書の購入が積極的に進められ、町民からのリクエスト本や新刊書の購入などにより、一三年度末には目標の三万冊を超え、令和四年度末現在では三万五七八七冊となっている。

また、平成一〇年八月五日に「丸木位里・俊コーナー」を設け、常設展示している。丸木夫妻は反戦画家として知られ、国際的にも高い評価を得ている。夫人の俊は秩父別町出身（旧姓・赤松）で、国際童画ビエンナーレで「全米図書館協会賞」を受賞するなど、絵本作家、童話作家としても有名である。画集、図録、絵本、エッセイなど数多くの本を出版しており、図書館でも可能な限り収集してきた。コーナーには『原爆の図』など画集二三点、『つつじの

図表 4-3-18  
図書館利用状況

年度	区分	利用者数
平21	団体	6
	個人	9,770
22	団体	7
	個人	8,920
23	団体	2
	個人	8,424
24	団体	8
	個人	6,993
25	団体	11
	個人	6,881
26	団体	9
	個人	7,357
27	団体	13
	個人	6,795
28	団体	12
	個人	6,257
29	団体	6
	個人	7,103
30	団体	28
	個人	7,330
令元	団体	39
	個人	6,973
2	団体	27
	個人	4,915
3	団体	23
	個人	4,657
4	団体	1,649
	個人	3,783
5	団体	2,303
	個人	5,429

資料：行政事務報告書

むすめ』など絵本一七点、『女絵かきの誕生』など一般書二一点、『空からの歌ごえ』など物語八点の計四九点が表示された。また、町役場にも俊の作品が数点展示されている。平成一三年には、栗山町在住の教員磯野武司から町に俊制作の六曲一隻の屏風絵「ほおずきと萩」（一扇の大きさ縦九〇センチ×横三五センチ）が寄贈されている。夫の位里は平成七年に逝去、また俊は図書館のこのコーナーがオープンした年に秩父別町の名誉町民の榮譽を受けているが、二二年に惜しまれながら他界した。

このほか、事務用のパソコン、ファックスなどを二二年度に購入したのに続き、一五年四月には図書館利用者用にインターネット専用のパソコン二台を導入している。図書館の持つ機能の一つは、生涯学習の情報拠点施設であり、ITを通じて学習情報をはじめ、まちづくり情報など各種情報の入手により、町民の自主活動を支援することが目的であった。施設の整備については二〇年度に玄関先の段差解消、側溝改修などを行った。また、「わくわくボックス」事業により、図書館から小学校各教室に定期的に本を届ける体制を整え、令和二年度から中学校への「ぶっくボックス」を開始した。子どもたちが本に触れる機会を、少しでも増やすねらいだ。

## 郷 土 館

町ファミリースポーツセンター横にある現在の町郷土館は、昭和五六年に建設され、同年一月五日にオープンした。鉄骨造り二階建て、延べ六五四平方メートルで、総事業費は約一億二〇〇万円であった。外観は屯田兵屋を模して三角屋根とし、一階は事務所、収蔵庫、大型資料展示場、特別展示コーナー、二階は明治時代の写真、農機具、屯田兵屋とその内部、生活用品、書籍などの資料を展示している。展示内容は「プロローグ 秩父別町」「チックシベツの昔」「新天地を求めて 屯田開拓」「拓けゆく雨竜原野 産業の移り変わり」「雨竜川の流れとともに ぐらしの歴史」「花開く雨竜原野 戦後の発展」「恵まれた自然のなかで 明日の秩父別」の七つのテーマに分けて、分かりやすく整理してある。昭和六〇年五月現在の保有資料は六六三点であったが、令和六年一月現在では一三五九点と倍増している。

この間、図書館として使っていたスペースを、新図書館完成に伴って平成八年に特別展示室へ改修したほか、一〇年度には玄関ドアを自動化し、一九年度に屋根塗装、窓枠改修などを行っている。また、秩父別高等学校の廃校後に旧校舎を改築し、一四年に開設された生涯学習センター「生き活き館」の中に、郷土資料室が設けられている。

町郷土館の主催行事としては、特別展示が開かれている。「我が家の秘宝展」(八年)、「昔の『食べる』道具いろいろ展」(一二年)、「昔の遊びと遊び道具展」(一五年)などテーマも幅広く、このほか小中学生向け学習資料「馬が主役の時代の米づくり春秋」の発行、町出身木工芸作家などの作品展示、小学生に対する昔の農作業体験指導、手作り年賀状教室開催など様々な企画を立て、郷土の素晴らしさを伝えている。

郷土館は、秩父別屯田会の存在を抜きにしては語れない。屯田会は昭和五六年に設立され、会員数は三八人。昭和四〇年に発足した屯田二世会が母体で、開拓の祖でもある屯田兵の子孫で組織されている。これまで郷土の歴史と文化の研究や郷土館の建設に協力してきたほか、回顧録の発刊、屯田入植一〇〇年記念事業の「風雪の碑」建立などに

力を尽くしてきた。平成一〇年には、町教委の求めに応じ、農機具など昔の産業・生活用具・用品の収集にも協力している。

平成一九年以降の図書館・郷土館の歴代館長は、次のとおりである。

神田達広（平19・4・9～22・3・31）、金子利生（22・4・1～23・3・31）、尾垣義次（23・4・1～27・3・31）、早川聡（27・4・1～29・3・31）、笹木雄介（29・4・1～令2・3・31）、塩地勇夫（2・4・1～5・3・31）、大山達美（5・4・1～7・3・31）

図表 4-3-19 郷土館利用状況

年度	利用者数
平21	228
22	186
23	307
24	370
25	298
26	624
27	372
28	576
29	1,488
30	2,057
令元	1,905
2	560
3	482
4	343
5	647

資料：行政事務報告書

### 三 文化財の保護

#### 町指定文化財

町はこれまで四件を文化財に指定し、保存・伝承に努めている。このうち無形文化財の「ちくし神楽獅子舞」は、香川県讃岐地方から伝承された「あばれ獅子」が起源で、毎年秋の秩父神社祭礼や町総合文化祭などで保存会による勇壮、華麗な舞が披露されている。

図表 4-3-20 町指定文化財

種類	文化財	指定日
無形文化財	滝の上獅子舞	昭51・2・10
	ちくし神楽獅子舞	63・6・22
有形文化財	屯田の鐘	58・6・6
	乃木希典真筆	59・4・20

※上記は聞き取りにて確認の為に、資料名はなし

### 記念碑と文芸碑の建立

町内には数多くの記念碑が建立されている。平成六年までに開村記念碑、忠魂碑、町民憲章碑、開基百年之碑、風雪の碑など一七基を数えていた。このうち三基は文芸関係の碑で、後はすべて事業関係の碑である。一六年度事業のまちづくりと文化振興対策として、開基一一〇年を契機にファミリースポーツセンター公園内に文芸碑を建立することになり、町民から建立希望者の公募を行った。町民が町ゆかりの人の作品に限り、縦・横・厚さの三辺の合計が二〇〇センチ以内の石碑を自費で建てる場合、町として場所を提供するという企画である。申し込みについては文芸費設置選定委員会において選考し、建立位置を決定することになった。その結果、短歌の部に一〇人、俳句の部に一人、川柳の部に七人が決定、同年八月六日に合計一八の文芸碑が建立された。

## 四 文化関係団体と文化活動

### 1 文化連盟

#### 活 動

文化連盟は、昭和四九年に一五団体で結成され、平成一五年に創立三〇周年、二五年に四〇周年、令和五年に五〇周年を迎え、それぞれ記念式典を挙げるとともに、記念誌を発行した。総合文化祭の開催をはじめ、加盟団体の自主的活動を支援して発表の場を確保しているほか、道民芸術祭や空知管内郷土芸能祭への参加を促すなど、芸術文化、生活文化の発展に寄与してきた。令和五年一〇月現在の加盟は一八団体である。

加盟団体の入退会

平成二一年以降

令和四年までの間、秩父別太鼓保存会（平成二二年）、琴部・箏曲 永守社中、大正琴こまどり会（いずれも二二年）、ドライフワー部・ドライフワー紅の会、軽音楽部・ギターサークル、書道部・秀峯会（いずれも二三年）、民謡部・民謡会、舞踏部・バレエ教室（いずれも二五年）、フラワーアレンジメント部、華道部・池坊香川社中（いずれも二六年）、手紡ぎ研究部・秩父別観光振興（二九年）、囲碁部・棋友会、水墨画・みずのえ会（いずれも令和四年）が会員減などの理由でそれぞれ退

図表 4-3-21 文化連盟加盟団体（令和6年2月現在）

部 門	団 体 名	代表者名	設立年	会員数
詩吟部	日本詩吟学院秩父別道場	吉田 徳次	昭34	2
ダンス部	ローズダンスクラブ	森山 静夫	平 8	11
	秩父別赤いくつ	速見 恵子	平 8	5
	フラダンス ロケラニ・レアレア	戸村千代美	平 8	15
短歌部	こほろぎ社	木島 スエ	昭11	7
川柳部	川柳会	三浦 四郎	昭59	10
郷土研究部	秩父別屯田会	東 敏治	昭40	38
神楽部（獅子）	ちくし神楽獅子舞保存会	熊田 政人	昭44	58
書道部	木曜の会	中原 隆賢	平11	8
写真部	秩父別写楽会	四十坊 尚	昭45	4
陶芸部	秩父別陶芸クラブ	畑 キヌ子	昭48	10
園芸部	秩父別バラ会	森山 倫枝	平 4	5
手紡ぎ研究部	手紡ぎ研究会	植田 枝美	昭61	9
俳句部	交竜吟社	佐藤 兵治	昭63	10
水墨画	善性寺趣墨会	赤松由美子	平 3	8
カラオケ部	老人クラブカラオケ愛好会	伊藤美知子	昭60	10
	カラオケ友の会	佐藤 兵治	平 8	3
軽音楽部	マイメロディー	吉田沙也加	平20	3

資料：行政事務報告書

会、休会した。また、この期間、新規加盟は舞踏部・さくら会、手芸部・なつみの里の会（いずれも平成二六年）、軽音楽部・えびにーあいぼりー（三〇年）の三団体の加盟があったが、いずれも活動期間は短かった。

このため、平成二一年には二八団体・四二二人だった組織が、令和五年には一八団体・二二七人となった。文化連盟会長は、平成二一年度から二五年度まで大坂博文が、二六年度から令和二年度まで四十坊尚が務め、三年度からは佐藤兵治がその職を担っている。

## 2 町民の文化活動

### サークル・団体の活動

文化連盟に加盟しているサークル・団体は、総合文化祭が最大の発表機会である。その総合文化祭を目標に、各サークル・団体ともほぼ毎月一回は例会を開き、それぞれの技能を高め、親睦を深めている。また、必要に応じて町内外の施設で展示・発表を行い、文芸・美術関係では町内外の作品コンクールに積極的に応募している。カラオケや歌謡、民謡などのサークルによる福祉施設慰問などボランティア活動も活発である。未加盟のサークル・団体も独自の活動を続け、町民文化の底辺を支える一翼を担っている。小、中学校の児童生徒も様々な作品展・発表会に参加し、秩父別は活発な文化活動の町として知られている。

### 丸木美術館

反戦画家として知られる丸木俊（旧姓赤松）は、秩父別町の善性寺で明治四五年に生まれている。昭和一六年に画家の位里と結婚、戦後は「原爆の図」や「沖繩戦の図」など平和や人権をテーマにした多くの作品を発表、平成七年には夫婦でノーベル平和賞の候補になった。地元が誇る偉大な画家であったが、位里が

同七年に、また秩父別町の名誉町民でもあった俊は一二年にそれぞれ他界した。これより先、平成三年に善性寺の広間と書院の落慶法要が営まれた際、夫婦が参列したのをきっかけに、二階の書院に位里の水墨画、俊の油絵などを展示する「丸木美術館」が開設された。展示・収蔵作品は、有名な四曲一双の屏風絵「一九九二・原爆の図」（縦一・八段、横七・二段）をはじめ合わせて一〇〇点ほどがあり、町内外から多くの丸木ファンが訪れている。このほかに、「原爆の図 丸木美術館」が夫妻が居住し制作活動を続けた埼玉県東松山市にもある。

### 作家黒木亮

秩父別町生まれで英国在住の作家、黒木亮が平成一〇年代後半ごろから『カラ売り屋』『貸し込み』など、

主に経済小説の分野の作品を発表し、注目された。黒木は秩父別町宮司の家に生まれ、本名は金山雅之である。早稲田大学卒業後、エジプトのカイロ・アメリカン大学大学院を出て、都市銀行や証券会社において国際金融業務を担当、中東・アフリカなどを舞台に油田開発などの融資を行い、平成二二年に会社を退職し作家に転じた。中国で『巨大投資銀行』、トルコで『トップ・レフト』など国際金融小説を発売、その後日本でも小説を発表し活躍している。『冬の喝采』は、早大時代に長距離ランナーとして、当時日本を代表する瀬古利彦と、箱根駅伝を走った経験に基づいた自伝的小説として話題となった。



丸木美術館

常楽寺御堂コンサート お寺の本堂でコンサートが定期的に開かれる  
トとバラの音楽祭 のは珍しいが、常楽寺（町内二の二）は、音  
楽鑑賞の場として町民に親しまれている。平成一五年から毎年、本堂  
で「御堂コンサート」を開催、山本徹浄住職自らがテノールを聴かせ  
るほか、様々なジャンルのミュージシャンを招き、町民たちを楽しませ  
せた。夏場にローズガーデンを会場に行われるバラの音楽祭の開催に  
伴い、二四年三月から休止となった。

バラの音楽祭は、町民らによる実行委員会が主催で、二四年七月に  
初めてのコンサートを開催した。町内の奥まった場所にあるローズ  
ガーデンをPRする狙いもあった。池の上に特設ステージを設け、毎  
年、町内外のプロやアマチュアが演奏や歌声を披露している。令和元  
年からのコロナ禍による休止を挟んで令和五年から再開し、イベント  
は夏を彩る風物詩としても定着した。



バラの音楽祭

第五編

社会福祉



# 第一章 概 説

## 第一節 福祉制度

地域福祉の役割  
平成一二年に社会福祉事業法が半世紀ぶりに抜本的に改正され社会福祉法となった。同法では、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の増進を図ることがうたわれ、ま

た、市町村地域福祉計画の策定、公表が求められた。

地域福祉は、法に基づき制度化された福祉サービスや事業ばかりでなく、社会的に孤立した若者や困窮者への支援、幼稚園・保育所・認定こども園の整備や無償化などの子ども・子育て支援制度等、高齢者中心から全世帯型社会保障への転換が進められている。

### 民生委員・児童委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じて必要な援助を行い、福祉関係の業務に協力するなどして、社会福祉の増進に努めている。民生委員は、市町村の民生委員推薦会が社会福祉に対する理解と熱意があつて、地域の実情に精通した者として推薦した者について、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣がこれを委嘱する。児童福祉法の規定に基づいて、民生委員は児童委員を兼ねることとされている。民生委員・児童委員は、一人暮らしの高齢者やひとり親家庭の児童に対する援護活動、相談・助言活動など、地域社会の福祉向上に向けた様々な取り組みを推進している。また、平成六年には児童福祉を

図表 5-1-1 平成21年度以降の歴代民生委員・児童委員

(役職は民生委員児童委員連絡協議会)

令和4年12月1日現在

氏名	在任期間	備考
向井 守正	平7・12・1～ 22・11・30	平16(会長) 21・7・28(社会事業功労者支庁長賞)
篠田 博幸	13・12・1～ 22・11・30	
渡部 俊英	13・12・1～ 28・11・30	19(副会長)、22(会長)
大門 正春	16・2・18～ 25・11・30	
杉本 公利	16・12・1～ 22・11・30	
岡田 存広	16・12・1～令元・11・30	
飯沼 幸恵	平16・12・1～ 28・11・30	主任児童委員
松本由美子	19・12・1～ 28・11・30	22(副会長)
未津 淑子	19・12・1～ 28・11・30	
山下 里子	19・12・1～ 28・11・30	
梅澤 和代	20・5・1～ 25・11・30	主任児童委員
森 秀夫	22・12・1～令元・11・30	
中西 俊治	平22・12・1～令元・11・30	25(副会長)、28(会長)
五島 勝司	平22・12・1～ 28・11・30	
石井 康夫	22・12・1～令元・11・30	
三浦 和予	平22・12・1～ 28・11・30	主任児童委員
小山 裕子	28・12・1～現在	
山田たまの	28・12・1～現在	
神田 達広	28・12・1～現在	28(副会長)、令元(会長)
山本 久代	28・12・1～現在	
宇野 誕子	28・12・1～現在	
川尻祈代三	28・12・1～現在	主任児童委員
池田 展子	28・12・1～令4・11・30	主任児童委員
赤松 淳朗	令元・12・1～現在	
笹木 義伸	元・12・1～現在	令元(副会長)
今井 誉民	元・12・1～現在	
四十坊文枝	元・12・1～現在	
安部 桂子	4・12・1～現在	主任児童委員

専門的に活動する主任児童委員制度が創設され、児童委員のうちから厚生労働大臣が指名する。民生委員・児童委員は、地域で暮らす人達の良き相談相手として、高齢者の相談や孤独死の防止、児童虐待の防止・早期発見、配偶者からの暴力防止のほか、住宅サービスの提供なども行っている。任期は三年で、秩父別町の定数は民生委員・児童委員が九人、主任児童委員が二人である。民生委員・児童委員に報酬は支給されない。

### 人権擁護委員と保護司

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、法務大臣が市町村長の推薦した者の中から、弁護士会などの意見を聴いて、市町村ごとに選出し委嘱される。国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、もし侵犯された場合には、その救済のため適切な措置をとるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めることを使命としている。人権侵犯事件について調査と情報の収集を行い、法務大臣に報告し、関係機関への勧告などの処置を講ずる。

一方、保護司は保護司法に基づいて法務大臣から委嘱されて職務を遂行する。犯罪や非行に陥った者が保護観察を受けることになる。その期間中、保護観察所の保護観察官と共に、対象者と面接して生活状況を調査し、保護観察中に決められた順守事項を守るように指導し、生活相談など社会復帰への手助けをする。また、刑務所や少年院などの矯正施設に入っている者について、釈放後の帰宅先が更生のために適当かどうかを調査し、その環境を調整する。また法務省が主催する「社会を明るくする運動」を中心になって運営し、地域における犯罪予防運動も行う。任期は人権擁護委員が三年、保護司が二年で、いずれも給与が支給されないボランティアである。秩父別町の定数は人権擁護委員が二人、保護司が五人となっている。

図表 5-1-2 平成21年度以降の人権擁護委員

令和5年11月30日現在

氏名	在任期間
赤松 央	平10・8・15～ 25・9・30
新出小夜子	14・10・1～ 23・9・30
木谷 登子	23・10・1～ 29・9・30
齊藤 康彦	25・10・1～ 28・9・30
黒田 卓夫	28・10・1～令元・9・30
榎本 信子	平29・10・1～令2・9・30
吉澤 淳	令元・10・1～現在
中原 隆賢	2・10・1～現在

出典：秩父別町

図表 5-1-3 平成21年度以降の保護司

令和5年5月25日現在

氏名	在任期間
佐藤 一美	平4・12・25～ 28・11・24
金倉 泰賢	14・5・25～現在
赤松由美子	16・11・25～ 22・11・24
辻村 成光	18・11・25～ 22・5・10
神田 達広	22・11・25～ 24・11・24
中西 輝行	23・5・25～令5・5・24
高鶴 公人	平23・11・25～ 25・11・24
藤岡 祐子	24・11・25～現在
山本 清美	24・11・25～現在
瀬戸 宣夫	29・5・25～現在
戸田 毅	令5・5・25～現在

出典：秩父別町

### 町の機構

町民生活課で所掌していた福祉関係の業務は、平成二二年四月に住民サービスの向上と業務の効率化を二九年四月に保健指導グループができて、住民課は三グループ制となった。令和三年四月、一二年間にわたって横断的な行政執行が行われてきたが、住民課を除いて一つのグループとなったこともあって、グループ制を廃止しても支障はないと判断され、従前の係が復活し、町民に対する責任の所在をわかりやすくした。住民課は、令和六年四月、総合窓口、戸籍、年金、衛生、社会福祉、国保、後期高齢者、医療、介護保険、介護相談、健康推進などの係で組織され、地域包括支援センター及び子育て包括支援センターが置かれている。

## 第二節 町の福祉政策

総合計画にお 町の福祉政策は、これまで秩父別町総合計画の中に位置付けられてきた。第五次計画（平成一八〇ける福祉政策 二七年度）では、「心かよいあう福祉のまちづくり」を目指し、高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉などの充実を取り上げ、それぞれ現状と課題を分析しながら、基本目標と基本施策を示している。当時の分析では、特に高齢者率が高く、六五歳以上の人口が平成一七年八月末現在で一〇二三人を数え、人口の三三・四割を示し、さらに高齢者の独居世帯、高齢者夫婦世帯ともに増加の一途をたどっている現状・課題を分析し、それに基づく基本施策を掲げて推進した。

住民参加による福祉のまちづくりを進めていかなければならないと現状・課題を分析し、その上で「福祉のまちづくり」「児童福祉の充実」「高齢化社会への対応」に分けて基本目標と、それに基づく基本施策を掲げて推進した。

なお、平成二三年の地方自治法の一部改正によって、法律に規定された総合計画の策定義務がなくなり、総合計画を策定するかどうかは、市町村独自の判断に委ねられることとなった。

第六次計画の 第六次秩父別町総合計画（平成二八〇令和七年度）は、令和七年度を目標年次とし、期間を第基本的目標・施策 一次基本計画（平成二八〇令和二年度）、第二次基本計画（令和三〇七年度）に前半・後半を分けた。「心かよいあう福祉のまちづくり」を目指し、社会福祉の充実として高齢者福祉、児童福祉、障がい者福祉、地域福祉、そして保健・医療・介護の連携体制の整備などを掲げ、それぞれ現状と課題を分析しながら基本構想と基

本計画を示している。基本計画については、より実効性のある計画とするため、中間年度で見直しを行い、実施計画についても毎年ローリングすることにより事業の推進を図ることとしている。さらに、社会経済状況の変化や進捗状況を踏まえ、適宜見直しを行うこととしている。

秩父別町における各項目の基本目標と主な施策は、次のとおりである。

〔高齢者福祉〕▽基本目標

①自身の健康を維持し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会参加を促し、地域で自助、互助、共助、公助の調和を図りながら、助け合い、支え合いの体制づくりを推進する。②健康寿命の延伸を図り、知識や経験を生かした生きがいづくりの支援に努める。③介護保険在宅サービスの充実を図る。

▽主要な施策 ①心身の健康の保持増進と認知症の予防・早期治療のための事業を推進する。②町内会等地域の住民で見守り助け合う体制を構築する。③高齢者がこれまで培ってきた知識・経験を生かした生きがいづくりを推進する。④閉じこもり予防のための集まる機会の創出や外出時の移動手段の確保、利用にあたっての支援を推進する。⑤介護の相談支援と介護サービスの充実、介護保険制度の円滑な運営を図る。

〔児童福祉〕▽基本目標 ①子どもの生きる・育つ力を育む、子育て支援体制を推進する。②児童福祉事業の推進を図る。③保育施設の充実を図る。

▽主要な施策 ①関係機関などと連携を図り、子育て・親育ちを支援するための事業を推進する。②少子化社会に対応する育児環境の充実に努める。③子育ての経済的負担の軽減や福祉の充実に努める。④一時保育事業・延長保育事業等の実施と併せ、保育士の資質の向上に努めるなど、保育行政の充実を図る。

〔障がい者福祉〕▽基本目標 ①在宅サービスの充実を図るとともに、在宅障がい者の自立と社会参加の促進を図る。②障がいの種類や程度に応じた支援の充実を図る。③障がい者とその家族の支援に努める。④その人らし

い自立を促せるよう障がい児等の早期支援に努める。

▽主要な施策 ①障がい者が安心して暮らせるような支援体制の充実を図る。②身体障がい者や知的障がい者に対する社会参加の推進を図る。③障がいの早期発見に努め、早期治療・療養を促す。④障がい児等の早期療育等を図るため、深川市療育センター、放課後児童デイサービス等の機能を活用する。⑤地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるまちづくりを推進する。

〔保健・医療の充実〕▽基本目標 ①保健・医療の連携体制を整備し、切れ目ない支援体制を構築し、住み慣れた地域での社会生活の推進を図る。②住民の自発的な健康づくり活動を積極的に支援する。③妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実に努める。④地域医療体制の確立を図る。

▽主要な施策 ①ライフステージに合った心身の健康づくり事業の充実を図る。②住民の主眼的健康づくりを重視した保健事業の充実を図る。また、地区組織活動を促進する。③救急医療、夜間・休日診療を維持し、広域での協力体制による医療機関と密接な連携を図る。

〔社会保障の充実〕▽基本目標 ①国民健康保険事業の安定した運営を目指す。②住民の健康増進と疾病の発症予防、早期発見に努める。③未加入者の解消・未納者の防止に向け、国民年金制度の啓発に努める。

▽主要な施策 ①健康診断や健康教育を推進し、適切な受診行動を促し医療費の抑制を図る。②国民健康保険料の高い収納率を維持するよう努める。③国民年金制度の広報・啓発活動を充実する。

## 第二章 福祉事業の推進

### 第一節 福祉事業

#### 一 生活保護と生活福祉資金

##### 生活保護制度

生活保護は、病気や思いがけない事故、身体の障がいなどによって収入が減ったり、全くなくなったりして生活に困った時に、憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するために、自分で生活していく力を付けるための援助を行う制度である。最後の生活維持セーフティネットといわれ、

全国的にワーキング・プアや日雇い・非正規雇用、年金の少ない高齢者が増加するほか、物価高騰の影響が社会問題化する中で生活保護相談件数が増加している。保護には生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の八つの扶助があり、保護を受けるには福祉事務所へ申請する必要があるが、町で

図表 5-2-1  
生活保護状況の推移

年度	世帯数	人員	保護率 (人口千人当)
平21	16	21	7.4
22	15	20	7.2
23	17	25	9
24	16	25	9.2
25	16	24	9
26	17	25	9.5
27	17	23	8.9
28	11	16	6.4
29	10	14	5.7
30	10	14	5.8
令元	10	13	5.4
2	9	11	4.6
3	10	12	5.1
4	11	15	6.5
5	11	15	6.6

出典：秩父別町

も申請の手続きを受け付けている。年度別の保護状況は、次のとおりとなっている。町内在住の生活保護受給者は、平成二六年度を境に減少に転じている。近年、生活保護受給者が町外の福祉施設等に転出する事例が増えてきており、以前のデータと単純な比較が難しくなってきた。

### 生活福祉資金貸付

低所得者世帯（市町村民税非課税程度）や高齢者（日常生活上療養又は介護を要する六五歳以上の高齢者がいる）世帯、障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる）世帯の生活を経済的に支えるとともに在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的とした生活福祉資金の貸付制度である。都道府県社会福祉協議会を実施主体として、各市町村社会福祉協議会が窓口となって実施している。貸付は、それぞれの世帯の状況と必要に応じた生活支援費、福祉費などの資金が用意されている。

## 二 児童福祉

### 児童手当などの支給

国の制度である児童手当は、平成二二年三月までは「児童手当」の名称で〇歳から小学校修了までの間は月額一万円（三歳以上の第一子と第二子は五〇〇〇円）が支給されていたが、同年四月から時限立法によって「子ども手当」と名称が変わり、〇歳から中学校修了までの子どもに一律一万三〇〇〇円が支給された。平成二三年一〇月からは四か月間の特別措置で〇歳から三歳未満で月額一万五〇〇〇円、三歳から小学校修了までが月額一万円（第三子以降は一万五〇〇〇円）、中学生は月額一万円が支給された。平成二四年四月からは「児童手当」と名称が変わって中学校卒業までの児童を養育している家庭の生計中心者に対して支給されて

きた。岸田内閣における「異次元の少子化対策」の一つとして、令和六年一二月支給分から児童手当が図表5-2-2のとおり拡充された。

このほか、秩父別町が独自に平成一九年四月から平成二三年三月まで少子化対策の一環として、国が実施している児童手当の第三子以上の児童に対して、一定の条件を付して一人あたり月額一万円を上乗せして支給された。

図表 5-2-2 児童手当の対象年齢、金額及び所得制限

年齢	現 行	改 訂 後 (令和6年10月分から)
0～2歳	15,000円/月	15,000円/月 (第3子以降) 30,000円/月
3歳～小学生	10,000円/月 (第3子以降) 15,000円/月	10,000円/月 (第3子以降) 30,000円/月
中学生	10,000円/月	10,000円/月 (第3子以降) 30,000円/月
高校生	—	10,000円/月 (第3子以降) 30,000円/月
所得制限	あり 特例給付5,000円/月	なし

※第1子が22歳の年度末を越えると第2子が「第1子」扱いになる

図表 5-2-3 児童手当支給状況の推移

年度	受給者数 (人)	支給総額 (千円)
平21	193	13,765
22	340	2,235
22※	2,291	29,523
23※	2,790	34,734
24	2,558	28,685
25	2,564	28,555
26	2,574	28,135
27	2,521	28,410
28	2,285	25,315
29	2,327	25,680
30	2,349	25,145
令元	2,335	25,715
2	2,319	25,330
3	2,404	25,700
4	2,380	26,010
5	2,309	25,285

※は「子ども手当」として支給された分

- ・平成22年4月から平成24年3月までは「子ども手当」として支給
- ・平成22年度以降の受給者数は、延べ受給者数

出典：行政事務報告書

### 乳幼児医療費助成制度

この制度は、乳幼児らが健

康保険証を使って病院にかかった時の費用の一部を公費で助成するもので、秩父別町では条例を制定して実施している。

助成を受けることができる乳幼児らは、当初、町内に住む満一二歳までとしているが、平成二三年度に満一五歳までに対象を拡大し、平成二五年度からは満一八歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の三月三十一日までの者（生活保護受給世帯などを除く）を対象としている。

### 未熟児療育医療制度

この制度は、出生時の体重が二〇〇〇g以下又は身体の発育が未熟のまま出生

した子どもで、指定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子どもに対して、医療の給付を行う制度である。平成二五年度四月から、都道府県から居住地の市町村にその事務が権限移譲され、以降、秩父別町においても申請の受付、支給の認定、養育医療券の交付、医療費の支払い、未熟児の訪問指導などを行っている。

図表 5-2-4  
乳幼児等医療費助成状況の推移

年度	件数 (※1)	金額 (円)	受給者証 交付数 (※2)
平21		1,961,795	
22		3,302,317	
23		5,941,629	
24		4,646,256	
25		7,258,304	
26	1,956	8,307,063	115
27	2,020	7,830,419	98
28	2,138	7,230,576	95
29	1,932	6,574,522	93
30	2,466	6,635,580	285
令元	3,869	8,226,449	271
2	3,322	8,063,934	271
3	3,570	7,910,787	260
4	3,422	8,183,808	252
5	4,278	10,378,332	260

※1 平成29年以前は未就学児分みの件数。就学児以上の分は集計不可  
 ※2 平成29年まで未就学児のみ交付。平成30年から18歳未満の全ての対象者に交付  
 ・平成23年からは15歳までに拡大、平成25年からは18歳までに拡大

図表 5-2-5  
未熟児養育医療の状況

年度	件数 (件)	金額 (円)	対象者 数 (人)
平25	3	189,897	1
26	0	0	0
27	0	0	0
28	0	0	0
29	0	0	0
30	0	0	0
令元	0	0	0
2	12	1,277,226	2
3	9	976,752	2
4	0	0	0
5	0	0	0

出典：秩父別町

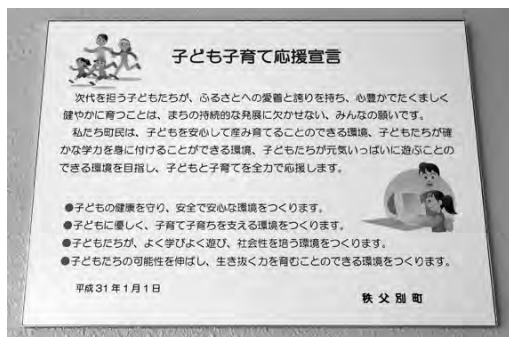
出典：秩父別町

## 子ども子育て応援宣言

「安心して子育てをしたい」「子育ての環境が整っている」「この町で子育てして良かった」など、誰もが望む子育てへの願いや希望の実現を目指し、子どもたちの賑やかな笑い声と笑顔があふれるように、平成三十一年一月一日に町として「子ども子育て応援宣言」を町の内外に宣言した。

具体的な取り組みとしては、子育て包括支援センター事業や医療費をはじめとする各種助成することによる子どもの健康を守り、安全・安心な環境づくりの分野、乳児家庭の全戸訪問、認定こども園保育料の軽減、子育て支援水道基本料金全額助成など子どもに優しく、子育て子育てを支える環境づくり、こども屋内遊戯場キッズスクエアちっくる、屋外遊戯場キュービックコネクションなど、子どもたちがよく学びよく遊び、社会性を培う環境づくりなどを展開している。

高校生までの平成二五年度から、子育て世代の負担軽減を図るため、医療費の無料化の対象を中学生から高校生医療費無料化までへと引き上げた。これにより〇歳から高校三年生までの医療費無料化が実現した。助成内容は、乳幼児等医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証、重度心身障害者医療費受給者証を持つ人、自己負担各受給者証を医療機関に提示した際に残る自己負担額が助成され、これらの受給者証を持っていない人は、自己負担額が助成される。



町内施設に掲げられている「子ども子育て応援宣言」パネル

### 三 母子福祉

#### 児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を支援するために支給される手当である。従来は原則として一八歳未満の児童を扶養、又は監護している母親や、その母親に代わって養育している人が支給の対象とされていたが、平成二二年八月から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されることとなった。支給額は所得によって変わり、年度によって改定されている。令和五年度の支給額は、全国一律で全部支給の場合は月額四万四一四〇円、一部停止支給の場合は月額四万四一三〇円、一万四一〇円となっている。

**母子父子寡婦** 二〇歳未満の児童を扶養している母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立を助け、扶養している児童**福祉資金制度** 童(子)の福祉を増進することを目的として、低利又は無利子の融資制度である。貸付金の種類には、修学、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚、事業開始、事業継続の資金が用意されている。

**ひとり親家庭等**・一八歳に達した日の属する年度の末日までの子供(心身に障がいのある児童の場合は二**寡婦(寡夫)** 医療費助成 ○歳未満)を扶養、又は監護しているひとり親家庭の父又は母と児童に対し、医療を受けるのに必要な費用の一部を助成するものである。

四 障がい児（者）福祉

身体障害者手帳

身体機能に一定以上の障がいがあると認められた者に交付される手帳である。身体障害者福祉法別表に掲げる視覚障がい、聴覚又は平衡感覚の障がい、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障がいがあったてその障がいが一定以上継続することが手帳交付の要件とされている。このほか、知的障がい者には療育手帳、精神障がい者には精神障害者保健福祉手帳が交付されることにより様々な支援策が講じられている。秩父別町における身体障害者手帳の交付状況は、図表5-2-1-7のとおりである。ここ数十年では、平成三〇年度の二五〇人がピークになっている。

図表5-2-6  
ひとり親家庭等医療費助成状況の推移

年度	件数 (件)	金額 (円)	対象人員 (人)
平21		786,804	
22		367,000	
23		500,304	
24		449,534	
25		516,574	
26	181	348,544	38
27	278	525,028	44
28	204	1,138,862	41
29	178	290,764	32
30	160	346,561	31
令元	140	335,892	36
2	125	709,193	34
3	93	186,711	31
4	88	175,440	21
5	105	142,891	16

出典：秩父別町

〈身体障害者福祉法別表〉

一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

1 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの

2 一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの

3 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの

4 両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

1 両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの

2 一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの

3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇デシベル以下のもの

4 平衡機能の著しい障害

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

1 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失

2 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの

2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指

骨間関節以上で欠くもの

3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

4 両下肢のすべての指を欠くもの

5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、継続するもの

6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

図表 5-2-7 身体障害者手帳交付人数

(単位：人)

等級 年度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平21	55	36	32	45	29	26	223
22	60	35	30	50	26	27	228
23	63	33	28	49	25	27	225
24	61	31	31	49	25	28	225
25	59	32	29	51	25	28	224
26	55	30	29	46	23	27	210
27	52	27	26	46	20	24	195
28	55	25	27	45	20	23	195
29	60	30	30	41	19	24	204
30	73	37	36	52	24	28	250
令元	53	35	35	45	24	28	220
2	49	34	31	53	14	20	201
3	33	15	19	37	15	14	133
4	31	14	18	37	14	12	126
5	29	17	17	35	13	10	121

出典：行政事務報告書

## 障害福祉サービス

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある者、障がいのある児童で一定の要件を満たす者は、障害福祉サービスが受けられる。その概要は、次に掲げるとおりである。

### 1 自立支援給付

#### (1) 介護給付

- ① 居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や通院時の介助を行う。
  - ② 行動援護 知的、精神障がいで行動が困難な人に、必要な介助や外出時の移動の補助をする。
  - ③ 重度障がい者等包括支援 介護の必要性がとも高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
  - ④ 短期入所（ショートステイ） 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
  - ⑤ 療養介護 医療が必要で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の看護・介護をする。
  - ⑥ 生活介護 常に介護が必要な人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護等をする。
  - ⑦ 施設入所支援 施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等をする。
- (2) 訓練等給付
- ① 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 自立した日常生活ができるよう、一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う。
  - ② 就労移行支援 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行う。
  - ③ 就労継続支援 一般企業等で働くことが困難な人に、就労機会の提供や生産活動やその他の活動機会の提供

供、知識や能力向上のための訓練を行う。

(4) 共同生活援助（グループホーム） 地域で共同生活する人に、相談や日常生活上の援助をする。

(3) 自立支援医療費支給

① 更生医療 一八歳以上の人で、身体障害者手帳に記載されている障がいを軽くしたり、取り除くための医療費を助成する。

② 精神通院 精神疾患のため、精神科等に通院している人の医療費を助成する。

③ 育成医療 一八歳未満で、認定基準に該当する人の当該疾患の治療費を助成する。

(4) 補装具費支給 身体障害者手帳に記載されている障がいを補うための用具の購入、修理の費用を補装具費として支給する。

## 2 障がい児通所支援給付

障がい児通所支援

① 児童発達支援 障がい児が施設に通所し、日常生活の指導や適応訓練などを行う。

② 医療型児童発達支援 肢体不自由な児童が、医療型児童発達支援センター等に通所し、日常生活の指導や適応訓練及び治療を行う。

③ 放課後等デイサービス 就学している障がい児が、授業の終了後や休業日に施設に通所し、日常生活の指導や訓練及び交流などを行う。

## 3 地域生活支援事業

① 相談支援 障がいがある人、その保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な

援助を行う。

② コミュニケーション支援 聴覚、音声又は言語機能障がいの人で、通院等の理由で必要と認められる場合に手話通訳や要約筆記を行う者を派遣する。

③ 軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成 聴力機能の低下により他者とのコミュニケーションが困難である難聴者に対し、聴力低下による閉じこもり防止及びうつ病や認知症予防、積極的な社会参加や地域交流の支援を目的として、補聴器購入費の助成を行う。

### 補装具などの貸与・給付

重度身体障がい者に対する

日常生活用具や、障がいの機能を補う補装具の貸与・給付、障がいの軽減などを旨指す更生医療費の給付が行われてきたが、平成一八年度からの障害者支援法に基づき、補装具費支給として身体障害手帳に記載されている障がいを補うための用具の購入や修理の費用を支給している。また、日常生活用具については、在宅の重度障がい児(者)に日常生活が円滑に行われるよ

図表 5-2-8 補装具等の貸与、給付状況の推移

年度	給付件数 (件)		給付総額 (千円)	
	補装具	日常生活用具	補装具	日常生活用具
平18	4	—	618	—
19	15	12	997	765
20	24	15	1,720	802
21	11	17	870	881
22	11	26	749	1,316
23	14	12	1,080	734
24	11	15	1,120	895
25	11	14	1,169	708
26	13	16	1,047	1,189
27	7	11	583	963
28	9	9	575	845
29	5	13	293	910
30	10	13	1,716	732
令元	9	11	358	859
2	7	15	592	968
3	10	13	459	725
4	1	10	221	540
5	7	15	1,720	833

出典：秩父別町

う給付している。

## 五 高齢者福祉

### 高齢化社会

秩父別町における六五歳以上の高齢者人口は増え続け、国勢調査によると平成一七年に一〇二二人であったのが、一〇年後の二七年には一〇五一人となっている。これを総人口に対する割合で見ると、四一・八割を占めている。全国では、二七年の六五歳以上の高齢者の占める割合は二六・六割となっており、秩父別町の高齢者率は非常に高くなっている。

### 高齢者福祉サービス

このサービスとしては、施設サービスと在宅サービスがあり、施設サービスでは、六五歳以上で経済・生活環境・家庭の事情などにより在宅生活が困難な人が入所の対象となるが、高齢者を受け入れる養護老人ホームが町内にないため、空きのある他の市町村の施設を紹介している。費用負担は本人及び扶養義務者の収入階層区分によって決定される。

在宅サービスでは食事の宅配、除雪、緊急通報システムの設置、温泉入館料助成、タクシー助成、屋根雪の除雪費用の助成、高齢者グループハウス「らいふ」の利用などがある。

宅配食事サービスは、六五歳以上の利用で住民税非課税の高齢者单身又は高齢者夫婦世帯の方に費用の約二分の一を助成し、定期的に宅配と安否確認を行っている。

除雪サービスは、毎年一月一五日から翌年三月三一日までの間、除雪が困難な住民税非課税の高齢者单身又は高

高齢者夫婦世帯を対象に生活道路を確保するために、除雪ヘルパーを派遣して除雪・排雪を行っている。費用は平成一八年度から三割程度の自己負担となった。

緊急通報システムは、独居高齢者等の身体虚弱者を対象に、急病や事故、火災、ガス漏れなどの緊急時に消防署に直結する電話機（緊急通報システム）を設置するものである。

温泉入館料助成事業は、満六〇歳以上の人を対象に秩父別温泉の入館料半額助成券を年間二四枚交付するものである。

タクシー助成事業は、満六〇～六四歳が年間三〇枚、満六五～六九歳は年間六〇枚、満七〇歳以上は六〇枚で残りが五枚となった状況で三〇枚のタクシー券追加交付を受けられる。タクシーの利用一回につき一枚を使用し、運賃が一〇〇〇円未満は一〇〇円、一〇〇〇円以上二〇〇〇円未満は二〇〇円、二〇〇〇円以上三〇〇〇円未満は三〇〇円の支払で済む。なお、この事業は社会参加と福祉の増進を図ることを目的としていることから、運賃が三〇〇〇円を超える場合、タクシー助成券は使用できない。

屋根雪除雪費用の助成は、六五歳以上の高齢者のみの世帯、六五歳未満であっても心身に障がい等がある場合や、世帯員が日中在宅していないことが常と認められ、高齢者を介護するのが困難な世帯を対象に、除雪費用助成券を二万円分交付する。

高齢者専用住宅（グループハウス「らいふ」）はオール電化の上、冬季間の除雪の心配がなく、管理人が生活のアドバースなどを行っており、緊急時には併設の特別養護老人ホームとの連携によって様々な支援ができる住宅である。使用料は月額一人世帯二万二〇〇〇円、夫婦世帯二万四〇〇〇円と定めている。また、上下水道低額料金設定などの助成がある。

## 介護保険法

介護保険は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理等の医療が必要な人に対して保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づき、平成一二年四月に創設された。

本制度の財源は、四〇歳以上の住民が負担する保険料（第一号被保険者六五歳以上、第二号被保険者四〇歳以上、六五歳未満）と公費（国、都道府県、市町村）がそれぞれ五〇%ずつとなっている。市町村は介護保険事業計画を三年ごとに策定し、その間の給付費を推計し、所得状況などに応じて第一号被保険者の保険料を定めている。

介護保険法施行後五年たった平成一七年に大幅な改正法が施行され、軽度者の大幅な増加や軽度者に対するサービスが状態の改善につながっていないとして、新予防給付や地域支援事業が創設されるなど予防重視型システムへの転換が図られた。新たな予防給付は、要介護・要支援になる恐れのある高齢者に対しても、介護予防事業が実施されることになった。これに伴い、地域で継続的・包括的なケアを推進する地域包括支援センターが新設された。また、在宅と施設で利用者の負担に格差があったため、施設での居住費、食費が保険給付の対象外とされた。

その後、介護事業運営の適正化や介護サービスの基盤強化、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現、医療・介護の連携機能と提供体制等の基盤強化に係る改正が行われてきた。

介護保険制度は国民生活への定着が進み、団塊世代のすべてが七五歳以上となる令和七年度に向けて利用者数も増加の一途をたどっているが、その一方で介護保険制度の持続性の確保やサービスの質的向上、介護施設における労働環境・条件の改善、将来の認知症高齢者増への対応など様々な課題が残されており、制度の見直しが順次進められてきている。

## 介護保険事業計画

国が定めた介護保険事業に係る基本指針に則して、三年を一期とする市町村が行う介護保険事業に係る計画を策定することが法律で定められている。この事業計画には、住民が住んでいる地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や地域支援事業（介護予防事業）の要支援・要介護になるおそれのある者の見込み割合、市町村が取り組むべき施策に関する事項などを定めることとされている。これまでの事業計画は、老人福祉法に基づく老人福祉計画と一体的に作成している。今後は、団塊世代のすべてが七五歳以上となる令和七年を見据え、医療・介護・予防・福祉・住まい・生活支援が提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進め、介護予防・日常生活支援事業や多様な生活支援サービスの充実を図ることが重要となる。

## 介護の取り組み

町としては、次のような在宅サービス、施設サービス、介護予防事業の実施、地域包括支援センターの運営などを行っている。

〔在宅サービス〕▽居宅介護支援 介護認定を受けた人を対象に介護サービス計画（ケアプラン）の作成、▽訪問介護 ホームヘルパーによる家事援助や入浴、排せつ、移動などの身体介護、▽訪問看護などによる療養上の世話と診療補助、▽通所介護（デイサービス） デイサービスセンターで入浴、食事、機能訓練の実施、▽通所リハビリテーション（デイケア） 介護老人保健施設でのリハビリ、▽短期入所介護（ショートステイ） 特別養護老人ホームなどへの短期入所による介護、日常生活支援、機能訓練などの実施、▽訪問入浴介護 入浴車の訪問による入浴介護、▽居宅療養管理指導 医師などの訪問、療養上の管理指導、▽福祉用具レンタル・購入 便利な介護用品の斡旋、▽住宅改修 在宅要介護者・要支援者のための手すりの取り付けなどの住宅改修

〔施設サービス〕▽介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 日常生活で常時介護が必要な高齢者を対象に入

浴、排せつ、食事、機能訓練、健康管理などの介護・支援を実施、▽介護老人保健施設（老人保健施設） 日常生活で常時介護が必要な高齢者を対象に看護や医療的管理の下で、介護・機能訓練・日常生活の世話を実施、▽介護療養型医療施設（療養型病床群） 長期の療養や医学的管理が必要な高齢者に対し、人的・物的に長期療養にふさわしい環境を提供

〔介護予防事業〕▽ふれあい・いきいき広場 運動、口腔機能改善のため、専門家によるレク体操の実施、▽まると元気運動教室 健康な高齢者の体力づくりと介護認定のある方の重症化予防のため、専門の健康運動指導士による指導を実施、▽地域リハビリテーション活動支援事業 作業療法士や言語聴覚士などの訪問指導で、介護状態になる前に予防、介護職員等への介護予防に関する技術的助言、▽介護予防ケアマネージメント事業を実施

〔地域包括支援センターの運営〕在宅の要援護高齢者やその家族に対し、保険・医療・福祉のサービスケアについて総合的な相談を受け付け、地域把握、連絡調整の機能を持ち、権利擁護や高齢者虐待などの相談にも応じている。要支援者には、介護予防支援事業所として介護予防サービス・支援計画を作成し、自立支援を促している。

### 健康ポイント事業

令和二年四月から、健康づくり事業への参加促進と地域経済の活性化を図るため、秩父別スタンプ会の「ちっぷべつポイントカード」とコラボレーションした健康ポイント事業が始まった。対象となる事業は、健康づくりに関連した住民健診、人間ドックなどの健康づくり事業、老人クラブ健康相談・教室などの介護予防事業、乳幼児健診などの子育て応援事業である。それぞれの事業に参加した者には、事業の種類によって二〇から五〇ポイントが付与され、たまったポイントは、秩父別スタンプ会の加盟店で利用できる。

データに基づき、年に一度の元氣確認として、住民健診や人間ドックの検査結果を踏まえた保健指導を行っている。いた保健指導 具体的には個別の検査結果に基づき食事の基本である主食・主菜・副菜や減塩、栄養摂取量などの知識を学ぶ栄養相談、喫煙や飲酒、睡眠などの生活習慣の生活相談、日常の活動量の向上や運動に係る相談支援がある。町では、健診事後保健相談事業、精検受診者生活改善訪問相談事業など個別の相談を行っている。

## 第二節 国民年金

国民年金の 昭和三四年に国民年金法が制定され、同年一月から無拠出制の福祉年金制度がスタートした。昭和  
仕組みと変遷 和三六年四月から、二〇歳から五九歳までの日本国民で、厚生年金や共済年金等の対象とならない

人を被保険者とする社会保険方式による年金制度が始まった。これにより、いわゆる国民皆年金が実現した。保険料は定額で、無業者など保険料の負担が困難な人については、免除制度が設けられた。拠出制の年金給付については、原則として、保険料を納めた期間に応じて支給されるほか、給付に要する費用の三分の一の国庫負担を行うこととされた。また、高齢のため支給に必要な加入期間を満たせない人や、既に障がいのある人等に対しては、無拠出の老齢福祉年金、障害福祉年金及び母子福祉年金等が支給され、その費用は全額国庫で負担するとされた。

昭和四〇年の法律改正で、被用者の平均的な標準報酬月額の人（二万五〇〇〇円）が二〇年加入した場合の標準的な年金額が月額一万円となる「一万円年金」が実現した。昭和四一年に国民年金法が改正され、二五年の保険料納付期間がある場合の年金額が月額五〇〇〇円とし、夫婦で「二万円年金」が実現した。

昭和四四年改正においては、厚生年金の老齢年金を月額二万円に、国民年金は夫婦で二万円に引き上げられ、「二

万円年金」が実現した。

昭和四八年改正においては、被用者保険の年金額について物価スライド制が導入され、また過去の低い標準報酬の再評価、給付水準の大幅な引き上げ等を内容とする年金制度改革が行われ、国民年金については厚生年金との均衡をとって年金水準が引き上げられ、二五年加入の場合で夫婦五万円となった。

昭和六〇年改正においては、出生率の低下と平均寿命の延びにより、これまで経験したことのない速さで高齢化が進み、年金制度の見直しが必要になった。そこで、本格的な高齢社会の到来に備え、公的年金制度を長期にわたって健全で安定的に運営していくための基盤を確保するため、基礎年金の導入、女性の年金権の確立等が図られた。基礎年金の導入については、全国民共通の基礎年金が創設され、厚生年金等の被用者年金を基礎年金に上乘せする二階部分の報酬比例年金として再編成された。これにより財政基盤の安定化のほか、基礎年金部分についての給付と負担の公平化、重複した給付の整理が図られた。基礎年金額については、老後生活の基礎的部分を賄うものとして月額五万円と設定された。また、女性の年金権の確立については、改正前は民間サラリーマン等の妻（専業主婦）は、夫の年金（配偶者加給年金額等）で保障することとされ、国民年金に任意で加入できた。しかし、国民年金に加入していない妻が離婚したり、障がい者になった場合には年金が受給できないという問題や、国民年金に加入するか否かによって、世帯としての年金水準に差が生じたりするという問題があった。このような問題を解決するため、サラリーマン等の妻（専業主婦）も国民年金の加入を義務付け（第三号被保険者）、加入者一人ひとりに自分名義の基礎年金が支給されることとなった。その保険料負担については、専業主婦には、通常、独自の所得がないことから、医療保険の場合と同様、個別に負担するのではなく、夫の加入する被保険者年金制度で負担することとなった。

平成元年改正においては、物価変動率が五割以下でも年金額を自動的に改定する完全自動物価スライド制が導入さ

れ、自営業者等の第一号被保険者に対する上乘せ年金としての国民年金基金制度が創設された。また、それまでは国民年金に任意加入とされていた二〇歳以上の学生について、加入していない間に障がいの状態になると無年金になってしまうなどの理由から、強制加入とされた。

平成一二年改正においては、これまでは五年ごとの財政再計算において、基礎年金については政策改定を行い、厚生年金については賃金再評価、可処分所得スライドによって年金額を改定してきたが、六五歳以降は賃金再評価や政策改定を行わず、物価上昇率に応じた改定のみを行うこととなった。

平成一六年改正では、国民年金と厚生年金について、新しく給付と負担の在り方を見直す方法が導入された。それまでは五年ごとの財政再計算の際に、人口推計や将来の経済の見通し等の変化を踏まえて、給付内容や将来の保険料水準が見直されてきたが、その結果として、若い世代にとっては将来の給付水準も保険料水準も見通しにくいものとなり、年金制度に対する不安につながっているとの意見が強まった。そこで、五年に一度の財政再計算ごとに、まず給付水準を設定し、そこから将来必要な負担（保険料）水準を設定して固定した上で、その保険料上限による収入の範囲内で給付水準を調整するという新たな方法が導入された。平成一六年改正にそって、平成一七年度から基礎年金国庫負担割合が二分の一へと段階的な実現が図られたが、その財源は、毎年度臨時の財源の活用をもって充てられた。そして平成二六年度から、消費税率の八割への引き上げに伴い、基礎年金国庫負担割合二分の一の恒久化が実現した。平成二二年一月一日、これまで保険料の徴収や年金給付などの年金業務を担ってきた社会保険庁に代わって、新たに日本年金機構が発足した。従来の事業運営や組織の在り方を見直しを行うとともに年金受給者の需要に的確に対応できる体制を確保することとなった。

これにより、地方出先機関である「砂川社会保険事務所」は、「砂川年金事務所」と名称が変わったが、年金相談

の窓口として引き続き利用できる。

平成二八年改正では、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障改革プログラム法）に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理、運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずることを趣旨とした改正が行われた。この改正において、年金額の改定に際し、マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整する措置（いわゆるキャリアオーバーの仕組み）を導入するとともに、賃金変動が物価変動を下回る場合に、賃金変動を併せて年金額を改定する措置の徹底が図られた。

令和二年改正では、より多くの人がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、多様な就労を年金制度に反映するための被用者保険の適用拡大、就労期間の延伸による年金の確保・充実のための在職中の年金受給の在り方の見直し、年金受給開始時期の選択肢の拡大等について見直しを行った。適用拡大については、短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる（五〇〇人超→一〇〇人超→五〇人超）とともに、五人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加した。在職中の年金受給の在り方については、高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者（六五歳以上）の年金額を毎年定時に改定するとともに（在職定時改定）、六〇歳代前半の者を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する改正を行った。さらに、受給開始時期の選択肢の拡大として、六〇歳から七〇歳の間となっていた年金の受給開始時期の選択肢を、六〇歳から七五歳の間に拡大することとした。

## 第三章 福祉施設

### 第一節 児童施設

秩父別町認定こども園「くるみ」平成一八年一〇月から、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が施行され、認定こども園制度がスタートした。これは、急速な少子化と家庭や地域の環

境による様々な保育ニーズに応え、子どもに対する教育や保育、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する手助けをし、子どもが元気づく成長できる手助けをするという内容になってい

図表 5-3-1 認定こども園入所児の推移

(単位：人)

区分 年度	年齢別入所児数						合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
平21	0	1	4	3	16	16	40
22	1	3	4	8	4	14	34
23	1	1	7	5	20	5	39
24	0	4	1	10	6	21	42
25	0	5	8	5	22	6	46
26	1	7	7	18	8	22	63
27	0	4	9	10	24	9	56
28	1	7	9	18	10	22	67
29	0	7	14	18	19	11	69
30	1	7	8	20	19	21	76
令元	0	4	10	14	19	19	66
2	1	13	9	12	16	19	70
3	1	10	14	10	12	16	63
4	1	9	13	13	10	13	59
5	1	6	11	16	13	10	57

※各年度4月1日のデータ

出典：秩父別保育所事業実績報告書、行政事務報告書



認定こども園「くるみ」

る。これにより、〇歳から就学前の児童すべてについて、教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供する新たな枠組みが出来上がった。

平成二四年四月一日から「秩父別町立秩父別保育所」は「秩父別町認定こども園くるみ」として教育・保育を一体的に行い、子育て支援を兼ねた施設（保育型認定こども園）となった。

平成二七年四月からは「子ども・子育て支援新制度」の「支給認定（保育の必要量等の認定）」を受けて、「支給認定区分（一号く三号）」により保育を必要としない三歳から小学校就学前の子どもに対して、保育認定児童と幼児教育を兼ねた合同保育が行われている。

秩父別町子育て 秩父別町子育て支援センターは、子育ての知識や経験、技術を提供しながら子どもの健全育成支援センター び子育て家庭の支援を図るため、地域に開かれた児童福祉施設として秩父別町認定こども園「くるみ」に併設されていたが、こども園の入園者数増加により、施設が手狭になったため、令和三年四月からファミリースポーツセンター内の町民研修センターに移設された。

具体的な子育て支援の内容としては、子どものこと、育児のことや素朴な疑問や悩み事など「子育てなんでも相談」、「子育てサロン」、季節感のある遊びや行事を親子で楽しむ「あそびの広場」、楽しく子育てをするための子育てに関することやお母さんのリフレッシュになる「子育て講座・講習会」、認定こども園「くるみ」の行事に参加して、「くるみ園」の園児と交流するなどがある。

キッズスクエア 三世代公園「ベルパークちっぷべつ」内に平成二九年四月にオープンした子ども屋内遊戯場。季節や天候に左右されることなく、子どもたちが安全に元氣いっぱい遊べる健やかワクワク空間である。床面積六〇〇平方メートルに設置された立体的に遊べる大型遊具ネットをはじめ、クライミングウォール、チューブスライダーなど、さらにその年齢に合わせた「遊び」が楽しめるように、幼児専用コーナーがある。

キュービック 「キッズスクエアちっくる」の隣に平成三〇年七月にオープンした屋外遊戯場。日本最大級の規模コネクションを誇る幅五八メートル、高さ一三メートルの「キュービックコネクション」は、一辺が二メートルのキューブを組み合わせ、人気のジャングルジムやハンモックなど、約二〇種類のアスレチック要素を備えた遊具のほかに、二階層へのバリアフリー構造での車椅子利用など様々な工夫が凝らされた六階層の大型コンビネーション遊具である。周辺には、ブランコやロープウェイといった遊具を設置のほか、「ちよいとレ」と名付けられた五種類の健康遊具が、体の全身運動をサポートしながら、運動不足や生活習慣病から体を守るために設置され、遊びや運動後にゆっくり休める休憩所が備えられている。

## 第二節 高齢者福祉施設

特別養護老人 要介護三以上の認定を受けた六五歳以上の高齢者で、身体上又は精神上著しい障がいがあるたホーム「和敬園」で介護を常時必要とし、家庭において介護を受けることができない人を受け入れる施設が、特別養護老人ホームである。社会福祉法人秩父別昭啓会が設立した「和敬園」（鉄筋コンクリート平屋建て、二四六一・

五平方メートル)は、秩父別町一五一四番地に所在し昭和五七年四月に開園した。当初は定員が五〇人であったが、六〇年から八〇人に増員して現在に至っている。入所希望者が多く、いつも多くの待機者を抱えているのが現状である。入所者は日常の介護はもとより、リハビリなどの機能回復訓練や生活相談、健康管理を受けるほか、誕生会、レクリエーションなどが催され、ボランティア団体などの慰問も少なくない。

また、「和敬園」は一時的に介護が受けられない高齢者をお世話する短期入所サービス、居宅入所サービス、居宅介護支援など様々な在宅福祉の一翼を担っている。平成一四年には開園二〇周年記念式典を、開園三〇周年に当たる平成二四年には合同追弔法要を行い記念品を贈った。

平成二二年度以降の歴代園長は、次のとおりである。

木下克行(平21・1〜令5・1)、大井和範(5・2〜7・3)

秩父別町老人 秩父別町老人福祉センター(秩父別町四一〇一番地)は、高齢者の健康管理、教養の向上、レクリエーション エーションの場として、日常生活の生きがいづくりや福祉向上を図るため、昭和五七年一二月に開設された。鉄筋コンクリート一部二階建て、延べ一八二平方メートルのセンターには、教養娯楽室、集會室、研修室、浴室などが完備、約二億四八〇九万円の事業費を投じた。生活相談、健康相談、健康増進、保健指導、教養の向上、レクリエーションなどの援助・指導、後退機能の回復訓練の実施、生業・就労などの指導、老人クラブ運営の援助・指



特別養護老人ホーム「和敬園」

導などの幅広い事業を展開している。

秩父別町デイ 秩父別町デイサービスセンターは平成七年四月、秩父別中学校西隣の町有地約三三三八平方メートルに開所した。鉄筋コンクリート平屋建て、六三二・五平方メートルの建物で、内部には日常作業訓練室、食堂、休養室、浴室などが配置され、入浴は車椅子のまま利用できる。特に調理場は将来的に一日一〇〇食の調理ができるよう、通常の二倍もある八一平方メートルの広さを確保した。事業費は備品購入費を含めて三億四八三一万円であった。おおむね六五歳以上の介護認定を受けた高齢者を対象に入浴や食事の世話をするほか、機能回復訓練や生活指導を行う。利用者をバスで送迎するサービスもある。当時、深川市や沼田町には特別養護老人ホームに併設する形のデイサービス施設はあったが、単独施設としては北空知地域で初の施設であった。現在は、株式会社ポポを指定管理者として運営を委託し、一日約二五人を限度として介護の必要な人の世話をしている。

在宅介護支援センター・ 秩父別町在宅介護支援センターは平成九年六月、町役場内に開設された。高齢者や障がい者などを含む在宅で介護する家族らの総合的な相談窓口となるこのセンターは、在宅介護や介護用品の使用方法についての相談、保険・医療・福祉サービスなどが受けられるように関係機関との連携調整といった業務を担当、高齢者や障がい者が住み慣れた地域での生活を確保することを支援するため、保健師などの専門家が実際の対応に当たっている。一八年六月には、地域包括支援センターに名称を変更し、事業を継続している。

高齢者グループ 居宅において独立して生活することに不安を持つ高齢者を対象に、特別養護老人ホーム「和敬ハウス」「らいふ」園の隣接地に建設された高齢者グループハウス「らいふ」は、平成一一年に一〇戸、翌二二年にさらに一〇戸の計二〇戸が完成した。居室は一LDK（四三・四四平方メートル）の広さで、各戸には菜園が付き、各部屋を結ぶ共用廊下を一周一七〇メートルの回廊とし、悪天候でも散歩やウォーキングが楽しめるようになっている。また、室内は段差を解消してバリアフリー化を図り、手すりを取り付けるなど高齢者向けの設備を整えた。高齢者用キッチン、オール電化システム、緊急時対応支援ボタン、在宅異常通報装置なども備え、「和敬園」とは渡り廊下でつながり、緊急時には二四時間体制で職員が対応してくれるのが何よりも心強い。また、共用部分として懇話室、浴室を設けている。

認知症対応型共同生活介護 北空知管内では初の特定非営利活動法人（NPO法人）「べにばら」が平成一四年四月「グループホームべにばら」月、町内二条二丁目に認知症対応型共同生活介護の「グループホームべにばら」を開設した。建設費約六三〇〇万円のうち、四〇〇〇万円は道と町から補助を受けた。木造平屋建てで、広さ三四七平方メートルの施設は、居間と食堂を囲むように個室が配置されている。入居対象は、認知症の症状があり、介護保険制度の段階「要支援二」要介護五」の認定を受けた六五歳以上の高齢者で、定員は一ユニットの九人であった。家賃、食費、光熱費など入居費用のほか、介護保険が適用されるサービスの自己負担分などの経費がかかる。一七年には施設を増設し定員を二ユニットの一八人に増やしたが、一ユニットは現在休止し、二、三人の職員を配置、介護の万全を期している。

また、一九年三月には福祉事業の充実・拡大を目指して社会福祉法人の認定を受け、法人名も「べにばら」から「幸

「鐘会」と改称するとともに、翌二〇年四月から新たに秩父別町デイサービスセンターの指定管理者として施設の管理とデイサービス事業の運営（平成二九年三月まで）を任されたほか、訪問介護（平成三〇年三月まで）、居宅介護支援（令和四年三月まで）などの事業を行っていた。

## 第四章 福祉関係機関・団体

### 秩父別町社会福祉協議会

秩父別町社会福祉協議会は、町内居住の全世帯主が会員になっており、文字どおり町ぐるみで福祉を推進している。役員は住民代表、福祉専門機関、福祉関係団体、その他関係団体、学識経験者などから選出、会長の下に評議員、専門部会を置き、事務局には専任の局長と職員一人を配置しており、評議員会議が事実上の最高決定機関である。専門部会はかつて福祉、奉仕の二部会であったが、現在はボランティア部会が新設され、三部会編成である。このうち福祉部会は『福祉だより』の発行、生活改善実践運動の推進、青少年補導パトロールの実施など、奉仕部会は住民相談所の開設、介護予防支援事業のふれあい・いきいき広場の実施、長寿をお祝いする会の開催、福祉用具等貸出事業、除雪サービスなど、ボランティア部会は高齢者に対するふれあい昼食会などに取り組んでいる。このほか、生活福祉資金貸付制度の窓口として、低所得者、障がい者、高齢者、失業者の各世帯を対象に、福祉、就学、療養・介護、緊急小口、災害援護、長期生活支援などの経済的援助を行っている。

また、平成三〇年度からは訪問介護事業、令和三年度からは指定管理者として、秩父別町認定こども園ぐるみの管理運営を行い、一時保育事業と子育て支援センター事業を受託、さらには令和四年度から居宅介護支援事業を実施している。

運営資金は、会員である町内全戸からの会費、町の補助金、道社会福祉協議会の助成金、共同募金会の配分金などで賄っている。役員定数は、平成七年当時に一八人であったものを現在では一三人に、評議員定数も四〇人から二六

人にそれぞれ減員している。

平成二一年度以降の歴代の会長は、次のとおりである。

竹内勇（〜平26）、岡崎稔（27〜30）、平瀬雄敏（令元〜4）、糞口隆則（5〜現在）

#### 秩父別町高齢者事業団

平成六年に発足した秩父別町高齢者事業団は、いわばシルバー人材センターともいえるべきもので、働く意欲のある六〇歳以上の高齢者に登録してもらい、地域社会に密着した臨時

的・短期的な軽易な仕事を組織的に受け付け、その登録者に紹介する自主団体である。秩父別町社会福祉協議会に事務局を置き、三六人の登録でスタートしたが、高齢者がこれまで培ってきた技能や能力を、雇用関係にない就業を通じて低料金ながら追加的な収入を得るとともに、自らの健康や生きがいの充実を求めることが狙いである。主な仕事は町委託事業をはじめ、庭木のせん定、イベントの手伝い、除雪、草刈り作業を含め様々な分野に及んでいる。

**日本赤十字社** 赤十字社は「人道、公平、中立、独立、奉仕、単一、世界性」という七つの普遍的な原則の下に、

**秩父別町分区** 世界最大のネットワークを持つ人道機関で、日本赤十字社本社傘下の北海道支部・空知総合振興局管内に属する秩父別町分区は昭和三七年に発足した。事務局を町役場内に置き、既に令和五年で六一年の歴史を重ねてきたが、町内全世帯が日本赤十字社の社員となって社資を提供、様々な活動を支えている。活動内容は災害救護、ボランティアを中心に献血活動や募金活動、施設慰問、環境整備などの奉仕活動に、他の福祉団体と一体となって取り組んでいる。

各老人クラブと秩父別 老人クラブは、戦後社会の混乱の中で高齢者自らが相  
町老人クラブ連合会 集い、新たな役割を求めて誕生した自主的な組織で、

全国各地で昭和二五年ごろから結成が相次いだ。秩父別においては六〇歳以上の  
高齢者を対象に三五年に全町的な老人クラブが設立され、公民館を主会場に町の  
助成を得て集会を開き、研修活動などを実施した。その後、町内会ごとに老人ク  
ラブができてきたため、全町老人クラブを解散し、その代わり四八年に各老人ク  
ラブの連絡調整機関としてクラブ連合会を結成し、現在に至っている。地域老人  
クラブは環境整備・交通安全・青少年健全育成などの奉仕をはじめ、研修、健康  
づくりなど地域に応じた多彩な活動を展開している。連合会は老人福祉センター  
に事務局を置いて、町や教育委員会と連携してバンパー、パークゴルフなど各種  
大会をはじめ、老人オリンピック、老人福祉センターまつりなどの開催のほか、  
清掃、環境美化、災害義援金などの奉仕活動に積極的に取り組んでいる。連合会  
の会員数は減少傾向にあり、平成二〇年度は八七七人を数えていたが、令和五年度は四五四人にとどまっている。  
平成二一年度以降の歴代連合会会長は、次のとおりである。

阿部逸夫（平19～21）、森久夫（22～23）、宮本峯夫（24～27）、杉山國男（28～29）、高崎馨（30～令元）、山下  
英樹（2～3）、山森武（4～5）



老人オリンピック

## 秩父別町遺族会

歴史は古く昭和一七年に結成されている。日清・日露戦争で戦死した軍人の遺家族が集まり、大光寺境内に戦没者慰霊堂を建立し、毎年慰霊祭を催していた。五三年には第二次世界大戦の戦没者の霊を慰める「英霊にこたえる会秩父別町支部」が結成され、慰霊、顕彰、靖国神社参拝、戦没者遺骨収集促進などを進めてきたが、平成一八年八月に解散し遺家族も遺族会に合流して現在に至っている。主な事業として戦没者慰霊・法要のほか、会員の相互扶助、福祉の向上に努めている。現在の会員は二五人である。

平成一八年以降の会長は、次のとおりである。

鈴木利博（平18～22）、椋澤信弘（23～27）、得能敏幸（28～令3）、峠勝寛（4～5）

## 秩父別町ライオンズクラブ

ライオンズクラブは、知性・友愛・寛容・平和・自由を掲げる世界的な社会奉仕団体の組織で、秩父別ライオンズクラブは昭和四三年に道内一一一番目のクラブとして認証された。秩父別商工会に事務局を置き、社会福祉事業に対して経済、労働の両面から積極的な奉仕活動を展開している。平成一〇年に認証三〇周年、平成二〇年に認証四〇周年、平成三〇年六月二三日に認証五〇周年の記念式典・祝賀会が行われ、社会奉仕への新たな決意を固めた。三〇周年記念事業では在宅看護支援車、四〇周年記念事業ではテレビ六台、五〇周年記念事業では、屋外遊戯場キュービックスコネクションの周辺に木製のベンチ二基、小中学校には教育環境整備の一環として、教育教材やテレビ・カメラなどがそれぞれ町に寄贈されたが、日常活動として社会福祉、青少年の健全育成、交通安全の推進、環境の保全などの奉仕活動を継続的に展開している。

平成二一年度以降の歴代会長は、次のとおりである。

宇野忠直（平21）、高村広行（22）、辻義春（23）、東晴基（24）、本村修二（25）、大野敬（26）、造田聡（27）、

佐藤一美(28)、柴田壹隆(29)、藤岡浩文(30)、藤岡和正(令元)、寺迫公裕(2)、藤原賀津雄(3)、岡崎稔(4)、前田力男(5)

秩父別町ボランティア 従前は秩父別町ボランティア活動連絡協議会という名称で、秩父別町社会福祉協議会において、秩父別町ボランティア活動連絡協議会、共同募金委員会、老人クラブ連合会などの団体と協力して、社会福祉協議会が活動する事業と連携して取り組んできた。現在の名称は、秩父別町ボランティア活動連絡協議会である。

秩父別町シルバー 平成二五年に、関係機関・団体の代表者と住民代表により「秩父別町高齢者等見守り協議会」見守り協議会 として発足し、平成二八年度に「秩父別町シルバー見守り協議会」と名称が変わり、見守り講演会、住民意見交換会などを開催し、「安心して暮らせる町づくり」について協議し、様々な活動を行ってきた。高齢者宅等を訪問する通常の業務の中で異常を感じた時は、役場や消防・警察に通報することになっている。現在では、「見守り協定」に調印し、次の二三事業所を「見守り協定団体事業所」として支えている。

J A北いぶき 秩父別郵便局 早川新聞販売所 曾我金物店 三共ハイヤー 秩父別町商工会 空知ガス 北海道電力 コープさっぽろ 佐川急便 ヤマト運輸 セコマ ニコット(順不同)

# 第六編

## 保健衛生と環境保全



# 第一章 医療機関と保健予防

## 第一節 医療制度の変遷と医療施設

### 医療の危機

北海道がまとめた平成三〇年の道内医師数によると、「二次医療圏」の人口一〇万人当たり医師数は、旭川市を含む上川中部圏で三五・一人、札幌圏で二九・三人であったのに対し、北空知圏では一八一・一人とかなり少ない。それでも全道二圏域中九番目にランクされている。交通の便がよくなり、専門的な総合病院が多い旭川市、札幌市まで近いといいつながら、秩父別町の医療体制は決して安心できないのが現状である。秩父別町に在籍している医師、歯科医師、薬剤師はいずれも一人であり、人口一〇万人当たりに換算すると、それぞれ四一・三人で、医療環境には不安がある。

### 町立診療所

町内唯一の開業医であった早川滋医師が、健康上の理由で早川医院を閉鎖したのに伴い、秩父別町は平成六年一二月一日に町立診療所を開所した。当初、深川市内の開業医布川医院の協力を得て、布川昭雄院長夫人の布川令子医師に診療所の管理者を委託し、開所にこぎつけた。平成八年四月一日付けで小田明医師を待望の専任診療所長として迎えたことにより、それまでの診療時間（平日の午後一時～同四時）が、平日は午前九時～午後六時、土曜日は午前九時～正午となり、往診にも積極的に応じることができるよう体制が整った。その後、平成一二年から澤本豊医師が着任した。患者増に伴い、平成一三年度には約一六九〇万円をかけ、用地（二〇八・九平方メートル）

を購入し診療所を増築（五九・四平方 $\text{m}^2$ ）した。平成二二年六月一日からは齊藤哲也医師が院長として着任している。平成二四年一〇月からは、札幌市の社会医療法人社団三草会クラーク病院から医師の派遣を受け、新たな診療科目として整形外科を開設した。診療時間は、毎週水曜日の午前九時～正午で、整形外科の診療日には近隣からも患者が訪れ受付が混雑するくらいで、地域医療体制の充実につながっている。

令和四年八月、老朽化が著しく雨漏りや壁材の剥離などが散見された診療所及び隣接する医師住宅の屋根や外壁等について、八三二万円をかけて改修し、施設の維持補修と併せて外観が大きくリニューアルされた。

**町立歯科診療所** 昭和四四年に開所した秩父別歯科診療所は、五八年、六一年に改修を行い、施設設備の充実を図った。平成五年

に改築工事を行い、六年に現在の歯科診療所が完成した。三〇年には、施設の老朽化による雨漏りが頻発したため、一二九万円余りをかけて歯科診療所の屋根の改修を行った。

佐々木正人歯科医師は、昭和六一年五月の着任以来、長年にわたり院長として地域の歯科医療を支えてきたが令和六年五月に退任し、同年六月から週一日程度の診療を千歳市で歯科クリニックを開業している村田勝幸歯科医師が行うこととなった。



町立歯科診療所

オンライン資格 国によるマイナンバーカードの普及推進策として、令和五年四月から、国内すべての医療機関に確認の導入 おいて、マイナンバーカードで健康保険情報を確認できる「オンライン資格確認」の環境の構築と機器の導入が義務付けられた。町では、町立診療所が令和三年度から関連システムの改修や環境の整備に取り組み始め、令和四年九月からマイナンバーカードによる受診が可能となった。町立歯科診療所についても、令和五年三月に導入された。

## 第二節 疾病の状況

### 防 疫

インフルエンザによる高齢者の肺炎の併発や死亡が社会問題化し、予防接種が発症防止や重症化防止に有効であることが確認され、平成一三年一月に予防接種法が改正された。そこで、市町村が予防接種の実施などの予防対策を講ずることになった。秩父別町でも同年一〇月中旬から一二月末までの期間、六五歳以上の全員と六〇～六四歳で心臓・腎臓・肺などに重い慢性疾患がある人を対象に、予防接種一回分三〇〇〇円のうち二〇〇〇円を補助し、一〇〇〇円の自己負担で接種を受けられるようにした。令和二年一〇月からは新型コロナウイルス感染症の流行に鑑み、六五歳以上の全員が全額助成となった。

新型コロナウイルス 新型コロナウイルス感染症は、二〇一九（令和元）年一二月三十一日、中国武漢市で原因不明感染症対策 の肺炎患者が確認されたことから始まった。二〇二〇年一月一四日には世界保健機関（WHO）が、この病気の原因を新型コロナウイルスと認定し、二月一日に「COVID-19」と名付けた。

我が国では、令和二年一月一六日に国内で初めての感染者が、同月二八日には中国武漢市からの来道者が、北海道で初めての感染者として確認された。こうした状況を受け、同日、北海道感染症危機管理対策本部が設置され、以後、度重なる本部会議が開催された。

二月二六日に秩父別町新型コロナウイルス感染症予防対策本部が設置され、第一回会議では、三月三一日まで町主催の行事、会議等を原則中止又は延期とするほか、町の公共施設を三月四日まで休館又は時間短縮とする措置がとられた。二月二七日から三月四日まで小中学校を臨時休校とし、また国から、春休みまでの休校措置の要請を受けて、三月四日までとした休校措置を春休みまで延長した。二月二八日、鈴木直道知事は三月一九日まで週末は外出を控えるなどの要請を含む道独自の「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を全国で初めて発出した。このことを受け、第二回目の秩父別町新型コロナウイルス感染症予防対策本部会議を開催し、町の公共施設の休館等の措置を三月末まで延長する措置をとった。

令和二年四月から秩父別町の公共施設の利用が再開されたものの、感染拡大により町内商工業事業者に大きな影響を及ぼしていることから、町独自の経済対策として、地域振興券とグルメクーポン券の発行に係る予算を四月六日開会の第一回町議会臨時会に提案し可決され、地域活性化対策に逸早く取り組んだ。

国は、全国的な感染拡大を受け、四月七日に法律に基づく「緊急事態宣言」を五月六日までの期間、東京、大阪など七都府県に発出し、北海道知事は四月八日から五月六日までを「集中対策期間」として、三密といわれる「密閉・密集・密接」した感染リスクの高い場所に行くことを控えることや「緊急事態宣言」の地域への訪問を控えることなどを道民に呼びかけた。

これに伴い四月八日、これまでの「予防対策本部」から「対策本部」へ移行し、第一回秩父別町新型コロナウイルス

ス感染症対策本部会議が開催され、原則、町主催の会議、行事等の中止、延期する措置を五月三一日までとすることを決定した。その後も感染拡大の勢いは収まらず、四月一六日、国は「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大するとともに、北海道を含めた一三都道府県を「特別警戒都道府県」に指定した。北海道は、緊急事態措置の期間を四月一七日から五月六日まで、感染予防の徹底、外出自粛の要請、催事開催自粛の要請をとともに、四月二〇日には飲食店等の休業要請を行った。これを受け、四月一七日に開催した第二回町対策本部会議において、老人福祉センター、ファミリースポーツセンターの休館、図書館の利用制限を四月一八日から五月六日までとしたほか、キュービックコネクションやキャンプ場などは四月一八日から、パークゴルフ場や陸上競技場などの屋外施設は四月二五日から五月六日まで閉鎖、加えて秩父別温泉及び道の駅などの施設も五月二日から五月六日まで全館休館の緊急措置をとった。また、小中学校においては、北海道教育委員会からの要請に基づき、四月二〇日から五月六日までを二度目となる臨時休校としたほか、児童生徒の健康状況や学習状況などを確認するため、四月下旬には分散登校日を設けた。四月二二日、市販のマスクが入手困難な状況を受け、町独自対策として全町民に一人一〇枚のマスクを郵送するとともに、小中学生には一学期中の登校ごとにマスクを学校から配布するなど迅速な対応がとられた。さらにマスク不足が解消しない中、五月二〇日には全町民に二回目となる一人一〇枚のマスクを郵送した。また、町ライオンズクラブ等多くの有志からマスクや消毒液などが町へ寄贈された(図表6-1-1参照)。町は役場窓口など幅広い感染予防対策を講じた。ニールシートや手の消毒液を設置し、公共施設の利用の制限、小中学校の分散登校など幅広い感染予防対策を講じた。その後も感染拡大の収束を見込めない中、国は「緊急事態宣言」を五月三一日までに延長したが、各地の感染拡大状況を鑑み五月二五日には全都道府県の緊急事態宣言が解除された。

これらを受け、町は対策本部会議で対応を協議し、六月一日から公共施設の休館・利用の制限を解除し、小中学校

は通常登校としたほか、町独自の地域経済対策として上下水道基本料金を全世帯七〜九月までの三か月分の免除、子育て世帯に対する応援給付金の支給、商工業者に対し道の休業要請（飲食店等）に応じた事業者に対する協力金の給付など、コロナ禍で影響を受けた町民や事業者に対する様々な支援に取り組み、これらの支援は国の地方創生臨時交付金を活用した（図表6-1-1参照）。

コロナ禍初年度となる町の多くのイベント（とんでんまつり、新米普及マラソン大会等）は、感染拡大予防の観点から中止した。

一方、新型コロナワクチンの接種については、令和三年五月一日から始まった。接種は、医療従事者、施設入居者、高齢者、一般・中高生の順で実施され

図表 6-1-1 新型コロナウイルス感染症対策に係る寄付

(敬称略)

年 月	寄付者等
令和2年4月	○株式会社ニトリホールディングス マスク150枚寄贈（小中学校） 道庁経由 ○石屋製菓(株) 小中学校の新入生を励まそうと「白い恋人」30箱寄贈
令和2年5月	○スカイソーラージャパン社 マスク寄贈（100枚） ○秩父別ライオンズクラブ 町関係施設等にマスク寄贈（2,400枚） ○東商会 マスク寄贈（500枚）
令和2年6月	○中央コンピューターサービス マスク寄贈（2,000枚）40箱 ○吉田光博氏 マスク寄贈（6,000枚） ○株式会社テラックス 除菌スプレー寄贈（100本） ○金滴酒造 酒粕贈呈（和敬園、べにばら、サルビア、心空）
令和2年7月	○札幌市・(株)あかりみらい 高純度次亜塩素酸水生成パウダー 50g 1箱寄贈 ○中央東 小熊孝一氏 現金2万円寄贈 ○秩父別町商工会女性部 ハンドソープ 11本寄贈（こども園、小中学校） ○札幌市・(株)昭和ブランド 現金10万円寄贈
令和2年8月	○深川地方法人会秩父別支部 アルコール消毒液4.5ℓ 4本寄贈（小中学校）
令和2年9月	○北空知信用金庫 マスクケース600枚寄贈（小中学校）
令和2年11月	○東商会 手指消毒スプレーボトル320ml24本寄贈 ○北いぶき農協女性部秩父別支部 ハンドソープ3ℓ 2本寄贈（小中学校）
令和3年2月	○北海道新聞社（早川販売店） 手指消毒用除菌ジェルボトル500ml20本寄贈
令和3年8月	○秩父別町商工会女性部 ハンドソープ3ℓ 15本寄贈（こども園、小中学校）

資料：秩父別町

図表 6-1-2 新型コロナウイルス感染症対策に係る主な町の取り組み

年 月	内 容
令和 2 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域振興券 1 世帯 10,000円 (町内店舗等)、グルメクーポン 1 世帯 3,000円 (町内飲食店)</li> <li>○市販のマスクが入手しづらい状況を受け、全町民に一人10枚のマスク郵送【1 回目】</li> <li>○小中学校には、1 学期中の登校ごとにマスクを学校を通じて配布</li> <li>○町職員に対し町内料飲店から弁当購入の協力要請 (一定期間)</li> <li>○役場庁舎カウンターに感染防止用ビニールシート設置</li> <li>○特別定額給付金 (国の緊急経済対策: 一人10万円)</li> </ul>
令和 2 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯への臨時特別給付金 (中学生以下の児童手当受給世帯 児童一人につき1万円)</li> <li>○全町民に一人10枚のマスク郵送【2 回目】</li> <li>○子育て応援給付金交付 (高校生までの子を養育する世帯 子一人1万円)</li> <li>○上下水道基本料金を町内全世帯 7~9 月まで3か月分を免除</li> <li>○商工業者に対し道の休業要請 (飲食店等) に応じた事業者に対し一律20万円の協力を給付</li> <li>○商工業者等緊急支援金 最大20万円 (国の制度に該当しない事業者で、売り上げが一定基準より減少している事業者)</li> <li>○新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急事態措置に基づき令和 2 年 5 月15日まで休業したものに上限90万円)</li> </ul>
令和 2 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新生児等特別定額給付金 (国の特別定額給付金の基準日の関係で対象外となった新生児に対し、同一学年で給付に差がつかないように町独自に国と同額となる一人10万円を給付)</li> <li>○給水区域外等生活支援助成金 (給水区域外世帯5,000円、排水区域外5,000円)</li> </ul>
令和 2 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長寿をお祝いする会中止に伴い、75歳以上の高齢者に生き生き応援券を贈る (一人3,000円)</li> </ul>
令和 2 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設の抗菌ウイルス加工を実施 (ちっくる、デイサービスセンター、認定こども園、スクールバス)</li> </ul>
令和 2 年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小・中学校に空気清浄機を設置</li> <li>○ちっくるに二酸化塩素発生装置を設置し閉館後に遊具等を除菌</li> </ul>
令和 2 年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○料飲店緊急支援金 (新型コロナウイルス感染症の影響で、年末・年始の忘新年会の自粛により影響をうける町内の料飲店等 20万円)</li> </ul>
令和 3 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域振興券 町民一人5,000円 (町内店舗等)</li> <li>○農業経営持続化補助金 (令和 3 年産米の水稲種子購入費の一部を助成)</li> </ul>
令和 3 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工業者等事業継続追加支援金の支給 (令和 2 年度の事業収入が前年比の減少額から国・道・町の支援金を控除した額の30%、最大70万円を支給)</li> </ul>
令和 3 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯生活支援特別給付金 (収入が著しく減少した子育て世帯 児童一人50,000円)</li> </ul>
令和 3 年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水循環型手洗いの設置 (老人福祉センター、デイサービスセンター)</li> </ul>
令和 3 年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商工業者等事業継続支援金 (新型コロナウイルス感染症の影響で、令和 3 年 1 月から12月の売上額と、平成29年から令和元年の過去 3 年間の同期の平均売上額を比較して算出した額に、過去 3 年間の粗利益率を乗じて算出した額が減少しているものに対し支給 2 万 5 千円以上、上限30万円)</li> </ul>

年 月	内 容
令和4年4月	○地域振興券 町民一人10,000円（町内店舗等） ○農業経営持続化補助金（令和4年産米の水稲種子購入費の一部を助成）
令和4年6月	○上下水道基本料金を町内全世帯 7～9月まで3か月分を免除 ○給水区域外等生活支援助成金（給水区域外世帯 5,000円、排水区域外 5,000円）
令和4年12月	○子育て応援給付金交付（高校生までの子を養育する世帯 子一人3万円） ○肥料等高騰対策補助金（令和5年度に農産物を作付・販売する農業者等 50,000円で加算有） ○商工業者物価高騰等対策支援金（町商工会に加入している事業者等 50,000円）

資料：秩父別町

た。令和四年三月からは、希望する五歳以上一二歳未満の者を接種の対象者に加え、同年七月からはあらかじめ基礎疾患を有している者を把握して接種券を送付するなどした。同年九月からは、オミクロン株対応ワクチンの接種を始め、それまでの接種間隔の関係で、一般・中高生、施設・医療従事者、高齢者の順で接種した。五歳未満の乳幼児については、生後六か月以上五歳未満の者が対象で、深川市内の小児科での接種となった。

令和五年五月八日、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが「5類感染症」に移行され、移行後の基本的感染対策は、個人や事業者の判断が基本とされ、町対策本部は同日廃止した。令和三年八月から令和五年五月までの秩父別町内における新型コロナウイルス感染者数は、図表6-1-1-3のとおり。

主要疾患と死亡者数

単独の疾患では心臓疾患、悪性新生物（がん）、脳血管疾患、肺炎・気管支炎の順に多くなっている。近年、悪性新生物、脳血管疾患による死亡者は減少傾向にある。

図表 6-1-3 秩父別町の新型コロナウイルス感染者数（北海道公表値）

公表日	期 間	感染者数	累計
令和3年8月10日	8月1日から8月7日まで	1	1
令和4年1月24日	1月16日から1月22日まで	2	3
令和4年1月31日	1月23日から1月29日まで	1	4
令和4年2月14日	2月6日から2月12日まで	4	8
令和4年3月7日	2月27日から3月5日まで	3	11
令和4年3月14日	3月6日から3月12日まで	7	18
令和4年3月28日	3月20日から3月26日まで	4	22
令和4年5月9日	5月1日から5月7日まで	1	23
令和4年5月16日	5月8日から5月14日まで	5	28
令和4年5月23日	5月15日から5月24日まで	3	31
令和4年6月6日	5月29日から6月4日まで	1	32
令和4年7月18日	7月10日から7月16日まで	1	33
令和4年7月25日	7月17日から7月23日まで	4	37
令和4年8月1日	7月24日から7月30日まで	18	55
令和4年8月8日	7月31日から8月6日まで	11	66
令和4年8月15日	8月7日から8月13日まで	13	79
令和4年8月22日	8月14日から8月20日まで	15	94
令和4年8月29日	8月21日から8月27日まで	6	100
令和4年9月5日	8月28日から9月3日まで	6	106
令和4年9月12日	9月4日から9月10日まで	6	112
令和4年9月19日	9月11日から9月17日まで	6	118
令和4年9月26日	9月18日から9月24日まで	6	124
令和4年10月25日	10月18日から10月24日まで	1	125
令和4年11月1日	10月25日から10月31日まで	3	128
令和4年11月15日	11月8日から11月14日まで	4	132
令和4年11月22日	11月15日から11月21日まで	3	135
令和4年11月29日	11月22日から11月28日まで	1	136
令和4年12月6日	11月29日から12月5日まで	3	139
令和4年12月13日	12月6日から12月12日まで	4	143
令和4年12月20日	12月13日から12月19日まで	2	145
令和4年12月27日	12月20日から12月26日まで	1	146
令和5年1月3日	12月27日から1月2日まで	1	147
令和5年1月17日	1月10日から1月16日まで	2	149
令和5年1月24日	1月17日から1月23日まで	3	152
令和5年2月14日	2月7日から2月13日まで	1	153
令和5年3月21日	3月14日から3月20日まで	2	155
令和5年3月28日	3月21日から3月27日まで	2	157
令和5年4月25日	4月18日から4月24日まで	1	158
令和5年5月2日	4月25日から5月1日まで	1	159
令和5年5月8日	※5類移行に伴い市町村別の公表は廃止された。		

資料：秩父別町

図表 6-1-4 主要死因別死亡者数の推移

(単位：人，%)

年		死因	脳血管疾患	悪性新生物	心臓疾患	肺炎・気管支炎	その他	総数
昭55	死亡数		4	8	5	0	6	23
	割合		17.4	34.8	21.7	0.0	26.1	100.0
60	死亡数		7	6	7	0	7	27
	割合		25.9	22.3	25.9	0.0	25.9	100.0
平2	死亡数		7	11	11	5	19	53
	割合		13.2	20.8	20.8	9.4	35.8	100.0
7	死亡数		11	11	7	10	9	48
	割合		22.9	22.9	14.6	20.8	18.8	100.0
12	死亡数		6	16	12	7	15	56
	割合		10.7	28.6	21.4	12.5	26.8	100.0
17	死亡数		12	12	12	6	14	56
	割合		21.4	21.4	21.4	10.8	25.0	100.0
20	死亡数		4	16	12	9	13	54
	割合		7.4	29.6	22.2	16.7	24.1	100.0
22	死亡数		9	6	14	6	12	47
	割合		19.1	12.8	29.8	12.8	25.5	100.0
27	死亡数		2	8	13	4	12	39
	割合		5.1	20.5	33.3	10.3	30.8	100.0
令3	死亡数		5	18	3	2	17	45
	割合		11.1	40.0	6.7	4.4	37.8	100.0
4	死亡数		3	8	5	4	25	45
	割合		6.7	17.8	11.1	8.9	55.5	100.0
5	死亡数		4	9	8	3	21	45
	割合		8.9	20.0	17.8	6.7	46.6	100.0

出典：平成27年まで空知の保健衛生、令和3年から北海道保健統計年報

### 第三節 保健・予防活動

#### 各種検診

平成七年度以降、町内で実施されていた住民基本健診は、町健康診断、町人間ドック、農協巡回ドック、農協巡回ドック、農協人間ドック、商工会巡回健診などだが、このうち旭川厚生病院健診センターが行う農協の巡回ドック・人間ドックや北海道労働保健管理協会が実施している商工会健診に対しても町が補助を行い、住民健診と同格に位置付けして取り組んできた。しかし、一八年度の医療制度改革に伴い、二〇年四月から新しい健診制度「特定健康診査・特定保健指導」が始まった。これにより、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、船員保険、組合健保、共済組合）がそれぞれ分担して行う被保険者・被扶養者を対象とした特定健康診査と特定保健指導の実施が義務付けされた。そのため、国民健康保険の被保険者以外の人が対象となる農協と商工会の健診は、町の手を離れた。この特定健康診査と特定保健指導は、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病が増していることから、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目して四〇歳から七四歳までの人を対象に、健康診査と食生活の改善、適度な運動の実践などによる保健指導の実施を義務化したものである。

図表 6-1-5  
各種検診の受診状況

(単位：人)

種別 年度	結核・肺がん検診	胃がん検診	子宮がん検診	乳がん検診	特定健診
平21	456	386	124	138	460
22	493	430	163	191	465
23	507	415	229	274	508
24	495	399	227	259	517
25	497	384	224	263	495
26	483	380	210	246	478
27	487	373	229	229	475
28	512	365	240	281	490
29	479	328	224	261	463
30	477	339	219	258	459
令元	430	280	221	255	438
2	374	240	195	208	374
3	393	247	192	214	377
4	397	233	186	211	357
5	378	197	182	210	371

出典：秩父別町保健事業実績（健診・検診）

図表 6-1-6 乳がん検診状況

区分 年度	対象者 (人)	受診者		精密検査	
		人数 (人)	受診率 (%)	要精密 検査者数 (人)	割合 (%)
平21	575	138	24.0	23	16.7
22	575	191	33.2	39	20.4
23	556	274	49.3	21	7.7
24	556	259	46.6	14	5.4
25	556	263	47.3	20	7.6
26	556	246	44.2	18	7.3
27	556	229	41.2	14	6.1
28	893	281	31.5	12	4.3
29	873	261	29.9	11	4.2
30	860	258	30.0	7	2.7
令元	857	255	29.8	3	1.2
2	855	208	24.3	9	4.3
3	815	214	26.3	13	6.1
4	794	211	26.6	20	9.4
5	782	210	26.9	9	4.3

出典：秩父別町保健事業実績（健診・検診）

図表 6-1-7 結核・肺がん検診状況

区分 年度	対象者 (人)	1次検診			精密検査	
		レントゲン 撮影(人)	受診率 (%)	喀痰検査 (人)	要精密 検査者数 (人)	割合 (%)
平21	934	456	48.8	17	11	2.4
22	934	493	52.8	13	23	4.7
23	841	507	60.3	5	13	2.6
24	841	495	58.9	5	23	4.6
25	841	497	59.1	4	29	5.8
26	841	483	57.4	5	18	3.7
27	841	487	57.9	11	26	5.3
28	1387	512	36.9	11	30	5.9
29	1342	479	35.7	8	34	7.1
30	1338	477	35.7	11	21	4.4
令元	1332	430	32.3	6	16	3.7
2	1319	374	28.4	6	14	3.7
3	1249	393	31.5	9	20	5.1
4	1227	397	32.4	4	13	3.3
5	1201	378	31.5	14	2	0.5

出典：秩父別町保健事業実績（健診・検診）

以上の特定健診のほか、住民健診は基本健診（二〇〜三九歳、七五歳以上）、結核（六五歳以上）、肺がん（四〇歳以上）、胃がん（同）、大腸がん（同）、子宮がん（二〇歳以上）、乳がん（二〇歳以上）、前立腺がん（五〇歳以上）、骨粗鬆症（男性六〇歳以上、女性五〇歳以上）の検診、エキソコックス（小学三年生以上、四年に一回）、歯科（二〇歳以上）の健診、人間ドック（基本健診、肺ドック、脳ドック、三〇歳〜）などが実施されている。健診の後には家庭訪問、それに生活習慣改善指導などきめ細かな取り組みを行っている。

また、乳幼児健診は乳児（四～五か月、七～八か月、一〇～一一か月児）、一歳六か月児、三歳児の健診を続けている。現在は年六回に分けて実施している。このほか、五歳児健診を二〇年度から始めた。

### 予防接種

予防接種は、予防接種法に「疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に

注射し、又は接種すること」と定義され、疾病予防という公衆衛生の観点及び健康保持の観点から、これまで社会や国民に大きな利益をもたらしてきた。一方、平成の時代に入ってから、感染症の患者数が減少する中で、予防接種禍集団訴訟に対する被害者救済の司法判断が相次いで示され、より安全な予防接種の実施体制が求められた。

従来、結核（BCG）、急性灰白髄炎（ポリオ）、三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）、麻しん、風しんなどについて予防接種を実施してきた。予防接種には、接種の対象者及び接種間隔が定められている。例えば、BCGワクチンの接種は、平成二四年度までは生後六か月に至るまでに接種することとなっていたが、平成二五年度以降は一歳に至るまでの間（標準的な接種は生後五か月から八か月）に接種することに変更された。これは、乳幼児に接種するワクチンの数が増え、すべてのワクチンを接種できる十分な期間を設ける必要が生じたことからである。三種混合については、平成二四年一月から不活性化ポリオワクチンを組み合わせ四種混合となった。四種混合については、

図表 6-1-8  
乳幼児健康診査受診状況

(単位：人)

種別 年度	乳幼児 健診	1歳 6か月 健診	3歳児 健診
平21	55	9	20
22	31	18	7
23	68	13	17
24	33	25	7
25	57	11	25
26	48	16	15
27	57	20	19
28	37	19	17
29	32	14	24
30	35	12	15
令元	40	12	9
2	41	18	11
3	33	11	11
4	35	10	23
5	35	15	16

出典：秩父別町保健事業実績（母子）

生後二か月から七歳五か月までの間に一回（初回）、二〇日以上の間隔を空けて二回目、二〇日以上の間隔を空けて三回目、さらに一年から一年六か月の間に一回の追加接種と定められている。令和六年四月にはヒブワクチンと統合され、五種混合になった。麻しん・風しんについては、平成一八年度から一歳児と小学校入学前一年間の小児の二回接種制度が始まり、平成二〇年度から二四年度までの五年間に限り、中学一年生と高校三年生相当年齢の人に二回のワクチンが法で定める定期の接種として導入されていた。HPVワクチンについては、平成二五年度から定期接種が開始されるも、同年六月から積極的勧奨が控えられた。令和三年度から再度、積極的勧奨が行われ、四年から六年までキャッチアップ接種を行った。

また、法律で定められた定期予防接種のほかに任意予防接種がある。インフルエンザにかかる体力や免疫力などが一時的に低下することにより、新型コロナウイルス感染症をはじめとするいろいろな病気にかかる心配があることから、これまでは一九歳以上の者は一部自己負担額があったが、令和二年のみ全町民無料としてインフルエンザの予防接種を実施し、令和三年からは、一〇〇〇円の自己負担に戻している。令和五年度における定期予防接種の受診率等については、図表6-1-9の予防接種の状況のとおりである。

## 献 血

秩父別町には年三回、旭川赤十字血液センターの献血車が町内を巡回して町民に献血を呼びかけている。大量の輸血が必要な手術に備えているもので、これに町内会や社会福祉協議会、各事業所などが呼応し、多くの町民が協力している。

図表 6-1-9 予防接種の状況

ワクチン名	受診率 (%)	対象年齢	接種回数・接種間隔	備考
B型肝炎ワクチン	100	生後2か月～11か月(1歳の誕生日の前日)まで	27日以上の間隔を空けて2回、1回目の接種から139日以上空けて3回目。2回目と3回目は6日以上空ける。 (標準的には、生後2か月～9か月になる前日まで)	定期接種の対象年齢を過ぎた場合も、就学前までを対象に全額、町の助成がある
ヒブ(細菌性髄膜炎)ワクチン	95.6	生後2か月～4歳11か月(5歳の誕生日の前日)まで	4回(初回接種3回+追加接種1回) 初回接種⇒生後2か月になる日の前日から27日以上の間隔を空けて3回接種 追加接種⇒3回目から7か月～13か月を空けて4回目を接種	初回接種が生後7か月を過ぎた場合の接種回数及び接種間隔は別途
小児肺炎球菌ワクチン	95.6	生後2か月～4歳11か月(5歳の誕生日の前日)まで	4回(初回接種3回+追加接種1回) 初回接種⇒生後2か月になる日の前日から27日以上の間隔を空けて3回接種 追加接種⇒3回目から60日以上の間隔を空けて、かつ1歳以降に接種	初回接種が生後7か月を過ぎた場合の接種回数及び接種間隔は別途
ロタウイルスワクチン	100	出生6週～24週	27日以上の間隔を空けて2回経口接種 (標準：出生2か月～)	ロタリックス(1価)とロタテック(5価)の2種類がある
四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)ワクチン	94.1	生後2か月～7歳5か月まで	4回(初回接種3回+追加接種1回) 第1期初回：20日以上の間隔を空けて3回接種 第1期追加：3回目接種後は1年～1年6か月の間に1回接種	
DT(二種混合)ワクチン	75.0	11歳～12歳11か月(13歳の誕生日の前日)まで	接種：1回	ジフテリア、破傷風の発症予防
BCGワクチン	90.9	生後5か月～8か月まで	接種：1回	
MR(麻しん風しん混合)ワクチン	83.2	第1期：1歳～1歳11か月(2歳の誕生日の前日)まで 第2期：小学校入学前の1年間	第1期：1回接種 第2期：小学校就学前の1年間に1回接種	
水痘(水ぼうそう)ワクチン	86.4	1歳～2歳11か月(3歳の誕生日の前日)まで	2回接種 1回目接種から6か月～1年の間隔を空けて2回目を接種	水ぼうそうにかかったことがある者は対象外
日本脳炎ワクチン	29.2	第1期 生後6か月～7歳5か月まで 第2期 9歳～12歳11か月(13歳の誕生日の前日)まで	第1期：(標準的接種時期) 初回接種2回は3歳。追加接種1回は4歳 初回接種：1回目接種後6日～28日の間隔を空けて2回目を接種 追加接種：2回目接種後1年の間隔を空けて3回目接種 第2期：(標準的接種時期) 9歳～10歳の間。第1期接種後概ね5年空けて4回目接種	
HPV(ヒトパピローマウイルス感染症・子宮頸がん)ワクチン	9.0	12歳～16歳の女子	3回接種。接種間隔はワクチンの種類により異なる。	

※受診率は、令和5年度の秩父別町における定期予防接種(母子)に係るものである。

出典：秩父別町ホームページ、令和5年度行政事務報告書

狂犬病の予防と 町は「狂犬病予防法施行規則」を制定して、毎年六月に町内を巡回、犬の登録とともに予防接種畜犬取り締まり を飼い主に強く呼びかけている。また、「畜犬取締及び野犬掃とう条例」を制定して、危害の防止・公共の安全保持を目的とした畜犬の係留・おり飼いなどの取り締まりや野犬掃討に力を入れている。

#### 第四節 機関・団体

深川地域保健室 秩父別町を管轄する深川保健所は、平成一六年四月一日付けの道による支庁組織機構改革によって、(深川保健所) て、道の直轄から空知総合振興局の出先機関となり、「空知保健福祉事務所深川地域保健室」という名称になった。

秩父別食生活改善 食生活改善推進員協議会は、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、健康づくりに欠かせない食生活改善推進員協議会 活の改善について、地域への啓発・普及、相互研究、ボランティア活動の推進などを目的に活動している。町内の女性を中心に結成され、空知地域での研修会、冬期自主研修、親子料理教室など、多彩な取り組みを展開しているほか、高齢者の健康保持・増進を目的とした、ふれあい・いきいき広場では、手づくりのお弁当を提供し、たいへん喜ばれている。特に最近では、社会問題化している食品の安全性・食品ロスに力を入れている。

## 第二章 国民健康保険

### 国民健康保険の概要

国民健康保険は、国民健康保険法に基づき被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して、医療や医療費（高額医療費を含む）などを給付する社会保険の一つであり、主に市町村が運営している。民間のサラリーマンなど被用者の協会けんぽ（旧政府管掌）や公務員などを主とする共済組合（短期）、七五歳以上の後期高齢者医療制度などとともに、我が国における医療保険制度の根幹を成し、国民皆保険の一翼を担っている。しかし、高齢化や医療の進歩による医療費の増加は、医療保険制度財政を圧迫しており、国民皆保険制度維持のためには、一層の改革が避けられない状況にある。

平成二一年度以降の主な国民健康保険制度の変遷は、次のとおりである。

▽二一年 七〇歳以上現役並み所得者判定基準の見直し。七五歳到達月の高額医療費限度額の見直し。出産一時金の三万円引き上げ（産科医療補償制度創設に伴う）。保険料の賦課限度額の引き上げ。特定疾病等に係る高額療養費限度額の見直し。高額介護合算療養費制度事務の本格化。出産育児金の四万円引き上げ（二年間の暫定措置）。

▽二二年 保険料の賦課限度額の引き上げ。非自発的失業者に係る保険料の軽減。

▽二三年 保険料の賦課限度額の引き上げ。七〇歳以上の被保険者の自己負担二割への見直し（一年間凍結延長）。

▽二四年 七〇歳以上の被保険者の自己負担二割への見直し（一年間凍結延長）。住民基本台帳法改正に伴う外

国人の国民健康保険の変更。

▽二六年 保険料の賦課限度額の引き上げ。低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定所得の見直し（以降令和二年度まで毎年度見直し）。

▽二七年 七〇歳以上の被保険者の自己負担割合の判定方法の見直し。高額療養費算定基準額の見直し。保険料の賦課限度額の引き上げ。

▽二八年 患者申出療養の創設。紹介状なしの大病院受診時定額負担の導入。入院時の食費の負担額の見直し。

▽二九年 高額療養費算定基準額の見直し。

▽三〇年 国民健康保険制度改革の施行。

- ①新たに都道府県が保険者に加わる。
- ②都道府県が財政運営の責任主体となる。
- ③市町村は、資格管理・保険給付・保険料率の決定・賦課・徴収・保健事業等の地域におけるきめこまかな事業運営を担うこととなる。
- ④都道府県に国民健康保険事業運営協議会を設置
- ⑤高額医療費負担金の創設
- ⑥保険者努力支援制度の創設
- ⑦都道府県繰入金の創設
- ⑧国民健康保険給付費交付金の創設
- ⑨国民健康保険事業費納付金の創設

⑩ 財政安定化基金の設置

⑪ 特別高額医療費共同事業の創設

⑫ 都道府県による都道府県国民健康保険運営方針の策定の開始

⑬ 標準保険料率の創設

高額療養費算定基準額の見直し。現役並み所得区分に係る区分の細分化及び算定基準額の引き上げ。  
被保険者証と高齢受給者証の一体化を推進。

▽令和元年 保険料の賦課限度額の引き上げ。保険料の減額基準の見直し。

▽二年 保険料の賦課限度額の引き上げ。

▽四年 保険料の賦課限度額の引き上げ。

▽五年 保険料の賦課限度額の引き上げ。出産育児一時金の八万円引き上げ。低所得者に係る国民健康保険料の軽減判定所得の見直し。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、平成二〇年度から開始された七五歳以上（六五歳以上の一定の障がいがある人を含む）を対象とした独立した医療保険制度で、適用年齢に到達したすべての人（生活保護世帯所属者など適用除外となる者を除く）が、それまで加入していた国民健康保険や被用者保険を脱退して加入するものである。

保険料徴収は市町村が実施、制度運営は都道府県単位に全市町村が加入する広域連合が行う。財源は七五歳以上の全高齢者から徴収する保険料が一分、現役世代からの支援が四分、公費（国・都道府県・市町村）が五分である。保

除料は、所得割・均等割により算定し、年金からの天引きによる特別徴収又は口座振替等による普通徴収により納付する。

患者の医療費負担は原則一割であり、現役並み所得者は三割とされていたが、令和四年度以降、団塊世代が七五歳以上の高齢者となり始め、医療費が増大し現役世代の負担が大きく上昇することが想定されたことから、令和四年一月に、一定所得以上の者について二割負担が新たに導入された。

平成二二年度以降の主な後期高齢者医療制度の変遷は、次のとおりである。また、後期高齢者医療の状況及び療養給付費等の診療別内訳の推移は、それぞれ図表6-2-1、6-2-2のとおりである。

▽平成二二年 低所得者に対する保険料軽減の特例措置の継続（平成二八年度まで）。

被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の継続（平成二八年度まで）。

▽二六年 賦課限度額の引き上げ。

低所得者に係る後期高齢者医療保険料の軽減判定所得の見直し（以降、令和二年度まで毎年度見直し）。

▽二九年 高額療養費算定基準額の見直し。

低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し（令和二年度まで段階的に実施）。

被用者保険の被扶養者の保険料軽減の特例措置の見直し。

▽三〇年 高額療養費算定基準額の見直し。

被用者保険の被扶養者の保険料負担軽減の特例措置の見直し。

▽令和二年 賦課限度額の引き上げ。

▽四年 一定所得以上被保険者に対する二割負担の導入。  
 賦課限度額の引き上げ。  
 ▽五年 低所得者に係る後期高齢者医療保険料の軽減  
 判定所得の見直し。

### 国民健康保険の状況

人口動態によると世帯数及び被保険者の総額は横ばいである。令和になってからは、一人当たり保険料及び保険給付額は増加傾向を示している。平成二〇年度から特定健診事業がスタートし、生活習慣病の予防・早期発見が保険者に義務付けられたことから、健診受診率を向上させ、医療費抑制が求められている。

図表 6-2-1 後期高齢者医療の状況

区分	年度	平21	22	23	24	25
①	被保険者数 (人)	593	613	623	628	623
②	保険料総額 (千円)	22,312	24,173	22,698	23,750	25,662
③	保険給付費総額 (千円)	568,227	629,034	670,654	672,839	688,433
④	1人当たり保険料 (円) ②/①	37,626	39,434	36,433	37,818	41,191
⑤	1人当たり保険給付額 (円) ③/①	958,224	1,026,157	1,076,491	1,071,400	1,105,029

区分	年度	26	27	28	29	30
①	被保険者数 (人)	611	608	605	600	598
②	保険料総額 (千円)	25,081	23,338	23,209	26,307	30,265
③	保険給付費総額 (千円)	667,695	660,093	695,143	671,511	628,096
④	1人当たり保険料 (円) ②/①	41,049	38,385	38,362	43,845	50,610
⑤	1人当たり保険給付額 (円) ③/①	1,092,791	1,085,679	1,148,997	1,119,185	1,050,328

区分	年度	令元	2	3	4	5
①	被保険者数 (人)	602	597	596	590	589
②	保険料総額 (千円)	28,272	32,028	28,768	29,032	31,487
③	保険給付費総額 (千円)	631,423	604,124	629,285	574,495	611,738
④	1人当たり保険料 (円) ②/①	46,963	53,648	48,268	49,207	53,458
⑤	1人当たり保険給付額 (円) ③/①	1,048,875	1,011,933	1,055,847	973,720	1,038,604

出典：秩父別町

図表 6-2-2 療養給付等の診療別内訳の推移

診療内訳		年度							
		平21	22	23	24	25	26	27	28
入院	件数	657	682	718	736	794	748	692	749
	日数	13,899	14,240	15,033	15,766	16,174	15,707	14,359	15,452
	費用額(千円)	312,996	352,702	378,553	395,518	397,193	372,151	345,095	387,675
入院外	件数	9,384	8,831	9,218	9,204	9,251	8,932	8,936	8,814
	日数	16,432	16,495	16,649	15,662	14,856	13,996	13,938	13,727
	費用額(千円)	124,670	139,524	143,648	137,693	141,645	147,694	164,445	161,166
歯科	件数	772	840	803	887	972	854	908	883
	日数	1,897	1,927	1,985	2,207	2,369	1,976	2,130	1,948
	費用額(千円)	14,201	14,176	16,710	15,250	17,404	14,361	19,420	16,971
調剤	件数	5,300	5,703	6,149	5,959	6,201	6,095	6,107	6,178
	費用額(千円)	88,592	97,152	106,813	99,113	106,821	109,108	110,336	107,882
食事	件数(※)	629	634	674	686	743	692	669	707
	費用額(千円)	25,110	23,060	22,808	23,901	24,581	23,087	19,377	19,718
訪問看護	件数	12	16	15	0	1	0	0	1
	費用額(千円)	1,550	1,613	1,065	0	35	0	0	74
小計	件数	16,125	16,072	16,903	16,786	17,219	16,629	16,643	16,625
	費用額(千円)	567,119	628,227	669,597	671,475	687,679	666,401	658,673	693,486
療養費	件数	71	73	69	94	69	59	75	97
	費用額(千円)	1,108	807	1,057	1,364	754	1,294	1,420	1,657
合計	件数	16,196	16,145	16,972	16,880	17,288	16,688	16,718	16,722
	費用額(千円)	568,227	629,034	670,654	672,839	688,433	667,695	660,093	695,143

診療内訳		年度						
		29	30	令元	2	3	4	5
入院	件数	718	660	680	595	683	599	635
	日数	14,253	12,818	13,397	12,019	14,250	12,707	12,827
	費用額(千円)	372,966	341,465	345,504	341,404	369,524	319,212	354,709
入院外	件数	8,517	8,553	8,662	8,116	7,937	7,913	7,989
	日数	12,955	12,876	12,398	11,112	11,067	10,737	10,989
	費用額(千円)	152,228	145,764	137,688	122,945	124,844	127,245	127,524
歯科	件数	931	800	834	722	776	728	835
	日数	1,992	1,612	1,790	1,473	1,558	1,498	1,577
	費用額(千円)	16,127	12,479	14,648	14,278	14,705	14,794	14,777
調剤	件数	6,026	5,991	6,104	5,872	5,835	5,757	5,920
	費用額(千円)	107,862	105,497	106,973	101,339	98,344	91,404	91,674
食事	件数(※)	674	631	634	555	628	564	580
	費用額(千円)	20,145	18,295	20,386	18,347	19,494	20,186	19,262
訪問看護	件数	19	13	20	34	17	17	34
	費用額(千円)	800	631	829	1,526	709	651	1,314
小計	件数	16,211	16,017	16,300	15,339	15,248	15,014	15,413
	費用額(千円)	670,128	624,131	626,028	599,839	627,620	573,492	609,260
療養費	件数	97	311	410	355	227	130	218
	費用額(千円)	1,383	3,965	5,395	4,285	1,665	1,003	2,478
合計	件数	16,308	16,328	16,710	15,694	15,475	15,144	15,631
	費用額(千円)	671,511	628,096	631,423	604,124	629,285	574,495	611,738

※食事の件数は、入院件数の内数のため、小計・合計に含まない。

出典：秩父別町

図表 6-2-3 国民健康保険の状況

区分	年度	平21	22	23	24	25
①	世帯数(戸)	506	506	500	481	461
②	被保険者数(人)	987	996	970	936	889
③	保険料総額(千円)	105,530	103,751	109,126	116,888	110,598
④	保険給付費総額(千円)	269,062	276,279	276,811	253,855	242,541
⑤	1世帯当たり保険料(円) ③/①	208,557	205,042	218,252	243,010	239,909
⑥	1人当たり保険料(円) ③/②	106,920	104,168	112,501	124,880	124,407
⑦	1世帯当たり保険給付額(円) ④/①	531,743	546,006	553,622	527,765	526,119
⑧	1人当たり保険給付額(円) ④/②	272,606	277,389	285,372	271,213	272,825

区分	年度	26	27	28	29	30
①	世帯数(戸)	469	448	433	413	412
②	被保険者数(人)	900	852	797	769	762
③	保険料総額(千円)	107,324	93,669	98,069	99,300	98,465
④	保険給付費総額(千円)	243,671	262,831	252,002	249,959	216,047
⑤	1世帯当たり保険料(円) ③/①	228,836	209,083	226,487	240,436	238,993
⑥	1人当たり保険料(円) ③/②	119,249	109,940	123,048	129,129	129,219
⑦	1世帯当たり保険給付額(円) ④/①	519,554	586,676	581,991	605,228	524,386
⑧	1人当たり保険給付額(円) ④/②	270,746	308,487	316,188	325,044	283,526

区分	年度	令元	2	3	4	5
①	世帯数(戸)	392	374	355	348	341
②	被保険者数(人)	723	674	651	636	615
③	保険料総額(千円)	91,476	100,176	97,645	98,446	99,992
④	保険給付費総額(千円)	221,234	223,370	214,785	207,802	245,171
⑤	1世帯当たり保険料(円) ③/①	233,357	267,850	275,056	282,891	293,232
⑥	1人当たり保険料(円) ③/②	126,523	148,629	149,992	154,789	162,589
⑦	1世帯当たり保険給付額(円) ④/①	564,372	597,246	605,028	597,132	718,977
⑧	1人当たり保険給付額(円) ④/②	305,994	331,409	329,931	326,733	398,652

### 診療別内訳の変遷

入院給付は、平成三〇年度の入院外給付を除いて、他のすべての診療に比べいつも最大の給付額になっている。療養給付の総額で見ると、平成七年度以降は平成二三年度をピークに漸次減少傾向にある。

国民健康保険 国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置され、運営協議会 ている町長の諮問機関である。秩父別町では公益代表、保険医代表、被保険者代表で構成されている。定数は六人で、任期は三年である。

図表 6-2-4 国民健康保険療養給付等の診療別内訳の推移

年度・区分 診療内訳		平21				22			
		一般	退職 本人	退職 扶養	計	一般	退職 本人	退職 扶養	計
入院	件数	303	6	0	309	290	4	3	297
	日数	4,824	37	0	4,861	4,964	50	16	5,030
	費用額 (千円)	123,765	1,474	0	125,239	134,919	985	2,007	137,911
入院外	件数	8,720	288	138	9,146	7,790	302	160	8,252
	日数	12,921	377	164	13,462	11,270	375	210	11,855
	費用額 (千円)	103,526	3,420	1,952	108,898	97,410	4,023	1,697	103,130
歯科	件数	1,409	68	34	1,511	1,366	77	44	1,487
	日数	3,454	112	75	3,641	3,344	194	133	3,671
	費用額 (千円)	25,281	804	322	26,407	24,437	1,109	1,230	26,776
調剤	件数	4,559	128	89	4,776	4,247	128	115	4,490
	費用額 (千円)	59,751	1,710	942	62,403	55,481	2,037	984	58,502
食事	件数 (※)	289	6	0	295	278	4	3	285
	費用額 (千円)	8,353	58	0	8,411	8,823	88	24	8,935
訪問看護	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	費用額 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	件数	—	—	—	15,742	—	—	—	14,526
	費用額 (千円)	—	—	—	331,358	—	—	—	335,254
療養費	件数	122	7	—	129	172	4	—	176
	費用額 (千円)	1,096	104	—	1,200	1,941	13	—	1,954
合計	件数	—	—	—	15,871	—	—	—	14,702
	費用額 (千円)	—	—	—	332,558	—	—	—	337,208

※食事の件数は、入院件数の内数のため、小計・合計に含まない。

診療内訳		23				24			
		一般	退職 本人	退職 扶養	計	一般	退職 本人	退職 扶養	計
入院	件数	257	10	1	268	235	7	3	245
	日数	4,662	205	7	4,874	3,905	97	16	4,018
	費用額 (千円)	130,388	7,337	376	138,101	113,492	4,939	582	119,013
入院外	件数	7,742	346	128	8,216	7,324	313	137	7,774
	日数	11,055	468	182	11,705	10,036	443	162	10,641
	費用額 (千円)	100,081	3,639	1,592	105,312	95,993	3,608	1,647	101,248
歯科	件数	1,350	66	34	1,450	1,449	85	19	1,553
	日数	3,327	172	95	3,594	3,262	214	50	3,526
	費用額 (千円)	23,779	1,189	649	25,617	22,197	1,359	272	23,828
調剤	件数	4,437	172	50	4,659	4,345	154	45	4,544
	費用額 (千円)	56,990	2,828	550	60,368	55,665	2,261	484	58,410
食事	件数 (※)	249	6	1	256	233	7	3	243
	費用額 (千円)	8,372	127	11	8,510	7,328	133	23	7,484
訪問看護	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	費用額 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	件数	—	—	—	14,593	—	—	—	14,116
	費用額 (千円)	—	—	—	337,908	—	—	—	309,983
療養費	件数	175	6	—	181	202	13	—	215
	費用額 (千円)	1,552	26	—	1,578	1,557	67	—	1,624
合計	件数	—	—	—	14,774	—	—	—	14,331
	費用額 (千円)	—	—	—	339,486	—	—	—	311,607

※食事の件数は、入院件数の内数のため、小計・合計に含まない。

年度・区分 診療内訳		25				26			
		一般	退職 本人	退職 扶養	計	一般	退職 本人	退職 扶養	計
入院	件数	215	13	0	228	204	1	0	205
	日数	3,351	143	0	3,494	3,405	3	0	3,408
	費用額 (千円)	103,702	6,907	0	110,609	100,561	148	0	100,709
入院外	件数	7,424	181	55	7,660	7,335	159	60	7,554
	日数	10,051	259	63	10,373	9,813	222	62	10,097
	費用額 (千円)	97,180	1,916	652	99,748	94,891	2,027	450	97,368
歯科	件数	1,414	41	1	1,456	1,370	22	4	1,396
	日数	3,260	100	-8	3,352	3,216	49	15	3,280
	費用額 (千円)	22,700	692	-52	23,340	26,928	367	170	27,465
調剤	件数	4,383	118	30	4,531	4,315	119	30	4,464
	費用額 (千円)	57,287	1,716	524	59,527	66,026	1,674	495	68,195
食事	件数 (※)	212	12	0	224	197	1	0	198
	費用額 (千円)	5,440	187	0	5,627	5,403	2	0	5,405
訪問看護	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	費用額 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	件数	—	—	—	13,875	—	—	—	13,619
	費用額 (千円)	—	—	—	298,851	—	—	—	299,142
療養費	件数	155	15	—	170	164	0	—	164
	費用額 (千円)	1,028	81	—	1,109	997	0	—	997
合計	件数	—	—	—	14,045	—	—	—	13,783
	費用額 (千円)	—	—	—	299,960	—	—	—	300,139

※食事の件数は、入院件数の内数のため、小計・合計に含まない。

- (マイナス) は、過誤納返戻等による。

診療内訳		27				28			
		一般	退職 本人	退職 扶養	計	一般	退職 本人	退職 扶養	計
入院	件数	232	3	0	235	205	4	0	209
	日数	3,686	65	0	3,751	3,242	87	0	3,329
	費用額 (千円)	111,449	2,133	0	113,582	105,989	2,926	0	108,915
入院外	件数	7,298	47	30	7,375	7,089	17	16	7,122
	日数	9,769	130	30	9,929	9,555	131	17	903
	費用額 (千円)	98,054	2,707	217	100,978	98,624	3,573	86	102,283
歯科	件数	1,490	10	8	1,508	1,468	2	1	1,471
	日数	3,328	20	20	3,368	3,148	5	1	3,154
	費用額 (千円)	25,735	137	298	26,170	24,471	14	5	24,490
調剤	件数	4,397	37	14	4,448	4,369	16	0	4,385
	費用額 (千円)	67,501	531	101	68,133	62,458	652	0	63,110
食事	件数 (※)	206	3	0	209	195	4	0	199
	費用額 (千円)	5,692	135	0	5,827	5,792	141	0	5,933
訪問看護	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	費用額 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	件数	—	—	—	13,566	—	—	—	13,187
	費用額 (千円)	—	—	—	314,690	—	—	—	304,731
療養費	件数	184	0	—	184	149	4	—	153
	費用額 (千円)	1,429	0	—	1,429	1,263	53	—	1,316
合計	件数	—	—	—	13,750	—	—	—	13,340
	費用額 (千円)	—	—	—	316,119	—	—	—	306,047

※食事の件数は、入院件数の内数のため、小計・合計に含まない。

診療内訳		29				30			
		一般	退職 本人	退職 扶養	計	一般	退職 本人	退職 扶養	計
入院	件数	209	0	0	209	185	1	0	186
	日数	3,161	0	0	3,161	2,950	2	0	2,952
	費用額 (千円)	102,407	0	0	102,407	79,751	342	0	80,093
入院外	件数	6,709	16	12	6,737	6,398	8	-1	6,405
	日数	8,952	162	12	9,126	8,378	104	-1	8,481
	費用額 (千円)	95,585	4,703	61	100,349	86,907	3,009	-3	89,913
歯科	件数	1,489	0	0	1,489	1,419	2	0	1,421
	日数	2,967	0	0	2,967	2,871	3	0	2,874
	費用額 (千円)	26,019	0	0	26,019	22,564	21	0	22,585
調剤	件数	4,180	16	0	4,196	4,018	8	0	4,026
	費用額 (千円)	63,408	904	0	64,312	59,648	539	0	60,187
食事	件数 (※)	204	0	0	204	177	1	0	178
	費用額 (千円)	5,713	0	0	5,713	5,264	2	0	5,266
訪問看護	件数	0	0	0	0	3	0	0	3
	費用額 (千円)	0	0	0	0	136	0	0	136
小計	件数	—	—	—	12,631	—	—	—	12,041
	費用額 (千円)	—	—	—	298,800	—	—	—	258,180
療養費	件数	175	3	—	178	208	0	—	208
	費用額 (千円)	1,236	30	—	1,266	1,835	0	—	1,835
合計	件数	—	—	—	12,809	—	—	—	12,249
	費用額 (千円)	—	—	—	300,066	—	—	—	260,015

※食事の件数は、入院件数の内数のため、小計・合計に含まない。

- (マイナス) は、過誤納返戻等による。

診療内訳		令元				2			
		一般	退職 本人	退職 扶養	計	一般	退職 本人	退職 扶養	計
入院	件数	200			200	177			177
	日数	3,224			3,224	2,755			2,755
	費用額 (千円)	95,967			95,967	94,408			94,408
入院外	件数	6,276			6,276	5,438			5,438
	日数	8,170			8,170	6,974			6,974
	費用額 (千円)	81,477			81,477	83,837			83,837
歯科	件数	1,575			1,575	1,283			1,283
	日数	2,901			2,901	2,299			2,299
	費用額 (千円)	22,951			22,951	17,730			17,730
調剤	件数	4,131			4,131	3,668			3,668
	費用額 (千円)	61,065			61,065	57,789			57,789
食事	件数 (※)	200			200	167			167
	費用額 (千円)	5,823			5,823	4,647			4,647
訪問看護	件数	0			0	2			2
	費用額 (千円)	0			0	45			45
小計	件数	—	—	—	12,182	—	—	—	10,568
	費用額 (千円)	—	—	—	267,283	—	—	—	258,456
療養費	件数	225	—	—	225	215	—	—	215
	費用額 (千円)	1,404	—	—	1,404	1,413	—	—	1,413
合計	件数	—	—	—	12,407	—	—	—	10,783
	費用額 (千円)	—	—	—	268,687	—	—	—	259,869

※食事の件数は、入院件数の内数のため、小計・合計に含まない。

## 第二章 国民健康保険

診療内訳		3				4			
		一般	退職 本人	退職 扶養	計	一般	退職 本人	退職 扶養	計
入院	件数	144			144	126			126
	日数	2,219			2,219	1,466			1,466
	費用額 (千円)	88,960			88,960	78,323			78,323
入院外	件数	5,570			5,570	5,406			5,406
	日数	7,274			7,274	7,120			7,120
	費用額 (千円)	92,319			92,319	100,565			100,565
歯科	件数	1,276			1,276	1,223			1,223
	日数	2,230			2,230	2,026			2,026
	費用額 (千円)	19,079			19,079	17,697			17,697
調剤	件数	3,842			3,842	3,699			3,699
	費用額 (千円)	50,723			50,723	49,170			49,170
食事	件数 (※)	142			142	120			120
	費用額 (千円)	3,998			3,998	2,408			2,408
訪問看護	件数	15			15	11			11
	費用額 (千円)	517			517	399			399
小計	件数	—	—	—	10,847	—	—	—	10,465
	費用額 (千円)	—	—	—	255,596	—	—	—	248,562
療養費	件数	204	—	—	204	203	—	—	203
	費用額 (千円)	1,249	—	—	1,249	1,316	—	—	1,316
合計	件数	—	—	—	11,051	—	—	—	10,668
	費用額 (千円)	—	—	—	256,845	—	—	—	249,878

※食事の件数は、入院件数の内数のため、小計・合計に含まない。

診療内訳		年度・区分			
		5			
		一般	退職 本人	退職 扶養	計
入院	件数	152			152
	日数	1,756			1,756
	費用額 (千円)	104,568			104,568
入院外	件数	5,360			5,360
	日数	7,122			7,122
	費用額 (千円)	106,032			106,032
歯科	件数	1,264			1,264
	日数	2,158			2,158
	費用額 (千円)	20,155			20,155
調剤	件数	3,834			3,834
	費用額 (千円)	48,636			48,636
食事	件数 (※)	143			143
	費用額 (千円)	2,725			2,725
訪問看護	件数	6			6
	費用額 (千円)	138			138
小計	件数	—	—	—	10,616
	費用額 (千円)	—	—	—	282,254
療養費	件数	180	—	—	180
	費用額 (千円)	1,306	—	—	1,306
合計	件数	—	—	—	10,796
	費用額 (千円)	—	—	—	283,560

※食事の件数は、入院件数の内数のため、小計・合計に含まない。

出典：秩父別町

図表 6-2-5 歴代国民健康保険運営協議会委員

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

代表区分	氏名	在任期間
公益代表	高鶴 光雄	昭58・3・31 ~ 平8・10・18
	上田 實	昭63・10・19 ~ 平8・10・18
	萩野 正晴	平8・10・19 ~ 11・3・30
	大山 勇	8・10・19 ~ 12・10・18
	井上 國弘	11・3・31 ~ 15・3・30
	得能 敏幸	12・10・19 ~ 15・3・30
	植田 顕治	15・3・31 ~ 19・4・8
	土井 享	15・3・31 ~ 23・3・31
	本村 修二	19・4・9 ~ 27・3・31
	寺迫 公裕	23・4・1 ~ 27・3・31
	柴田 壹隆	27・4・1 ~ 31・3・31
	藤岡 浩文	27・4・1 ~ 現在
	前田 力男	31・4・1 ~ 令5・3・31
	飯沼 誠一	令5・4・1 ~ 現在
	保険医代表	佐々木正人
布川 昭雄		平6・10・19 ~ 8・10・18
小田 明		8・10・19 ~ 12・10・18
澤本 豊		12・10・19 ~ 21・5・31
齊藤 哲也		21・6・1 ~ 現在
被保険者代表	谷田 幸夫	昭49・10・19 ~ 平8・10・18
	柴田 壹隆	平6・10・19 ~ 15・5・1
	川原 秀明	8・10・19 ~ 24・10・18
	中野 國子	15・5・2 ~ 18・10・18
	川邊 和代	18・10・19 ~ 22・10・18
	佐久間 進	22・10・19 ~ 24・10・18
	三浦 四郎	24・10・19 ~ 令4・3・31
	前田 力男	平24・10・19 ~ 31・3・31
	安藤 敏之	31・4・1 ~ 現在
	熊田 政人	令4・4・1 ~ 現在

出典：秩父別町

## 第三章 生活環境

### 第一節 墓地と火葬

#### 秩父別町墓地

町有の秩父別墓地（一八四九番地の一）は、平成三年に完成し墓苑化して、町民に使用料一区画（一・八平方メートル）二万円で購入している。供用から三五年を経た令和五年に、墓地周辺の老朽化した箇所を改修をした。改修費は、墓地トイレ屋根葺替工事六〇万五〇〇〇円、駐車場の排水路補修工事一二七万六〇〇〇円であった。

#### 北空知葬斎場

平成三一年四月一日に、北空知衛生センター組合と北空知葬斎組合（構成市町：深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町）は、効率的な運用を目的に組織統合した。これまで北空知葬斎組合において火葬業務を行っていたが、同日以降は沼田町も加わり、北空知衛生センター組合が行っている。秩父別町では、死亡届、火葬許可申請、火葬場使用許可申請の受付は、従来どおり住民課戸籍係で行っている。

なお、火葬場使用料は、平成二一年四月の届け出分から改定されており、令和七年四月に新たな葬斎場が供用開始となることに伴い、再改定される予定となっている。

## 第二節 生活環境の緑地と美化

ローズガーデン 開園から一〇年を超え、園内施設の老朽化が目立ってきたため、平成二五年度行政執行方針でちつぶべつの修繕 バラ園の損傷箇所改修工事を行った。翌二六年度には老朽化部分の改修、バラの苗、ネームプレート更新を実施した。めえーめえーランドの西側せせらぎは、水を汲み上げていたポンプが故障して荒地になっていることから、令和二年より立入禁止とした。

三年に園内における雑草の繁茂を抑制するため、初めて一部区域にウッドチップを敷設した。また、北側駐車場の隣接地に利用無料のドッグランがオープンした。

四年には、ウエル花夢、駐車場トイレ屋根塗装、ローズガーデンの犬用リードフック、バラの城ふるーら窓枠サッシ修繕、バラ園駐車場のトイレ自動ドア修繕、管理棟網戸設置・ウレタン吹付けを行った。

五年には、ウッドチップ敷ならし、バラ苗入れ替え、パーゴラ取替、駐車場トイレ洋式化を実施した。

「秩父別町山川草木 平成七年に結成された緑化推進の市民団体「秩父別町山川草木を育てる会」は、一一年までの「育てる会」の活動 通算五年間で延べ七〇〇人以上の参加者とともに計一万二〇〇〇本のアキグミ、一〇〇〇本のダイオウグミ等を植栽した。一七〜二七年まで毎年開催していた「アキグミ収穫祭」には、延べ七五三人の児童が参加した。またアキグミを材料にしてジャムを製造し販売する団体も出てくるなど多くの町民に親しまれた。令和三年を最後に二六年の活動に幕を閉じた。

### 秩父別町の名木

秩父別町名木百選実行委員会では、樹木医であった故人・中内武五郎の指導の下、秩父別町山川草木を育てる会、園芸クラブ、屯田会の役員等から選抜された人たちを委員として、町内全域にわたって調査を行い、秩父別町の名木を選定した。なお、秩父別町名木百選実行委員会の陣容は、会長に原田森成、委員に栗岡初、宮本光男、沼田次雄、造田忠士、杉本弥一郎、渡辺慎二、向井盛義、早川正剛、植田顕治、村重博、の計一名であった。

平成一一年に冊子『秩父別の名木』が発刊され、個人庭園のほか、神社や寺院の境内、公共用地に生育する選定された名木が、写真掲載のある三五本のほか、写真掲載のない一〇四本が一覧表で紹介されている。

## 第三節 環境保全

**秩父別町地球温暖化対策実行計画** 近年、地球温暖化で異常気象による災害の増加、農作物や生態系への影響などが予測されている。国はその原因とされる温室効果ガスの排出量に向けた対策として、平成一〇年に「地球温暖化対策推進に関する法律」（平成一〇年法律第一一七号）を制定した。秩父別町は平成一八年四月に「温室効果ガス削減プラン」を策定し実施した。

平成二八年五月一三日には「地球温暖化対策計画」が国会で閣議決定され、令和一二年には温室効果ガスを二六％減（平成二五年度比）とする目標が掲げられた。地方公共団体には目標達成のための基本的な役割を担い、実行計画を策定し実施するように求められた。

これを受け、秩父別町においても平成二十七年から五年間を計画期間とした「秩父別町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、地球温暖化の防止に向けた取り組みを実施したところ、事業所における温室効果ガスの総排出量が一〇・七六割減少した。令和四年三月には、令和一二年までを計画期間とする後継の計画が策定され、温室効果ガスの削減率二〇割（二〇一九年度比）を目標に地球温暖化対策に取り組んでいる。

また令和六年には、「秩父別町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。秩父別町の自然条件や社会条件の下、町に関わる人たちが全体で危機意識を持ち、それぞれの役割に応じて温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいくこととした。同年、省エネ住宅の取得や改修、太陽光発電設備の導入等をしていく個人・事業者にとり「ゼロカーボン推進事業補助金」の交付を決めた。

ゼロカーボン 令和三年二月九日、秩父別町議会第四回定例会の一般質問の場で、澁谷町長は「二〇五〇年までシティの表明 に温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を目指します」と表明した。町民に当事者である自覚を促し、秩父別町の自然環境を次世代に引き継ぐために目の前にある小さな目標を一つ一つ達成していくことを訴えている。

環境省はゼロカーボンシティについて、「二〇五〇年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体」と定義している。世界の国々では二酸化炭素削減に向けて積極的な取り組みを進めており、日本でも令和二年一〇月に内閣総理大臣所信表明において「二〇五〇年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言された。北海道でも同年三月に「ゼロカーボン北海道」を表明している。

新エネルギービジョン 平成一九〜二〇年度の二年間で、町で使用されていない資源の利活用について調査研究のあゆみと経過 行い「新エネルギービジョン」を策定した。このビジョンでは二酸化炭素の削減に向け、太陽光等の自然エネルギーの活用や農業を基幹産業とする秩父別町ならではの地域性を活かした、農業系バイオマスを活用した次世代燃料の開発が提言された。

平成二六年に改築した消防庁舎には、五・八<sup>キロワット</sup>の太陽光発電を導入した。翌二七年度には約二万三〇〇〇平方メートルの町有地に太陽光発電の誘致が実現し、年間約八六万<sup>キロワット</sup>アワーが発電されている。一方で、農業系バイオマスの活用については、費用対効果が見込めないために開発は進んでいない。燃料となる稲わら等を集めて運搬し利用するまで、管理するための人件費や運搬費用などのコストがかかるのが理由である。

また令和四年度に「秩父別地域マイクログリッド構築事業」が実施設計された。工事は一期（五年度）、二期（六年度）と進められ、秩父別温泉エリアの陸上競技場跡地（字秩父別二〇八五番地）に太陽光発電設備と蓄電池、受変電設備などが整備されて、九つの公共施設が自営線で結ばれた。これにより公共施設の電力の一部を再生可能エネルギーで地産地消が可能になり、ゼロカーボンシティの推進を図る。自営線で結んだ公共施設は、秩父別温泉、交流会館、ファミリースポーツセンター、ふるさと特産物展示館、さわやかトイレ、ふれあいプラザ、開基百年記念塔、図書館、農産物加工センターである。

大規模停電時には、電力会社とつながっている送配電ネットワークから切り離してマイクログリッドエリア内の指定避難所などへの電力の供給が可能になるほか、電気自動車（EV）充電設備とEVを組み合わせて移動可能な電源にすることができるため、エリア外にある役場庁舎などの防災拠点や避難所への電力供給が可能となる。

# 第七編

## 治安と防災



# 第一章 警察

## 第一節 司法に関わる法改正

裁判員制度の 平成二一年五月二一日から裁判員制度が施行された。これに先立ち、平成一九年五月三〇日に「裁判員制度の施行と改正 判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律」が公布、施行された。同一被告人に対する複数の事件が係属した場合、一部の事件を区分して審理する部分判決制度が導入された。また、審理において、証人尋問などを記録媒体に記録することが可能となった。

平成二七年には、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第三七号）」が改正された。「非常に長期にわたる事件の対象事件からの除外（第三条の二）」「災害時における辞退事由の追加（第一六条第八号ホ）」「非常災害時における呼出しをしない措置（第二七条の二、第九七条第五項）」「裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護（第三三条の二第一項、第三三条の二第三項）」が改正の概要である。

令和三年五月二一日には、少年法の改正に伴い裁判員に選ばれる年齢の下限がそれまでの二〇歳から一八歳へと引き下げる法改正がされ、令和四年四月一日に施行された。

危険運転致死 平成一三年に「刑法の一部を改正する法律」（平成一三年法律第一三八号）の成立により、「危険運転致死傷罪の改正 転致死傷罪」（刑法第二〇八条の二）、平成一九年に「刑法の一部を改正する法律」（平成一九年法

律第五四号)の成立により、「自動車運転過失致死傷罪」(刑法第二二一条第二項)が新設された。

平成二六年にはこれら二つの犯罪を移行・追加・罪名変更をし、刑法とは別の法律として「自動車運転死傷処罰法」(平成二五年法律第八六号)が制定され、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰する法律が新たに誕生し、同年五月二〇日に施行された。危険運転致死傷罪に追加された飲酒運転等正常な運転が困難な状態で走行、その他危険なおり運転、妨害運転による死傷事故(第二条)は令和二年七月に追加施行された。

### 道路交通法の改正

道路交通法は毎年改正が続いている。改正の一部は次のとおりである。

平成二一年六月一日施行、飲酒運転等の点数が大幅に引き上げられた。

平成二五年一月一日施行、無免許運転による罰則が強化された。

平成二七年六月一日施行、危険な違反行為(現在は一六類型)を三年以内に二回以上繰り返した自転車運転者(一四歳以上)は、都道府県公安委員会の命令により、「自転車運転者講習」を受講しなければならなくなった。

平成二九年三月一二日施行、車両総重量七・五ト未満(最大積載量四・五ト未満)の自動車を運転できる準中型免許が新設された(普通自動車も運転できる)。普通免許で運転できる自動車は車両総重量三・五ト未満(最大積載量二ト未満)に改められた。

令和二年六月三〇日施行、妨害運転(おり運転)に対する罰則が創設され、さらに免許の取消処分の対象に追加された。

令和五年四月一日施行、すべての年齢層の自転車の利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となった。

## 少年法の改正

平成二〇年六月、「少年法の一部を改正する法律の改正」（平成二〇年法律第七一号）が公布され、被害者等による記録閲覧の範囲の拡大、被害者等の申出による意見の聴取を拡大して、場合によっては被害者等の配偶者等も可能となった。さらに一定の重大事件（対象となる犯罪は故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、自動車運転過失致死等の罪）の被害者等が原則非公開である少年審判を傍聴できる制度、家庭裁判所から被害者等への審判の状況を説明する制度が新設された。その他、少年の福祉を害する成人の刑事事件の第一審の管轄が家庭裁判所から地方裁判所へ移管された。

平成二六年四月「少年法の一部改正」（平成二六年法律第二三号）では、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大、少年の刑事事件に関する処分規定の見直し、刑を緩和する規定の見直しが行われた。

令和三年五月二一日に少年法等の一部を改正する法律が成立し、令和四年四月一日に施行された。一八歳、一九歳の者については「特定少年」として引き続き少年法が適用されるが、逆送対象事件の拡大による逆送決定後は、二〇歳以上の者と同様の刑事手続きが適用される。また、特定少年が犯した事件で起訴された場合には少年法で禁止されている実名報道が解除された。また、同時に成年年齢が二〇歳から一八歳に引き下げられ、社会で責任ある主体者として期待される立場となった。選挙権年齢、裁判員制度等の一部の法律も改正された。

**犯罪被害者等** 平成一六年秋の臨時国会（第一六一回国会）において、「犯罪被害者等基本法」が成立した。同法は、**基本法の改正** 犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族）のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的と

した。基本理念は、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが定められた。その後も、平成二七年九月一日法律第六六号にて一部改正された。

一方、秩父別町では令和五年一月二二日に「秩父別町犯罪被害者等支援条例」が施行した。町議会は一月二七日開会の定例町議会で、犯罪被害者とその家族を支援する条例案を可決し、遺族に最高三〇万円を支給する遺族見舞金、傷害を負った人に最高一〇万円の重傷病児舞金を支給するほか、関係機関と連携する。施行日にあわせ、一月二二日、深川警察署と犯罪被害者等支援に関する協定を締結した。

## 第二節 機構・組織

### 深川警察署

平成二三年三月に幌加内町が北海道警察旭川方面本部士別警察署に移管となり、北海道警察旭川方面本部深川警察署の管轄は、深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町の一市三町となった。

平成二九年四月からは沼田町と北竜町が移管されて加わり一市五町となった。管轄地域内には、深川警察署庁舎のほか、一庁舎、一交番、深川市内に七駐在所、北竜町の二駐在所を含む五町に六駐在所を有する。旧沼田警察署は旭川方面深川警察署と統合されて一つの警察署となり「旭川方面深川警察署沼田警察庁舎」と名称を変更した。

組織の構成は、警務課（情報公開、証明事務、警察相談、警察官採用試験、サイバーセキュリティ対策、面会・差し入れに関すること）、会計課（取得物、施設・設備に関すること）、生活安全課（行方不明届、ドメスティックバイオレンス・ストーカー事案、少年事件、風俗事件、風俗営業、生活経済、サイバー事件、猟銃等の各種許可に関すること）、刑事課（凶悪事件、暴行・傷害事件、詐欺・横領等の知能犯事件、暴力団事件、薬物・銃器事件、窃盗事件、

鑑識に関すること）、交通課（交通関係認可・届出、交通違反取締り、交通事故・事件に関すること）、警備係（テロ対策、密入国事犯、警衛・警護、災害警備に関すること）が配置されている。

**秩父別駐在所** 令和六年現在の秩父別駐在所の所在地は、秩父別町一八七五番地の一である。着任者は、次のとおりである。

本間浩警部補（平18・10・1～23・3・31）、伊藤裕理巡查部長（20・4・1～28・3・31）、秋山義幸警部補（23・4・1～28・3・31）、川口明彦警部補（28・4・1～令4・3・31）、喜久永純也巡查部長（平28・4・1～30・3・31）、福田光義巡查部長（30・4・1～令4・3・31）、小野寺均警部補（4・4・1～6・12・31）、坂下達郎巡查部長（4・4・1～現在）

### 第三節 犯罪と防犯活動

#### 犯罪の発生状況

秩父別町内における平成二一年以降の犯罪発生状況

は、平成二二年から二七年にかけて二六年を除くすべてで限定的な期間ではあるが二桁台の件数にのぼった。令和元年は、発生した犯罪件数一一件のうち、一件が凶悪犯、三件が粗暴犯、

図表 7-1-1  
刑法犯罪の状況

年	発生件数	うち窃盗
平21	6	4
22	14	13
23	17	17
24	10	8
25	12	9
26	7	7
27	12	11
28	4	4
29	4	4
30	5	3
令元	11	5
2	6	6
3	2	2
4	4	2
5	4	3

出典：町勢要覧、北海道警察資料

五件が重要窃盗犯、その他が二件であった。

### 町の防犯啓発活動

多様化する犯罪を未然に防ぎ、安全で安心な生活を確保するため、町は関係機関・地域団体と連携して防犯活動の充実を図っている。防犯灯・街路灯電気料補助事業として一町内会に経費の補助を実施し、令和二年からは防犯街路灯のLED化も推進している。広報誌を使つての啓発は、特に平成二八年度に秩父別駐在所と連携して年六回の犯罪防止関連記事を掲載している。令和元年からは月に一度秩父別駐在所が作成した啓発文書を町民に回覧している。また空き家物件の防犯・防災対策として、町内会でアンケートを実施して現状を把握し、空き家と思われる物件の外観調査をして所有者に指導を行うとともに、空き家台帳を更新している。令和三年二月には秩父別町空家等対策計画が策定された。また、小中学校では、深川警察署の協力を得て薬物乱用防止（元年一〇月中学校）、不審者への対応（三年小学校）等をテーマにした防犯教室が開催された。

### 秩父別町防犯協会

防犯思想の普及高揚及び防犯活動の活性化のための講演・講習会等の実施、関係機関との協働による防犯活動への参加、助言等を行っている。平成二一年以降の秩父別町防犯協会の活動としては、歳末の防犯パトロールを行っている。

### 秩父別町子ども

平成一八年度に市街地の五町内会で結成した「子ども防犯パトロール隊」は、市街地区八か所で防犯パトロール 小中学生の登下校時に、防犯・交通安全を目的とした見守り活動をボランティアで続けている。

在籍数は約三〇名で高齢化が課題となっている。毎年四月に開催する「子ども防犯パトロール員代表者会議」には市

街地区各町内会の代表者、秩父別駐在所長、小中学校長が出席し、昨年度の不審者情報の集計や各学校・警察からの情報提供を受け、意見交換を行っている。

## 第四節 交通安全

### 交通事故発生状況

平成二一年以降、発生件数は減少傾向にある。平成二六年、令和三年と四年はゼロであった。交通事故死亡事故の発生状況は、平成二二年一名、二二年一名、令和元年一名、令和五年一名である。

### 交通安全条例

現行の秩父別町交通安全条例は、平成二二年三月に制定されたものである。町民の安全で快適な生活の実現のため、町はすべての役割分担の下、啓発活動及び交通環境整備等総合的な交通安全対策を行う責務があり、町民は日常生活を通じて自主的に交通安全の確保に努めるとともに、町や関係機関が実施する交通安全対策に協力する責務があることも定められている。

図表 7-1-2 交通事故発生状況

年	発生件数	死者	負傷者
平21	6	1	7
22	6	1	7
23	6	0	9
24	6	0	7
25	2	0	2
26	0	0	0
27	4	0	4
28	2	0	2
29	1	0	1
30	1	0	2
令元	2	1	1
2	1	0	1
3	0	0	0
4	0	0	0
5	4	1	3

出典：町勢要覧・北海道警察資料

## 交通安全の取り組み

深川警察署、同秩父別駐在所の交通指導・取り締まりのほか、町、民間団体などが警察と連携して地域ぐるみの交通安全運動を展開している。

交通安全を呼びかける街頭啓発運動は、毎年七月に国道233号の商工会館前で実施している。平成二一年から二九年は「二四時間特別街頭啓発」が午前九時から翌日の午前九時まで行われ、町交通安全指導員、交通安全協会役員、町職員らのべ五〇人が三時間交代で監視を行い、日赤奉仕団やまびこの会により通行ドライバーに事故防止を訴えた。平成三〇年からは夏の交通安全運動に併せて「街頭啓発キャンペーン」を実施し、日赤奉仕団やまびこの会、交通安全指導員、交通安全協会役員、町職員など一八〇一九人程度の陣容で通行ドライバーに交通安全啓発物を配付し、事故防止を呼びかけている。

令和二年から町交通安全指導員会主催で飲酒運転根絶見回りが行われている。秩父別駐在所の協力のもと料飲店等を訪問し、それぞれ事業者に啓発品を配付している。

認定こども園・小学校・中学校では交通安全教室を開催している。

## 交通安全推進員

交通安全推進員は、町の規則（昭和五〇年制定）によって町長が任命する非常勤の特別職に位置付けられ、定員は一人である。

平成二一年度以降の歴代推進員は、図表7-1-1-3のとおりである。

## 交通安全指導員

交通安全指導員は、町の規則（昭和四九年制定）によって町長が任命する非常勤の職員で、定員は一人である。

図表 7-1-3 歴代交通安全推進員

氏名	期 間
内田 弘司	平21・4・1～ 23・3・31
高田 勝之	23・4・1～ 27・3・31
紺野 明	27・4・1～令3・3・31
	令4・4・1から未設置

図表 7-1-4 歴代交通安全指導員

氏名	期間
四十坊 尚	平20・4・1～ 26・3・31
尾谷 重良	20・4・1～令元・7・22
須藤 悟	平20・4・1～ 24・3・31
北垣 修	20・4・1～ 24・3・31
宇野 忠直	20・4・1～ 28・3・31
山崎 拓士	20・4・1～ 28・3・31
中西 伴浩	20・4・1～令6・3・31
戸村 和広	平20・4・1～ 30・3・31
宮森 一弘	22・4・1～ 30・3・31
小山 裕一	20・4・1～ 22・3・31
大井 和範	20・4・1～令4・3・31
岡崎 丈司	平20・4・1～ 22・3・31
佐々木隆夫	20・4・1～ 22・3・31
砂川 純	22・4・1～現在
斉藤 譲二	平22・4・1～令4・3・31
合田 和広	平22・4・1～令6・3・31
高橋 秀幸	平22・4・1～現在
金森 一巳	平24・4・1～現在
小西 真一	平24・4・1～ 28・3・31
藤原 幹也	26・4・1～現在
手塚 浩二	平28・4・1～現在
植田 辰徳	平28・4・1～現在
眞島 祐輔	平28・4・1～現在
前田 一至	平30・4・1～令4・3・31
池川 怜汰	平30・4・1～現在
北垣 健太	令2・4・1～現在
堀籠 謙一	2・4・1～現在
橋本 直哉	3・4・1～現在
塩谷 拓真	4・4・1～ 5・9・8

平成二年度以降の歴代指導員は、図表7-1-4のとおりである。

交通安全推進委員会

交通安全推進委員会は、昭和五〇年にスタートした社団法人北海道交通安全推進委員会・空知地区交通安全推進協議会の下部組織で、歴代町長が会長を務めている。

町交通安全推進委員会は、交通安全対策基本法第二六条の規定により道が作成した交通安全計画に基づいて、令和三～七年度までの五年間を対象期間とした第一二次秩父別町交通安全計画を作成した。

**交通安全協会**

交通安全協会は、交通事故防止や交通安全の啓発活動を行っている。深川警察署に設置されている、深川地区交通安全協会連合会が上部団体である。

## 第二章 消防

### 第一節 消防法の変遷

**消防法の改正** 平成二一年以降に行われた消防法の改正は、次のとおりである。

平成二一年五月に「消防法の一部を改正する法律」（平成二一年法律第三四号）が公布され、一月三〇日に施行された。消防機関と医療機関の連携に関する改正が行われて救急搬送の実施基準が策定され、迅速かつ適切な救急搬送と医療機関の受け入れが可能となった。

平成二三年三月東日本大震災が発生し、翌二四年六月には「消防法の一部を改正する法律」（平成二四年法律第三八号）が公布され、雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化、消防機関による火災調査権の拡大、消防機器等の検定制度等の見直しや適正な使用を保持するための措置がとられた。

**住宅用火災警報器設置義務化** 平成一六年六月の消防法の改正で二三年六月までにすべての住宅に設置が義務化された住宅用火災警報器について、町では設置費用の一部を補助する制度を創設し、二一年三月三一日までに申請した者には住宅一戸につき設置費用の三分の一以内、住宅一戸につき一万円を限度に補助し、高齢者世帯には一台を無料設置した。

町を管轄する深川地区消防組合管内における町の設置状況は、九八割（令和六年現在）となった。

## 第二節 深川地区消防組合深川消防署秩父別支署

### 深川地区消防組合

令和二年三月に幌加内町が脱退し、深川地区消防組合は深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町の一市四町の構成となった。管理者は代々深川市長、副管理者は令和二年度以降、深川副市長及び各町長が務める。組合議会は、組合議長・副議長を含む九人で構成され、市、町の議会議員が務める。秩父別町からも議会選出議員の一人が組合議会議員として審議に加わっている。

令和三年二月九日から高機能消防指令センターの運用が開始となり、妹背牛町と秩父別町の一一九番通報を深川消防署で受信している。

### 秩父別支署

平成二六年一二月一五日に秩父別支署新築庁舎が落成した。所在地は秩父別町四一〇三番地の一、敷地面積二九四二・五〇平方メートル、鉄筋コンクリート造、太陽光パネル二七枚も併設した二階建て、延べ面積六九四・七九平方メートル、地上二七・五〇メートル、総工費は三億二一五九六〇円である。

令和六年四月時点での支署の現勢は、消防司令（一名）、消防司令補（二名）、消防士長（一名）、消防副士長（一名）、消防士（一名）の計六名が配置され、庶務係、消防係、予防係が機能する。平成二七年七月に支署職員を一名増員するまでは五名体制であった。

また、深川地区消防組合における秩父別町の歳出決算額は、消防年報（令和四年、六年）によれば、二八年度七八二七五〇〇円、二九年度八一四二万五〇〇円、三〇年度八九一〇万一〇〇〇円、令和元年度八三三万七〇〇

○円、二年度九〇五九万円、三年度六九四六万五〇〇〇円、四年度七〇四二万九〇〇〇円であった。

平成二一年度以降の歴代支署長は、次のとおりである。

今井晴生（六代・平21・2～23・3）、紺野明（七代・23・4～27・3）、  
内山潔（八代・27・4～令5・3）、高鶴渉（九代・5・4～現在）

**消防法令違反の** 深川地区消防組合の火災予防条例の一部が改正され、消防

**建物公表制度** 法令に重大な違反のある建物について違反内容を公表する

制度が、令和元年に施行された。建物の利用者自らが利用する建物の危険性について判断できるよう、消防署が把握する重大な消防法令違反の情報をホームページ上に公表する。公表されるのは、消防法令で設置義務のある屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が未設置の飲食店、集会場、宿泊施設等の不特定多数の人が利用する建物や病院、社会福祉施設等で、自力で避難することが難しい人たちの利用する建物である。公表の内容は、建物の名称（店舗名も含む）、所在地、違反の内容である。令和六年現在、秩父別町において公表制度に該当する建物や施設はない。



深川消防署秩父別支署新庁舎

### 第三節 秩父別消防団

#### 消防団

秩父別消防団は、消防団本部と二分団で構成される。深川地区消防組合の管轄にあり、広域消防体制で連携による消防機能の効率かつ効果的な運用で二四時間、町の安全・安心のために対処している。消防団は町民で組織されており、秩父別支署職員と共に、各種災害、訓練、火災予防啓発活動等に従事する。所在地は、平成二六年に建て替えられた秩父別消防庁舎内である。平成二一年に創立一〇〇周年を迎えた。

#### 消防団員

令和六年時点の現勢は、消防団本部（団長一名、副団長一名）、第一分団（分団長一名、副分団長一名、班長二名、団員一七名）、第二分団（分団長一名、副分団長一名、班長二名、団員一八名）、第二分団（分団長一名、副分団長一名、班長二名、団員一七名）。消防団として班長の役職者は六名だったが、六年には四名となった。

団員数の総計は、条例定数五〇人に対して、令和元年は五〇名、三年は四九名、四〇五年は四八名、六年は四五名と年々減少している。

図表 7-2-1  
平成21年度以降の団長・副団長

団長	在任期間
高崎 馨	平12・4～ 24・3
佐久間 進	24・4～ 30・3
熊田 政人	30・4～令4・3
東 晴基	令4・4～現在
副団長	在任期間
尾谷 重良	平20・4～ 24・3
熊田 政人	24・4～ 30・3
眞島 秀樹	30・4～ 31・3
東 晴基	31・4～令4・3
山森 正巳	令4・4～現在

出典：秩父別消防団創立110周年記念誌・秩父別町行政事務報告書

## 第四節 火災と救急

図表 7-2-2 秩父別町火災発生状況の推移

年	発生件数	損害額 (千円)
平21	1	53
22	2	12,088
23	1	0
24	3	2,133
25	0	0
26	0	0
27	1	13
28	1	20
29	1	2,776
30	0	0
令元	0	0
2	3	337
3	1	0
4	0	0
5	0	0

出典：秩父別町

秩父別町の平成二一年度以降、無火災であった火災発生状況は、平成二五年、二六年、三〇年、令和元年、四年、五年の計六年である。火災件数の最多は三件で、平成二四年、令和二年である。平成二九年一〇月七日に起きた住宅火災では一七二平方メートルを焼損し、死者が二名出ている。

図表 7-2-3 主要火災発生一覧

発生年月日	場所	火災種別	焼損程度	原因	損害額 (千円)	死者	負傷者
平21・9・20	2088番地の7	建物	部分焼	放火	53	1	
22・3・3	1521番地の10	〃	〃	コンログリル内の油受け皿の水が蒸発し、受け皿に敷いた新聞紙に着火	205		
22・4・29	1273番地の7	〃	全焼	まきストーブ用煙突が外れ、2階の床に火の粉が飛び火	11,883		
23・10・14	1819番地の5	その他	—	放火	0	1	
24・4・25	1条東1丁目	〃	—	ビニルハウスの温床等に使用していたコンセントタップの過電流により発火	33		
24・7・29	1条6丁目	建物	ぼや	乾燥機の内筒変形破損により麦が過熱発火	2,015		
24・8・19	南2条東2丁目	車両	全焼	オーバーヒートによるエンジン破損部から漏れたオイルが排気管に付着し発火	85		
27・10・18	1534番地の14	建物	ぼや	洗濯乾燥機のヒーター配線が半断線し短路、配線被覆に着火	13		
28・5・22	2005番地の27	その他	—	不明・調査中	20		
29・10・7	1845番地の12	建物	全焼	不明・調査中	2,776	2	1

資料：令和元年秩父別消防団創立110周年記念誌

救急出動状況

秩父別町における救急出動状況は、令和五年は一二八件で一日平均〇・三五件、およそ三日に一件の割合で出動していた。平成二二年以降、出動が最も多かったのは令和五年一二八件で月平均およそ一一回の出動、次いで平成二五年の一〇八件だった。

図表 7-2-4  
救急出動件数

年	件数
平21	76
22	62
23	83
24	82
25	108
26	87
27	77
28	68
29	70
30	90
令元	102
2	63
3	70
4	85
5	128

第五節 消防水利と消防機械設備

消防水利 平成二〇年の総施設数は四三基であったのに対し、令和六年四月一日時点の消防水利の現有数は総計四三基で、その内訳は、

消火栓一六基、防火水槽二〇基、打込防火栓六基となった。

なお、平成二五年八月二日には防火水槽一基（FRP四〇立方尺級）を新設している。

消防機械設備

平成二四年二月に小型動力ポンプ付水槽車（積水量七ト、三人乗り、クリーンディーゼル）を更新し、消火薬剤混合装置を付帯した。平成三〇年一二月に小型動力ポンプ積載車（マイクロ、一〇人乗



小型動力ポンプ積載車（平成30年度更新）

資料：秩父別町

り)を更新した。また、令和六年三月には水槽付消防ポンプ自動車(積水量五ト、六人乗り、充電式救助器具、送風機)を更新している。

令和六年現在の消防車両等現有数は、広報連絡車、小型動力ポンプ積載車、普通消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付水槽車の合計五台である。

## 第六節 自然災害

### 秩父別町地域防災計画

「秩父別町地域防災計画」は、災害対策基本法(昭和三六年法律第二二三号) 第四二条、水防法(昭和

二四年法律第一九三号) 第三二条及び秩父別町防災会議条例(昭和三八年条例第一号) 第二条第一号の規定に基づき、秩父別町防災会議が作成する計画であ

る。町に係る防災に関して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するために策定した。平成二三年の東日本大震災、三〇年の北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえて見直しを行い、防災減災のための取り組みを強化した。

令和六年に改定された「秩父別町地域防災計画」は、第一章総則、第二章防災組織、第三章災害情報通信計画、第四章災害予防計画、第五章防災訓練計画、第六章災害応急対策計画、第七章地震災害対策計画、第八章事故災害対策計画、第九章災害復旧計画と本編は九章で構成され、資料編が続く。防災上重要な施設の管理者等が処理すべき事務



水槽付消防ポンプ自動車 (令和5年度更新)

又は業務の大綱、災害時、若しくは発生のおそれがある場合に必要な組織に関すること、自然事象による災害の未然防止と被害の軽減を図る対策、災害復旧に関すること、防災訓練、防災の啓発に関することなどが盛り込まれている。

#### 秩父別町の自然災害

地理的・気象的に比較的安全な地域とはいわれているものの、これまで自然災害にはたびたび見舞われている。豪雨による水害をはじめ、昭和五八年、六二年には地震による道路側面の崩壊などの被害、平成一三年には竜巻による被害もあった。内陸型の気候であり夏の最高気温は三六度にまで上がることもあるため、近年では熱中症警戒の呼びかけを行うほか、冬期間の気温は氷点下三〇度を下回り、積雪も一〇日以上になることから雪害にも警戒する必要がある。

#### 豪雨被害

平成二三年九月二日の大雨により、一部の水田が冠水した。町は災害救援連絡本部を設置し、排水ポンプを稼働させるなど対処を行った。

平成三〇年七月三日の大雨・洪水により、農地四五・六畝が冠水、人的・商業的・家屋の被害はなかった。町は災害対策本部を立ち上げ対応にあたり、五日午後五時に解散した。

#### 竜巻被害

平成一三年六月二九日に北竜町から秩父別町にかけて発生した竜巻以降、秩父別町では発生していない。

## 台風被害

平成二八年八月一六～三一日にかけて、台風七号、九号、一〇号、一一号及び前線による大雨により、農地一三・〇九畝が浸水及び冠水被害にあった。町は八月二〇日午前七時に大雨による災害対策連絡本部を設置し、二三日午後五時解散となった。

令和元年八月九日、町は台風九号による災害対策本部を立ち上げた。人的・商業的・家屋の被害はなかったが、農地は八・二畝が冠水した。雨竜川は氾濫警戒レベル4に到達したため、対象の地権者へ個別連絡を行った。同日午後七時四〇分に災害対策本部は解散した。

## 地震被害

平成三〇年九月六日午前三時五分に発生した胆振東部地震により、北海道全域で停電が発生した。町は同日午前九時に停電等に対する災害対策本部を設置し、対応にあたった。人的・商業的・家屋の被害はなかった。六日午後四時から七日午前六時まで、老人福祉センターに避難所を開設し六名二世帯が避難した。七日午前九時に災害対策本部は解散した。

## 第七節 関係団体

### 秩父別町防火管理協会

昭和四八年五月一日に会員相互の連絡協調を図り、事業所の防火管理に関する研究を行う、事業所の安全と振興発展に寄与する目的で設立された。令和五年には設立五〇周年を迎え、記念式典を開催した。

令和六年時点での会員数は、四二事業所（三七名）である。防火管理協会会長は、五代目に四十坊尚（平23・6）

令元・6)、六代目に柴田壹隆(元・6)が就任した。

### 秩父別消防団後援会

秩父別消防団の後援組織で昭和三二年に発足した。会員は秩父別町内の全世帯が対象である。

平成二二年度以降の歴代後援会長は、次のとおりである。

谷田剛(平21・1)～21・12)、吉田徹(22・1)～22・12)、中西輝行(23・1)～23・12)、上ヶ島正洋(24・1)～26・12)、藤原賀津雄(27・1)～令元・12)、竹内常雄(2・1)～2・12)、高村広行(3・1)～3・12)、越智利政(4・1)～4・12)、山本勉(5・1)～5・12)、小山裕一(6・1)～6・12)

### 秩父別町まとい会

地域の防災活動を支援し、住民の防災意識を高めるための活動を行っている。歴代会長は、次のとおりである。

井上茂歳(昭59・4)～平4・3)、原田森成(4・4)～14・3)、蓑口公夫(14・4)～16・3)、渡邊慎二(16・4)～20・3)、堺谷朋於(20・4)～24・3)、得能敏幸(24・4)～28・3)、山下英樹(28・4)～令4・6)、佐々木弘(4・6)～6・2)、熊田政人(6・2)～現在)

第八編 交通・運輸と通信



# 第一章 交通・運輸

## 第一節 鉄 道

### 留萌本線

昭和六二年に日本国有鉄道が民営化され、北海道内の鉄道路線は北海道旅客鉄道（ＪＲ北海道）に引き継がれた。それまで留萌本線で運行されていた貨物列車は廃止され、旅客列車のみとなった。秩父別町を通る路線は留萌本線だけであり、生活路線としてはばかりでなく、北海道秩父別高等学校が存続していた当時はもちろん、閉校後も他の高等学校へ通う高校生にとって重要な通学路線である。深川く留萌く増毛を結ぶ延長六六・八<sup>キ</sup>で、この間に始発・終着駅を含め二〇の駅があった。詳しくは後述するが、平成二八年一二月に留萌く増毛間が、令和五年三月に留萌く石狩沼田間がそれぞれ廃線となった。残る線区は石狩沼田く深川間の延長一四・四<sup>キ</sup>だけで、駅数も五駅に減り、令和八年三月に廃止されることが決まっている。

### 留萌本線の廃線

平成二八年一月、ＪＲ北海道は「当社単独で維持することが困難な線区」について公表、この中で留萌本線は輸送密度が二〇〇人未満の赤線区に位置付けられ、鉄道よりも他の交通手段が適しているとして、沿線自治体などにバス転換などを求めた。既に公表から約二週間後には留萌く増毛間の廃線が迫っていたため、全道の赤線区の中で最も早く留萌市、深川市、沼田町、秩父別町二市二町は「ＪＲ留萌本線沿線自治体会議」の設置に動き、平成三〇年五月、第一回会議で留萌本線存続の可能性を探ることにした。だが、留萌本線と並

行する高規格幹線道路「深川留萌自動車道」が平成一八年一月に留萌幌糠インターチェンジ（IC）まで開通しており、令和二年三月に留萌ICまで全線開通する見通しだった。道の地域公共交通検討会議の下に発足した「鉄道ネットワーク・ワーキングチーム」も一般道に加え高規格幹線道路も開通すれば鉄道の利用者数の減少は自明なことから、留萌本線について他の交通機関との代替も含めた検討を促し、廃線容認に含みを持たせた。さらに国も平成三〇年七月に赤線区への支援を行わないことを表明した。

留萌本線存続のため沿線自治体のみで支援する場合、JR北海道が求めた支援額は年間九億円。筆頭受益者の留萌市には年間六億円の支援が求められたが、同市はもともと利用者が全体の三割と低く、令和二年八月、第五回自治体会議で留萌と石狩沼田間の部分廃止を容認し、その後、自治体会議からも離脱した。残る一市二町で石狩沼田と深川間の存続を検討したが、支援額約三・五億円（折り返し駅の整備費用を含む）の負担は重く、令和四年八月の自治体会議で、五年三月の留萌と石狩沼田間の廃止、三年後の八年三月の石狩沼田と深川間の廃止について了承、代替交通について廃止後一八年間はJR北海道が支援するほか、各自自治体に「まちづくり支援」として七〇〇〇万円を支払うことで合意した。

秩父別町はこれに先立つ令和四年七月に住民説明会を開催し、留萌本線廃線を町として受け入れることを表明した。住民からバス転換の方法や駅舎の活用について質疑はあったが、反対意見はなかった。五年一二月、第四回定例会でJRからの支援金を充てた「地域公共交通整備基金」を設置した。

### 秩父別駅と北秩父別駅

秩父別町内には秩父別駅と北秩父別駅があり、いずれも無人駅である。秩父別駅は無人化以前の駅舎が残されている。また北秩父別駅は開業時から無人駅で駅舎はなく、ホーム中

央部分に待合所が建てられていた。だが、令和四年六月、老朽化のためこの待合所を閉鎖。その後、ホームのスロープ下にプレハブの待合所が新設された。留萌～石狩沼田間の廃止に伴う令和五年四月のダイヤ改正で秩父別駅に停車する列車は上り七本、下り六本で、北秩父別駅では上り四本、下り二本である。またJR北海道は平成三〇年のダイヤ改正から、延長増発した深川七時四一分発岩見沢行の普通列車に沼田方面から滝川方面へ通勤通学できるよう石狩沼田駅発（秩父別駅経由）深川駅行の接続バスの運行を始めた（土日祝、長期休暇期間除く）。秩父別駅発は七時で深川駅には七時二五分に到着する。



秩父別駅



北秩父別駅のプレハブ待合所

## 第二節 バスとハイヤー

バス 国道233号を中心に路線バス二路線と札幌～留萌間の高速バスが運行されている。令和元年末頃から新型コロナウイルス感染症の流行の影響でバス利用者が大きく減少し、各社減便を余儀なくされた。行動制限の緩和などに伴い、回復傾向にはあるが、コロナ以前の水準には届いていない。またJR留萌本線の廃止を受けた代替交通手段をめぐる協議でも、バス事業者の経営悪化や運転手・整備士不足の問題が今後の懸念事項として明らかになっている。

現在は沿岸バス、道北バスの共同運行で留萌旭川線（留萌～北竜～秩父別～深川～旭川）が一日五往復している。同路線は令和二年九月に一往復、四年一〇月に三往復をそれぞれ減便した。また空知中央バスの沼田線（深川～秩父別～沼田）が平日一日五往復、休日一日三往復で、同社も二年六月に平日四往復、休日一往復を減便、さらに四年一月に休日一往復を減便。さらに北海道中央バスの高速るもい号（札幌～深川～秩父別～留萌）は一日三往復しているが、二年八月に札幌行きを、六年四月に留萌行きをそれぞれ一便減便した。

また、平成一四年から道道282号から秩父別温泉までの区間を運行していた妹背牛町営バスの「妹背牛町りぶれ前～秩父別温泉前」（一日二往復）は、二九年三月に廃止された。

### 観光バス

悠観光バスが南二条東二丁目に事務所を構え、平成七年から営業していたが、令和四年度で営業を終了した。スクールバスは令和五年度から妹背牛町の三共ハイヤー有限会社に委託している。

ハイヤー 昭和六三年に深川ハイヤーから営業譲渡を受けた三共ハイヤー有限会社秩父別営業所が営業していたが、平成二六年九月に秩父別営業所は閉鎖された。さらに平成二九年一二月から新星ハイヤー(同・深川市)も進出し、町内で営業を開始したが、令和四年で営業を終了した。

### 第三節 自動車

#### 車 社 会

国土交通省によれば日本の平成八年の人口一〇〇人当たりの自動車保有台数は五六台で、ドイツ(五五台)、イギリス(五二台)、フランス(五一台)よりも多く、国民生活や経済活動に不可欠な存在となっており、いわゆる車社会が形成されている。生活圈を広げ、若者、女性、高齢者ドライバーの増加も目立つ。一方で排気ガスによる環境問題や交通事故、交通混雑、公共交通の利用低下といった負の側面も顕在化してきた。とりわけ地方自治体には道路整備の一方、公共交通機関との連携など車だけに依存しない安心・安全な交通システムの実現を目指す必要がある。

#### 自動車の保有状況

町民の自動車保有台数は『秩父別町史続二巻』(平成一七年度)と二二年度の比較で減少傾向にあるが、世帯数、人口ともに減少しており、町民一人、一世帯、一事業所当たりの台数は増加しているとみられる。燃費のよい軽自動車の伸びが目立つ。平成二二年度以降の自動車保有台数の推移を図表8-1-1-1に示す。

図表 8-1-1 平成22年度以降の自動車保有台数の推移

区分 年度	総数	貨物車			乗合用		乗用	特種用途車	大型特殊車	小型二輪	軽自動車
		普通車	小型車	被けん引車	普通車	小型車					
平22	2,492	108	176	1	10	9	1,014	36	53	42	1,043
27	2,457	101	154	1	6	8	955	41	56	44	1,091
30	2,451	98	159	1	7	8	943	43	57	48	1,087
令4	2,439	105	163	1	7	7	900	41	57	51	1,107

資料：北海道運輸局調べ  
軽自動車保有台数は令和四年度から秩父別町

## 第二章 道 路

### 第一節 道路の概況

#### 町内の道路状況

平成二三年と令和五年の状況を比べ

ると、町内の道路延長は一六五・〇<sub>キ</sub>から一六五・九<sub>キ</sub>へ〇・九<sub>キ</sub>延びた。このうち道路延長が〇・九<sub>キ</sub>で、橋梁延長は変わらなかった。また国道、道道は昭和年代に改良率、舗装率とも一〇〇％を達成、町道は平成二三年と令和五年の比較で改良率は九〇・一％から九〇・二％に〇・一<sub>ポイ</sub>、舗装率は八四・三％から八四・八％に〇・五<sub>ポイ</sub>それぞれ向上した。橋梁の数は七七か所から七五か所と二か所減り、減少分は

図表 8-2-1 町内の道路状況の推移

区分 道路別	年度	実延長	種類			現状別			路面別		
			道路延長	橋梁		改良済延長	未改良延長	改良率	舗装道延長	砂利道延長	舗装率
				数	延長						
総延長	平23	165.0	162.9	77	2.1	151.9	13.1	92.1	144.1	20.9	87.3
	27	165.4	163.3	75	2.1	152.3	13.1	92.1	145.0	20.4	87.7
	31	165.9	163.8	75	2.1	152.8	13.1	92.1	145.5	20.4	87.7
	令5	165.9	163.8	75	2.1	152.8	13.1	92.1	145.5	20.4	87.7
深川留萌 自動車道	平23	6.8	5.8	10	1.0	6.8	0.0	100.0	6.8	0.0	100.0
	27	6.8	5.8	10	1.0	6.8	0.0	100.0	6.8	0.0	100.0
	31	6.8	5.8	10	1.0	6.8	0.0	100.0	6.8	0.0	100.0
	令5	6.8	5.8	10	1.0	6.8	0.0	100.0	6.8	0.0	100.0
国道	平23	9.3	9.0	7	0.3	9.3	0.0	100.0	9.3	0.0	100.0
	27	9.3	9.0	7	0.3	9.3	0.0	100.0	9.3	0.0	100.0
	31	9.3	9.0	7	0.3	9.3	0.0	100.0	9.3	0.0	100.0
	令5	9.3	9.0	7	0.3	9.3	0.0	100.0	9.3	0.0	100.0
道道	平23	15.5	15.4	9	0.1	15.5	0.0	100.0	15.5	0.0	100.0
	27	15.5	15.4	9	0.1	15.5	0.0	100.0	15.5	0.0	100.0
	31	15.5	15.4	9	0.1	15.5	0.0	100.0	15.5	0.0	100.0
	令5	15.5	15.4	9	0.1	15.5	0.0	100.0	15.5	0.0	100.0
町道	平23	133.4	132.7	51	0.7	120.3	13.1	90.1	112.5	20.9	84.3
	27	133.8	133.1	49	0.7	120.7	13.1	90.2	113.4	20.4	84.8
	31	134.3	133.6	49	0.7	121.2	13.1	90.2	113.9	20.4	84.8
	令5	134.3	133.6	49	0.7	121.2	13.1	90.2	113.9	20.4	84.8

※延長は km、率は%

資料：秩父別町

すべて町道による。

## 第二節 町 道

町道の認定は平成二〇年五月  
現在で図表8-2-2の路線

番号86の南山南路線までであったが、その後、六路線が新たに認定され、令和六年一月現在、九二路線になっている。このうち中ノ沢路線（二一三・三ノ）と東2丁目西路線（四一〇・三ノ）が平成八年に、1条北路線が令和五年に廃止されており、実質的には八九路線が利用されている。これに伴い総延長は約一三三・五<sup>キ</sup>から約一三四・〇<sup>キ</sup>に延びた。

図表 8-2-2 町道一覧

(単位：m)

路線番号	路線名	指定種別	延長	路線番号	路線名	指定種別	延長
1	東3丁目	2・他	622.9	19	3条	1・2・他	5,628.5
2	東山西	他	2,471.6	20	4条	2・他	5,341.1
3	東2丁目	1・他	4,479.7	21	5条	1・2	4,280.7
4	東1丁目	2・他	6,560.7	22	6条	他	4,598.5
5	1丁目	1・2・他	6,075.8	23	7条	1・他	5,209.3
6	2丁目	1・他	3,795.2	24	8条南	他	524.5
7	3丁目	1・他	1,763.7	25	8条	2・他	3,549.2
8	4丁目	他	4,685.7	26	9条	2	1,055.5
9	5丁目	1	3,331.0	27	一己	他	1,335.7
10	6丁目	他	4,262.6	28	南山	他	3,930.7
11	7丁目	2・他	2,704.4	29	2条	1・他	3,241.9
12	8丁目	他	470.9	30	中山	2・他	2,502.0
13	9丁目	2・他	2,326.6	31	中山北	他	1,430.3
14	南2条	1・2・他	7,380.8	32	東山	2・他	3,800.5
15	1条	1・2・他	6,636.9	33	6条北	他	1,343.2
16	南2条北	他	598.8	34	中の沢		平成8年廃止
17	南1条	2・他	6,895.2	35	滝の上	2	3,731.9
18	7条南	他	109.9	36	市街1号	1・他	800.2

## 第二章 道路

路線番号	路線名	指定種別	延長	路線番号	路線名	指定種別	延長
37	市街2号	他	508.4	66	市街31号	他	281.1
38	市街3号	他	75.6	67	市街32号	他	111.6
39	市街4号	他	111.0	68	市街33号	他	99.7
40	市街5号	1	243.9	69	市街34号	他	109.6
41	市街6号	他	235.3	70	市街35号	他	215.9
42	市街7号	他	98.1	71	市街36号	他	149.0
43	市街8号	他	236.5	72	東2丁目西		平成8年廃止
44	市街9号	他	179.6	73	市街37号	他	263.9
45	市街10号	他	182.0	74	1条北	他	令和5年廃止
46	市街11号	他	158.9	75	旭ヶ丘	他	581.2
47	市街12号	1	917.6	76	市街38号	他	257.6
48	市街13号	他	265.6	77	市街39号	他	159.6
49	市街14号	2	543.3	78	市街40号	他	107.9
50	市街15号	他	157.3	79	市街41号	他	279.4
51	市街16号	他	262.3	80	市街42号	他	193.7
52	市街17号	他	246.8	81	2条南	1	2,113.5
53	市街18号	1	100.6	82	2条中	他	192.5
54	市街19号	1	532.4	83	市街43号	他	210.3
55	市街20号	他	74.7	84	日の出	他	1,380.4
56	市街21号	1	159.2	85	市街44号	他	136.9
57	市街22号	他	71.1	86	南山南	他	1,675.1
58	市街23号	他	77.1	87	観光牧場連絡	他	107.2
59	市街24号	1	183.4	88	市街45号	他	309.6
60	市街25号	他	259.7	89	市街46号	他	72.3
61	市街26号	他	550.2	90	市街47号	他	307.5
62	市街27号	1	305.6	91	市街48号	他	89.4
63	市街28号	他	60.3	92	市街49号	他	108.7
64	市街29号	他	100.1				
65	市街30号	他	77.2				
					計		133,963.5

※指定種別は1が1級、2が2級、他はその他

※小数点第1位未満四捨五入

資料：秩父別町

町道改良舗装工事 町道の管理については毎年、夏期間に路側の草刈り、砂利道の路面舗装、砂利補充、冬期間になどの実施状況 除雪を実施し、路線の新設、改良、舗装などが計画的に行われている。だが、近年は人手不足の影響で作業員が確保できず、工事の見積もりを各社が辞退するケースもある。

平成二一年度から年度別の主な工事は、次のとおりである。

- 〔二一年度〕 市街2号側溝整備、2条法面復旧、市街27号路線改良、市街19号横断管改修、3丁目改良、市街27号測量設計、3丁目交付金測量設計、同用地確定測量
- 〔二二年度〕 8条横断管設置、市街24号側溝整備、3丁目道路改良、同歩道及び付帯作工設置、市街27号改良、5条及び2丁目排水路整備
- 〔二三年度〕 市街45号、46号道路新設、南1条舗装、滝の上安全施設改修、市街11号簡易舗装、2条南法面復旧、南2条側溝改修
- 〔二四年度〕 南2条側溝改修第一工区、同第二工区、同路肩改修、市街35号測量設計、同道路整備
- 〔二五年度〕 2条外1法面復旧、市街35号道路整備、中山簡易舗装、市街12号外1舗装、一己立木伐採
- 〔二六年度〕 1条舗装改修、2丁目舗装改修、3条歩道拡幅、南2条取付管改修、南1条側溝整備、2丁目局部改良測量調査設計、同用地確定測量
- 〔二七年度〕 2丁目局部改良
- 〔二八年度〕 2丁目局部改良、2条T字路交差点照明設置
- 〔二九年度〕 2丁目局部改良舗装、2丁目境界杭埋設
- 〔三〇年度〕 1条舗装修繕、2条災害復旧

〔令和元年度〕滝の上法面復旧、2丁目舗装改修、5条ガードケープル補修

〔二年度〕 1条舗装改修

〔三年度〕 1条舗装改修、南2条取付道路管改修

〔四年度〕 1条舗装改修、2丁目舗装改修、2条法面補修、5条ガードケープル補修

〔五年度〕 市街21号側溝、市街41号マンホール修理

### 第三節 道 道

#### 道道の現況

秩父別町内を通過している道道は四路線ある。いずれも一般道道で既に昭和六〇年度までに改良、舗装の計画工事が完了している。その後は通行の円滑化、交通安全確保のための車道拡幅、急カーブ・急勾配の解消などの二次改良や舗装補修、歩道設置、路盤改修、融雪溝などの整備が行われている。

道道281号 深川市西町（道道47号深川雨竜線交点）を起点とし、同市多度志（国道275号、道道98号旭川多度志深川市西町交点）を終点とする総延長一三・七<sup>キ</sup>の路線で深川市を起点とし秩父別町を通過した後に再度深川市に戻るルートである。深川市南部を通る国道12号や国道233号から国道275号幌加内方面へのバイパス道路として利用されることもある。昭和三二年に道道認定され、平成六年に路線番号が281号になった。

道道282号 沼田町南一条三丁目(国道275号  
 沼田妹背牛線 交点)を起点に、妹背牛町本通東三  
 (道道47号深川雨竜線交点)を終点とする総延長一  
 四・四キロの路線。沼田町で国道275号、道道628  
 号小藤沼田線と、秩父別町で国道233号、道道  
 372号秩父別停車場線と、妹背牛町で道道47号深川  
 雨竜線とそれぞれ接続している。また秩父別町内の国  
 道233号と重複している区間がある。深川多度志線  
 と同じく昭和三二年に認定され、平成六年に230号  
 から282号に路線番号が変更された。

道道372号 J R北海道留萌本線秩父別駅を起  
 秩父別停車場線 点に、秩父別町二条(国道233  
 号、道道282号沼田妹背牛線交点)を終点とする総  
 延長一キロの短い路線である。昭和三六年に認定され  
 た。平成九年度から三年計画で凍上雪害防止のため融  
 雪溝工事を実施した。家屋が密集し雪を堆積するス  
 ペースもなく、冬期間の利便性、安全性を図る道路空

図表 8-2-3 秩父別町に関連する道道一覧

路線	起点	終点	総延長 (m)	重用延長 (m)	実延長 (m)	歩道延べ 延長(m)	橋梁数	
							件数	総延長
一般道道 281号 深川多度 志線	深川市 西町	深川市 多度志	13,719 (1,669)	50 (0)	13,669 (1,689)	10,595 (0)	11 (0)	295 (0)
一般道道 282号 沼田妹背 牛線	沼田町	妹背牛町 本通東3	14,406 (6,005)	604 (581)	13,802 (5,424)	12,721 (5,475)	3 (0)	414 (302)
一般道道 372号線 秩父別停 車場線	秩父別町 秩父別停 車場	秩父別町 (一般国 道233号 交点)	1,005 (1,005)	8 (8)	997 (997)	1,802 (1,802)	1 (0)	6 (0)
一般道道 628号 小藤沼田 線	妹背牛町 字小藤	沼田町	9,891 (5,168)	72 (18)	9,819 (5,150)	7,003 (2,957)	5 (2)	287 (23)

※カッコ内は秩父別町内の分

資料：秩父別町

間を作ることを目的に地下水を利用した融雪溝を設置した。四七一の融雪施設の項目参照。

道道628号 妹背牛町字小藤（道道94号増毛稲田線交点）を起点に、沼田町南一条四丁目（道道282号沼田妹背牛沼田線 背牛線交点）を終点とする総延長九・八<sup>キ</sup>の路線である。妹背牛町で道道94号増毛稲田線と、秩父別町で国道233号と、沼田町で道道282号沼田妹背牛線とそれぞれ接続している。昭和四四年に認定された。

## 第四節 国 道

### 一般国道233号

昭和二八年五月、二級国道233号線旭川留萌線（旭川市→留萌市）として開通、四〇年四月、一級・二級区分が廃止され、一般国道に指定され、その後233号旭川留萌線と名称が変わった。旭川市（四条通六丁目・四条通七丁目交差点）を起点に留萌市（元川町二丁目交差点）を終点とし総延長は一二六・四<sup>キ</sup>。起点の旭川市から深川市まで国道12号と重複しており、深川からの実延長は九八・九<sup>キ</sup>となる。所管は札幌、留萌開発建設部の両部にまたがる。区間中、深川市、秩父別町、北竜町、留萌市を通過し、数多くの国道、道道、市町道と接続している。同区間では高規格幹線道路の深川留萌自動車道が並行して走る。歩道、舗装、付帯、改良など本格的な計画工事は昭和六一年に終了している。

また平成一三年五月には国道地下に融雪溝を設置する工事に着手し、一五年一月に供用開始された。道路脇の雪山を解消し歩行者やドライバーの安全確保を図るなどの狙いがある。四七一の融雪施設の項目を参照。

高規格幹線道路 令和二年三月、高規格幹線道路深川留萌自動車道は最終区間となる留萌市の留萌大和田ＩＣ、深川留萌自動車道 留萌ＩＣ間（四・一キ）が開通し、着工から二七年で全線開通した。高規格幹線道路の全線開通は当時、道内初だったという。深川市を起点に、秩父別町、沼田町、北竜町を経由して留萌市を終点とし総延長は四九キである。高速ネットワークの拡充による近隣都市間の連絡機能の強化を図り、地域間交流の活性化及び重要港湾留萌港への物流効率化などの支援を目的とする。開通効果として①道内ホタテ生産地へ供給されるホタテ稚貝輸送の迅速化、②留萌産甘エビの安定供給、③留萌市立病院から旭川市内の高次医療施設までの搬送時間短縮と安定した救急搬送の支援が期待される。所管は札幌、留萌開発建設部の両部で、昭和六二年度に路線認定を、平成元年度に事業認可をそれぞれ受け、四年度から深川ジャンクションＩＣ（ＪＩＣ）～深川西ＩＣ間から工事に着手した。一八年までに北竜ひまわりＩＣ～留萌幌糠ＩＣ間が開通、二五年三月には留萌幌糠ＩＣ～留萌大和田ＩＣ間が開通した。深川ＪＩＣ～深川西ＩＣ間が有料、その他は無料で供用されている。二二年六月に深川ＪＩＣ～深川西ＩＣ間で高速道路無料化社会実験により同区間が無料化された時期があったが、二三年の東日本大震災の復興費用確保のため、翌二四年六月以降、再び有料化された。



高規格幹線道路深川留萌自動車道

## 第五節 橋 梁

### 町道の橋梁

令和四年四月一日現在、現況台帳に記載されている町道にかかわる橋梁は各路線合わせて六七か所である。このうち平成一五年度以降、二〇年度に南11号橋（南1条路線）、4-3号橋（市街17号同）、4-2号橋（市街18号同）、二四年度に4-1号橋（市街23号同）、二六年度に9-1号橋（南2条北同）の五か所がそれぞれ廃止された。これより前には一三か所の橋が廃止されており、現在ある橋は四九橋となっている。一八年度以降に架設された橋はない。

### 橋の老朽化対策

令和四年度にまとめた町管内橋梁長寿命化修繕計画によれば、町内四九橋について、建設後五〇年以上経過した橋は令和四年で九橋（全体の一八割）だった。これが二〇年後の二四年には二〇橋（同四〇割）となり四〇年後の四四年には四九橋すべてが供用開始五〇年を迎える。このため四年から一四年までの一一年間で優先的に修繕を施す必要のある橋について健全性診断を実施した。この結果、穂栄橋、301号橋、南21号橋、南22号橋、南13号橋、1号橋、6号橋、3号橋、8号橋の一〇橋を実施対象とした。

## 第六節 除排雪

### 除排雪の状況

町内における道路の除排雪は北海道開発局が国道（深川留萌自動車道も含む）、北海道が道道、秩父別町が町道を受け持ち、道路の管理者が主体となって実施している。開発局、北海道は車の通行量に応じて三つの区分で除排雪の実施内容を決めている。第一種は昼夜の別なく除雪して交通の安全を確保、第二種は二車線確保を原則に作業は昼間だけとし待避所を確保、第三種は一車線確保を原則とし作業は昼間だけで待避所を確保する。秩父別町の国道、道道はこのうち第一種除雪路線として除雪している。秩父別町もこれに準じ第二種、第三種の基準を設置して除排雪に対応している。ただし作業は直営と委託に分けて実施。また経費節減のため、平成一九年度から、一二月月上旬までの降雪時は必要に応じて会計年度任用職員を雇用して対応することになっている。除雪率は国道、道道とも一〇〇割を達成しているが、町道では七一割前後で推移している。

図表 8-2-4 道路除雪状況の推移

種別 区別	年度	町道	道道	国道	深川留萌 自動車道
道路実延長 (km)	平23	133.4	15.5	9.3	6.8
	27	133.8	15.5	9.3	6.8
	31	134.3	15.5	9.3	6.8
	令5	134.3	15.5	9.3	6.8
除雪延長 (km)	23	93.6	15.5	9.3	6.8
	27	95.0	15.5	9.3	6.8
	31	95.4	15.5	9.3	6.8
	5	96.5	15.5	9.3	6.8
除雪率 (%)	23	70.2	100.0	100.0	100.0
	27	71.0	100.0	100.0	100.0
	31	71.0	100.0	100.0	100.0
	5	71.9	100.0	100.0	100.0

※23年は11月10日、27年、31年、5年は4月1日現在

資料：秩父別町

## 除雪機械の保有状況

令和五年度現在で、除雪トラック三台をはじめ除雪専用車、タイヤドーザー、小型ロータリー、大型ロータリー、モーターグレーダー各一台の合計八台の体制となっている。

## 融雪施設

道道372号秩父別停車場線で昭和四九年から五一年にかけて地下水を歩道表面に流す消雪施設を設置したが、歩行者が歩道を歩かなくなり交通安全上、問題となった。このため平成九年度から地下水を利用した流雪溝を設置すると同時に、官民一体の除排雪態勢を組むため沿線住民による「駅前通り融雪施設利用協議会」を設立し、除雪作業を行うことになった。除雪作業のバックアップとして利用の手引き、バリケード、蓋開閉棒などを配布した。

また平成八年二月から供用開始された、秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&ゆ」の温泉廃湯を活用した消雪溝は全道で注目を浴びた。国道233号に並行して南側を走る町道市街12号線の同温泉から道道沼田妹背牛線までの約八〇〇㊦の区間に消雪溝を設置。下水道に排出される廃湯は一日当たり最大一三八立方㊦（午前九時～午後一〇時）で、温度は摂氏二三～三〇度で地下水より温度の高い廃湯は消雪効果も高い。道路沿いには公営住宅や一般住宅のほか図書館、婦人の家など公共施設五か所が面しており、住民に喜ばれている。

さらに、平成一五年には秩父別町市街地で国道233号の両側一七一㊦にわたり地下に融雪溝を設置する工事が完成した。歩車道で除雪した雪



除雪作業

を地下水で解かして流す施設で、地域住民に重宝されている。ただ、沿線住民の高齢化により転出で空き家が生じた部分の除雪について、地域一帯となった対策も求められている。

**秩父別融雪整備** 秩父別町が推進する融雪溝整備事業の円滑な推進を目的として、平成一三年三月に秩父別融雪整備事業推進協議会 備事業推進協議会が設置された。①融雪溝整備事業の推進と街並み景観の構築、②各事業の連絡調整と調査・研究、③融雪溝の効率的利用と啓発・宣伝などを目標とした。協議会委員は札幌開発建設部、秩父別町の担当課長や所長で構成し、その下に幹事会を置いた。協議会設置に伴い、札幌開発建設部と秩父別町は「秩父別融雪溝の管理運営等に関する協定書」を締結した。町市街地に設置した融雪溝の公共的機能の維持・確保、適正管理について点検、清掃、修繕などをそれぞれの管理区分に従って協力し合う。

## 第三章 通 信

### 第一節 郵 便

#### 郵便事業のあゆみ

平成一九年一〇月に、郵政民営化に伴い日本郵政グループが発足した。この民営化により、郵政三事業（郵便・簡易保険・郵便貯金）を含むすべての業務が日本郵政グループとして持ち株会社の日本郵政株式会社と、その傘下に入る郵便局株式会社、郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険の四社が発足し、日本郵政公社は解散した。平成二四年四月には「郵政民営化法」の改正案が可決・成立し、同年一〇月には「郵便事業株式会社」と「郵便局株式会社」が合併し「日本郵便株式会社」が発足した。これにより、以前までの普通郵便局、特定郵便局、簡易郵便局の三種類であった郵便局は、民営化以降、「直営郵便局」「簡易郵便局」の二種類となった。

平成二五年には、アメリカ系保険会社と「がん保険」等の医療保険で提携した。その後平成三〇年にはアメリカ系保険会社の商品の販売を一層強化していく方針が示された。平成二七年、日本郵政グループ中期経営計画を発表。同年には日本郵政株式会社が東京証券取引所市場第一部に株式を上場した。平成二八年には株式会社ファミリーマートとの業務提携に関する基本合意書を締結した。

### 秩父別郵便局

窓口・郵便業務については日本郵便株式会社、貯金業務は株式会社ゆうちょ銀行、保険業務は株式会社かんぽ生命保険からそれぞれ窓口業務の委託を受け、従来とほぼ変わらない仕事を行っている。郵便サービスについては、郵便物の引受・集配、切手・印紙の販売、ゆうパック、内容証明などの業務、貯金サービスは貯金、公共料金の支払い、国債、投資信託紹介、為替、振替などの業務、保険サービスは生命保険、がん保険などの業務をそれぞれ取り扱っている。平日の業務は午前九時に開始、郵便関係が午後五時まで、貯金・保険は同四時までで、店内にATMを設置、現金の自動支払い・送金・預金などのサービスも行っている。

平成二一年度以降の局長は、次のとおりである。

- 瀬戸宣夫（平20・7～25・3）、中川敬浩（25・4～29・3）、今井誉民（29・4～現在）

## 第二節 電気通信

### 携帯電話の普及

昭和六〇年、電話を持ち歩くことのできる「シヨルダ―フォン」が商品化された。しかし、持ち歩くのには大変重く端末機は三キ以上の重さがあり、本体の価格が保証金約二〇万円、月額基本使用料が二万円強、通信料金は一分一〇〇円と高額のために一部の人が利用するだけにとどまった。平成三年、電池



秩父別郵便局

の改良により、小型軽量化となり発売当初は二三〇㉔であった。平成二一年一月一日には、携帯電話の普及により、電話番号が不足してきたため、携帯電話とPHSの電話番号はそれまでの一〇桁から一二桁へと変わった。また、携帯電話にカメラを搭載し、撮影した画像を電子メールに添付して送信する機能も始まった。平成二〇年代にはスマートフォンも誕生した。令和四年一二月時点で携帯電話、PHS、BWAの契約数は二億七千七百万契約である。秩父別町のNTT電話回線は全町に普及しており、携帯電話の通話エリアも全町でカバーされている。

### パソコンの普及

北海道のインターネット利用率（個人）は、令和二年の数値が総務省から発表されており、北海道は八五・二㉔である。全国平均が八三・四㉔であることから、北海道の利用率は全国より若干高いことになる。

秩父別町市街地区では光回線が利用でき、農家地区でも令和三年度には民設民営による光回線の設置工事が完了し、令和四年度からは町内全域で光回線を利用できるようになった。

また、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できる秩父別町オープンデータがある。

秩父別町のオープンデータは「北海道オープンデータポータルサイト」で公開しており、利用には「北海道電子自治体共同運営協議会オープンデータポータル



役場のパソコン

サイト利用規約」に同意が必要となる。

### 地上デジタルテレビ

平成一三年、電波の有効活用等を目的として「電波法」が改正された。これにより、従来のアナログ放送は、平成二三年七月二四日で終了し、地上デジタル放送に切り替わることが決定した。

秩父別町内では平成一九年一〇月の歌志内中継局開局によって、一部の地域でNHKの地上デジタル放送を受信できるようになった。平成二〇年一二月には深川中継局が開局、ほとんどの世帯で各放送局の地上デジタル放送番組を見ることができるようになった。

現在は、テレビ受像難視地区もなく問題はない状況である。

第九編  
宗  
教



# 第一章 神社と教会

## 第一節 神社

### 秩父神社

明治二八年創建し、あまてらすのおおかみ天照大神・おおなむちのおおかみ大名己貴大神・すくなひこのおおかみ少彦名大神・おおくにたまのおおかみ大国魂大神の四神を奉祀している。司は昭和五二年から金山徳美が務めていたが、平成一一年に黒田卓夫に代わった。令和五年三月に黒田卓夫が逝去され、以降宮司不在となっている。氏子である全町民の心のよりどころとして崇拜され、年中行事の秋の例大祭をはじめ厄払いまつり、建国まつり、開町記念祭、招魂祭、敬老祭、七五三祝祭、新穀物感謝祭などには多くの町民が訪れた。境内には開村記念碑が建立されているほか、神社に伝わる、ちくし神楽獅子舞は、昭和六三年に町の無形文化財に指定され、保存・伝承されている。秩父神社の宮司は、以下の稲荷神社、相馬交通神社、滝の上神社、水天宮、金刀比羅宮、拓魂の社の神職も兼ねていた。

### 稲荷神社

明治三九年に屯田兵の子孫が京都伏見稲荷神社から御分霊を受け創建した。平成一九年八月一七日に一〇〇年祭を迎え、元旦



秩父神社

宮

と春秋二回の催事を執行していたが、地域住民の減少や高齢化により維持管理が困難になってきたため、令和五年に解体となった。

### 相馬交通神社

明治三九年、相馬神社として創建され、すべての家畜の守護神として信仰を集めた。農業機械導入後は交通安全守護神の八衢彦大神やちまたじこのおかみを合祀し、相馬交通神社とした。

### 滝の上神社

明治末年の創建で、町の無形指定文化財である滝

の上獅子舞ゆかりの神社として知られる。祭神は秩父神社と同じ四神である。昭和一九年九月一五日、旧東小学校の場所から旧六区会館横に移転奉祀、平成九年六月二二日に秩父神社に合祀された。

### 水天宮

水の守護神として大正七年に秩父別土功組合に

よって創建され、大地主大神おおとこぬしのおおかみ、水波能賣大神みずはのめのおおかみ、水分大神みくまりのおおかみを祀っている。毎年



相馬交通神社



水天宮（水天宮祭）

通水式、断水式を兼ねて水天宮祭を執行している。平成二四年、秩父別土地改良区創立一〇〇年を記念して、旧滝の上公園休憩所跡地に移設新築された。

### 金刀比羅宮

明治三二年頃、金刀比羅神宮から御分霊を受け創建された。渡航者の守護神とされ、讃岐国（香川県）琴平象頭山金毘羅大権現が祭神であったが、地域住民の減少や高齢化により維持管理が困難になってきたため、令和五年に解体となった。

### 拓魂の社

屯田兵の守護神として入植時に鎮齋の神々である天照皇大神、あまらすうだいじん 大國主大神など一四神を合祀して創建、その後交通安全などの三神を加え一七神を祀っていたが、地域住民の減少や高齢化により維持管理が困難になってきたため、令和四年に解体となった。



金毘羅宮（解体前）



拓魂の社（解体前）

## 地 神 宮

地神宮とは、五穀豊稔を祈り、收穫に感謝する地神で、台座に自然石を載せてしめ縄を飾るといふ石碑形態のものをいうが、現在は農業生産集団単位で祀られている。祭神は土地の神の大地主大神、埴姫大神、五穀を授ける神の豊受姫大神、国土を開いた神の大国主大神、少彦名大神といふ農業と深いゆかりのある五神である。いずれも「地神さん」と呼ばれて親しまれ、春秋の祭日を中心に生産者が集まり、自然の恵みを願い、感謝している。

## 第二節 教 会

### 天理教筑志分教会

天理王命を奉神とし、明治三六年に教会所を設立したのが始まりである筑志宣教所となったのは同四五年である。年中行事として月次祭、春秋霊まつりのほか、希望者を募集して天理教本部参拝、全国ひのきしん参加などが行われていた。



地神宮

## 第二章 寺院と祠堂

### 第一節 寺院

真宗本願寺派 常樂寺は、明治三十一年に御堂を聞法もんぽうの道場として開設されたのが始まりである。四〇年に寺号公称秩父山常樂寺が許可となり、常樂寺が創設された。本尊は阿弥陀如来である。平成一〇年、蓮如上人五〇〇回遠忌に第五代山本常信から第六代山本徹淨に住職が代わり、開教百年法要と本堂落慶法要を盛大に行った。平成一一年六月には富山の彫刻師である三代目南部白雲の彫物一五点を本堂に設置した。山本現住職はテノール歌手として知られ、本堂で御堂コンサートなどを開催するお寺としても有名である。主な行事として毎月一五日の常例法座、三月と一月の永代経、八月二十九日の宗祖親鸞聖人報恩講などがある。所在地は二条二丁目である。

真宗興正派一秩山 明治三五年六月、屯田司令部の許可を得て説教所を設置  
西勝院善性寺 したのが前身で、同年八月一二日に火災に罹り全焼。秩父別へ移転となり、三九年に寺号公称が許可された。本尊は阿弥陀如来で木造



常樂寺

の像が安置されている。平成一三年に本堂と庫裏を大改修し、同年六月には開教一〇〇年記念行事を盛大に開いた。主な行事は春秋の永代経、報恩講や毎月一七日の定例法座などで、毎月二回、小学生らによる土曜学校や宿泊研修を行っている。反戦画家として知られる丸木俊の生家としても有名で、書院には夫の位里と合わせて多くの作品を展示した「丸木位里・俊美術館」が併設されている。平成七年以降の住職は赤松良海。所在地は三条一丁目である。

**真宗大谷派** 阿弥陀如来を本尊とし明治三十一年に現在地に説教所を開設、三十九年に寺号公称が許可された。境内  
**雨竜山高徳寺** には先代住職ら四歌人

の顕彰碑が建立されている。本堂の欄間は昭和一二年に二代目南部白雲により製作され、井波彫刻により重厚感を増した。平成九年の開基一〇〇年記念事業として本堂修復、庫裏・会館を新築するなど内陣の大改修を実施。年中行事には報恩講、御正忌、春秋の彼岸会・永代経、同朋会、婦人会定例会、冬期間研修会などがあり、「人とのふれあいを大切に」と不定期にライブコンサートも開いている。住職は金倉泰賢で、所在地は二条二



善性寺



高徳寺

丁目である。

### 曹洞宗開雲山大光寺

明治四〇年に現在地で説教所を開設し、四四年末に寺号公称が許可された。本山は福井県の永平寺と神奈川県の総持寺である。大正一四年に建てた本堂は平成八年に三度目の大改修を行い、庫裏も新築した。境内には交通安全祈願の不動明王像、地藏菩薩像、ボケ防止で健康と長生きを祈願する観音様を建立している。本尊は釈迦牟尼仏であるが、境内に小堂を建立し聖徳太子を祀っている。主な行事として花祭りや御開山忌、聖徳太子ボケ封じ祈禱会、大般若祈禱会、永代経などを実施しているほか、太子堂では日清戦争・日露戦争・太平洋戦争の戦没者の位牌を祀り、追悼法要を行っている。現在の住職は梅澤大観で、所在地は二条二丁目である。

### 真言宗高野山大聖寺

明治四四年、墓地・火葬場ができたのを機に、現在地にその管理所を兼ねた説教所を開設した。本尊は大日如来（金剛界）で脇座に弘法大師と不動明王



大光寺



大聖寺

を祀っている。昭和二年に寺号公称が認可された。本山は和歌山県の金剛峯寺である。本堂と庫裏は平成二二年に大改築され、現在に至っている。主な年中行事には初大師・星祭、施餓鬼供養会、永代経などがある。「四国八十八ヶ所」霊場のお砂や「西国三十三所」霊場の石仏が境内に安置されている。平成二二年から中原隆賢が住職を務めている。所在地は二条東二丁目である。

秩父別町年表（平成三三年一月一日以降）



# 年 表

年 (西 曆) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
平成二二年 (二〇一〇)	<p>▼1・8 役場駐車場にて秩父別消防出初式(平成二二年が消防団創立一〇〇周年)</p> <p>▼1・17 秩父別町観光体験牧場「めえーめえーランド」の本年度羊毛加工体験利用者が、平成一八年のオープン以来初となる一〇〇〇人を突破</p> <p>▼2・22 役場で行われた交通安全協会総会にて、平成二二年度の事業計画・予算案などを審議。役員改選では一二年間務めた大西章允会長に代わり、小西梅太郎を会長に選出</p> <p>▼4・1 写真史「ちっぷべつの歩み」と秩父別町の歌を収録したDVD「ちっぷべつ歌めぐり」を発刊・販売開始</p> <p>▼7・1 資源ごみの分別方法を一部変更</p> <p>▼8・2 秩父別町定住促進の得策として、宅地を一平方メートルで販売(いなほ団地)</p> <p>▼10・15 町内ふれあいプラザを会場に「ちっぷ・喰物まつり」を開催</p>	<p>▼1・19 日本航空が会社更生法適用を申請</p> <p>▼2・12 冬季オリンピック・バンクーバー大会開催(一二月八日)</p> <p>▼3・12 冬季パラリンピック・バンクーバー大会開催(一二月二日)</p> <p>▼3・26 子ども手当法成立</p> <p>▼4・1 北海道総合振興局設置条例施行。九総合振興局・五振興局で業務開始</p> <p>▼4・1 第七期地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画(平成二〇一〇年度)実施</p> <p>▼4・20 宮城県で口蹄疫が一〇年ぶりに発生</p> <p>▼6・1 子ども手当で支給開始</p> <p>▼6・8 菅直人内閣成立</p> <p>▼6・11 FIFAワールドカップ南アフリカ大会開幕(七月一日)</p> <p>▼6・13 小惑星探査機「はやぶさ」が地球に帰還</p> <p>▼6・28 高速道路無料化社会実験が開始</p>

年 (西 曆)号	秩父別町関連の主な出来事	秩父別町商工会の法制化五〇周年記念式典	北海道・国内外の主な出来事
平成二三年 (二〇一一)	<p>▼1・17 七月のアナログ放送終了に向け、地上デジタル放送受信相談会及び説明会(一八日)</p> <p>▼2・28 町長・町議会議員選挙で、現職の町長・神数武が無投票当選。町議会議員は定数九人を超えなかったことにより、全員無投票当選</p> <p>▼3・18 東日本大震災の被災地(陸前高田市)へ救援物資をトラックにて輸送</p> <p>▼4・21 町内の料飲店で構成される「秩父別ローズガーデン協同組合(三浦四郎組合長)が、秩父別町の観光資源を町内外に周知するためローズガーデンちっぷべつをパッケージとしたポテトチップス「ぼてとちっぷべつ」を発売</p> <p>▼4・24 深川西高等学校PTA秩父別支部(戸田毅支部長)が駅舎前に駐輪機を設置</p> <p>▼5・8 札幌秩父別会(原田修会長)の創立五〇周年総</p>	<p>▼9・7 尖閣諸島沖で中国籍漁船が海上保安庁の監視船に衝突させ破損させる事件発生</p> <p>▼11・23 北朝鮮が韓国・延坪島を砲撃</p> <p>▼12・4 東北新幹線・八戸駅〜新青森駅間が開業し全線開通</p> <p>▼1・26 宮崎・鹿児島県境の霧島山・新燃岳が噴火</p> <p>▼2・3 大相撲で八百長発覚。春場所中止</p> <p>▼2・22 ニュージールランド・クライストチャーチ付近で地震。死者一八五人、うち日本人二八人</p> <p>▼3・11 東北地方太平洋沖でM九・〇の大地震(東日本大震災)。宮城県で震度七を記録。大津波により東日本太平洋沿岸で死者・行方不明者二万人以上の被害</p> <p>▼3・12 福島第一原子力発電所の原子炉一号機の建屋が水素爆発により破損。発電所の二〇キロメートル圏内に避難指示</p> <p>▼3・12 長野県北部地震(震度六強)</p> <p>▼3・12 九州新幹線鹿児島ルート(博多駅〜鹿児島中央駅)全線開業</p> <p>▼3・14 福島第一原子力発電所の原子炉三号機の建</p>	

- 会、約一三〇人が参加
- ▼6・20 秩父別小学校を会場に、北海学園大学文化協議会による舞台講演会を開催
- ▼6・21 秩父別土地改良区（小西梅太郎理事長）の職員及び地域住民により、環境美化運動の一環・花壇造りを実施
- ▼7・4 神薮町長と全議員が姉妹町である香川県綾川町を表敬訪問
- ▼7・14 秩父別消防団が北海道消防操法大会に出場、小型ポンプ操法の部で優良賞を受賞
- ▼7・21 農業委員会委員選挙において、会長に造田聡、会長職務代理者に吉澤淳を選出
- ▼8・24 東日本大震災の被災地でボランティア活動を行ってきた秩父別小学校の田中貴信教諭が、生徒たちに被災者の様子や震災の被害状況を伝達
- ▼9・19 日の出共同作業組合の主催により、都市住民との交流を目的とした稲刈り体験を実施
- ▼11・3 秩父別町出身の演歌歌手・守屋光二が「ちっぷべつ町ふるさと大使」第一号に選ばれ、スポーツセンターにて交付式
- ▼11・20 ファミリースポーツセンターを会場に、「ミュージックフェスタin秩父別」を開催。プロミュージシャン
- ▼3・25 福島第一原子力発電所の二〇キロメートルから三〇キロメートル圏内に自主避難促進指示
- ▼4・10 道知事・道議会議員選挙。高橋はるみ氏が道知事三選
- ▼5・14 中部電力が菅首相からの要請を受け、浜岡原子力発電所の全原子炉の運転を停止
- ▼5・27 J R石勝線・占冠駅と新夕張駅間を走行中の特急列車がトンネル内で脱線火災事故
- ▼7・18 F I F A女子ワールドカップ・ドイツ大会で日本女子代表が優勝
- ▼7・24 地上アナログテレビ放送が停波、地上デジタル放送に完全移行
- ▼9・2 野田佳彦内閣成立
- ▼10・29 道東自動車道・夕張I Cと占冠I C間開通。飛び地だった高速道路が接続される
- ▼10・31 世界人口が七〇億人に（国連推計）
- ▼12・2 東日本大震災の「復興財源確保法」公布
- ▼12・21 北海道新幹線、沿線自治体が同意し、政府の求める着工条件が整う
- ▼11・20 秩父別小学校を会場に、北海学園大学文化協議会による舞台講演会を開催
- ▼6・21 秩父別土地改良区（小西梅太郎理事長）の職員及び地域住民により、環境美化運動の一環・花壇造りを実施
- ▼7・4 神薮町長と全議員が姉妹町である香川県綾川町を表敬訪問
- ▼7・14 秩父別消防団が北海道消防操法大会に出場、小型ポンプ操法の部で優良賞を受賞
- ▼7・21 農業委員会委員選挙において、会長に造田聡、会長職務代理者に吉澤淳を選出
- ▼8・24 東日本大震災の被災地でボランティア活動を行ってきた秩父別小学校の田中貴信教諭が、生徒たちに被災者の様子や震災の被害状況を伝達
- ▼9・19 日の出共同作業組合の主催により、都市住民との交流を目的とした稲刈り体験を実施
- ▼11・3 秩父別町出身の演歌歌手・守屋光二が「ちっぷべつ町ふるさと大使」第一号に選ばれ、スポーツセンターにて交付式
- ▼11・20 ファミリースポーツセンターを会場に、「ミュージックフェスタin秩父別」を開催。プロミュージシャン
- ▼3・25 福島第一原子力発電所の二〇キロメートルから三〇キロメートル圏内に自主避難促進指示
- ▼4・10 道知事・道議会議員選挙。高橋はるみ氏が道知事三選
- ▼5・14 中部電力が菅首相からの要請を受け、浜岡原子力発電所の全原子炉の運転を停止
- ▼5・27 J R石勝線・占冠駅と新夕張駅間を走行中の特急列車がトンネル内で脱線火災事故
- ▼7・18 F I F A女子ワールドカップ・ドイツ大会で日本女子代表が優勝
- ▼7・24 地上アナログテレビ放送が停波、地上デジタル放送に完全移行
- ▼9・2 野田佳彦内閣成立
- ▼10・29 道東自動車道・夕張I Cと占冠I C間開通。飛び地だった高速道路が接続される
- ▼10・31 世界人口が七〇億人に（国連推計）
- ▼12・2 東日本大震災の「復興財源確保法」公布
- ▼12・21 北海道新幹線、沿線自治体が同意し、政府の求める着工条件が整う

年 (西 曆) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
平成二四年 (二〇二二)	<p>のライブ演奏をはじめ、最後は町内の中学生、町内外の演奏家総勢六〇人による共演</p> <p>▼2・28 平成一八年度開始の用水路等の整備完了を記念し、秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&amp;ゆ」にて協栄地区道管経営体育成基盤整備事業の竣工記念式典</p> <p>▼3・28 平成二三年秋から雨竜川沿いの崖「セヨピラ」の現地調査を開始した「まちづくり協働隊（峠勝寛代表）」が、調査の成果をまとめた冊子（A五判一七ページ）を発行</p> <p>▼4・1 「秩父別町立秩父別保育所」が「秩父別町認定こども園くるみ」として改称・開設</p> <p>▼5・24 町内産プロッコリー、トマトジュースを用いたご当地グルメ商品化に向け、農産物加工センターで第一回開発会議。「緑のナポリタン」の試作品試食</p> <p>▼6・30 「ローズガーデンちっぷべつ」にて、平成一一年の開園以来初となる結婚式を挙行</p> <p>▼7・25 ファミリースポーツセンターにて、秩父別土地改良区の創立一〇〇周年記念式典</p> <p>▼7・25 町内の景観向上等を目的に奉仕活動を行ってきた、園芸クラブ（吉川英治会長）が、臨時総会にて解散</p>	<p>▼1・15 低気圧の通過、道央地区を中心に大雪</p> <p>▼3・30 北海道議会で「北海道水資源の保全に関する条例」成立（四月施行）。水源地周辺の森林が外国資本などに買収されるのを防ぐため、指定地域の土地取引を事前届出制に変更</p> <p>▼4・1 復興特別法人税の課税開始（～平成二六年三月三十一日に課税終了）</p> <p>▼5・5 国内で唯一稼働していた北海道電力泊原発電三号機が定期検査で停止。国内の全原発が四二年ぶりにすべて停止</p> <p>▼5・22 世界一の自立式電波塔「東京スカイツリー」（高さ六三四メートル）が開業</p> <p>▼6・29 北海道新幹線・新函館～札幌間（二二一キロメートル）が国土交通省から認可</p> <p>▼7・23 北海道電力の節電要請期間（～九月一四日）スタート</p> <p>▼7・27 夏季オリンピック・ロンドン大会開催（～八月二二日）</p>

<p>平成二五年 (二〇一三)</p>	<p>▼4・24 子育て支援の一環としてスタートした「出産一年後祝金事業」の第一号に祝金を贈呈</p> <p>▼6・28 ご当地グルメ「ちっぶつ緑のナポリタン」の完成発表会、協定調印式が行われ、関係者約七〇人が出席</p> <p>▼6・28 秩父別小学校にて五・六年生を対象に、ホクレン陸上部が「みんなで走ろう！陸上教室」を実施</p>	<p>▼8・29 夏季パラリンピック・ロンドン大会開催（～九月九日）</p> <p>▼9・3 J R北海道が平成二六年春に木古内～江差間を廃止する方針を沿線自治体に伝達</p> <p>▼9・11 日本政府が、沖縄県尖閣諸島の魚釣島、北小島、南小島の三島を地権者から購入し、国有化</p> <p>▼9・28 レスリングの吉田沙保里選手が女子世界選手権五五<sup>+</sup>級で史上初の一〇連覇（十一月、吉田選手は国民栄誉賞受賞）</p> <p>▼10・1 日本郵政グループの郵便事業会社と郵便局会社が合併。新会社としてスタート</p> <p>▼10・2 北海道日本ハムファイターズリーグ制覇</p> <p>▼11・2 政府が北海道電力管内に平成二二年度比七割以上の節電を要請することを決定。期間は二月一〇日～翌年三月八日</p> <p>▼12・26 第二次安倍晋三内閣成立</p>
	<p>を決定、四三年間の活動に幕</p> <p>▼10・2 秩父別診療所で整形外科診療を開始</p> <p>▼10・8 秩父別産のおいしい新米をPRする「第一回秩父別産新米普及マラソン大会」が「ローズガーデンちっぶつ」を発着点として催され、町内外六三四人のランナーが出場</p> <p>▼11・7 増築中であった「秩父別温泉ちっぶ・ゆう&amp;ゆ」の新浴場・黄金の湯が完成、オープンセレモニーを開催</p> <p>▼11・22 認定こども園、ちっぶつ子ふれあいスクールの運営を担うNPO法人「あおぞら」（北垣威史理事長）が平成二四年度「ほっかいどう子育て応援大賞」受賞</p>	

年 (西 暦) 号	秩父別町関連の主な出来事		
	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事	
	<p>▼7・6 十勝管内芽室町で行われた「新・ご当地グルメグランプリ北海道」にて、初出店「ちっぷべつ緑のナポリタン」が三位入賞(～七日)</p> <p>▼7・21 秩父別ライオンズクラブのメンバーにより、郷土館前で竹馬やベーゴマなど昔懐かしいおもちゃで遊ぶイベントを開催</p> <p>▼8・9 町内の商店などで構成される「秩父別町銘菓取扱店会」(東晴基会長)が、町のシンボルである鐘をかたどったバターケーキ「からんころん」を発売</p> <p>▼10・1 平成六年に開基一〇〇年を記念して作られた町のキャラクター「チーベルくん」が、実物大の着ぐるみとして誕生</p> <p>▼10・23 高齢者の孤立死予防対策に取り組んでいくことを目的とした「秩父別町高齢者等見守り協議会」が発足</p> <p>▼11・13 姉妹町である香川県綾川町からJ A香川県綾歌南部女性部のメンバーが、神薮町長へ表敬訪問のため来庁</p> <p>▼12・20 神薮町長をはじめ、北空知一市四町の首長が深川市消防総合庁舎に一堂に会し、防災資機材や食糧など備蓄品を提供し合う「災害時相互応援協定」を締結</p>	<p>られ、九人が一酸化炭素中毒などで死亡</p> <p>▼3・14 中国の国会に当たる全国人民代表大会(全人代)の全体会議で、習近平国家副主席を国家主席と国家中央軍事委員会主席に選出</p> <p>▼3・15 安倍首相が環太平洋連携協定(TPP)交渉参加を表明</p> <p>▼5・5 プロ野球・巨人軍終身名誉監督の長嶋茂雄と松井秀喜が国民栄誉賞受賞</p> <p>▼6・22 ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の世界遺産委員会が「富士山」の世界文化遺産登録を決定</p> <p>▼7・21 参議院議員通常選挙で自民・公明が圧勝。衆参両院のねじれが解消</p> <p>▼9・8 二〇二〇年夏季オリンピック開催地が東京に決定</p> <p>▼9・22 J R北海道が、J R函館線の脱線事故後の調査で、九七か所の異常箇所を発表(その後、異常箇所は二七〇か所に増加)</p> <p>▼10・1 政府が消費税率を平成二六年四月一日から八割に引き上げることを決定</p>	

<p>平成二六年 (二〇一四)</p>	<p>▼12・20 秩父別郵便局が、秩父別消防団に「消防団二〇年記念切手シート」を寄贈</p>	<p>▼10・16 大型で強い台風二六号による大雨の影響で、伊豆半島で大規模な土石流災害が発生。死者三人、行方不明者四人</p> <p>▼11・23 中国が沖縄県尖閣諸島を含む東シナ海に防空識別圏を設定</p>
<p>平成二六年 (二〇一四)</p>	<p>▼1・19 町内ふれあいプラザを会場に、開村一二〇年記念事業第一弾「ウインターフェスティバル」を開催</p> <p>▼1・23 秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&amp;ゆ」の入館者数四〇〇万人を達成</p> <p>▼2・7 秩父別町議会による「ちっぷべつ議会だより」が昭和六三年八月二〇日初刊から二五年の歳月を重ね、一〇〇号記念特別号を発刊</p> <p>▼2・11 秩父別温泉「ちっぷ・ゆう&amp;ゆ」にて、平成二六年度「第五〇回秩父別屯田会」(北垣一弘会長)総会を開催</p> <p>▼2・25 高齢者等の孤立死の防止を目的として、秩父別町及び配達業務等を行う各団体・事業所が「秩父別町高齢者等見守り協定」を締結し、調印式</p> <p>▼5・24 開村一二〇年記念事業 NHK「おかあさんといっしょポコポットイト小劇場」をファミリースポーツセンターで開催</p> <p>▼6・3 三日以降、防災グッズ一式を町内全戸対象に配</p>	<p>▼1・6 北海道大病院が心臓移植手術を行う。北海道内での心臓移植は国内初の「和田移植」以来、四六年ぶり</p> <p>▼2・7 冬季オリンピック・ソチ大会開催(二三日)</p> <p>▼3・7 冬季パラリンピック・ソチ大会開催(一六日)</p> <p>▼3・31 JX日鉱日石エネルギー室蘭製油所が昭和三一年から続いた原油処理を停止(四月から石油化学製品原料を製造する室蘭製造所に転換)</p> <p>▼4・1 消費税八割に増税</p> <p>▼4・1 政府が防衛装備移転三原則を閣議決定。原則禁輸だった武器輸出三原則を四七年ぶりに全面的に見直し</p> <p>▼4・1 理化学研究所の小保方晴子研究ユニットリーダーらによるSTAP細胞論文問題で、理研調査委員会が不正認定の最終報告</p>

年 (西 暦) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
	<p>付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▼6・5 役場庁舎内にて「名誉町民<sup>すた</sup>推戴式」を行い、高鶴光雄、大西章允、松本徳一に秩父別町名誉町民の称号を贈呈</li> <li>▼6・17 第一回「秩父別町高齢者等見守り協議会」を協議会委員一五人出席のもと開催</li> <li>▼6・21 秩父別振興公社が「ちっぷべつ緑のナポリタン」の姉妹商品として、「ちっぷべつ緑のラングドシャ(愛称ミドグシャ)」の販売開始</li> <li>▼6・28 開村一二〇年、町制施行五五周年、綾川町姉妹町締結三五周年記念式典開催</li> <li>▼7・1 秩父別町、妹背牛町、北竜町、沼田町の四町の町民が各町の図書館を利用できる「北空知四町どこでもぶつく事業」がスタート</li> <li>▼7・22 農業委員会委員選挙において、会長に造田聡、会長職務代理者に川上徳嗣を選出</li> <li>▼10・27 秩父別小学校と秩父別中学校で「ちっぷべつ緑のナポリタン」がご当地給食として登場(二二八日)</li> <li>▼10・31 開村一二〇年の節目を記念し、町内の各世帯の家族写真を載せたアルバム「出会いⅡ」が完成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▼4・1 J R北海道が社長ら経営陣を刷新</li> <li>▼4・9 米マイクrosoft社がウィンドウズXPのサポートを終了</li> <li>▼5・29 安倍元首相が、日本人拉致被害者の全面的再調査を行うことを北朝鮮と合意と発表</li> <li>▼6・3 音更町で気温三七・八度を記録。九〇年前に帯広で観測された北海道内最高気温と同記録</li> <li>▼7・1 政府が「集団的自衛権の行使」を認める憲法解釈の変更を閣議決定</li> <li>▼8・27 厚生労働省が一〇代女性 Deng 熱に感染と発表。国内感染は約七〇年ぶり</li> <li>▼9・8 錦織圭が全米オープンテニス準優勝</li> <li>▼9・9 宮内庁が昭和天皇の生涯を記録した「昭和天皇実録」を公表</li> <li>▼9・10 原子力規制委員会は、九州電力川内原発一、二号機(鹿児島県)が新規規制基準を満たしたとして設置変更を許可</li> <li>▼9・11 道央圏を中心に豪雨。札幌管区気象台が北海道内初の「大型特別警報」を発表</li> <li>▼9・27 長野県と岐阜県にまたがる御嶽山が噴火</li> </ul>

	<p>▼11・13 同年二月に締結した「秩父別町高齢者等見守り協定」を、体制強化のため一団体六事業所と新たに締結</p> <p>▼12・15 深川地区消防組合深川消防署秩父別支署新消防庁舎落成</p>	<p>▼11・1 北海道電力が電気料金を再値上げ</p> <p>▼11・18 安倍元首相が平成二十七年一〇月に予定していた消費税率一〇割への引き上げを、一年半延期、衆院を解散と表明</p> <p>▼12・10 特定秘密保護法施行</p>
<p>平成二十七年 (二〇一五)</p>	<p>▼1・9 深川地区消防組合深川消防署秩父別支署新消防庁舎の落成記念式</p> <p>▼2・28 町長・町議会議員選挙で、現職の神数武が無投票当選(三期目)。町議会議員選挙は、定数九名のところ立候補者一〇名</p> <p>▼3・14 町内滝の上地区に伝わる獅子舞を継承してきた「滝の上獅子保存会(斉藤吉仁会長)が秩父別温泉「ちつぶ・ゆう&amp;ゆ」にて解散式</p> <p>▼3・25 北空知圏振興協議会(秩父別町、深川市、妹背牛町、沼田町、北竜町で構成)が北空知管内一五の事業所と、災害発生時における食料や防災資機材の優先的な提供、物資の輸送などについて規定した協定を締結</p> <p>▼3・31 北空知圏学校給食センター「きたそランチ」(秩父別町、深川市、妹背牛町、沼田町、北竜町で構成)が完成し、落成式</p> <p>▼5・7 町内各種団体代表者で構成する「まち・ひと・しごと創生会議」の第一回会議を開催</p>	<p>▼1・9 内閣府にサイバーセキュリティセンター設置</p> <p>▼1・23 大相撲初場所で横綱白鵬が三三回目の幕内最多優勝。元横綱・大鵬の記録を抜いて歴代最多を達成</p> <p>▼2・2 自衛隊が災害派遣要請を受け、羅臼町へ除雪のために隊員約五〇人を派遣</p> <p>▼3・13 臨時寝台特別急行列車「トワイライトエクスプレス」(札幌駅〜大阪駅間)が、平成元年七月以来の運行を終了</p> <p>▼3・14 北陸新幹線・長野駅〜金沢駅間開業</p> <p>▼3・27 北海道警察が「特殊詐欺警報」発令</p> <p>▼4・12 道知事・道議会議員選挙。高橋はるみが道知事四選</p> <p>▼4・26 苫小牧市の工場内で火災。死者四人</p> <p>▼6・17 投票権の年齢を従来の二〇歳以上から一八歳以上にする改正公職選挙法改正</p>

年 (西 暦) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
平成二八年 (二〇一六)	<p>▼10・25 住民票の住所宛てに簡易書留にてマイナンバーの通知カードを郵送開始</p> <p>▼11・16 町内の米農家・原田章弘作の「ゆめびりか」が全国規模のコンテスト「お米番付二〇一五」にて道産米で初となる最高位入賞</p> <p>▼12・8 老人福祉センターにて、町内の「地域交流サロンより道」開設一周年を記念したお楽しみ会を開催</p> <p>▼12・17 北部町内と新盛町内が合併し、秩父別温泉「ちつぶ・ゆう&amp;ゆ」にて新しい町内会の「北新町内会設立総会」を開催。平成二八年一月一日から発足</p> <p>▼1・31 「交通事故死ゼロ二〇〇〇日」達成</p> <p>▼2・5 「交通事故死ゼロ二〇〇〇日」達成により、深川警察署が、町交通安全協会と町交通安全指導員会に感謝状を贈呈</p> <p>▼3・6 防災意識の高揚を目的に、秩父別消防庁舎を一般開放</p> <p>▼3・9 町内の商店などで構成される「秩父別町銘菓取扱店会」(東晴基会長)が、特産品プロッコリーのパウ</p>	<p>▼7・17 安倍元首相が新国立競技場計画の白紙撤回を表明</p> <p>▼7・20 米国とキューバが五四年ぶりに国交回復</p> <p>▼7・28 公職選挙法改正案が可決成立。平成二八年の衆議院選挙から一〇増一〇減になり、鳥取県・島根県と高知県・徳島県が合区に</p> <p>▼9・11 関東・東北地方で豪雨。死者八人、負傷者四六人</p> <p>▼9・19 安全保障関連法案成立(集団的自衛権の限定的な行使容認を含む安全保障関連法案)</p> <p>▼10・1 スポーツ庁及び防衛装備庁設置</p> <p>▼12・28 慰安婦問題日韓合意が成立</p> <p>▼1・6 北朝鮮が核実験「初の水爆」</p> <p>▼1・29 日本銀行がマイナスインス金利導入を決定</p> <p>▼1・29 高浜原発三号機(福井)が再稼働</p> <p>▼2・4 TPPに日本・米国など参加一二か国が署名</p> <p>▼3・22 改正自殺対策基本法が成立</p> <p>▼3・26 北海道新幹線開業</p> <p>▼4・1 電力自由化スタート</p>

- ▼ ダーを使用した、しっとりカステラーナ(日和(ひより))を発売
- ▼ 3・15 農産物加工センターくるりにて、地域おこし協力隊主催による「ご近所先生加工教室」を開講
- ▼ 4・1 新しい社会に対応し、様々な課題に取り組んでいくために「第六次秩父別町総合計画」を策定
- ▼ 6・7 町商工会女性部主催により、神薮町長と女性の視点でまちづくりやまちおこしについて意見交換、座談会を開催
- ▼ 9・14 屋内遊戯場の愛称が「キッズスクエアちつくる」に決定。これに伴い、屋内遊戯場周辺のキャンプ場、野球場などを含む公園一帯の新名称を「ベルパーク ちつぷべつ」として平成二九年四月から採用
- ▼ 10・30 姉妹町である香川県綾川町の合併一〇周年記念式典が同町総合運動公園体育館で開かれ、来賓として神薮町長と土井議長が出席
- ▼ 12・9 秩父別中学校体育館にて、町内初となる「夢の教室」を実施。第一回は、北海道日本ハムファイターズで活躍中の鎌谷投手が講演
- ▼ 12・18 東町内会と協栄町内会が合併し、秩父別温泉「ちつぷ・ゆう&ゆ」にて新しい町内会の「東栄町内会設立総会」を開催。平成二九年一月一日から発足

- ▼ 4・1 障害者差別解消法施行
- ▼ 4・14 熊本地震(M六・五)。益城町で震度七
- ▼ 5・9 「パナマ文書」公表
- ▼ 5・24 ヘイトスピーチ解消法成立
- ▼ 5・27 オバマ米大統領が広島訪問
- ▼ 6・15 大リーグでイチロー選手が日米通算安打数でメジャー記録更新
- ▼ 6・19 改正公職選挙法施行、選挙権が一八歳に
- ▼ 6・23 英国の国民投票でEU離脱が過半数
- ▼ 6・29 六五歳以上が総人口の四分の一超に
- ▼ 7・1 バングラディッシュ・ダッカでテロ。日本人七人含む二人死亡
- ▼ 7・17 国立西洋美術館が世界文化遺産登録決定
- ▼ 7・22 スマホ向けゲームアプリ「ポケモンGO」配信開始
- ▼ 8・5 夏季オリンピック・リオデジャネイロ大会開催(〜二一日)
- ▼ 8・8 天皇陛下が生前退位のご意向を示唆するお気持ち表明
- ▼ 8・11 新たな祝日として「山の日」が誕生
- ▼ 8・17 台風七号・一一号・九号が北海道に上陸し、甚大な被害をもたらす(〜二三日)

年 (西 暦) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
平成二九年 (二〇一七)	<p>▼12・19 タイ・チェンマイ在住のパシリー・パリチャニとパシリー・サナシンがタイで秩父別町の魅力や観光情報などを発信するため来町</p> <p>▼1・28 町商工会青年部が交流会館にて、創立五〇周年記念式典を開催</p> <p>▼2・23 老人福祉センターにて、認知症の方やその家族を温かく見守り応援する「認知症サポーター」の養成講座を開講</p> <p>▼2・26 町内の交流会館にて、町体育協会の創立五〇周年記念式</p> <p>▼3・13 平成元年から三年間、秩父別町の初代英語指導助手を務めたダイアン・ローマス(イギリス在住)が来町</p> <p>▼4・1 道内最大級となることも屋内遊戯場「キッズスクエアちつくる」がオープン</p> <p>▼4・25 四月一日にオープンした「キッズスクエアちつ</p>	<p>▼9・7 夏季パラリンピック・リオデジャネイロ大会開催(一八日)</p> <p>▼9・18 高齢者人口が過去最高</p> <p>▼10・29 北海道日本ハムファイターズが日本シリーズで一〇年ぶり三度目の日本一</p> <p>▼12・21 高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉決定</p> <p>▼12・22 出世数が初の一〇〇万人割れ</p> <p>▼1・16 第一回高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議を開催</p> <p>▼1・20 米大統領にドナルド・トランプ就任</p> <p>▼1・23 米がTPP離脱</p> <p>▼2・19 第八回アジア冬季競技大会が札幌で開催(二六日)</p> <p>▼3・3 任天堂が家庭用ゲーム機「ニンテンドースイッチ」発売</p> <p>▼4・10 第一回犯罪被害給付制度に関する有識者検討会開催</p> <p>▼5・11 大型客船「ばしふいっく びいなす」が白老港初寄港</p> <p>▼5・12 世界各国において政府機関、病院、銀行、</p>

- くる」の来場者数が一万人達成
- ▼5・4 名誉町民の原田森成が逝去
- ▼6・14 「交通事故致死ゼロ二五〇〇日」達成
- ▼6・24 秩父別町図書館にて、北海道清水町在住の絵本作家・本田哲也のおはなし会と原画展を開催  
※二五日はお絵かき会、原画展は二三〜二五日
- ▼7・4 低コスト、低労働力宮農を実現し、安定した農業利益を確保するため町内の若手農家が集まり「近未来農業研究会（通称「n f a s」エヌファス）」を設立。七人のメンバーで活動
- ▼7・13 北海道立図書館の市町村活動支援事業となる「学校ブックフェスティバル秩父別小学校」を開催
- ▼7・20 農業委員会委員選任において、会長に川上徳嗣、会長職務代理者に吉田光博を選出
- ▼7・22 町国際交流推進委員会が主催する、観光パンフレット多言語化に向けたプロジェクトが始動
- ▼7・29 秩父別中学校野球部・女子バレーボール部中体連全道大会出場
- ▼8・7 淑徳日本語学校（東京都）で学ぶ中国の留学生、張越宵と阮怡萱が来町、農業体験ツアーに参加（〜一日）
- ▼8・25 「キッズスクエアちっくる」の来場者数が五万人

- 企業等のコンピュータが「wannacry」等と呼ばれるランサムウェアに感染
- ▼6・1 札幌市で「パートナーシップ宣誓制度」導入。政令指定都市では初の導入
- ▼6・2 米国がパリ協定からの脱退を表明
- ▼7・5 九州北部豪雨災害
- ▼7・5 成田国際空港株式会社社員らによる物品納入をめぐる成田国際空港株式会社法違反贈収賄事件検挙
- ▼7・9 沖ノ島（福岡）が世界文化遺産登録決定
- ▼8・29 北朝鮮が発射した弾道ミサイルが、日本国の上空を通過
- ▼9・18 大型の台風一八号が北海道を横断
- ▼10・11 沖縄県国頭郡東村における米軍のCH-53Eヘリコプターが緊急着陸事故
- ▼10・18 仮想通貨取引名下の詐欺事件検挙（警視庁）
- ▼11・1 外国人技能実習適正化法施行
- ▼11・5 トランプ・米大統領夫妻来日に伴う警備・警備（警視庁、埼玉）（〜七日）
- ▼11・6 北朝鮮による拉致被害者家族トランプ米大統領と面会
- ▼11・13 オウム真理教主流派信者による特定商取引

年 (西 暦) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
	<p>達成</p> <p>▼9・8 秩父別中学校開校七〇周年を記念した学校祭を二日間の日程で開催(～九日)</p> <p>▼10・28 町内の子どもたちを対象に、ファミリースポーツセンター二階で「ナイトメア イン チップベツ ハロウィンパーティ二〇一七」を開催</p> <p>▼11・11 タイで行われた観光プロモーションに神薮町長参加、秩父別町の観光名所や地元特産品などをPR(～一三日)</p> <p>▼11・15 町内の米農家・樫澤雄大作の「ゆめびりか」が全国規模のコンテスト「お米番付二〇一七」にて道内唯一となる最高位で入賞</p> <p>▼11・24 町PTA連合会と教育委員会主催の「子育てを見つめるゆうべ」にて、プロ野球千葉ロッテマリーンズ監督に就任した井口資仁が交流会館を会場に講演</p> <p>▼12・5 秩父別小学校にて、「子どもの心に響く道徳教育推進事業」(北海道教育委員会主催)が行われ、元旭山動物園飼育員で絵本作家のあべ弘士が講演</p>	<p>に関する法律違反で同派の拠点施設等を捜索(北海道)</p> <p>▼11・29 北朝鮮が弾道ミサイル「火星一五」型を発射し、「国家核武力の完成」を宣言</p> <p>▼12・1 東北自動車道の一部区間における規制速度の引き上げ(一一〇<sup>キロ</sup>毎時)の試行を開始</p>

平成三〇年  
(二〇一八)

- ▼1・1 一月一日現在で人口が二四三六人となり、平成二九年と比較すると三人増加。昭和五八年(八人増加)以来三四年ぶりの増加
- ▼2・23 高橋はるみ北海道知事が「地域訪問」事業として来町し、「キッズスクエアちっくる」を視察
- ▼4・1 観光パンフレット多言語化に向けたプロジェクトが完了。英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語の七言語で町の魅力を紹介する観光パンフレットが完成
- ▼4・11 外国人観光客を町に誘致するインバウンド事業を開始。臨時職員としてタイ出身のペミカ・カンチャノータイが着任
- ▼6・11 秩父別小学校にて、小学四、六年生を対象とした国際理解教育を行い、三か国(アメリカ、ロシア、台湾)五人の留学生と交流
- ▼6・23 認証五〇周年を迎えた「秩父別ライオンズクラブ」(柴田喜隆会長)が記念式典。同日、町と小・中学校に記念品を贈呈
- ▼7・7 屋外遊戯場「キュービックコネクション」がグランドオープン
- ▼8・27 北海道大学(札幌市)で学ぶ中国の留学生三人(繆嘉航と劉珍珠が秩父別町に滞在し、農業実習などを通

- ▼1・23 群馬県草津町の草津白根山が噴火
- ▼2・3 福井県を中心に大雪
- ▼2・9 冬季オリンピック・平昌大会開催(二五日)
- ▼3・9 冬季パラリンピック・平昌大会開催(一八日)
- ▼3・26 北海道日本ハムファイターズの本拠地が札幌ドームから北広島市へ移転決定
- ▼5・22 アメフト危険タックル問題で日本大学選手が会見
- ▼6・12 史上初の米朝首脳会談
- ▼6・13 成人年齢を一八歳に引き下げる改正民法が成立
- ▼6・18 大阪北部地震(M六・二)。最大震度六弱
- ▼6・28 西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨(西日本豪雨)
- ▼6・30 一長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が世界遺産決定
- ▼7・2 羽生結弦が国民栄誉賞受賞
- ▼7・6 オウム真理教事件の松本智津夫元死刑囚ら死刑執行
- ▼7・23 埼玉県熊谷で観測史上国内最高気温の四一・一度を記録

年 (西 曆) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
平成三一年 (二〇一九)	<p>じて田舎暮らしを体験(九月一日)</p> <p>▼9・3 秩父別町での生活を全国に発信することを目的に、よしもと興業所属芸人が町内で暮らす様子を動画配信などによりPRする「秩父別住みます芸人プロジェクト」を実施(一〇月二十九日)</p> <p>▼9・6 午前三時七分、胆振地方中東部の深さ三七<sup>キロ</sup>メートルを震源とした大地震・北海道胆振東部地震が発生し秩父別町においても震度四を観測</p> <p>▼10・23 姉妹町・香川県綾川町の前町長・藤井賢逝去。二五日に行われた葬儀に神数町長が参列</p> <p>▼10・27 「交通事故致死ゼロ三〇〇〇日」達成</p> <p>▼11・16 秩父別町図書館にて、深川市朗読サークル「朗読会かがやき」による「図書館DE N I G H T 大人な夜長の朗読会」を開催</p> <p>▼11・21 北海道日本ハムファイターズ応援大使(渡邊諒選手、鍵谷陽平選手)トークショー開催</p> <p>▼1・1 新たに「子ども子育て応援宣言のまち」を掲げる</p> <p>▼2・28 町長・町議会議員選挙で、町長に前副町長・澁谷信人が無投票当選。町議会議員は定数九人を超えな</p>	<p>▼8・5 北海道一五〇年記念式典</p> <p>▼9・4 台風二一号が上陸し、関西国際空港で大きな被害</p> <p>▼9・6 北海道胆振東部地震発生。国内初となる北海道全域に「ブラックアウト」が発生</p> <p>▼9・8 女子プロテニス大坂なおみが全米オープン優勝</p> <p>▼10・6 東京都中央区の築地市場が八三年の歴史に幕</p> <p>▼11・12 大リーグ・エンジェルス大谷翔平がア・リーグ新人王</p> <p>▼11・19 日産のゴーン会長を金融商品取引法違反容疑で逮捕</p> <p>▼1・7 国際観光旅行税施行</p> <p>▼1・26 女子プロテニス大坂なおみが全豪オープン優勝</p> <p>▼3・21 イチローが現役引退を表明</p>

令和 元年  
(二〇一九)

- ▼ 2・28 近年多発する災害に備え、避難経路等を示した「ため池 ハザードマップ」を作成
- ▼ 4・1 「北空知葬斎組合」が「北空知衛生センター組合」と組織統合
- ▼ 4・1 町議会臨時会にて、神数前町長が一七人目の名誉町民に推戴、九日に名誉町民称号贈呈式が行われ、名誉町民章などを授与
- ▼ 4・1 平成二八年五月の森林法一部改正により創設された、林地台帳制度が運用開始
- ▼ 4・8 秩父別町銘莫取扱店会（東晴基会長）が「ふるさと振興基金」（北空知信用金庫主催）の産業技術賞受賞
- ▼ 5・18 屋内遊戯場「キッズスクエアちっくる」と屋外遊戯場「キュービックコネクション」を建設した秩父別町の取り組みが、公益社団法人「こども環境学会」（五十嵐隆会長）の「自治体施策奨励賞」を受賞
- ▼ 6・25 神数前町長から町に寄付された二〇〇万円で、図書館に幼児用絵本や児童書を揃えた「かみやぶ文庫」を設置
- ▼ 7・1 秩父別町の高齢化率が四割を超え、長寿で安心できるまちを目指すため、「そっと見守る」ガイドブック（A四判二三六）を作成
- ▼ 4・15 パリのノートルダム大聖堂で大規模火災
- ▼ 4・23 北海道知事に鈴木直道が就任
- ▼ 4・30 天皇が退位。平成時代が閉幕
- ▼ 5・1 徳仁親王が天皇に即位。「平成」から「令和」に改元
- ▼ 6・28 大阪市でG20（金融・世界経済に関する首脳会合）開催（～二九日）
- ▼ 7・18 京都アニメーション放火殺人事件発生
- ▼ 9・20 ラグビーワールドカップ二〇一九が日本で開催
- ▼ 10・1 消費税が八割から一〇割に増税
- ▼ 10・22 天皇徳仁の即位礼正殿の儀
- ▼ 10・25 G20北海道俱知安観光大臣会合開催（～二

年 (西 暦) 号	秩父別町関連の主な出来事	秩父別町関連の主な出来事
	<p>秩父別消防団創立一〇周年記念演習開催</p> <p>7・18 秩父別消防団創立一〇周年記念演習開催</p> <p>9・4 開村一二五年・町制施行六〇周年・綾川町姉妹町締結四〇周年記念式典開催</p> <p>10・19 町内の子どもたちを対象としたハロウィン・イベント「ア スプーキー グッドタイム」をファミリースポーツセンターにて開催</p> <p>12・17 前町長で名譽町民の神數武が、令和元年度の叙勲において「旭日双光章」を受賞。「北海道社会貢献賞」の受賞と合わせ、澁谷町長に報告</p>	<p>令和 二年 (二〇二〇)</p> <p>1・16 より魅力あるまちづくりを推進するため、町ホームページをリニューアル</p> <p>3・31 幌加内町が深川地区消防組合から脱退し、一市四町の構成となる</p> <p>4・1 二月末から「新型コロナウイルス」感染症拡大防止のため、各施設では使用制限または全館休館等の措置を講じていたが、スポーツセンターやふれあいプラザ、郷土館など六施設が通常通り再開</p> <p>6・1 町の公共施設では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、事業者が取り組むべき七つのポイントを提案する「新北海道スタイル」を実施</p>
<p>北海道・国内外の主な出来事 六日)</p>	<p>10・31 世界遺産の首里城正殿・北殿・南殿が消失</p> <p>11・24 ローマ教皇が長崎市と広島市で核兵器廃絶や平和のメッセージを発信</p> <p>11・29 北海道がカジノを含む総合型リゾート（IR）の誘致申請を見送り表明</p> <p>11・30 東京オリンピック・パラリンピックのメイנסタジアム・国立競技場が完成</p>	<p>1・7 中国・武漢市における原因不明の肺炎を「新型コロナウイルス」によるものと特定</p> <p>1・15 日本における初の新型コロナウイルス感染者を確認</p> <p>1・28 道内初の新型コロナウイルス感染者確認（中国・武漢からの来道者）</p> <p>1・28 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」を閣議にて決定</p> <p>1・31 世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルスの感染拡大で「緊急事態」を宣言</p> <p>2・13 新型コロナウイルスによる国内初の死亡者</p>

令和 三年 (二〇二一)	<p>▼2・15 深川地区消防組合高機能消防指令センター運用開始。妹背牛町と秩父別町の一九番通報を深川消防署</p>	<p>▼1・7 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、首都圏の一部三県に対し、二度目の緊急事態宣言発令</p>
	<p>▼7・6 「北育ち元気村花き生産組合」秩父別支部（我部山豊春支部長）が「北空知もう一つの生花リレー」と題した取り組みにより、秩父別町役場に、町内の花き農家で育てた花を寄贈</p> <p>▼7・7 「秩父別町B&amp;G海洋センター」リニューアルオープン</p> <p>▼7・20 農業委員会委員選任において、会長に吉田光博会長職務代理者に中村純一を選出</p> <p>▼8・1 深川地区消防組合でNet119運用開始</p> <p>▼8・25 秩父別町仏教会と災害時の協力協定を締結</p> <p>▼9・2 高円宮賜杯第四〇回記念全日本学童軟式野球大会マクドナルドトーナメント北海道大会・北空知支部大会で優勝した「秩父別タイガース野球少年団」が教育委員会を訪問。一〇月三日から苫小牧市で行われる北海道大会への出場を小林教育長に報告</p> <p>▼10・1 インフルエンザ予防接種、令和二年のみ全額助成の対象に（一二月三一日）</p>	<p>を確認</p> <p>▼2・28 北海道知事が独自の「緊急事態宣言」を決定・開始（三月一九日）</p> <p>▼3・11 WHOが新型コロナウイルスの感染拡大について、パンデミック（世界的流行）相当との認識を提示</p> <p>▼3・24 新型コロナウイルスの世界的流行に伴い、東京オリンピック・パラリンピックの一年延期が決定</p> <p>▼4・16 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を拡大し全都道府県に発令（五月二五日）</p> <p>▼4・17 JR北海道札沼線（学園都市線）北海道医療大学駅～新十津川駅間が運行終了</p> <p>▼7・1 改正容器包装リサイクル法施行により、レジ袋の有料化を義務化</p> <p>▼7・12 北海道初の国立博物館「ウポポイ（民族共生象徴空間）」開館</p> <p>▼9・16 菅義偉内閣成立</p> <p>▼12・6 宇宙航空研究開発機構（JAXA）開発の小惑星探査機「はやぶさ2」が地球へ帰還</p>

年 (西 暦) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
	<p>で受信する</p> <p>▼4・7 新型コロナウイルスの影響等により、「農業経営持続化補助金」制度を実施</p> <p>▼4・26 名誉町民並びに北いぶき農業協同組合名誉組合員の大西章允が逝去</p> <p>▼5・10 秩父別町学校施設整備検討委員会並びに検討部会を設置</p> <p>▼5・13 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、商工事業者の事業継続を支えるための支援金「商工事業者事業継続追加支援金」を支給</p> <p>▼5・28 令和三年四月二〇日で郵政事業が創業一五〇年を迎えたことから作成された、「切手趣味週間・郵政創業一五〇年」の記念切手を秩父別郵便局から町に寄贈</p> <p>▼7・16 キャリア教育と普段体験できないような活動創出を目的とし中学生を対象に「つばめの教室」を初実施</p> <p>▼8・30 「秩父別町学校施設整備検討委員会」が「秩父別小・中学校の適正規模や適正配置並びに中学校の校舎老朽化に伴う改築策について」町長に答申</p> <p>▼10・1 「ローズガーデンちっぷべつ」駐車場横にドッグランが完成、オープン</p>	<p>▼1・13 緊急事態宣言の範囲拡大</p> <p>▼1・20 ジョー・バイデンが米大統領に就任</p> <p>▼1・22 核兵器禁止条約(五〇か国・地域以上が批准)が発効</p> <p>▼2・3 改正新型インフルエンザ対策特別措置法が参院本会議で可決・成立</p> <p>▼2・4 さつばろ雪まつりがオンラインで開催</p> <p>▼2・17 新型コロナウイルス・ワクチンの接種開始</p> <p>▼4・27 むかわ町と北海道大学が穂別で発掘した草食恐竜化石は、国内最大級の全身化石と発表</p> <p>▼5・16 北海道が二度目の緊急事態宣言</p> <p>▼5・21 改正少年法が成立、一八歳と一九歳の少年を「特定少年」と定め、起訴後の実名報道が可能</p> <p>▼7・23 夏季オリンピック・東京大会開催(〃八月八日)。札幌市でマラソン、競歩、サッカー競技を開催</p> <p>▼7・27 「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録</p> <p>▼8・7 北海道で観測史上初の二五日連続猛暑日</p> <p>▼8・24 夏季パラリンピック・東京大会開催(〃九月</p>

	<p>▼11・24 平成七年に、町内中山地区の農用地改良用客土採取跡地の緑化を目的として結成された「山川草木を育てる集い」（早川正剛代表）が、役場庁舎での総会にて解散を決定、二六年間の活動に幕</p>	<p>月五日) ▼9・1 デジタル庁設置 ▼10・4 岸田文雄内閣成立</p>
令和 四年 (二〇二二)	<p>▼1・20 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社と大規模災害時における相互協力に関する協定を締結 ▼4・25 秩父別町銘菓取扱店会（東晴基会長）が、平成二三年から販売している「ぼてとちつぶべつ」のパッケージと原材料をリニューアル ▼6・12 名誉町民並びに秩父別土地改良区名誉組合員の高鶴光雄が逝去 ▼7・2 ベルパークちつぶべつを会場としたイベント「キュービックワンダーランド」を初開催 ▼8・23 秩父別町放課後学習塾が開講 ▼8・26 名誉町民・故高鶴光雄に「特旨叙位（従六位）」を授与 ▼10・19 秩父別町内に、気象庁の地域気象観測システム「アメダス」を設置、一〇月三一日から観測 ▼10・25 鈴木直道北海道知事が来町し、澁谷町長、小林教育長と共にキッズスクエアちつくる、キュービックコネクションを視察</p>	<p>▼2・4 冬季オリンピック・北京大会開催（二〇日） ▼2・5 新型コロナウイルスのオミクロン株が流行、一日の新規感染者が初めて一〇万人超 ▼2・6 札幌市をはじめ石狩地方全域で観測史上最大の大雪（七日）。札幌駅発着の列車すべて運休 ▼2・12 将棋の藤井聡太竜王が史上初一〇代（一九歳六か月）で五冠達成 ▼2・24 ロシアがウクライナ侵攻 ▼3・4 冬季オリンピック・北京大会開催（三日） ▼4・1 改正民法施行により成人年齢が二〇歳から一八歳に引き下げ ▼4・23 知床半島航行中の観光船沈没。死者二〇人、行方不明者六人 ▼5・11 経済安全保障推進法成立 ▼7・8 安倍元首相が選挙演説中に銃撃死亡（九月二七日国葬）</p>

年 (西 曆) 号	秩父別町関連の主な出来事	北海道・国内外の主な出来事
令和 五年 (二〇二三)	<p>▼11・2 三年ぶりとなる「秩父別町総合文化祭」を開催。文化連盟所属の一六団体、近隣ピアノ教室に通う児童・生徒、秩父別中学校吹奏楽部が日頃の成果を発表(三日)</p> <p>▼1・7 第一回秩父別町二〇歳のつどい開催。今年度二〇歳になる二二人が参加</p> <p>▼2・9 町内在住の北海道指導農業者・楠本典子が、都市部の修学旅行生の民泊や農業体験の受け入れなどを通じて地域農業の発展に尽力した功績により、北海道知事から感謝状を受贈</p> <p>▼2・28 町長・町議会議員選挙で、現職の町長・澁谷信人が無投票当選。町議会議員は定数九人を超えなかったことにより、全員無投票当選</p> <p>▼3・17 日本ガイシ株式会社から、町のゼロカーボンの取組みに役立ててほしいと、企業版ふるさと納税によりNAS®電池一基を受贈</p> <p>▼5・1 深川地区消防組合で多言語電話同時通訳サービス運用開始</p> <p>▼7・20 農業委員会委員選任において、会長に吉田光博、会長職務代理者に中村純一を選出</p>	<p>▼7・23 新型コロナウイルスの一日の新規感染者が初の二〇万人超</p> <p>▼10・20 円高が進み、三二年ぶりに一ドル一五〇円を突破</p> <p>▼1・26 電子処方箋の運用開始</p> <p>▼2・7 闇バイト強盗、指示役「ルフィ」ら逮捕(九日)</p> <p>▼2・8 東京オリンピック・パラリンピックを巡る談合事件で、大会組織委員会の大会運営局ら逮捕</p> <p>▼3・13 静岡県の一家四人殺害事件で死刑が確定していた袴田巖について、東京高裁裁判のやり直しを認める決定</p> <p>▼4・1 こども基本法施行</p> <p>▼4・1 こども家庭庁発足</p> <p>▼5・8 新型コロナウイルスをインフルエンザと同じ「五類」に引き下げ</p> <p>▼8・24 東京電力が、福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出開始、反発した中国が日本産水産物の輸入停止</p> <p>▼8・25 陸上世界選手権ブダペスト大会で、女子や</p>

▼9・9 開催 秩父別町防火管理協会設立五〇周年記念式典を ▼10・1 秩父別町義務教育学校開校準備委員会を設置 ▼11・2 秩父別町文化連盟創立五〇年記念式典挙行 ▼12・21 深川警察署と犯罪被害者等支援に関する協定を 締結	
り投げの北口榛花選手が金メダル獲得 ▼9・1 気象庁は令和五年六月～八月の平均気温が 一八九八年の統計開始以降で最も高かったと発表 ▼9・6 全国のレギュラーガソリンの平均価格が一 八六・五円で、価格調査を始めた一九九〇年八月以 降の最高値を記録 ▼9・13 第二次岸田改造内閣発足、女性閣僚は過去 最多の五人 ▼10・11 札幌市が、冬季五輪・パラリンピック二〇 三〇年大会招致を断念	

## 主な参考文献

行政事務報告書 平成二二年度～令和五年度(秩父別町)／秩父別町行政執行方針 平成二二年度～令和五年度(秩父別町)／一般会計歳入歳出決算書 平成二二年度～令和五年度(秩父別町)／国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書 平成二二年度～令和五年度(秩父別町)／老人保健特別会計歳入歳出決算書 平成二二年度～平成二二年度(秩父別町)／後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書 平成二二年度～令和五年度(秩父別町)／介護保険特別会計歳入歳出決算書 平成二二年度～令和五年度(秩父別町)／農業集落排水事業特別会計入歳出決算書 平成二二年度～令和五年度(秩父別町)／秩父別町簡易水道事業決算書 平成二二年度～令和五年度(秩父別町)／秩父別町過疎地域持続的発展市町村計画 令和三年度～令和七年度(秩父別町)／秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略(秩父別町平成二八年七月) (秩父別町平成二七年一〇月)／第一期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定(秩父別町平成二八年七月)／第二期秩父別町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証報告書(秩父別町令和六年二月)／第二期秩父別町人口ビジョン(秩父別町令和二年二月)／第三期秩父別町人口ビジョン(秩父別町令和七年)／広報ちっぷべつ 平成二二一年一月号～令和五年一二月号(秩父別町)／第六次総合計画(秩父別町平成二八年四月)／秩父別町要覧二〇二二・二〇一六・二〇二〇・二〇二四資料編(秩父別町)／ちっぷべつ議会だより一〇〇号記念特別号(秩父別町平成二六年二月)／秩父別空家等対策計画 令和三年度～七年度(秩父別町)／秩父別町開村一三〇年・町制施行六五周年・綾川町姉妹町締結四五周年記念式典しおり／秩父別町内各観光施設パンフレット各種／北海道マガジン プチ・ジェイビーゼロワン(秩父別町令和四年一月)／秩父別の農業(平成三二年四月)／秩父別町人・農地プラン(秩父別

町) / 秩父別町水田収益力強化ビジョン (秩父別町) / 秩父別町鳥獣被害防止計画 令和三年度 (秩父別町) / 創業支援事業計画 (秩父別町) / 秩父別町導入促進基本計画 (秩父別町) / 秩父別町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 令和六年二月 / 秩父別町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) 令和四年三月 / 秩父別消防団創立一一〇周年記念誌 (秩父別消防団) 令和元年七月一八日 / 組合消防五〇周年記念誌 (深川地区消防組合) 令和四年七月四日 / 消防年報 令和三年〜六年 (深川地区消防組合) / 秩父別町の名木 (秩父別町名木百選委員会) / 第一次秩父別町交通安全計画 令和三年度〜七年度 / 小学校社会科副読本秩父別 (秩父別町教育委員会平成二〇年三月・平成二四年三月) / 創立50年記念誌 秩父別文化 (秩父別町文化連盟平成五年一〇月) / 令和三年度秩父別町商工会第六一回通常総会議案書 / 「JAのご案内」 (北いぶき農業協同組合ディスクロージャー誌) / 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針 (秩父別町) / 秩父別町森林整備計画 / 秩父別町地域材利用推進方針 (平成二四年一月) / 秩父別土地改良区広報誌 / 北いぶき農業協同組合広報誌 / 令和二年国勢調査北海道の人口世帯数 (北海道庁) / 北空知森林組合通常総会議案 (平成二一年度〜令和四年度) / 北空知しんきんディスクロージャーREPORT二〇二四 / 郵政一五〇年史 (日本郵政株式会社 令和四年三月) / 二〇二四年度北海道経済の展望 (北海道銀行) / 北海道新聞 (北海道新聞社・平成二二年〜令和七年)

## あとがき

明治二八・二九年の両年にわたり屯田兵が入植し、日々の辛苦に耐えながら明日の繁栄を夢見て開墾した「秩父別」。

一三〇年の歳月を経て、昼なお暗い原始林は切り拓かれ、今日では北海道屈指の良食味米の産地として礎が築かれました。

先人の苦勞に深い敬意と感謝を捧げるとともに、次世代へのさらなる発展を願い、令和六年六月二七日に「秩父別町開村一三〇年・町制施行六五周年・香川県綾川町姉妹町締結四五周年記念式典」を挙行いたしました。

この記念事業の一環として、町史の編纂計画を立て、既に出版されている『秩父別町史続二巻』を継承し、平成二一年から令和五年までの一五年間をまとめたものが、本書『秩父別町史続三巻』であります。

本書の編纂にあたっては、町総務課が担当となり原案を作成し、各担当部局において資料の検討を重ねたうえで、株式会社ぎょうせいにより執筆・編集が行われました。

最後に、本町史の編纂に際し、多くの皆様、関係機関並びに各団体から貴重な資料の提供をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

令和八年二月

秩父別町役場総務課広報係





秩父別町史 続三卷

令和八年二月発行

編集者 秩父別町役場総務課

発行所 秩 父 別 町

北海道雨竜郡秩父別町四一〇一番地

製作・印刷 (株) ちちひや

本社 東京都江東区新木場一丁目一八番一―号  
北海道支社 札幌市中央区北五条西六丁目二―二  
電話 〇二―四一―一九七一 (代表)